

博士論文

現代アジア研究クラスター

今日のベトナムにおける
汚職・腐敗問題への取り組み:

新たな模索と課題についての考察

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科
グローバル・スタディーズ専攻 博士課程(後期課程)

氏名: NGUYEN THANH HUYEN

学生 ID: 4I 16 1207

2021年11月

目次

序章 本研究の背景	6
第1節 ベトナム政府組織および汚職・腐敗の現状	6
1. ベトナム社会主義共和国の政府組織	6
2. ベトナムにおける汚職の現状と政府の対応	15
第2節 問題の所在	28
1. ベトナムにおける汚職の原因	28
2. ベトナムの汚職対策における問題点	33
第3節 本研究の目的および研究方法	35
1. 本研究の目的	35
2. 本論文の研究対象および範囲	36
3. データベースとフィールドワーク	36
第4節 本論文の構成	40
第1章 ベトナムの汚職・腐敗問題に関する先行研究	41
第1節 国際社会における研究	42
1. 汚職・腐敗問題に関する研究	42
2. 汚職取締戦略に関する研究	46
3. ベトナムの汚職・腐敗との闘いに関する海外での研究	49
第2節 ベトナム国内における汚職・腐敗の研究	52
1. ベトナム国内における汚職・腐敗に関する文献の現状	52
2. 汚職・腐敗の基礎理論に関する研究	55

3. ベトナムの汚職・腐敗の法的枠組みに関する国内の研究.....	56
4. ベトナムの汚職の現状および汚職取締機関に対する研究.....	60
5. ベトナム市民社会における反汚職活動に関する研究.....	61
第3節 先行研究における未解決課題と本論文の貢献.....	62
第2章 ベトナム政府の反汚職対策と 汚職取締に関する法的枠組み.....	64
第1節 ベトナムの法律における汚職行為に対する認識の変化.....	64
第2節 汚職対策の法的枠組み.....	69
1. ベトナムの汚職対策の法的枠組みの概要.....	69
2. 汚職防止法.....	72
3. 刑法に定められている汚職・腐敗の罪名と刑罰の変化.....	78
4. 通告・情報提供者保護制度の法的枠組み.....	82
第3節 ベトナムの汚職対策の法的枠組みにおける課題.....	85
1. 法律の執行における課題.....	85
2. 小規模汚職行為に関する課題.....	86
3. 大規模・政治汚職の防止・取締を巡る課題.....	86
4. 通告者・情報提供者保護に関する課題.....	88
第3章 ベトナム汚職取締機関の制度と機能.....	90
第1節 ベトナム汚職取締機関の形成史（2005年以前）.....	91
1. 包括的な権限を有する不正行為取締機関（1945-1949年）.....	91
2. 不正行為取締専門機関（1950-2004年）.....	97
第2節 今日の政府の汚職取締機関の制度（2005年以降）.....	101
1. 汚職取締機関の設置.....	101

2. 政府の汚職取締制度における中心機関.....	102
3. 近年の実績.....	113
4. 今日の汚職取締機関の制度の課題.....	117
第4章 マスメディアと市民社会組織の反汚職活動.....	120
第1節 マスメディアによる反汚職に関する取り組み.....	120
1. 汚職・腐敗との闘いにおけるベトナムマスメディアの特徴.....	121
2. ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおけるマスメディアの活動.....	124
3. オンライン新聞社の反汚職活動推進要因.....	140
4. 反汚職の分野における報道活動の挑戦.....	145
第2節 非政府組織（NGO）および社会的企業.....	149
1. ベトナムにおけるNGOの反汚職活動.....	149
2. 社会的企業（Social enterprise）.....	153
第5章 汚職事例を通じた政府・メディアの行動変化の考察.....	156
第1節：Tran Du Chau 汚職事件（軍事裁判所判決 1950年9月5日付）.....	156
1. 事件の概要.....	157
2. 判決に関する基本的理解.....	158
3. Tran Du Chau 汚職事件の解決におけるマスメディアの役割.....	161
4. 今日の反汚職運動におけるTran Du Chau 汚職事件の意義.....	164
第2節：Nam Cam 事件（最高人民裁判所判決 2003年10月30日付）.....	166
1. Nam Cam 事件における汚職罪とその刑罰.....	167
2. 収賄および職権濫用の成立条件に対する弁論.....	173
3. Nam Cam 事件におけるマスメディアの報道活動.....	175
4. 反汚職運動におけるNam Cam 事件の今日的意義.....	177

第3節：ベトナム国営石油ガスグループ（PVN）における汚職事件 （ハノイ市高等人民裁判所判決 2018 年 5 月 14 日付）	179
1. Thai Binh 省火力発電所建設事業における PVN の不当決定.....	181
2. 犯罪者の犯行および刑罰.....	183
3. PVN 汚職事件における注目点.....	185
4. PVN 汚職事件を巡る議論.....	187
5. マスメディアの貢献.....	189
第4節：MobiFone 会社の株式売却事業における政治腐敗事件 （ハノイ市高等人民裁判所判決 2020 年 7 月 27 日付）	194
1. 政府監察院（GIV）の内部調査結果.....	195
2. 主な犯罪者の犯行および刑罰.....	197
3. マスメディアおよび NGO の貢献.....	200
終章 過去から未来へ	204
1. 各章のまとめ.....	204
2. 過去の教訓.....	210
汚職・腐敗に対するベトナム市民の容認度の高さ.....	211
汚職・腐敗に対する認識の変化.....	212
インターネットの発展と新たな常識.....	213
3. 今後の展望.....	213
終わりに.....	215
参考引用文献	217
1. 日本語文献.....	217
2. 英語文献.....	220

3. ベトナム語文献	234
図表目次	261
[図]	261
[表]	262
[コラム]	263
ANNEXE	264
1. 新聞記者に対するアンケート調査票（ベトナム語）	264
2. ベトナム人留学生に対するアンケート調査票（ベトナム語）	276
謝 辞	286

序章

本研究の背景

汚職は古くから文化と歴史に根づいており、世界のどの国でも直面している問題である。汚職問題と政府の汚職対策を理解するためにはまずその国の歴史、文化さらには政治的背景を把握する必要がある。本章では、ベトナム現代社会の状況および政治制度を概観した後、今日政府や市民が直面する汚職問題を取り上げ、その原因を明らかにする。

第1節 ベトナム政府組織および汚職・腐敗の現状

1. ベトナム社会主義共和国の政府組織

ベトナムは東南アジアのインドシナ半島東部に位置し、人口約 9758 万人（GSO 2021a, pp.51-53）を有する社会主義共和制国家で、統治体制は共産党の一党制である。1887 年以降はフランスの植民地となったが、1945 年 9 月 2 日に独立を宣言した。しかし、その後インドシナ戦争が勃発し、1954 年から 1973 年に至るまでの約 20 年間、国が南北に分断されていた。1975 年から南北を統一したベトナム政府は、戦争を終結させ国家建設を推進した。1976 年に開催した第五回 1977 年 7 月 20 日に国連に加盟し、ベトナムは新たな時代に突入した。以後、共産圏に限らず様々な国と友好関係を構築、世界経済と連携し、域内経済統合を進め始めている。

1970 年代の後半、ベトナム政府にとって歴史的な方針転換があった。戦争の終焉後しばらくはベトナム国内で経済不振が続いていた。しかし当時、東欧・ソ連では、政治・経済の劇的な変化が相次ぎ、同時期の新興工業国の成功と中国の改革はベトナム政府の政策に大きな影響を及ぼした。それがきっかけとなり、1986 年、ベトナム政府は中央計画の手法を手放し「ドイモイ」（刷新）と呼ばれる経済の自由化・対外開放政策を採用し、市場経

済への移行に踏み切ることになった（レ・タン・ギエップ 2005, pp.59-60）。経済社会思想面における方向転換はベトナム経済および社会を幅広く変化させ、多様な経済機会が生まれることにより、社会の多様化を加速させていった（荒神 2018, p.4）。市場経済化、国際化、計画経済から市場経済へ移行した 2000 年代からは、長期間にわたり国内総生産（Gross Domestic Product=GDP）の成長率を 6%から 7%に保つことができ、2010 年には低・中所得国となった（World Bank 2013, UNDP 2020）。

現代のベトナム社会主義共和国の政治体制は、（1）ベトナム共産党（Đảng cộng sản Việt Nam）、（2）政府機関（Hệ thống Nhà nước）、（3）ベトナム祖国戦線（Mặt Trận Tổ Quốc Việt Nam）の 3 つの柱で構成されている。政府機関以外にも、病院、学校、企業、業界組織および軍隊などの組織内にベトナム共産党とベトナム祖国戦線の支部が設置されている。

1.1. ベトナム共産党（The Communist Party of Vietnam = CPV）

ベトナム共産党（CPV）は、ベトナム唯一の政党であり、ベトナムの現行憲法第 4 条では、CPV の役割を「ベトナム労働者階級の先導隊であり、すべての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である」と定義している。CPV は 1930 年に設立され、ベトナム戦争の最高指導者として、ベトナム市民を勝利に導いた。特に、1945 年 8 月に「八月革命」を起こし、フランス植民地主義の支配を終焉させ、ベトナム民主共和国（現在のベトナム社会主義共和国）を成立させた。それ以降、CPV はベトナムの政治制度において特別な存在であり、今日に至るまでその地位を維持している。

CPV はマルクス・レーニン主義およびホーチミンの思想に基づいて組織され、民主集中制の原則に基づいて活動している（図 1）。各級行政区¹、各団体・組織に党の支部が設置され、各支部から選出された代表者が全国代表者総会（Đại hội Đại biểu Toàn quốc）を運営する。全国代表者総会は、5 年に 1 回党大会を開催する。党大会では、CPV の最高指導機

¹ ベトナム行政区画は 3 級に分けられている。第一級行政区には 58 の省と 5 つの中央政府直轄市（省と同級）が含まれている。第二級行政区は省附属の市・県と中央政府直轄市の下の郡・県である。第三級行政区には郡・県附属町・村が含まれている。

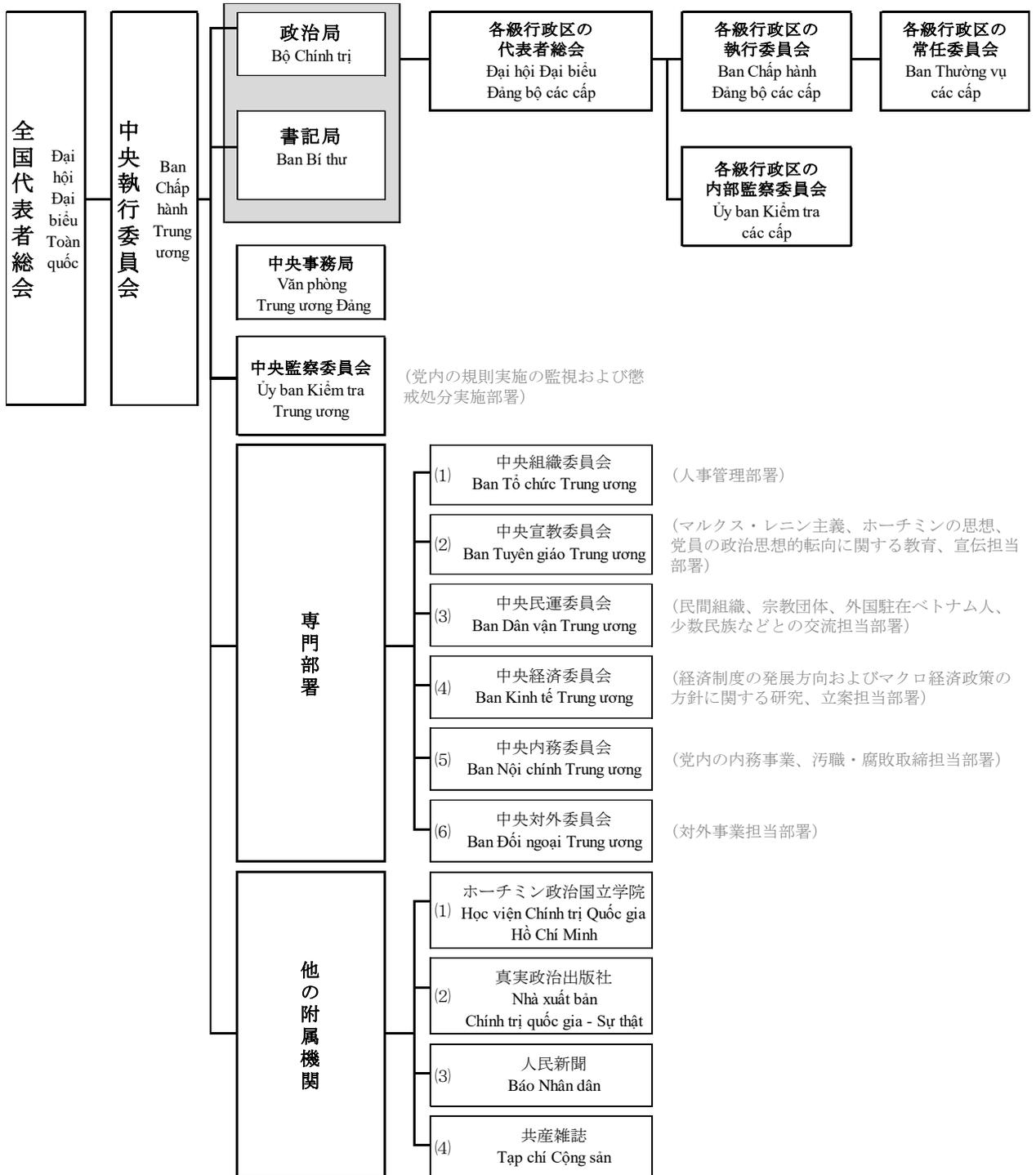
関とされる全国代表者総会が次の5年間の基本路線や政策を可決する。党大会の執行機関は中央執行委員会（Ban Chấp hành Trung ương）であり、機関の長は書記長である。党大会の後、中央執行委員会は政治局、書記局と中央事務局の委員を選出する。政治局（Bộ Chính trị）は中央執行委員会の常任機関となり、国に関わる緊急事情に対応する役割を果たしている。政治局は、国会議員の推薦候補者を推挙することができる。政治局と書記局（Ban Bí thư）は党の運営の中心を担っている。書記局は党大会の決定実施を監視する役割も果たしている。さらに、中央事務局（Văn phòng Trung ương Đảng）と表2に記載されている6つの専門部署と他の4つの附属機関は、中央執行委員会、政治局および書記局の情報整理を実施し、これらの機関にアドバイスや支援、指示通りに専門事業の業務を行う部門と位置付けられている。例えば、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの法典、政府の命令および共産党書記長の本などの書籍の編集、印刷、出版、販売促進（営業）活動など、すべては真実政治出版社負担で行われる。

CPVの中央宣教委員会によると、2020年までにCPVは54,000支部を持ち、党員は520万人以上であった（Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam 2021a）。CPVの第13回全国代表者大会は、2021年1月25日から2月1日にかけてハノイ市国家会議センターで開催され、代表者1587人が出席した。今期の政治報告書では、汚職撲滅と並んで党・国家・大衆組織の組織や活動の改革が前期より重視されるようになったとされている（石塚2021, p.3）。党第13回全国代表者大会では、中央執行委員会委員として200人が選出され、そのうち180人は中央委員、20人は准中央委員²である。そして、2021年1月31日に、第13期中央執行委員会は第一回会議を行い、政治局委員18人（表1）、書記局委員11人と中央監察委員会委員19人を選出した。表1を見ると、CPVの政治局委員は政府における重要な役職を兼任することが多いことがわかる。それにより、ベ

² 准中央委員は政治局、書記局と中央監察委員長に立候補することができない。

トナム政治制度において政治局委員は CPV の指揮を担うという重要な位置付けであることも明らかになった。

図 1 ベトナム共産党 (CPV) の組織図



出典：ベトナム共産党 (CPV) の憲章をもとに筆者作成

表 1 ベトナム共産党 (CPV) の政治局の構成 (第 13 期と第 12 期)

順	第 13 期 (2021–2025 年)			第 12 期 (2016–2020 年)			
	氏名	党内役職	兼任	氏名	党内役職	兼任	注
1	Nguyen Phu Trong	書記長		Nguyen Phu Trong	書記長	国家主席 (2018-2021 年)	
2	Phan Dinh Trac	常任書記兼 中央内務局長		Vo Van Thuong	常任書記兼 中央宣教委員長		
3	Tran Cam Tu	常任書記兼 中央監察委員長		Tran Quoc Vuong	常任書記兼 中央監察委員長		※2018 年 3 月辞退
4	Truong Thi Mai	常任書記兼 中央組織委員長		Pham Minh Chinh	常任書記兼 中央組織委員長		
5	Nguyen Hoa Binh	常任書記	最高人民裁判所 長官	Truong Thi Mai	常任書記兼 中央民運委員長		
6	Vo Van Thuong	常任書記	国会議員	Truong Hoa Binh	常任書記	最高人民裁判所 長官	
7	Tran Tuan Anh	中央経済委員長	国会議員	Dinh The Huynh	常任書記		※2017 年 8 月辞退
8	Vuong Dinh Hue	委員	国会議長	Nguyen Thi Kim Ngan	委員	国会議長	
9	Tran Thanh Man	委員	国会副議長	Tong Thi Phong	委員	国会副議長	
10	Nguyen Xuan Phuc	委員	国家主席	Tran Dai Quang	委員	国家主席	※2018 年 9 月死亡
11	Pham Minh Chinh	委員	首相	Nguyen Xuan Phuc	委員	首相	
12	Pham Binh Minh	委員	副首相兼 外務大臣	Vuong Dinh Hue	委員	常任副首相	
13	Phan Van Giang	委員	国防大臣	Pham Binh Minh	委員	副首相兼 外務大臣	
14	To Lam	委員	公安大臣	To Lam	委員	公安大臣	
15	Luong Cuong	委員	ベトナム人民軍 の政治局長	Ngo Xuan Lich	委員	国防大臣	
16	Dinh Tien Dung	ハノイ市共産党 執行委員会 書記長	国会議員	Hoang Trung Hai	ハノイ市共産党 執行委員会 書記長		
17	Nguyen Van Nen	ホーチミン市共 産党執行委員会 書記長	国会議員	Nguyen Thien Nhan	委員	祖国戦線 (VFF) 議長 (2013-2017 年) ホーチミン政治 国立学院長 (2017-2020 年)	
18	Nguyen Xuan Thang	ホーチミン政治 国立学院長		Nguyen Van Binh	常任書記兼 中央経済委員長	ベトナム 中央銀行総裁	※2020 年 11 月:ベトナム中 央銀行における不正行為の 連帯責任で免職
19				Dinh La Thang	ホーチミン市共 産党執行委員会 書記長 (2016-2017 年)		※2017 年 5 月:ベトナム石 油ガス経済集団 (PetroVietnam=PVN) に 発生した汚職犯罪で免職

出典：中央宣教委員会のホームページ (Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam 2021b, 2021c) をもとに筆者作成

1.2. 政府機関 (The State System)

2つ目の柱は政府機関であり、立法・行政・司法の権限を実施する機関である（図2）。国会は主権者であるベトナム市民の最高代表機関であり、憲法上唯一の立法機関である。ベトナム国会は、日本の両院制（衆議院および参議院）と異なり、一院制であり、CPVの方針、指揮を基にして、立法権を行使し法律を制定する。国会議員は市民の直接選挙により選出されている。国会議員の定員は500人であり、CPVの任期と揃えて5年任期制としている。国会議員に立候補するのは自由であるものの、実際には、議員の大部分は共産党の党员である。2016年に選出された第14期国会議員（2016-2021年）496人のうち非共産党員議員はわずか21人（4.2%相当）である。この割合は、第11期国会議員（2002-2007年）の10.25%と比較すると、低下していることがわかる。それは選挙の準備が十分に整わず、大衆から信頼されている人材が十分に紹介されていないためとされている（Nguyen Thao 2016）。

ベトナム国会の常任機関は国会常任委員会であり、国会議長、副議長（4名）を含む15名が国会より任命される。そして、国会常任委員会の委員は政府行政機関の職員を兼任することが不可能と規定されている（2013年憲法第73条）。国会議員は決選投票方式で政府の長である国会主席を選出してから、国会主席の提言に基づき、副主席、首相、中央行政機関および司法機関の長（最高人民検察院検事総長および最高人民裁判所長官）に対し、任命・解任・罷免する権限を有する。

行政事務を担当する機関は国家機関（Nhà nước）と呼ばれている。国家機関の長は国家主席である。各任期の第一回会議の際、国会常任委員会は国会議員から国家主席を選出し、国会に報告する責任がある（2013年憲法第86条）。国家主席は国の元首として内務および対外政策を決定する。国家主席は国会に副主席、首相、副首相、各省大臣および他の中央行政機関の長など国家機関の役職、並びに最高人民検察院検事総長および最高人民裁判所長官の候補者を提案する（2013年憲法第88条）。国家主席の下には、政府（Chính phủ）が位置し、これはベトナム国家機関制度で最高行政権限を有する機関である（2013年憲法

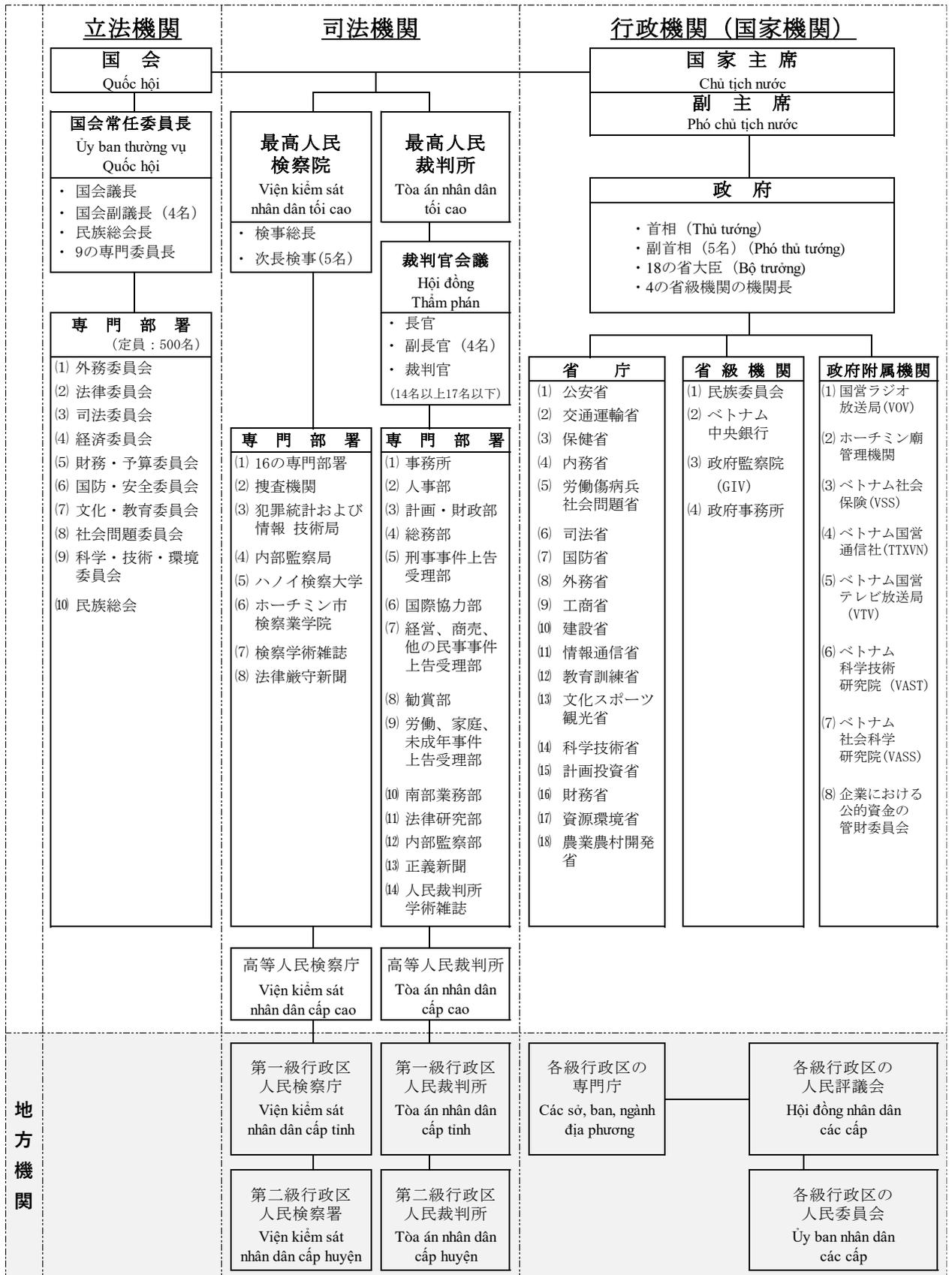
第 94 条)。政府は国会の行政機関となり、国会に対し報告する義務がある。政府の職員はそれぞれ、首相、副首相および省大臣と省級機関の長である。

司法機関は、検察機関と裁判所から構成され、公訴権と裁判権が分立している(2013 年憲法第 102 条と第 107 条)。ベトナム司法制度は 4 級制である。最高権限を有するのは最高人民検察院と最高人民裁判所である。最高人民裁判所は最終の裁判所として、上告、特別抗告だけ取り扱うことと規定されている(2013 年憲法第 104 条)。一方、最高人民検察院は、司法活動における事件、汚職事件を中心に取り扱うことになる(人民検察院組織法 3 第 20 条)。汚職事件を対応する専門部署は最高人民検察院内に設置されている(本論文 第 3 章 2 節参照)。最高人民検察院の下での検察機関の構成は裁判所と対応するため、以下では裁判所の組織のみを取り上げる。最高人民裁判所の下に、3 つの高等人民裁判所があり、ハノイ市、ホーチミン市およびダナン市という 3 大都会に設置されており、高等人民検察庁も同様である。さらに、第一級行政区と第二級行政区に地方人民裁判所が置かれている。高等人民裁判所は管轄地域内の第一級行政区裁判所の裁判に対する不服申立てを扱うところである(人民裁判所組織法第 29 条⁴)。ベトナム第一級行政区人民裁判所には、軍事裁判所、刑事裁判所、民事裁判所、経済裁判所、行政裁判所、家庭裁判所と未成年者裁判所が置かれ、外国人にかかわる事件や大規模汚職事件の第一審となっている(人民裁判所組織法第 38-39 条)。これに対して、民事訴訟、一部の刑事訴訟の第一審は第二級行政区人民裁判所が取り扱うことになる(人民裁判所組織法第 44-45 条)。

³ 現行人民検察院組織法は法律番号 63/2014/QH13、2015 年 6 月 1 日から効力を有する。

⁴ 現行人民裁判所組織法は法律番号 62/2014/QH13、2015 年 6 月 1 日から効力を有する。

図 2 ベトナム政府機関の構成図



出典：ベトナム憲法、国会組織法、人民検察院組織法、人民裁判所組織法、政府組織法をもとに筆者作成

1.3. ベトナム祖国戦線 (Vietnamese Fatherland Front = VFF)

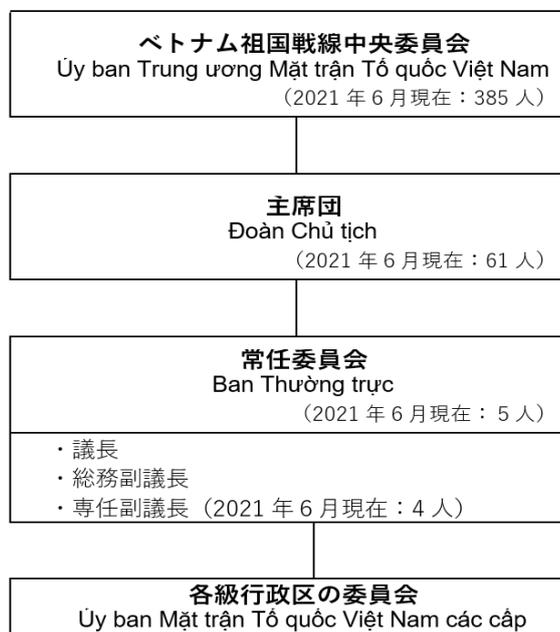
ベトナム祖国戦線 (VFF) は、1955 年にベトナム共産党の提案によって創立され、インドシナ戦争においてはベトナム労働者・農民・小資産階級による連合であった。今日においては、VFF は、ベトナム社会主義共和国におけるすべての社会階層、少数民族、宗教を代表する政治連盟とされ、各民間組織の自発的な連盟とされている (2013 年憲法第 9 条)。VFF は CPV および政府と並ぶ、ベトナム政治制度の第 3 の柱である。現行ベトナム祖国戦線法の第 1 条によれば、「ベトナム祖国戦線は市民の政治権力を代表し、国政に対する市民の意見や議論などの要望を反映させ、党および国家機関の建設に参加させる役割を果たしている。ベトナム祖国戦線の中央委員会および各級行政区における地方委員会の委員は選挙より選出され、5 年任期制である」と規定されている⁵。CPV は VFF の同盟組織であり、VFF の指揮者でもある (ベトナム祖国戦線法第 4 条)。一方、VFF は市民の代表として政府の事業に協力し、監視しながら市民に対し説明責任を果たす役割もある (ベトナム祖国戦線法第 25-31 条)。また、VFF は CPV や他の政府機関と同様に国会議員や各級行政区の人民評議会の候補者を提案する (ベトナム祖国戦線法第 19 条)。さらに、社会的問題に対し、CPV および政府に市民の意見を述べる役割も果たしている (2015 年祖国戦線法第 8 条)。

VFF の中央機関はベトナム祖国戦線中央委員会である (図 3)。第 9 期ベトナム祖国戦線中央委員会 (2019-2024 年) の委員は 385 人であり、そのうち、非共産党員は 187 人 (49%) である。ベトナム祖国戦線中央委員会の執行委員会は主席団 (Đoàn Chủ tịch) である。主席団は VFF 中央委員会より選出され、加盟組織および宗教団体の職員や少数民族代表者で構成されている。主席団は年に 2 回会議を行い、VFF の主な主張を決定する。VFF の常任機関は常任委員会である。常任委員会は議長、総務副議長および 4 人の専任副議長がおり、

⁵ 現行祖国戦線法は、2015 年 6 月 9 日に可決された第 75/2015/QH13 号法律であり、2016 年 1 月 1 日から施行された。

月に 2 回会議を行っている。VFF 中央委員会の下の第一級から第三級行政区にそれぞれ VFF 地方委員会が設置され、当地域の社会的問題に対応する。

図 3 ベトナム祖国戦線（VFF）の組織図



出典：ベトナム祖国戦線（VFF 2020）をもとに筆者作成

2. ベトナムにおける汚職の現状と政府の対応

1990 年代における高度経済成長と共に国内の汚職・腐敗問題も拡大化していった。小規模汚職は恒常化しており、政府内の腐敗も一段と深刻となった。1998 年には、汚職・腐敗および詐欺などの犯罪によって失われた公的資金は年間 GDP の約 5%を占めたという (Wescott 2003, p.258)。汚職・腐敗問題が及ぼす様々な悪影響を問題視し始め、1998 年、ベトナム政府は汚職と徹底的に闘う宣言を行った。しかし、政策や方法論を巡って多くの問題が生じ、汚職削減に対する大きな成果はすぐにはみられなかった (Dinh, V. M. 2019, pp.103-105)。表 2 の Transparency International (TI) の汚職認識度指数 (Corruption Perceptions Index = CPI) の指標を見る限りあまり改善はみられず、1998 年と 2002 年ではスコアはむしろ低下し、2002 年と 2003 年にはベトナムの CPI は最低点数を記録した (表 2)。

表 2 ベトナム汚職認識度指数 (CPI) のスコアと順位 (1997-2020 年)

年	スコア	順位	年	スコア	順位
1997	2.79	43/ 52	2012	31	123/174 ▼
1998	2.5 ▼	74/ 85 ▼	2013	31	116/177 ▲
1999	2.6 ▲	75/ 99 ▼	2014	31	119/174 ▼
2000	2.6	76/ 90 ▼	2015	31	111/167 ▲
2001	2.6	75/ 81 ▲	2016	33 ▲	113/176 ▼
2002	2.4 ▼	85/102 ▼	2017	35 ▲	107/180 ▲
2003	2.4	100/133 ▼	2018	33 ▼	117/180 ▼
2004	2.6 ▲	102/145 ▼	2019	37 ▲	96/180 ▲
2005	2.6	107/158 ▼	2020	36 ▼	104/180 ▼
2006	2.6	111/163 ▼			
2007	2.6	123/179 ▼			
2008	2.7 ▲	121/180 ▲			
2009	2.7	120/180 ▲			
2010	2.7	116/176 ▲			
2011	2.9 ▲	112/182 ▲			

※ 指数は 0~100、数値が高いほど汚職は少ない。

※ 指数は 0~10、数値が高いほど汚職は少ない。

出典：Transparency International (TI) (2021)

さらに、アジア太平洋地域諸国の中央値と比べると、1998 年から 2003 年まで、ベトナム I の CP スコアは低かったことがわかる (図 4)。その原因は、市場自由化および経済多様化の政策を実施することによる経済的な発展に伴い、汚職・腐敗を犯す機会も増加した状況にもかかわらず、ベトナム人は汚職・腐敗に対して理解不足であること、および、汚職取締制度が欠如していることであった。Nam Cam 事件、Minh Phung & EPCO 事件など 1990 年代後半から 2000 年代のベトナムでは様々な大規模汚職事件が摘発された。

それと同時に、小規模の賄賂は日常生活に少しずつ浸食し始めた。それゆえ、それらの問題はベトナム当時の CPI に反映され、2010 年代までベトナムの CPI はアジア太平洋地域諸国の中央値およびインド、タイ、フィリピンなど同じアジアの低所得国の CPI より低かったと思われる。むしろ、2000 年以前、アジア太平洋地域諸国の中央値は地域のすべての国が含まれていたわけではなく、わずか 14 カ国のみ CPI に計上され、そのうち、ほぼ半数は反汚職の取組が非常に進んでいる先進国 (ニュージーランド、シンガポール、オースト

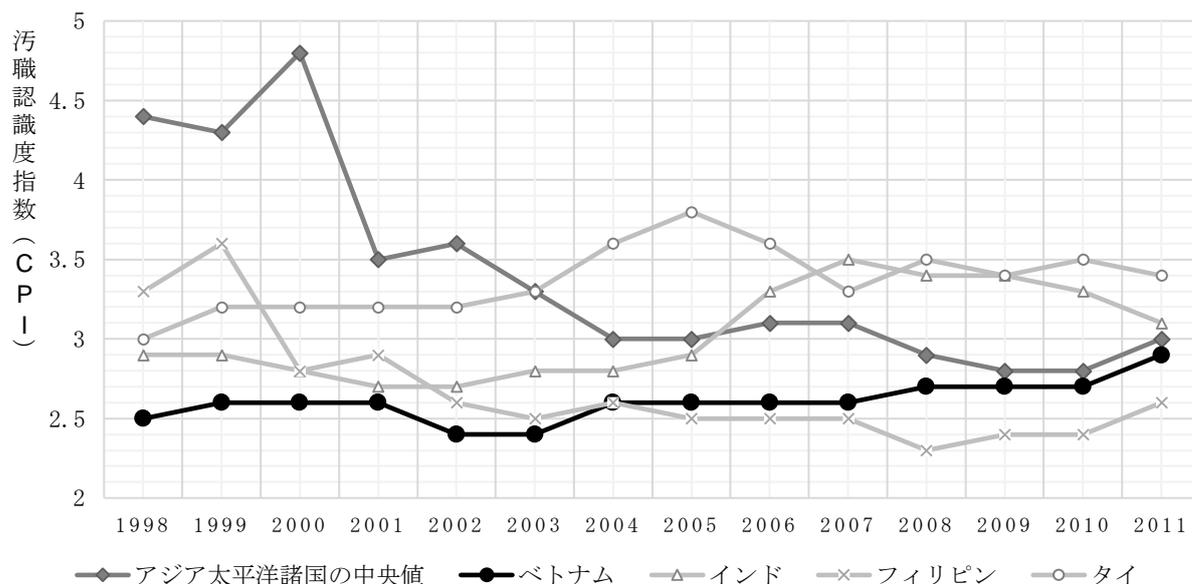
ラリアなど)であった⁶。そのため、地域の中央値もそれなりに高く、ベトナムとの差も比較的大きかったといえる。2000年以降、カンボジア、ネパール、ラオスなどの途上国の加入によって、中央値が大幅に低下し、ベトナムのCPIに近づいていった。しかし、インドネシア、インド、フィリピンなど他の途上国と見比べても、ベトナムのスコアは比較的低いことが明確になった。

当時のアプローチに限界を感じ、ベトナム政府は国際ドナーをはじめとした外部からの技術や資金援助を受け、より効率的な汚職取締戦略の立案に着手した (World Bank 2005, p.103)。結果として、2003年に記録したCPIの最低スコアを最後に、その後は上昇に転じたことがわかる。この展開をもたらした背景には、ベトナムの汚職との闘いにおける重要な2つの転換点があった。まず、2003年にベトナムは「国連腐敗防止条約」(United Nations Convention against Corruption = UNCAC)⁷に加盟し、条約に基づき、ベトナム政府は様々な法整備に着手した。2005年には汚職防止法の公布、また、行政機関における汚職取締部署の設置など、様々な対策に取り組んできた。その結果、2004年のスコアは前年の2.4から2.6に上昇し、その後徐々にスコアを伸ばし、2011年には2.9を記録した。この時点でベトナムのCPIはフィリピンのスコアを大きく上回って、太平洋地域の中央値に近づいた。

⁶ 例えば、1998年には、ニュージーランドのCPIスコアは9.4ポイントで世界4位、シンガポール、オーストラリアは9.1ポイントで世界7位であった。

⁷ 「国連腐敗防止条約」(英語: United Nations Convention Against Corruption = UNCAC)とは、汚職・腐敗の取締に関する唯一の国際的な多国間条約である。条約は71カ条から構成されている (UNODC 2004)。加盟国は条約に署名することで、汚職・腐敗対策取組および汚職・腐敗行為に対する懲罰措置の重要性を認識し、財産の回復、技術協力、情報交換と国境を越える汚職・腐敗事件に対する国際協力など汚職・腐敗と闘うコミットメントを結んだ。UNCACは2003年10月に国際連合総会にて可決され、140カ国が加盟し、2005年に発効となった。2021年8月までに、193カ国のうちの188カ国が加盟した (UNODC 2021)。

図 4 ベトナムの汚職認識度指数 (CPI) スコアの比較 (1998 - 2011 年)



出典：Transparency International (TI) (2021)をもとに筆者作成

2012 年から TI はスコアの測定方法を変更したが、2012 年から 2016 年までの 4 年間、ベトナムの CPI は 100 ポイント中、31 ポイントにとどまり、太平洋地域の中央値 (36 ポイントから 38 ポイント) と比較すると低かったことがわかる。2014 年の国連薬物・犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime = UNODC) による UNCAC の実施評価報告書によると、ベトナムには反汚職に関わる法律が複数存在しながら条文の内容が整合していない上、不十分な点が多く、技術およびインフラストラクチャーの面においても改善する必要があることを指摘している (UNODC 2014, p.20)。同報告書には、市民の反汚職に対する認識を高めなければならないというコメントも加えられた。また、Schwab (2017, p.26) は、2012 年から 2017 年まで、ベトナムの競争力を表す世界競争力指数 (Global Competitiveness Report = GCI) は徐々に上がっているが、それは制度の改善より教育・医療・インフラの改善政策の効果によるものだと指摘している。

二つ目の転換点は 2016 年である。この年には共産党第 12 回党大会の「2016-2020 年経済・社会発展 5 カ年計画」が始動し、第 14 期内閣も発足しており、ベトナム政府にとって非常に重要な年であった。新たな 5 カ年計画と同時に、共産党の Nguyen Phu Trong 書記長は「Dot lo」(焼却炉に火をつける) というメッセージの下に反汚職運動を開始した。汚

職防止法を全面的に見直し、政府の高官を巡る汚職事件への総合的な対応強化を推進するなど、同国の汚職との闘いは活発化した。以降、同書記長のもと、2018年の新汚職防止法の施行および汚職事件対処の強化など様々な動きが見られるようになった。それと同時に、マスメディアの汚職との闘いにおける活躍も顕著に表れるようになり、2016年からのCPI指数上昇の要因ともなっている。特に2019年にはCPIが37ポイントに達し、ランキングも180カ国のうち96位にまで上がった。

2.1. 小規模汚職の現状

ベトナムでは小規模汚職、特に地位の低い公務員を通じた汚職が蔓延している。2012年に世界銀行と中央内務委員会がベトナム政府監察院（Government Inspectorate of Vietnam = GIV）と共同で実施した社会調査によると、汚職が最も深刻であるとされる公有部門は交通警察、土地使用管理、税関と建設事業であった（GIV 2013, p.38）。

一方、2013年にTIは市民の公務員に対して支払った賄賂の平均額を公開しており、結果は表3の通りとなっている。調査対象者が支払った賄賂の平均額は、司法部門に対する賄賂の支払額が最も高く、土地管理、税務・税関とつづいていることがわかる。ほかにも登録・証明・ライセンス、教育などといった分野が挙げられ、公有部門の利用頻度により平均額が異なることがわかる。

表 3 ベトナム各公有部門に対する市民の賄賂の平均額

公有部門	賄賂の平均額（ドン）	日本円相当
司法	4,600,000	21,395
土地管理	1,437,500	6,686
税務・税関	560,000	2,605
教育	486,258	2,262
医療	422,800	1,967
公安・警察	400,370	1,862
登録・証明・ライセンス	166,667	775

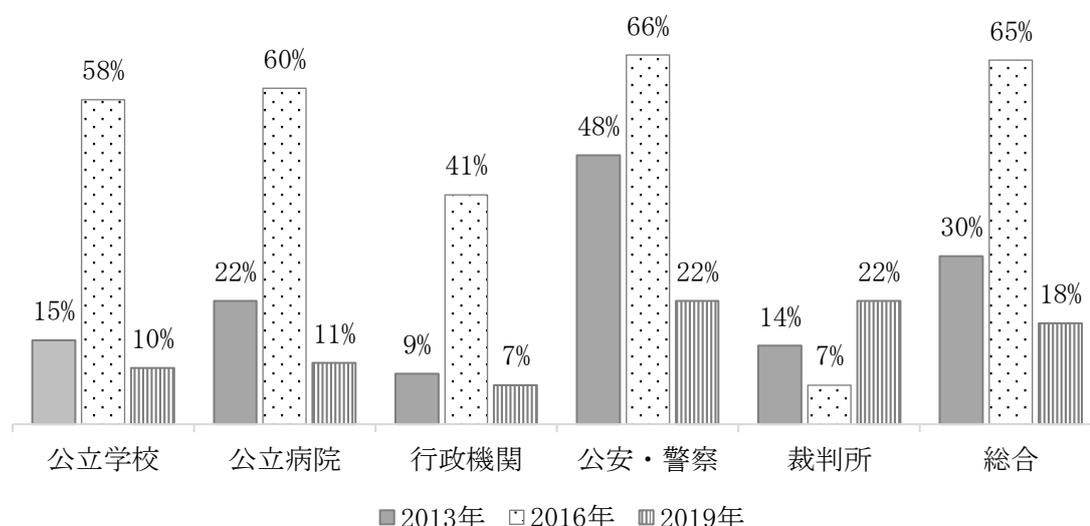
※ Towards Transparency の2013年ベトナム汚職・腐敗バロメーター調査（Vietnam Corruption Barometer）は2012年に行われ、当時ベトナム人の平均月収は384万ドン（約1万8千円相当）。

※ 両替レート：1円=215ドン（2021年7月31日におけるベトナム外商銀行の情報）

出典：Towards Transparency (2013, p.15) の調査結果をもとに筆者作成

2019年度に Towards Transparency(TT)により実施されたベトナム汚職・腐敗バロメータ一調査 (Vietnam Corruption Barometer) でも同様の結果が見られている。この調査は、各機関における汚職に関する市民の認識度を測るため、第一級行政区 (省・中央政府直轄市を含む) の 63 区のうち 19 区の行政区で行われ、1085 人が参加した。それによると、2013 年、2016 年から 2019 年にわたって、最も汚職が深刻とされたのは警察、公立病院と公立学校である。図 5 は公有部門における市民が公務員に対して支払った賄賂の割合を表している。総合的には 2016 年に市民が賄賂を支払った割合が最も高く、約半数の回答者が公務員に対して賄賂を支払ったと回答している。そして、2016 年の割合は裁判所がのぞく、他の 5 つの分野はどの分野でも高く、2013 年より増加したものの、2019 年にはあきらかに大幅に下がった。そのうち、公安・警察に対する賄賂は最も高い割合を占めている。公安・警察の次に、お礼の品を贈る文化が昔ながら存在していた公立学校および公立病院であったが 2019 年にその現状は明確に改善された。一方、裁判所では 2019 年の割合が過去より高くなったことは興味深い。汚職・腐敗に関する事件を含む近年裁判所にて刑事起訴および一般訴訟の事件が増えていることも一つの原因であると思われる。

図 5 公有部門における市民が公務員に対して支払った賄賂の割合



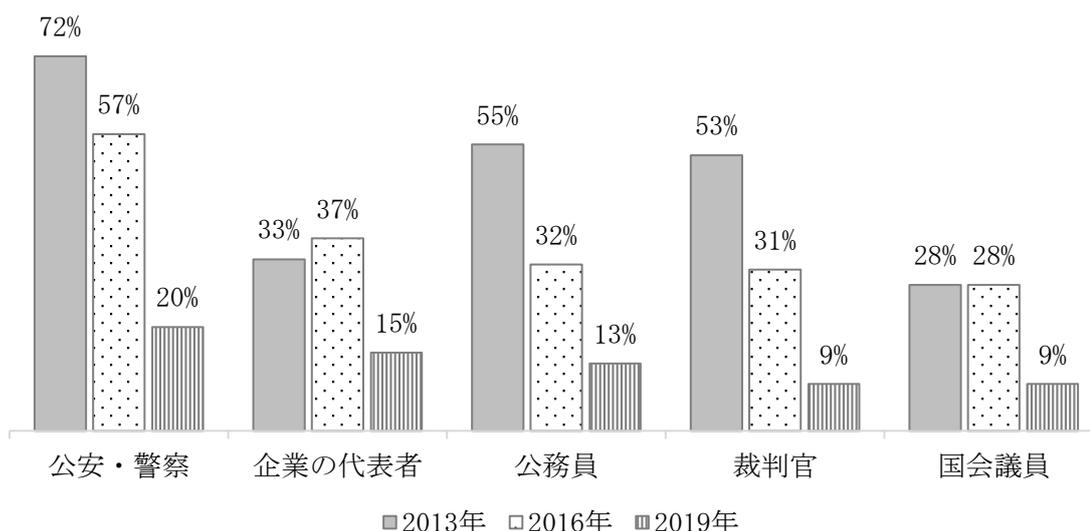
出典：Towards Transparency (2019a, p.27) の調査結果をもとに筆者作成

注目すべきことは共産党の Nguyen Phu Trong 書記長が 2016 年に「Dot lo」 (焼却炉に火をつける) を宣言して以降の変化である。GIV の 2016 年の最初半年間の報告によると、

その6か月で、監察官は計127,112件の内部調査を行い、組織および個人に対し、82,108件の懲戒処分の決定を下している（GIV 2016, p.1）。当時、汚職取締に関する情報はマスメディアにも広く公開され、市民の汚職認知度に影響を与えたと思われる。その結果が2016年の調査にも反映されたのではないだろうか。その後、政府の反汚職運動の効果が見られ、2019年には、市民が賄賂を支払った割合は減少していることがわかる。

さらに、図6を見ると各セクターにおける汚職・腐敗に対する市民の認知度が全体的に改善されてきていることがわかる。2013年と比べると、全体的に3分の2程度改善されている。特に警察に対する認知度が72%（2013年）から20%（2019年）にまで下がっていることは大きな改善と言えよう。同様に、公務員と裁判官も50%以上から10%程度に低下していることがわかる。ただし、市民にとって、公安・警察は最も腐敗している公務員であるという事実は改めて証明された。

図6 各機関の腐敗度に対する市民の認知度



出典：Towards Transparency (2019a, p.15) の調査結果をもとに筆者作成

また、表4はTowards Transparency (TT) (2019a, p.15) による2017年と2019年の様々な市民、公務員、企業を対象とした調査結果である。それによっても公有部門の汚職に対する認知度は改善されてきていることがわかる。2019年の調査結果でも各機関にわたって汚職に関与した公務員が少数いると考える回答者の割合は依然40%以上いるものの、汚

職・腐敗が無くなったと楽観的に考えている回答者の割合が増加したことは、ベトナム政府の近年の汚職対策を市民が評価していることの裏返しであるとも言えよう。

表 4 公有部門においてどの程度汚職に関与していると思いますか？

	誰も 汚職に 関与して いない (%)		少数が 汚職に 関与して いる (%)		多数が 汚職に 関与して いる (%)		全員が 汚職に 関与して いる (%)	
	2016	2019	2016	2019	2016	2019	2016	2019
公安・警察	3.3	13.1	39.5	66.7	40.4	17.7	16.8	2.6
税務職員・財政担当職員	8.1	20.1	43.8	63.3	36.8	14.1	11.3	2.5
一般公務員	9.9	14.7	58.6	72.7	26.2	11.1	5.4	1.5
企業の責任者	11.7	22.2	50.7	63.0	28.5	12.8	9.1	2.1
各級人民委員会の委員	14.8	22.8	57.6	67.4	24.3	8.5	3.3	1.4
裁判官	15.2	29.0	53.4	61.9	25.1	6.9	6.3	2.2
国家主席・首相と彼らの事務所に勤めている公務員	17.1	37.7	51.2	50.9	24.9	9.2	6.8	2.2
国会議員	17.9	32.7	53.5	58.7	24.5	7.6	4.2	0.9

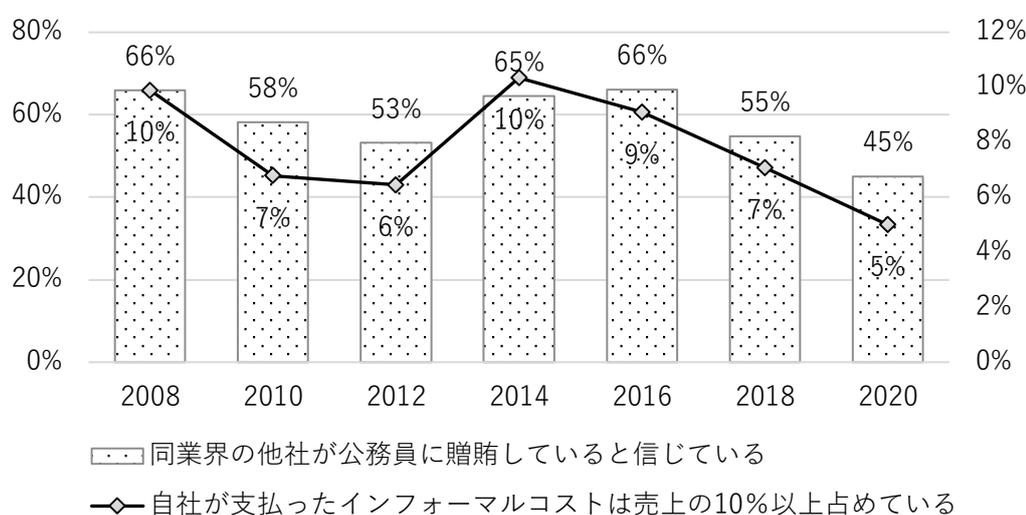
出典：Towards Transparency (2019a, p.15)の調査結果をもとに筆者作成

他方、企業の公務員への贈賄行為は蔓延している。ベトナム商工会議所（Vietnam Chamber of Commerce and Industry = VCCI）とアメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development = USAID）が毎年行っている「The Vietnam Provincial Competitiveness Index (PCI)」の調査結果によると、2007年から2019年までに回答した企業のうち、半数以上は同業界の他社が公務員に賄賂を支払っていると回答した。図7では企業が公務員に対して賄賂を支払っていると回答した割合を棒グラフ、自社のインフォーマルコストが売上の10%以上占めている企業の割合を折れ線グラフで表示している。この2つの割合が高いほど汚職の状況が悪化していることがわかる。そこで注目するのは、2014年と2016年という二つの転換点である。まず、2007年から棒グラフおよび折れ線グラフの両方の割合が減少する傾向が見られたものの、2014年以降割合が53%から65%に増加している。これは、2013年に連続して発覚した大規模汚職事件（そのうち8件は銀行に関

わるもの)が、企業および投資家の認識に影響を及ぼしたことによるものと考えられる。この状況は2016年まで続いたが、2017年からは改善が見られている。

また、インフォーマルコストの減少も汚職に対する企業の認識を変化させた一つの要因だと思われる。インフォーマルコストとは、事業登録や取引契約の成立などの事業を行う際、コミッションやライセンスなどを発行してもらうために行政機関に潤滑油として支払う規定外の費用のことである (Malesky 2015, p.61)。同業界の他社に対する汚職認識と違い、この指数は汚職行為に実際に関わった民間企業のみ回答によって計算されたものである。図7の結果から、汚職行為に実際に関わった企業のうち平均して9%ほどの企業が毎年、収益の10%以上に相当する金額を汚職で失っている様子が窺えるが、2020年には半分近くまで減らすことができた。

図7 ベトナム公務員に対する企業の贈賄状況



出典：「The Vietnam Provincial Competitiveness Index」各年度報告書 (VCCI & USAID 2007-2021) をもとに筆者作成

2.2. 大規模汚職の現状

ベトナムにおける大規模汚職事件の犯罪手口は、複雑化、巧妙化しており、関係する分野も民間から行政に至るまで幅広い。汚職行為に関与するのは行政機関の公務員や高官だけでなく、司法職員までもがその行為に手を染めているケースもある。大規模汚職事件に関わった犯罪者は、高い社会的地位にあり強い権限を持ち、法律や専門分野における深い

知識とその豊富な人脈を最大限に利用する。特に、多国籍企業や海外投資家など国境を超える犯罪は、汚職事件の展開が複雑化し、捜査および起訴は困難を極める。近年、ベトナムにおける大規模汚職事件の規模は拡大し、関わった犯罪者数および悪用された資金は増加傾向にある (To, L. 2019, p.152)。その典型的な事例として、ベトナムの金融業界における歴史的な汚職事件を考察する。まず、1990年代におけるベトナムの銀行業界に大きな衝撃を与えた「Minh Phung & EPCO 事件」を検討する。これは銀行職員が Minh Phung 会社と EPCO 会社の取締役と協力し、担保評価を実勢価格の約 5~8 倍に設定して巨額の資金調達を行ったことが動産・債権担保規則違反の罪に問われた事件である。被告は 77 人、そのうち 20 人以上が行政機関の職員であり、銀行から貸し出された資金は 5 兆ドン以上 (約 233 億円相当⁸) に達し、当時のベトナム最大の汚職事件となった (Phan, T.H. 2005, pp.278-281)。

また、2014 年には、ベトナム建設銀行 (Vietnam Construction Bank = VNCB) Pham Cong Danh 取締役会長と他 35 人が、不正な資金工作を行った事件がベトナム社会に衝撃を与えた。Danh と他の主な共犯者 35 人は、2012 年に資料を偽造して担保財産の評価を水増しし、違法な賃貸借契約書を交わした。そのことにより VNCB に 9 兆ドン以上 (約 418 億 6 千万円相当) の損失を及ぼした (GIV 2015)。2015 年、ホーチミン市人民裁判第一審裁判所で関係者を含めた 50 人が起訴され、そのうち 20 人以上が銀行の役職者であり、現在に至るまでも金融業界最大の汚職事件となっている。1990 年代の Minh Phung & EPCO 事件と比較すると、VNCB 事件の損失額の方が大きい。被告人の数は VNCB 事件のほうが少ないが、その内情を見てみると被告人の役職や地位が高く、被害者を含めると事件関係者は 200 人以上にも及ぶ大規模な事件であった。

汚職事件の規模と経済的な損失だけではなく、犯罪の手口も多様化した。行政機関における職権や地位を利用し、交友関係の広い高官が民間部門の組織と協力するといった特徴

⁸ 両替レート：1 円=215 ドン (2021 年 7 月 31 日におけるベトナム外資銀行 (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam = VietcomBank) の情報。以下はすべて同様)。

がみられる。長年、汚職事件の捜査を行ってきたベトナム公安大臣 To, L. (2019, pp.154-159) は、その経験と観察から、ベトナムにおける汚職犯罪の3つの主要な形態をまとめた。

一つ目は、汚職行為が組織化する手口である。犯罪者は行政機関、司法機関の役職者と組み、完璧な犯罪ネットワークを構築する。2003年に起訴された「Nam Cam 汚職事件」⁹はこの手口の典型的な例である。事件の主な被告人 Truong Van Cam はマフィア系犯罪ネットワークを率いて、警察および司法機関の高官と癒着し、贈賄の供与、殺人、暴力、賭博場経営など様々な犯罪を引き起こした。1995年に Truong は賭博場経営や暴力に関する罪で逮捕され、証拠を差し押さえるため、一時的にハノイ市人民検察院の勾留・再教育部に勾留された。起訴されることを恐れた Truong と共犯者らは、警察から検察官およびベトナム最高人民検察院長官の秘書にいたるまで賄賂を渡し、その結果、起訴されず釈放された。Truong の犯罪はその後も続いた。2003年2月2日に十分な証拠物を確保できたハノイ市検察官は Truong をはじめ、贈賄・収賄など22の犯罪で被告人155人を起訴した。被告人の中には、各界の著名人や役職者の名前も見られた。当時のベトナム最高人民検察院次長検事、国営ラジオ放送局 (Voice of Vietnam = VOV) 社長、公安副大臣、ホーチミン市警察庁刑事課長、ハノイ市人民検察院勾留・再教育部部長とその他23人の高官が、収賄罪で4年から10年の懲役を受けた。

二つ目は、契約獲得のために贈収賄を行う手口である。贈賄者は親戚関係や知り合い関係、または仲介人を通じて収賄者に接近する。取引の際、贈賄側は第三目撃者や何らかの証拠を残す傾向を見せている。それに対して、収賄側は第三目撃者や明確な証拠を残さないように非常に警戒している (To, L. 2019, p.154)。この手口は、政府開発援助 (Official Development Assistance = ODA) 事業や国家レベルの大型インフラ事業などの競争入札、または海外の企業にかかわる取引を巡る汚職事件などでよく見られる手口である。例えば、2001年に競争入札が行われた日本の円借款事業である「Sai Gon 東西ハイウェイ建設事業

⁹ 本件に関する詳細情報は本論文の第5章第2節参照。

（円借款）」（以下、「Sai Gon ハイウェイ事業」）に絡む汚職事件が挙げられる。当時、落札の可能性が最も高かった候補者は、日本工営株式会社と株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（Pacific Consultants International = PCI）であった。両社とも技術力には定評があるものの、総合的な評価を比較すると、日本工営株式会社が落札する可能性が極めて高いとされた。そこでPCIは、Sai Gon ハイウェイ事業の責任者であった Huynh Ngoc Sy の知り合いを通じて、Huynh に接近した。PCI は Huynh に対して7回にわたる贈賄を行い、その合計額は243万米ドル（約2.54億円）となった（Central Committee for Internal Affairs of Communist Party of Vietnam 2012）。事件は2008年8月、東京地方検察庁特別捜査部により摘発され、2009年2月にベトナム警察はHuynh と共犯者らを逮捕し起訴した。2010年にホーチミン市人民裁判所にて裁かれ、Huynh は終身刑を受けた。

三つ目の手口は、大規模な取引の価値を偽造し、公的資金を横領する手口である。この手口は、国有企業の再編や株式会社化を進めるための会社売却・事業売却案件や、金融業界における金銭消費貸借契約においてよく見られる。犯罪者が国有企業や国営金融機関での役職や権利を悪用し、資料偽造、契約価値の偽造などの手段で公的資金を横領するという手口である。例えば、2013年にベトナム海運総公社（Vietnam National Shipping Lines = Vinalines）による公的資金横領という汚職事件が発覚した。具体的には、Vinalines はベトナム公有企業であり、2007年に造船のため公的資金でフローティングドックを購入する企画を打ち出した。しかし、Vinalines の社長が海外の企業と取引する際、資料偽造などの不正行為で230万米ドル（約2.426億円）の中古フローティングドックを新品として公的資金の900万米ドル（約9.49億円）で買取し、コミッションとして私的利益を上げた。この事件は、国家予算に計約3669億ドン（約17.1億円）の損害を及ぼした。2013年12月にハノイ市人民裁判所にて起訴された Duong Chi Dung Vinalines 元理事長兼交通運輸省海運局局長と Mai Van Phuc Vinalines 元総社長兼交通運輸省運輸局局長は財産横領罪にて死刑、他の被告人らは有期懲役の判決を受けた（Central Committee for Internal Affairs of Communist Party of Vietnam 2013）。

さらに、2017年に摘発されたペトロベトナム電力不動産株式会社(PVP Land)における公的資産横領事件(以下、PVP Land事件)、2019年に露頭したベトナム携帯通信総公社(Vietnam Mobile Telecom Services Company = MobiFone 公社)を巡る政治腐敗事件¹⁰は、国内だけではなく、海外からも注目を集めた。前者は2009年から2010年にわたり、国営企業であるPVP Landが有する建設事業のシェアを実質的な価格より低価格で購入するため、民間企業が銀行およびPVP Landの責任者に賄賂を支払ったというものである。これにより、贈賄側は違法に870億ドン(約4.05億円)の価格差分を横領した。2018年1月、第一審はハノイ市人民裁判所にて被告人に懲役の判決を下した。被告人Trinh Xuan Thanhは他の犯罪も含めて終身刑¹¹、被告人Dao Duy Phongは16年の懲役、その他6人の共犯者は8年から10年の懲役を受けた(Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam 2018)。一方、後者は逆であり、総公社を巡る汚職事件の取引対象は民間企業の株式であった。2015年、国営企業であるMobiFone公社は、経営多角化の方針で、AnBinhTVというデジタルテレビ放送サービスを提供する地場Audio Visual Global株式会社(以下、AVG)株95%を購入することを決定した。しかし、取引対象であったAVG会社の株はMobiFone公社の社長と元情報通信大臣の手によってその価値が巨額水増しされた。民間企業であるAVG会社は自社株を高く売却するため、株購入者である国営企業MobiFone公社の社長と、取引決定権に重要な影響を与えていた当時の情報通信省大臣に高額な賄賂を支払った。その差額は、実勢価格の8倍にあたる16兆5650億ドン(約770億円)にも及んだ。事件の第一審(2019年12月、ハノイ市人民裁判所)は、被告人Nguyen Bac Son(2011-2016任期の情報通信大臣)に無期禁錮、被告人Truong Minh Tuan(当時の情報通信相大臣)に14年の懲役、被告人Le Nam Tra(MobiFone公社社員総会長)に23年の懲役、その他の13人の被告人にそれぞれ懲役の判決を下した(Thai Son & Vu Han 2019)。この二つの事件は

¹⁰ 本件に関する詳細情報は本論文の第5章第4節参照。

¹¹ Trinh Xuan Thanhに関するもう一つの公判は本論文の第5章第3節参照。

異なった内容であるが、取引価格を操作する手段は同様である。取引価格の操作、公的資金の横領、関係者の超過利益追求のための贈賄といった汚職犯罪は、ベトナムの汚職事件において最も多く見られるケースである (To, L. 2019, pp.156-157)。

第2節 問題の所在

1. ベトナムにおける汚職の原因

ベトナムにおいて汚職を恒常化させる原因はいったい何であるのか。いくつかの原因が考えられるが、例えば、贈答文化などの伝統的な風習が汚職問題を助長していると指摘されている。また、1980年代後半からの経済改革による高度経済成長に伴う経済的機会の増加および格差・不平等の拡大や、脆弱な財務管理などが新たな汚職の機会を生み出している。次項では、ベトナムにおける汚職の原因について考察する。

1.1. 贈答文化および汚職行為に対する認識

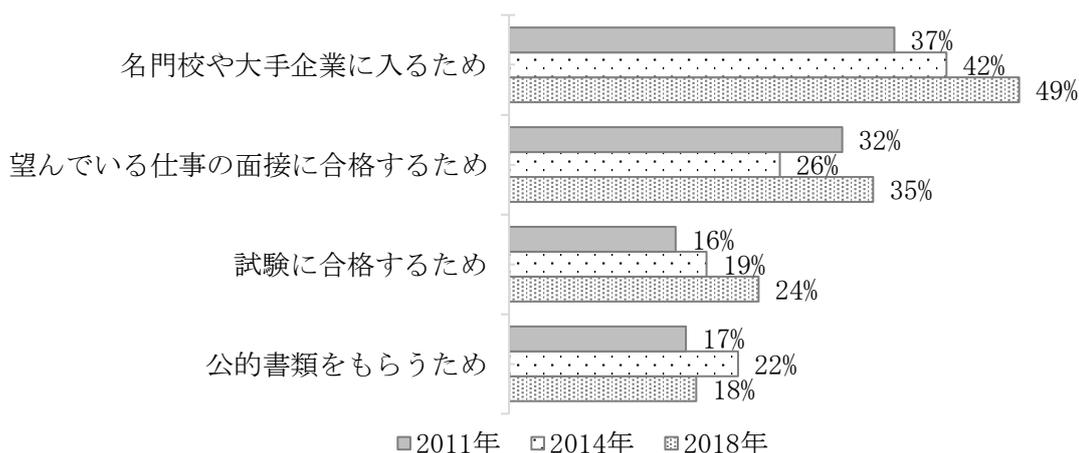
ベトナムには昔から贈答文化があり、謝礼・依頼・義理の他、特別な祝日に贈り物をする風習がある。例えば、学校の教師や主治医に対する謝礼として、花や品物を贈ることは日頃の習慣になっている。また、贈り物を受け取る側にもお返しをする文化があり、それが時には物理的なものではないこともある。例えば、教師の場合、頻繁に贈り物をくれる家庭の子供に対して他の子よりも目をかけたり、医者の場合には、その患者をさらに丁寧に治療したりすることが実際によくみられる。このような文化は限度を超えると、賄賂へと形を変えていく。グローバルインテグリティ (Global Integrity 2006, pp.1-2)によって行われたベトナムの公立学校における賄賂に関する調査によると、家庭の経済状況によって異なるが、約8万ドン (約372円相当) から32万ドン (約1500円相当) が入った封筒を教師に渡すことで、親は自分の子供がより面倒を見てもらえるようになると信じていることが報告された。また、Towards Transparency (TT) の2017年汚職バロメーター調査におい

でも、対象者の 57%が公立学校において、60%が公立病院において、贈賄に関与したことがあると回答した(Towards Transparency 2017, p.18)。

贈答文化という名の比較的金額の小さな賄賂行為が、日常生活の一部になっていた期間があった。2012年、ベトナム政府監察院 (GIV 2013, p.32) はベトナム市民の汚職認知度に関する調査を行った。一般市民、公務員、企業を調査対象とし、様々な贈答行為を例に挙げ、それらに対して「この行為は汚職行為ですか」と質問した。その結果、例えば、医者や看護師が 30 万ドン (約 1395 円相当) を受け取る代わりにさらに面倒を見る行為に対して、調査対象市民の 45.3%、調査対象公務員の 32.1%が「それは汚職行為である」と判断した。また、誕生日に公務員が企業から 1 千万ドン (約 4 万 6500 円相当) の品物を受け取るという行為に対し、調査対象市民の 77%、調査対象企業と公務員の 68%が、「それは汚職行為である」と回答している。この調査結果から公務員、民間企業および一般市民との間では、汚職に関する認識が異なることが明らかとなった。汚職行為に自らが関与することの多い公務員や企業の方が、受け取った品物などは汚職行為によるものではないと認識する傾向がある。これは最も重要な汚職行為の原因だと考えられる。人それぞれ異なる「文化」の範囲や程度に関する解釈を持つことが原因となり、ベトナム人の中でも職種や社会的な地位ごとに汚職行為に対する認識にずれが生じている事実を読み取ることができる。

また、この事実はそのような環境の中で育った子供たちの汚職行為に対する認識にも影響を及ぼすことが考えられる。実際に、Towards Transparency (2019b, p.3) の 2019 年ベトナム青年誠実性調査 (Youth Integrity Survey=YIS) によれば、調査対象者の 49%が、名門校や大手企業に入ることができるなら賄賂を贈っても問題ないとする見解に同意した。さらに、図 8 を見ると、目的を達成するためなら賄賂を贈ってもいいと考える若者の割合が増えていることがわかる。

図 8 賄賂支払い可能状況とその意見に同意した若者の割合



出典：Towards Transparency (2019b, p.3) の調査結果をもとに筆者作成

賄賂を支払ってもいいと考える若者の割合が増加した理由を探るため、筆者は 2020 年 11 月、京都にある日本語学校に通うベトナム人留学生を対象とした調査を行った。対象者は 20 代の留学生 77 人。賄賂を支払った理由を問う質問に対して、50 人分の有効回答を得た。このうち、「自分が急いでいるから」、「周りの人が同じことをしているから」、「行政手続きを平滑に完了させたいから」という理由で賄賂を支払うことにしたとの回答が多かった(表 5)。残りの 27 人(調査合計人数の 35%相当)はこの質問に回答しなかった。これは、汚職に関する個人の経験についての質問を避けようとする傾向の現れであり、ベトナムでは汚職が未だセンシティブトピックであることがわかる。

表 5 ベトナムの若者が贈賄する理由

質問：なぜ賄賂を支払うことにしたか？	回答数
1. 自分が急いでいるから	1
2. 周りの人が同じことをしているから	14
3. 行政手続きを平滑に完了させたいから	13
4. 賄賂を提案された際、拒否すると行政手続きが延長されてしまうことを心配するから	4
5. 金額が比較的に低いから	4
6. その他	0
合計	50

出典：筆者の 2020 年 11 月に京都市内で実施した調査結果

また、「公的サービスを利用する際、公務員から規則外の費用を請求されたことがありますか？」という質問に対し、調査対象者のうち 25%が「ある」と回答した。一方、「そのような規則外の費用を支払う請求に対してどう思いますか」という質問に対して、調査対象者の 21%は「行政手続きを迅速に済ませられれば少しいンフォーマルコストがかかっても構わない」と、19%は「この請求自体に問題はないが、お金がもったいない」と回答している。これらの回答から、一部のベトナムの若者は日常生活における普段のやりとりとして賄賂を認識していることがわかる。これらは小規模汚職がベトナム社会に蔓延する大きな原因の一つであると考えられる。

1.2. 移行経済・開発途上国における問題と官僚的形式主義

1980年代後半から始まった行政革命「ドイモイ」による本格的な市民経済の発展は、経済成長と共に汚職の機会も拡大させた。「ドイモイ」政策の基本理念は、計画経済から「社会主義志向市場経済」への移行である。この理念に基づき、次の3つの方針が採用された。それは、(1) 経済、社会を多様化し、民間企業を合法化する、(2) 世界経済との連携、域内経済統合を促進する、(3) 国有企業の主導的役割を保ち、市場の失敗を避けるために党および政府による指導を強化する、というものである。「ドイモイ」は1990年後半からの高度経済成長をもたらしたが、その一方で、経済的格差・不平等が生じ、その格差を拡大させた。

Myint (2000, pp.39-42) は、開発途上国における効果的でない法律とその執行、貧困、脆弱な市民社会と政府の説明責任の欠如が汚職問題を悪化させると指摘した。ベトナム国内の研究においても同様な結果が見られている (To, L. 2019, p.55 ; Dinh, V. M. 2019, p.36)。具体的には、1986年の改革から今日までの約35年間、経済成長に伴い景気がよくなり、ベトナム社会に様々な変化をもたらされている。一方で、実際に低・中所得国になったのはここ10年のことであり、生活水準は比較的低く、反汚職に関する法律および法執行体制も不十分である。特に、1990年代からの開放経済および企業の事業活動の多様化により、公的資金の横領・悪用問題が以前より増加している。その代表例が、1990年代後半の「Minh Phung & EPCO 事件」である。説明責任という概念に関しても、2007年に初めて汚職防止

法に追加され、今日に至るまでもベトナム市民にとってあまり馴染みのない概念である。その結果、政府および公有部門の透明性が低く、汚職行為の予防・摘発がより困難になる（NORAD 2011, p.13, p.21）。さらに、行政管理の制度的脆弱さや行政手続きの複雑さは、汚職を生み出す機会を増加させると考えられる。

一方、現在もベトナム経済は市場経済への移行過程にあるため、政治制度における役割分担は未だ不完全であり、事業を実施する際には責任の重複・矛盾が生じている。本章の第1節1.1項で説明したように、ベトナムの政治制度は3つの柱：（1）重要な社会・経済戦略や理念など国の発展の基本方針を決定するベトナム共産党（CPV）、（2）党の理念に沿って政策を指揮し統御する政府（立法機関・行政機関・司法機関）、（3）市民社会組織の代表として、加盟組織の活動を監視し、党と政府の政策実施に協力するベトナム祖国戦線（VFF）により構成されている。法律上、共産党は方針決定権限を有するが、政策立案および実施は政府の責任になる。しかし、共産党支部が、同級の行政機関の活動に介入することは多くみられる。このような責任の重複・矛盾により、物事を迅速且つ効率的に進めることができず、その隙を突くように汚職が発生するとされている（Dinh, V. M. 2019, pp.41-42）。

1.3. 公有部門と民間部門の給与格差

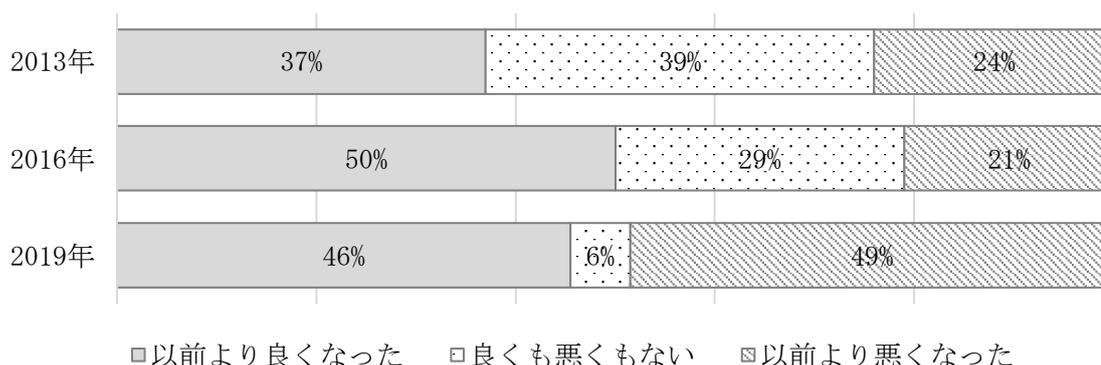
民間企業と比較すると公務員の給与の方が圧倒的に低いため、汚職を行い、副収入を得るといった動機が発生する（Gray & Kaufman 1998, p.8）。Myint（2000, p.40）はこの点に着目し、十分な収入を得ることができない公務員に汚職犯罪に手を染める可能性が拡大していると指摘した。ベトナムはこれに当てはまる。また、公務員の給料が低いことに加え民間企業との給与格差が経済成長に伴い拡大した（Duong, Y. 2015）。これは、汚職問題を悪化させる大きな要因とされる。ベトナムの司法制度における低賃金の問題に関する Pham, Vu & Nguyen（2020, pp.83-85）の研究によると、第二級行政区の一般裁判官の月収は269万ドン（約1万2500円相当）、第一級行政区の一般裁判官の月収は506万ドン（約2万3500円相当）である。一方、ベトナム総合統計局によると、2018年の労働者一人当たりの生活費は、平均して毎月約254万5千ドン（約1万1800円相当）かかる（GSO 2021b）。筆者

らは、低賃金の問題が裁判所における汚職行為の主な理由と結論付けている (Pham, Vu & Nguyen 2020, p.85)。

2. ベトナムの汚職対策における問題点

汚職という犯罪は歴史に根づいている問題であり、それは国の文化・経済・政治の特徴によって異なる。汚職罪の変化は、各国の行政機関の形成・発展と結びついていると考えられる。1945年の建国から現在まで、ベトナム政府は汚職罪の危険性を明確に意識し、それは国の発展を妨害する要因であると認識している。特に、2005年のUNCAC加盟と2016年の大規模汚職事件対策運動は、汚職との闘いにおけるベトナム政府の意志を表している。行政手続きの簡素化、透明性の向上、汚職取締制度の設置、情報技術の適用、マスメディアや市民社会組織の反汚職活動の推進など様々な政策が実施されてきた。2014年から2018年の間、政府高官56人が汚職罪で逮捕され、終身刑や死刑が執行された (Nguyen, P. T. 2019, p.339)。それらの政策がある程度の成果をもたらしてきているものの、汚職・腐敗はいまだベトナム社会と政治に蔓延している。Towards Transparency (2019a, p.12) の2019年度ベトナム汚職・腐敗バロメーター調査によれば、汚職問題は、貧困削減、食糧安全保障、国家安全保障に次ぐ優先的な国家開発課題となっている。図9を見ると、汚職の現状は前より悪化したと考える調査対象者の割合が、2019年に大幅に増加したことがわかる。この調査結果は対象者の認識および感覚を示しており、多様な影響を受けていることが考えられる。例えば、汚職事件を巡るニュースが頻繁に放送されると、政府は汚職と闘っていると思う人もいれば、汚職が蔓延し、以前より悪化していると思う人もいる。さらに、汚職との闘いにおける政府政策の有効性に対して、「良くも悪くもない」と回答した人の割合が2016年には29%であったのに対し、2019年は6%にまでに下がった。この結果から、ベトナム人は以前と比べて汚職の問題に対して関心を持つようになり、政府の対策に対して意見をはっきり述べるようになったことがわかる。あいまいな答えを選んだ調査対象者の割合が大幅に下がったことが、その事実を物語っている。

図 9 汚職との闘いにおける政府政策の有効性に関する認識



出典：Towards Transparency (2019a, p.18)

反面、ベトナムにおける汚職の状況に対してまだ楽観視できず、国際社会はベトナム政府がより包括的な政策を練る必要があることを指摘している。Towards Transparency (2019a, p.5) は、汚職事件の処理の強化や処罰の加重はベトナム政府の汚職との闘いにある程度貢献しているが、汚職対策事業の効率性はさほど向上していないとコメントしている。Bertelsmann Stiftung (2020) は、政府高官や党員に対する償却資産の申告制度が法定化されたものの、執行に当たっては効率的な監視制度が欠如しているとした。そして汚職取締制度は党の指導に基づいているため、政府の重要人物・大物犯罪者は逮捕を免れている傾向が見られると指摘している。

汚職対策の効率性を向上させるためには、法律の改正や行政手続きの透明性の向上と共に、マスメディアと市民社会組織の貢献と汚職取締機関の役割が重要である。ベトナム政府が複数の汚職取締機関に頼る制度を再編し、包括的な権限を有する一貫した汚職取締機関を設置すべきだと多くの海外研究者によって主張されている (Painter 2014, p.12 ; Gregory 2015, p.216 ; Duong, Y. 2015, p.26 ; Gregory 2016, p.239) 。しかし、ベトナムにおける「反汚職は政治制度全体の責任」という理念と今日の汚職取締制度¹²を考えると国際社会の主張は近いうちには導入されないであろう。

¹² 本論文の第3章第2節参照。

ベトナムの汚職との闘いにおけるマスメディアと市民社会の反汚職活動の現状に関して、議論を呼び起こしている。マスメディアの自由発言権を強調する国際 NGO は、今日に至るまでベトナムにおいて自由発言権が制限されており、それが汚職の現状を悪化させる原因の一つだと指摘している（Transparency International 2019、Heritage Foundation 2021）。しかし、ベトナム国内の現状を考察すると、新たな展開が見られている。特に 2016 年からの「Dot lo」（焼却炉に火をつける）という反汚職運動の開始以降、同国の汚職との闘いが活発化したのに伴い、マスメディアの活躍も一段と見られるようになってきた。国際社会が主張している市民社会の全面的自由の実現と政治制度から独立した権限を有する汚職取締機関の設立にはまだまだ時間がかかるであろうが、ベトナムの汚職対策における取組は新展開を見せていることも事実である。しかし、今後の継続的な発展という目的を達成するためには、汚職取締制度の効率性を全面的に向上させる必要がある。

第 3 節 本研究の目的および研究方法

1. 本研究の目的

本論文の目的は、ベトナム政府の汚職対策の取組と法的・制度的枠組みの形成史について考察した後、今日の汚職取締制度およびマスメディアと市民社会組織による反汚職活動の現状を検証することである。そして、今日のベトナムにおける汚職対策の変遷過程を辿ることにより、その問題点および今後の課題についての検討を試みる。とりわけ、下記の質問に対す答えを考察する。

- (1) ベトナムの現在の汚職取締制度はどのように構築されているか。
- (2) 当該制度はどのように機能し、どのような課題に直面しているか。
- (3) 今後、どのような展開が可能であるか。

2. 本論文の研究対象および範囲

本論文の研究対象はベトナム汚職取締機関の制度およびマスメディアと市民社会組織の反汚職活動である。法的・制度的枠組み、運営の仕組みおよび効率性を評価する第三者であるマスメディアと市民社会組織の動きを考察することで、ベトナムの現状を理解し、政府の改善方針が予想できると思われる。そのうえで、ベトナム政府の政策に沿い、今日の汚職取締機関の制度にとって合理的かつ現実的な改善策の提案を試みる。したがって本論文では、今日の汚職取締機関を構成する各部署の構成およびメカニズムを考察し、近年の実績と課題を明らかにし、いくつかの事例を取り上げる。研究を行う際 1945 年以降の過去の機関についても論じるが 2005 年以降のシステムに重きを置く。そして、本論文の終章にてベトナムにおける反汚職の仕組み全体の将来性および現実的なシナリオの提示を試みる。

既述のように、本論文の目的はベトナムの汚職取締制度の全体像を考察するためのものであり、そのためには理論研究と実証研究が必要となる。理論研究は先行研究と法律研究を基本とし、それに社会調査、専門家インタビューおよび事例考察に基づく実証研究を加えることで、ベトナムの汚職取締機関の改善に向けて最適な改善策を提案する。

3. データベースとフィールドワーク

本論文には、第一次データと第二次データを用いる。第一次データとして、反汚職の研究を長年行っている、信頼度の高い非政府組織のレポートを活用する。基本となる主なものは下記の報告書である。

- 1) Transparency International (TI)の「汚職認識度指数」(Corruption Perception Index = CPI) (Transparency International 1997-2020)
- 2) TI のベトナムでのパートナーである Towards Transparency (TT)の「ベトナム汚職・腐敗バロメーター調査」(Vietnam Corruption Barometer) (Towards Transparency 2013, 2017, 2019a)と「ベトナム青年誠実性調査」(Youth Integrity Survey = YIS) (Towards Transparency 2019b)

- 3) ベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry=VCCI) とアメリカ合衆国国際開発庁 (United States Agency for International Development = USAID) の「ベトナム地方の競争力指数」 (The Vietnam Provincial Competitiveness Index = PCI) (VCCI& USAID 2007-2021)
- 4) Centre for Community Support and Development Studies (CECODES), Centre for Research and Training of the Viet Nam Fatherland Front (VFF-CRT), Real-Time Analytics, & United Nations Development Programme (UNDP)の「統治・行政・管理効果指数」 (Public Administration Performance Index=PAPI) (CECODES, VFF-CRT, RTA & UNDP 2011-2021)
- 5) 汚職防止中央指導委員会 (Central Steering Committee for Anti-Corruption = CSCA) と共に政府監察院 (Government Inspectorate of Vietnam = GIV)、公安省 (Ministry of Public Security of Vietnam) と最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy of Vietnam) および最高人民裁判所 (Supreme People's Court of Vietnam) の年度報告書
- 6) ベトナム人のインターネット、モバイル、ソーシャルメディアなどの利用頻度と普及率を表示する Digital Reportal の各年度の調査結果 (Kemp 2011-2021)
- 7) 世界銀行 (World Bank) の汚職抑制指数 (Control of Corruption Index = CC) (World Bank 2006-2020)
- 8) 長い歴史を有し、30年以上汚職の問題を報じ続けている以下の新聞社の記事。ベトナム独立同盟会の『Cuu Quoc 新聞』、ホーチミン共産青年同盟ホーチミン市支部の『Tuoi Tre 新聞』、ベトナム青年連合会の『Thanh Nien 新聞』、ベトナム最高人民検察院の『Bao Ve Phap Luat オンライン新聞』、ベトナム共産党の『Dang Cong San Viet Nam オンライン新聞』および公安省の『Cong An Nhan Dan オンライン新聞』。そのうち、『Cuu Quoc 新聞』と『Thanh Nien 新聞』の出版した記事の原本は現在ベトナム国家図書館で保管されているものである。

第二次データとしては、筆者が次の2つの方法を採用する。(1) Google 検索エンジンを通じて汚職関連オンライン記事を集計する。(2) ベトナムにてフィールドワークを行い、インタビューや社会調査を通して得た情報を活用する。

(1) 汚職関連オンライン記事の集計方法

Google 検索エンジンを通じて汚職関連オンライン記事を集計した。検索した結果は、第4章で使用し、ベトナム反汚職におけるオンラインメディア業界の発展を考察する。検索対象として、筆者は順番に「tham nhũng」（汚職）、「sai phạm」（不正行為）および「hối lộ」（割賂）という汚職関連記事に頻繁に記載されている3つのキーワードを選出し、それらの言葉が含まれる記事を集計した。検索対象期間は、最初のオンライン新聞が設立された1997年から2020年までとする。情報検索期間は2020年6月から2021年4月までである。筆者はキーワードで検索し、重複しないように、各記事のタイトルと新聞社名を確認した。

(2) 現場調査および専門家インタビューの実施方法

筆者はベトナムの首都であるハノイ市にて2回フィールドワークを行った。第一回目は、2018年5月から2018年8月末にかけて実施した。ベトナム国内の先行研究を考察するため、ベトナムの主要な国家図書館で得られた資料を基に、本論文の理論を固めた。同時に、ベトナム国家図書館のオンライン蔵書目録（Online Public Access Catalog = OPAC）をもとに筆者は汚職・腐敗に関する国内に出版した書籍を集計した。主な集計は2018年8月末に完成させた。そして、2021年4月に集計をアップデートした。

第二回目は、2019年8月に実施した。目的はベトナムの汚職の現状とマスメディアおよび市民社会組織の反汚職活動の現状を把握すること、そして関係者へのインタビューのためであった。この期間中、Google form を用いて社会調査も行った。対象として、ベトナム祖国戦線（Vietnamese Fatherland Front = VFF）、ベトナム記者協会（Vietnam Journalist's Association）とベトナム国営テレビ放送局（Vietnam Television = VTV）が共催した第一次「汚職・腐敗・浪費との闘いにおけるマスメディア」大会（2017年1月4日～2018年1月2日まで）に受賞した記者のリストから最も高い実績を有している34人を選出した。調査

の流れとして、まず、筆者は電話やメールで受賞した記者に連絡し、調査目的と主な内容を説明してから簡単な電話調査を行った。その後、同意した記者に本格的なアンケート調査表を送信した。選出した 34 人のうち 31 人が簡単な電話調査に回答したものの、アンケート調査は 22 件しか回収することができなかった。

社会調査と同時に、ベトナムの汚職との闘いに貢献している下記の専門家 3 人にもインタビューした。

1. P.T.氏：共産党附属機関機関であり、ベトナムで最も権威のある出版社である真実政治出版社（ベトナム語名称：Nhà xuất bản Chính trị quốc gia Sự thật、英語名称：National Political Publishing House）の政治部編集長を務めており、Nguyen Phu Trong ベトナム共産党書記長の選任編集者。
2. N.K.氏：ベトナム政府監察院戦略科学研究所（Inspectorate Strategy and Science Institute =ISSI）に勤めており、2018 年反汚職法の立案に直接参加した法律の専門家。
3. D.A.氏：ベトナムの反汚職分野で活動している唯一の民間組織である Towards Transparency (TT)の法務担当者。

汚職問題は非常にセンシティブ且つ秘密性を有する問題であるため、大規模な社会調査を実施することは困難である。筆者の社会調査に対しても、回答を匿名にすることを前提としたにもかかわらず 70%しか回収できなかった。そして、参加した新聞記者や専門家は非常に慎重な姿勢を保っていた。

第三回目のフィールドワークは、2020 年 11 月に京都市で行った。ベトナムの若者の汚職に関する体験およびベトナム国内ニュースの取得方法について調査するために、京都市内にある日本語学校を訪ねた。この日本語学校の留学生の 9 割はベトナム人であり、平均年齢は 20 代前半である。アンケートの調査方法として、筆者は別室を借り、10 人ごとにアンケートを配り質問の意味を説明した。名前や個人を特定できる情報についての質問はアンケート上には一切なかったが、個人の賄賂体験に対してはコメントしたくないと述べた留学生が 20 人（調査対象者の 2 割）いた。

第4節 本論文の構成

今日のベトナムの政治・経済状況に適合する汚職取締制度の改善策を練るため、本論文では主に2つの研究を行う。ベトナム政府の汚職取締制度に関する研究そして、マスメディアと市民社会組織の反汚職活動における新展開に関する研究を試みる。前者では、汚職取締機関の制度に焦点を当てて考察し、後者では、マスメディアと市民社会組織の発言権および反汚職活動の現状を取り上げ、今後の発展の方向を検討する。基礎理論となる概念と歴史に関しても十分に検討する必要がある。さらに事例を合わせて考察することで、理論と実践に裏打ちされた、より強固な研究結果を得ることができる。

このような本研究の具体的な目的を踏まえ、本論文は以下の5つの章から構成される。第1章では、各研究領域における先行研究に基づき、既存知識を体系的にまとめる。各研究領域における国内と国外の研究を考察したうえで、先行研究の論点とその論法を捉える。第2章では、汚職概念の形成およびその変遷の過程を歴史から考察するとともに、ベトナムの反汚職における法的制度の形成および変遷過程について考察する。社会主義的法治国家を目指すベトナムにおいては、汚職との闘いにおける法的枠組みを基礎として理解する必要がある。第3章では、1945年から今日までの歴代の汚職取締機関を考察する。歴史は現在を形作り現在が将来を生み出す。歴史を正確に捉えることにより、今日のベトナム政府の汚職取締機関の制度を考察する。そしてそのメカニズムを理解し、近年の変化やこれまでの実績とその問題点を明らかにする。第4章では、ベトナムのマスメディアと市民社会組織を、政府の汚職取締機関の制度を完成させる最後の砦として捉える。理論上の知識を理解したうえで、第5章では事例を考察する。過去の小規模汚職事件および大規模汚職事件の考察を通して、汚職取締機関の実践的な動きとその問題点を明らかにする。以上を踏まえ終章では、これまでの研究結果をまとめ、ベトナム政府の汚職との闘いにおける今後の可能性を検討する。

第1章

ベトナムの汚職・腐敗問題に関する先行研究

現代社会では汚職・腐敗が深刻な問題と認識され、政治学に限らず、経済学および社会学など幅広い分野で取り上げられている。特に1990年代からのグッド・ガバナンス論の誕生に伴い、世界銀行や国際連合などの国際ドナー機関が二国間援助機関と共に汚職・腐敗研究を推進してきた（小山田 2019, p.71）。国際社会での汚職・腐敗問題に関する研究の展開は、汚職・腐敗という概念を形成しつつ、多くの国の汚職対策から教訓を得て成り立っている。それらの教訓は二国間援助事業を通して、途上国の汚職との闘いに大きな変化をもたらしている。ベトナムの汚職取締機関の形成もこれらの研究の影響を受けた。したがって、国際社会が共有している汚職・腐敗に対する論点および対策戦略を考察する必要がある。しかし、ベトナムの汚職取締機関を理解するために海外の研究だけでは不十分である。ベトナム国内の研究者はどの観点に基づき研究をしているのか、そして、ベトナム政府はどのように主張しているのかを国内の研究の現状を検討する必要もある。特に、汚職対策におけるベトナム国内の研究および政府の主張は、海外の研究者および国際ドナーの主張と異なる部分が多数見られる。そこで、ベトナムの汚職の現状および今後の動向、そして将来性を多面的かつ多角的に理解するため、本章の第1節と第2節において、海外での研究と国内での研究の考察を試みる。

海外での研究は、汚職・腐敗問題の理論研究、反汚職戦略などの実践に関する研究、そしてベトナムの汚職の現状に関する研究と分類する。ベトナム国内の研究は基本的に汚職の現状に焦点を当て、建設事業、土地管理事業、国家予算による投資事業など各分野に分ける。ベトナム国内における汚職・腐敗に関する研究の現状を明らかにしたうえで、基礎理論を巡る研究、法的仕組みに関する研究、汚職・腐敗の現状および汚職取締機関の動きに関する研究、そして、マスメディアと市民社会における反汚職活動に関する研究という

順を追って考察する。国外・国内の研究の傾向を踏まえ、第3節では、それらの共通点および今後の研究課題を検討し、本論文の研究意義を明確にする。

第1節 国際社会における研究

1. 汚職・腐敗問題に関する研究

今日、汚職・腐敗問題に関する研究は世界各国で様々になされており、その要因やメカニズムなども幅広く分析されている。しかし、政府や政府職員に関わる汚職・腐敗問題はどの時代でもセンシティブな問題であり、歴史を遡ると、1980年代後半から1990年代前半まで、世界でも汚職・腐敗問題自体を研究トピックとすることはタブー視されていた（Shah 2007, p.249; Rothstein & Varraich 2017, p.2, p.10; 小山田 2019, pp.66-67）。原因は、当時汚職という表現使用が孕んでいた政治性と援助対象国との間における敏感性とされている（小山田 2019, pp.66）。1990年代後半に入り、国際社会では、汚職・腐敗との闘いにおいて新たな展開があった。それらは（1）それまで長期間、途上国の汚職問題に頭を抱えてきた世界銀行による反汚職コミットメントとそれに続くドナー機関が汚職との闘いを決定した。（2）汚職・腐敗の防止を促す国際NGOである Transparency International（TI）が創立され、それに伴う、反汚職ネットワークが世界規模で動き出した。（3）経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development = OECD）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」（英語: The OECD Anti-Bribery Convention）¹³、国連の「国連腐敗防止条約」（United Nations Convention against Corruption = UNCAC）など国際的な協定や条約が反汚職の取り組みを世界各地に広げるようになった（小山田 2019, p.67）、といったことが挙げられる。

¹³ 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（略称: OECD 外国公務員贈賄防止条約）とは、経済協力開発機構（OECD）が発効しており、加盟国の民間企業における賄賂を制裁し、汚職・腐敗を削減することを目的とした条約である。

汚職・腐敗の概念は、時代と共に変化し、国の背景および研究分野によっても解釈の仕方が異なる。Heidenheimer (1970, pp.4-6) は汚職の定義を (1) 公職中心型、(2) 市場中心型、(3) 公益中心型¹⁴の3つに分類して説明した。この定義は、汚職行為の対象、動機および障害を明らかにするうえで、非常に重要な基礎となっている。Von Alemann (2004, p.32) は、汚職・腐敗の概念を政治関係と結び付け、(1) 社会的に受け入れられ、表に現れた合法的な政治関係を「光」(light politics)、(2) 社会的に反対され、裏の陰に潜んだ違法な政治関係を「影」(shadow politics)、そして(3) 法律上では違法とみなされないが、社会的に受け入れられない裏の陰に潜んだ政治関係を「グレイ」と説明し、そのうえで汚職・腐敗を「影」(shadow politics) に属すると定義した。この定義により、汚職・腐敗と政治制度との関係性が明らかにされた。

一方、国際社会でよく使用されている汚職・腐敗の定義は「私的利用のための公権の濫用」(misuse of public power for private gain)である(Abländer & Hudson 2017, p.7 ; 小山田 2019, p.19)。例えば、世界銀行(World Bank 1997, p.8) と国際通貨基金(International Monetary Fund = IMF 2020) は、汚職は「私的利益のための職権の濫用」(the abuse of public office for private gain) であるとし、Transparency International (2020) は汚職を「私的利益のための託された権力の濫用」(the abuse of entrusted power for private gain) と定義している。

さらに、汚職・腐敗の分類とその原因汚職行為に関して、Rose-Ackerman & Søreide (2011) による『International Handbook on the Economics of Corruption - Volume II』、Shacklock, Galtung & Sampford (2012)の『Measuring Corruption』、Rose-Ackerman & Palifka (2016) の『Corruption and Government: Causes, Consequences, and Reform』、Abländer & Hudson (2017) の『The Handbook of Business and Corruption: Cross-Sectoral Experiences』および小山田 (2019)

¹⁴ 公職中心型の定義 (Public office-centered definition) は犯罪者の立場と個人行為に注目し、その違法性を強調する。市場中心型の定義 (Market-centered definition) は経済学における利益最大化原則に基づいて汚職行為の動機を考察し、犯罪者の目的を明らかにする。公益中心型の定義 (Public interest-centered definition) は汚職行為がもたらす結果、つまり公有利益の損害を中心として、汚職問題を取り上げる。

の『開発と汚職・腐敗』などの文献では、汚職・腐敗問題研究が包括的に行われている。まず、Kreike & Jordan (2004, pp. 5-6) は利害関係に基づき、委託者 (Trustee)、受託者 (Fiduciary)、贈賄者 (Corrupter) を汚職行為における3つの主要なアクターとし、汚職行為における取引は市場取引の特徴を有すると説明した。続いて、Philp (2012, pp.45-49) はその主旨を受け継ぎ、3つのキーアクターを (A) 公務員 (a public official)、(B) 市民 (the public) と (C) 公務員の行為で違法利益を得る受益者 (the beneficiary) とし、汚職行為による利益移動を次のように説明している。(B) を騙すことによって、(A) と (C) は互いに不適切な利益を得られる。もっとも (C) は (A) の附属機関や関係者であるケースもあり、(B) と (C) は同じ人物であるケースも少なくない。

汚職・腐敗は、大規模汚職・腐敗 (grand corruption) と小規模汚職・腐敗 (petty corruption) に区分されている (Langseth 2012, pp.9; 小山田 2019, p.22)。大規模汚職・腐敗は、政府の高官が関与し、行政事業の効率性および法の支配の安定性を脅かす組織的な汚職行為を指す。それとは対照的に、小規模汚職・腐敗は、中級、下級公務員が関わり、金額も比較的低く、日常生活にかかる費用を補うためになされる小規模な汚職行為である。一方、汚職・腐敗事件の当事者の姿勢に基づき、Langseth (2012, p.9) は、汚職・腐敗を能動的贈収賄 (active corruption) と受動的贈収賄 (passive corruption) に区分している。また、国内汚職・腐敗 (domestic corruption) と国際汚職・腐敗 (international corruption) のように、汚職に関与した人物やその汚職行為自体が影響を及ぼす範囲を国内あるいは国外で分けて捉える分類法や、行政汚職・腐敗、選挙汚職・腐敗、組織犯罪など、種類別に分類する方法もあり、様々な分類法がある (小山田 2019, pp.22-28)。本論文では、上述分類法を用いて大規模汚職・腐敗 (grand corruption) と小規模汚職・腐敗 (petty corruption) を考察する。

汚職行為としての分類は、贈収賄、賄賂を受け取るための脅迫、利益交換、ネポティズム (縁故主義)、クローニズム (政権の取り巻き) および詐欺 (司法、会計、選挙、公有部門) などがある。汚職行為の種類別の分析が進められる一方で、Aidt (2011, p.3) は、汚職行為が引き起こす利益相反に関する研究をまとめ、汚職・腐敗に関わる政治家は短期的な利益 (主に私的利益) にのみ焦点を当てることによって、資源を浪費し、持続可能な開

発目標の達成を妨げていると結論づけた。さらに、Fisman & Golden (2017, p. 88) は、1960年代に広まり始めた「効率的な汚職」派¹⁵の論点に反論し、汚職・腐敗がもたらす結果は組織の動きを鈍らせ、経済的不平等および政府に対する信頼度の低下を生じさせることは否定できないと強調した。また、汚職行為における違法性および倫理破綻に関しても議論を行っている。彼らによると、たとえ社会の公的不利益出しても、個人的な利益さえあげることができれば、それが汚職行為を引き起こす動機になる。それは公有部門に限らず民間部門においても同様であるとされている (Fisman & Golden 2017, p.121)。国や地域の法律により、汚職行為は必ずしも違法ではないが、大多数の市民からは非倫理的行為であるとみなされる (Fisman & Golden 2017, pp.26-30)。この論点は、前述した Von Alemann (2004, pp. 25-34) が説明した「グレイな政治関係」に当てはまる。

汚職・腐敗の評価・測定方法に関する基礎理論については、Shacklock, Galtung & Sampford (2012) が体系的に分析した。ここでは、各国の汚職・腐敗の現状の全体像を捉えるため、汚職・腐敗状況を数値化し、政府の汚職取締政策の効率性を評価する方法が提示された。国の汚職・腐敗の現状を表す指数の算出方法とその事例を取り上げ、今日に至るまで数多くの研究者が用いている TI の汚職認識度指数 (CPI)、世界銀行のサービス提供調査 (Service Delivery Survey = SDS) と国連の国別評価報告書 (United Nation Country Assessment) についても紹介した。

汚職・腐敗の定義、分類、原因およびその有害な影響について、Bandenhorst (1994, pp. 739-745), Weeks, Longenecker, McKinney & Moore (2005, pp. 281-294), Serritzlew, Sønderkov, & Svendsen (2014, pp. 121-139) は、汚職行為は市民の信頼を失墜させることに加え、汚職・腐

¹⁵ 「効率的な汚職」 (efficient corruption) は 1964 年に経済学者である Leff (1964, pp. 337-341) により提言された。Leff は、法律が未整備で政府の管理体制が不十分な国や地域において、賄賂はあらゆる活動をより円滑に進める効果があると論じた。この論点に対して、Fisman & Golden は、賄賂が一時的にあらゆる活動の効率性を向上させるかもしれないが、それと同時に、賄賂をさらに受け取るため収賄者は意図的に公的手続きを複雑化させるとの動機も生じる。結果として、企業が費やす時間および資金を増加させ、状況を悪化させる一方であると反論した (Fisman & Golden 2017, pp. 86-89)。

敗に関与した組織内部の信頼関係をも崩壊させることを明らかにした。Myint 2000, pp. 33-58) はレント・シーキング理論¹⁶を基に、低賃金はレント・シーキングの動機を拡大させ、汚職行為を生じさせると論じ、汚職行為を経済的動機から説明した。そして、汚職行為が引き起こす経済的損失、所得格差の拡大、投資への悪影響などに言及し、汚職行為によって必要以上に資金が使用され、政治的、経済的、社会的損失を及ぼすと指摘している。

2. 汚職取締戦略に関する研究

2.1. 汚職取締機関に関する研究

汚職行為の防止戦略で最も注目されている点は、汚職取締機関の設置とその活動の効率性の向上である (UNDP 2011, p.3)。「国連腐敗防止条約」(United Nations Convention against Corruption = UNCAC) の第 2 章 6 条 1 項で「締約国は、自国の法制の基本原則に従い、次の方法により腐敗行為を防止する機関を適宜一または二以上設ける」と定め、それらの機関が政策の実施、監督および調整を行い、汚職・腐敗防止に関する知識の増進および普及などの役割を担うことが明記された (日本外務省 2017)。同条の第 2 項では、「その任務を効果的に、かつ、いかなる不当な影響も受けることなく遂行することができるよう必要な独立性を付与する」(UNCA 第 2 章第 6 条第 2 項) とし、腐敗行為を防止する機関がその任務を全うするためには、その独立性を保持することが重要であると説いている。汚職取締機関の設立そしてその働きにおいて、如何なる国にも適用されうる万全な体制の構築は困難を極めるように思われるが、世界中の数々の汚職取締機関を考察し、そこから共通点と課題を洗い出すことにより、より効率的かつ効果的な制度の確立が可能となるであろう

¹⁶ レント・シーキング理論 (Rent Seeking Theory) は 1980 年代から登場した政治経済学における公共選択論の一つである。レント・シーキングとは合理的な機会費用を超過している利潤 (レント) を追求する行為のことである (Buchanan 2008, p.55; 藤永 2013, pp.87-91)。レント・シーキングの行為とされるものには、政治的レントを追求するための賄賂や非合法的な政治献金といった行為も挙げられる (藤永 2013, p.91)。

う。Centre for Integrity in the Defence Sector¹⁷ (CIDS 2015, p.4) は、汚職取締機関を次のように定義した。汚職取締機関は、政府行政機関から独立し、政府の汚職・腐敗防止政策の実施、監督、そして政策の改善案の提案に協力する機関である。汚職取締機関の役割に関しては CIDS の研究に加え、経済協力開発機構 (OECD 2013) の研究により、主に 6 つの役割があるとされている。(1) 腐敗防止政策の提案、(2) 汚職・腐敗問題に関する研究、(3) 汚職行為の防止、(4) 市民の汚職・腐敗に対する教育・認識の向上、(5) 汚職・腐敗事件の捜査、(6) 汚職・腐敗事件の起訴である (CIDS 2015, p.5; OECD 2013, p.31)。

汚職・腐敗機関の分類は Meagher (2004, pp.14-39) によると、一貫した汚職取締機関のアプローチ (Single-Agency approach) と複数汚職取締制度のアプローチ (Multiple-Agency Approaches) の二つに分類される。前者は、独立した専門機関が一貫して、汚職・腐敗防止と汚職・腐敗事件の捜査・取締などの役割を担うというアプローチであり、後者はその役割を分担し、複数の専門機関がそれぞれに行うというアプローチである。一貫した汚職取締機関の方が役割や機能が分散されないため、汚職・腐敗の取締活動がより効率的になされる。複数の機関による戦略では、その役割が複数機関に分担されるため、効率性という点においては、前者に劣るのではないかと推測される。このような観点から複数の機関による汚職取締制度は、非効率的になる可能性があると考えられるが、役割が分担されることにより権力の集中を避けることができ、そのバランスが保たれることで、包括的権限と行動が許される機関の設置を巡る課題を解決することができるとされた (Meagher 2004, p.15; Quah 2011, pp.460-469)。

また、OECD (2008) と UNDP (2011) によると、汚職取締機関はその活動分野に基づき 5 つの種類に分類される。それは (1) 汚職・腐敗防止専門機関、(2) 反汚職関連法の執行専門機関、(3) 汚職・腐敗防止・取締機関、(4) 汚職・腐敗取締における多目的機関と (5) 調査委員会である。このアプローチを採用した CIDS (2015, pp. 13-16) は、各国の汚

¹⁷ Centre for integrity in the Defence Sector (CIDS) は国保・治安分野における誠実性およびグッド・ガバナンスを促進し、強化するため、ノルウェー国防省のイニシアチブの下で 2012 年に設立された。

職取締機関を3つに分類した。(1) 多目的汚職取締機関は汚職を取り締まるための実質的な権限を有する。(2) 汚職・腐敗に関する法の執行機関は汚職事件を摘発、捜査および起訴する権限を有し、既存捜査機関や司法機関の中に設置される。(3) 汚職対策の立案および汚職防止の役割を担う機関は汚職事件を解決する実質的な権限を持たず、学術研究および教育などによる防止を専門とする。

Quah (2011) は、東アジア太平洋諸国の汚職・腐敗との闘いに関する分析を行った。事例として挙げられたのは、日本、インド、フィリピン、台湾、シンガポール、香港、タイ、韓国およびインドネシアの9カ国と地域である。政治的背景を踏まえ、汚職・腐敗との闘いの戦略パターンおよびその実績と問題点を考察したうえで、アジア諸国でよくみられる3つのパターンをまとめた。それは、(1) 汚職・腐敗防止法は用いたものの法の執行機関は設置しないパターン（日本）、(2) 複数の法律や制度に依存するパターン（インド、フィリピン、台湾）、(3) 独立した包括的権限を有する汚職・腐敗取締機関を設立するパターン（シンガポール、香港、タイ、韓国、インドネシア）に分けられた。

上述の文献では、アプローチの方法および分析した事例に若干異なる点がみられるものの、一貫した汚職取締機関のほうが高く評価されている。それらの成功事例とは香港の腐敗防止独立委員会（Independent Commission Against Corruption = ICAC）とシンガポールの腐敗行為調査局（Corrupt Practices Investigation Bureau = CPIB）である。

2.2. マスメディアと市民社会組織の反汚職活動に関する研究

効果的かつ効率的に汚職・腐敗と闘うために市民社会組織（Civil Society Organization）は不可欠なアクターである。国際社会反汚職分野における研究では、マスメディアや非政府組織（NGO）を始め市民と市民社会は、汚職・腐敗の取締に重要な役割を果たしているとされている。Rose-Ackerman & Søreide (2011, pp. 526-530) は、公有部門の全面的再編と市民社会に対する政府の姿勢を改善することは最も効率的な汚職対策であると論じている。市民社会組織は、市民に対する汚職・腐敗に関する教育や通告者・情報提供者の保護制度を補い、政府の透明性、効率性、正当性を強化する効果があるとされている。

国際連合開発計画（United Nations Development Programme = UNDP, 2008）はマスメディアには汚職行為を摘発し、汚職事件の処理を監視する力があるがゆえに、政府に対し説明責任を求めることで、政府の透明性を高める効果があるとされている。それと同時に、市民社会組織は市民の意見を代表し、政府の説明責任を実現、向上させ、政府の汚職対策の実施について協力する役割を担っている（UNDP 2008, pp.129-146）。UNDPはトップダウンとボトムアップを組み合わせたアプローチを主張し、市民の声を強化する方針を推進している（UNDP 2008, pp.147-155）。

さらに、マスメディアにおける反汚職活動は幅広く研究されている。Stapenhurst（2000, pp.3-6）は、マスメディアには汚職行為を摘発し、積極的に調査を行い、政府および行政機関に圧力をかける力があり、汚職・腐敗の制御およびグッド・ガバナンスに大きく貢献すると説いた。また、統計学者は、定量的調査を通して、目指している高い自由度と国の汚職・腐敗レベルとは負の相関関係にあることを証明した（Ahrend 2002；Brunetti&Weder 2003；Freillea, Haque & Knellera 2007）。経済協力開発機構（OECD 2017, p.10; OECD 2018, p.4）によると、1999年から2017年までの間に摘発された国際贈収賄事件のうち、マスメディアにより摘発された事件は全体の2%にあたり、汚職取締機関の摘発率と同じである。OECDは、汚職・腐敗との闘いにおけるマスメディアの効果を有形効果と無形効果とに分類した。前者は、新聞記事などを通じて汚職・腐敗事件に市民の注目を集め、政府に強制的に捜査を開始させ、調査結果を公開させるような目に見える形で生じる効果である。汚職に関与した政治家に対するマスメディアおよび市民の批判は、結果として当事者を辞任に追い込むこともある。後者は、マスメディアの活動により、市民が汚職に対して関心高め、声を上げることで汚職を取り締まるなど、その抑止力としての効果のことをいう。

3. ベトナムの汚職・腐敗との闘いに関する海外での研究

これまで、ベトナムにおける汚職との闘いの現状に関する研究はほとんど行われてこなかった。その非常に少ない研究の中でも、汚職に関する政府の総合政策あるいは汚職防止法について議論がなされてきた。Maitland（2001, pp. 63-82）は、ベトナムで活動している

多国籍企業における汚職問題を取り上げた。ドイモイの改革が新たなレント・シーキング機会を生み出し、特に中級・低級公務員が利益を得る傾向にあると指摘した。Fritzen (2005a, pp. 79-96) は、ベトナム汚職取締機関に関して、資金不足、人材不足および権限分担を問題点とした考察を行った。Fritzen (2005a, pp.91-92) は、汚職取締政策は本来、草の根民主主義から発足するべきだとする主張から、ベトナムの法的制度に汚職行為の通告手続きに関する条文が盛り込まれた点を高く評価したが法の執行はうまくいかないのではないかとという懸念を述べた。Booth, Segon, & O'Shannassy (2010, pp. 574-589) は、金銭的利益のために汚職行為をはたらくという動機が賄賂の問題を悪化させると論じた。そして、この研究ではその点に着目してベトナムにおける汚職・腐敗の問題を事例とする 考察をし、汚職の抑制に効率的な汚職取締機関の欠如という問題も挙げている。

Fritzen (2005b, pp. 98-120) は長期間、ベトナムの「草の根民主化」のイニシアチブの推進と地方行政機関の監察に重点を置いた。著者は、ベトナム政府が 1990 年代後半に実施した草の根民主化に基づく汚職対策に関して考察を行い、1997 年に起きた Thai Binh デモンストレーション (Thai Binh 事件)¹⁸を取り上げ、ベトナム政府の政策を巡る 3 つの問題点を取り上げた。それは、(1) 草の根民主化は実質的に推進されなかった。(2) 汚職取締政策の実施は下級公務員や地方政府の職員に対し進んでいるものの、最も汚職行為に関与している高級公務員に対してはさほど効果が見られていない。(3) 汚職取締政策、特に汚職行為通告制度を立案する際、立案者は「自らの利益と権限が侵害された場合、市民は積極的に通告する」と仮定しているが、その仮定を検証する必要があるということである

¹⁸ Thai Binh 事件は、Thai Binh 省で 1997 年 4 月から 8 月にかけて起きた地方政府職員の汚職・腐敗行為を巡る大規模デモンストレーションのことである。デモは定年退職した元軍人と元共産党員によって始められ、約 43,000 人もの市民が参加した。デモの目的は、クローニズムや賄賂などの民主主義と社会正義の原則をも侵害する行為に関与した職員に反発するためであった。当時、ベトナム政府を代表して Do Muoi 共産党書記長、Vo Nguyen Giap ベトナム人民軍人大将および Le Duc Anh 国家主席が Thai Binh 省の市民と話し合い、汚職事件に対し捜査を行った。その結果、2000 人以上の公務員と Thai Binh 省共産党支部の 7 割の党員が懲戒され、Thai Binh 省 Vu Xuan Truong 人民委員長ほか被告人 148 人が汚職罪で起訴された。これは国内だけでなく、国際社会にも衝撃を与え、大きな注目を集める事件となった。

(Fritzen 2005b, pp.112-113)。また、著者は2005年のベトナム政府による汚職取締政策を考察し、それらを次の3つの種類に分けた。(1) 行政改革：行政手続きの簡素化により、公務員の小規模汚職を取り締まるための政策。(2) 監督・監察の強化：より包括的な法律の公布により、公務員の行動規範を明確にするための政策。(3) 市民の通告・告発の推進：汚職防止法に新たに告発者保護条文を加えることで、市民の声を強化するための政策である。同年に発表されたFritzenのもう一つの研究(2005a, p.89)では、反汚職法執行機関のインセンティブが低く、告発者保護条文は表面的なものにとどまり、実際に執行するための具体的な説明とそのプロセスが欠如した政策である点を指摘し、ベトナムにおける市民社会の政治的自由が制限されたとして、政府の汚職対策を批判している。

また、Booth, Segon, & O'Shannassy (2010, pp. 574-589) はベトナムにおける汚職・腐敗に関する先行研究を踏まえ、公務員の低賃金、市民の汚職行為に対する認識の低さ、そして、非効率的な法の執行という3つの問題点を挙げ、それが汚職・賄賂蔓延の要因であると論じた。続いて、2011年にNorwegian Agency for Development Cooperation (NORAD) は『Joint Evaluation of Support to Anti-Corruption Efforts』シリーズを出版し、国際ドナーの観点から開発途上国の汚職・腐敗問題を考察し、改善策の提案を前提として、ベトナムを含む5カ国を対象とした研究を行った(NORAD 2011)。ベトナムにおける反汚職の取り組みに関する報告書では、国際ドナーからの支援に関する汚職・腐敗の現状の分析が行われた。ベトナムの汚職・腐敗に関する主な犯罪は、贈収賄、国家資産の横領、キックバック、契約偽造など公有部門におけるインフォーマルコストとされている。さらに、土地管理、警察、医療、建設事業、税務および税関という分野における汚職・腐敗問題が深刻であるとの分析結果が報告された。政府の動向として、包括的で整合性のある法的枠組みおよび汚職対策が策定されたが、マスメディアと非政府アクターの参加に関してはまだ限定的であるという点から、捜査機関の捜査能力不足を批判した。筆者らは、より効率的に汚職・腐敗と闘うため、マスメディアと非政府アクターの活動を活発化させる必要があると主張した。

次にGregory (2015, pp. 125-142) は、政治的な自由度と汚職取締機関の効率性との連携関係を検討するにあたり、シンガポールやベトナムなどの汚職取締機関を例として取り上

げた。著者は、ベトナム汚職取締機関は複数あるため、機関の役割が分担される一方で重複する部分もあり、それにより非効率性が生じると指摘した。また、ベトナムにおける汚職・腐敗問題は制度的な問題であると指摘し、2005年汚職防止法に規定される汚職行為の定義の対象に民間企業の汚職問題は含まれず、「国の損失」だけを汚職の定義に当てはめたことを批判した。これらの問題点をあぶり出したうえで著者は、ベトナムの汚職との闘いにおける今後の展開として、欧米諸国の教育を受けた若い世代のベトナム人が政治的自由化と多元主義を推進する、あるいは現在の制度と現状に妥協する、という2つのシナリオを予測した。

ベトナムの汚職に関する海外の研究が少ないのは、ベトナム政府が海外研究者および国際ドナーに対して慎重な姿勢を保ち続けているため、海外研究者らが研究に必要なデータを収集することが比較的困難であることに起因する（Fritzen 2005b, pp.109-110）。したがって、海外研究者および国際機関による主な研究は、国内でなされている研究と同様、汚職の原因、ベトナム政府の政策、法律に焦点が当てられているものがほとんどであり、ベトナムの汚職取締機関、マスメディアおよび市民社会組織による実質的な反汚職活動は十分に検討されていない。

第2節 ベトナム国内における汚職・腐敗の研究

1. ベトナム国内における汚職・腐敗に関する文献の現状

1990年代以降、ベトナムでは、国内の汚職・腐敗に関する研究が多く出版されるようになり、研究論文や学校で使われる教科書、法律の条文関連の文献など、汚職に言及したタイトル数を見ればその変化は一目瞭然だ。1990年から2020年までの印刷物だけでも、ベ

トナム国家図書館¹⁹には汚職に関するタイトルを含む文献が約 300 件保管されている。図 1-1 を見ると、特に 2005 年から汚職・腐敗に関する出版文献が前年度までの倍以上に増加したことがわかる。

それでは、汚職・腐敗研究が急増した 2005 年に、何がそのきっかけとなったのか。それは、2005 年に公布された汚職防止法、そして、汚職取締機関の設置や行政手続きの改正などのベトナム政府によって導入された様々な反汚職政策である。それらの導入により、汚職・腐敗問題に関する研究が活発化したと考えられる。図 1-1 と共に図 1-2 を検討すると、2005 年から国内の研究が徐々に増加傾向にあることがわかる。ただし、2008 年までベトナム国内では汚職に関する研究がタブー視されていた。そのことを 2005 年以降増加傾向にある国内研究が 2010 年以降さらに加速していく事実が示している。ベトナムの汚職・腐敗の現状および政府の反汚職対策に関する国内研究は、ベトナム国家図書館に約 65 タイトルが保管され、そのうちの大部分は汚職・腐敗の原因とその結果、そして、法律の改正について検討されたものである。

出版文献数だけを見ると、汚職・腐敗に関する研究のものが 2016 年に約 12 タイトルと最も多く、それらの期間に汚職・腐敗研究が活発化したのは次の 2 つの重要な転換点があったからだと考えられる。第一転換点は、2012 年に共産党が汚職取締機関のリーダーである汚職防止中央指導委員会（Central Steering Committee for Anti-Corruption = CSCA）を再編し、CSCA の常任機関として中央内務委員会を設置したことである²⁰。同年、世界銀行の援助を受け、中央内務委員会はベトナム政府監察院と共に汚職・腐敗の現状に関する大規模社会調査²¹を共催した。その報告書は、汚職の現状を明らかにする国内で初めての文献と

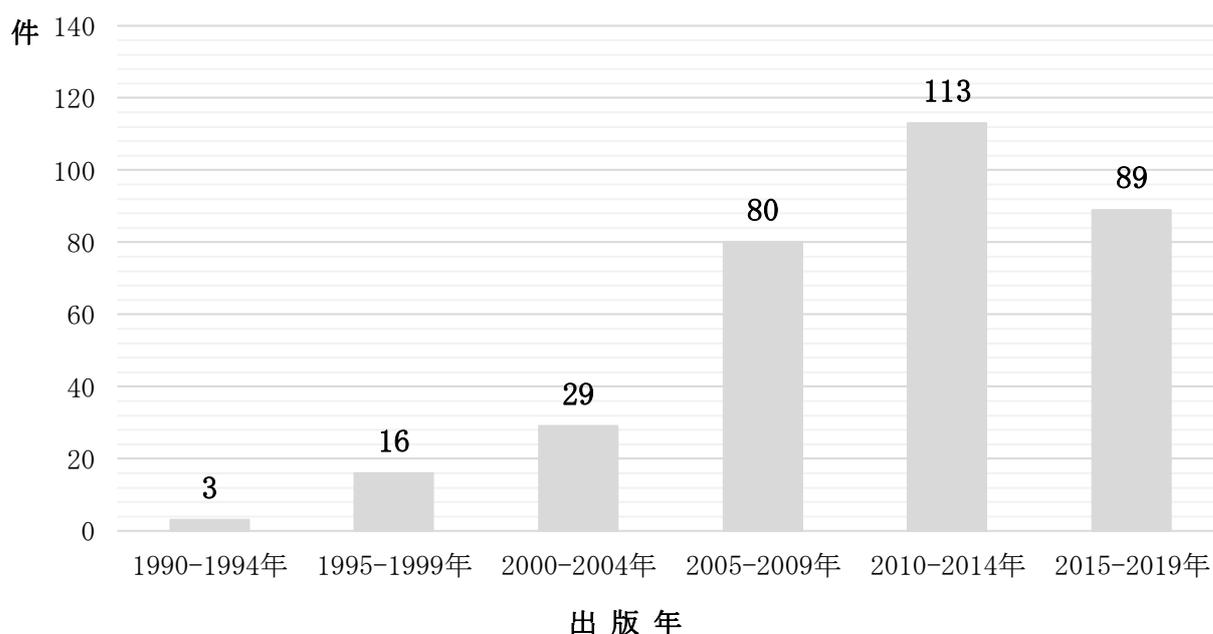
¹⁹ ベトナム国家図書館（英語名称：National Library of Vietnam = NLV）はベトナムで最大規模の図書館であり、ここに国内の出版物のすべてが保管されている。

²⁰ 詳細情報と考察は本論文の第 3 第章 2 節参照。

²¹ 2012 年の社会調査は、人口が多くある程度経済が発展している地方で実施された。対象者は一般市民（公務員あるいは企業の責任者でない市民）、公有部門の職員および企業代表者という 3 つのグループに分類

して出版された。これらの動きは、政府に汚職の現状に関する情報を公開しようとする意志があることを示し、タブー視されてきたベトナム国内の汚職・腐敗に関する研究を開放する役割を果たした。続く 2016 年、新内閣の発足により第 2 転換点を迎える。汚職・腐敗に関与した高官に対する反汚職運動の活発化および、汚職・腐敗に関する情報公開方針、マスメディアと市民社会組織の参加強化方針がとられた結果、汚職・腐敗に関する研究や文献などの出版がしやすくなった²²。

図 1-1 ベトナム国内における汚職・腐敗に関する文献の数

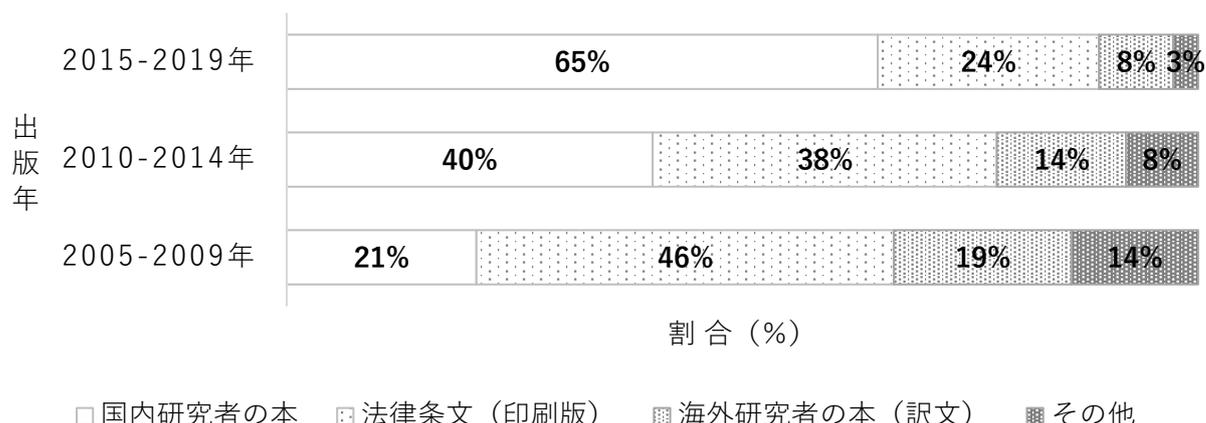


出典：ベトナム国家図書館のオンライン蔵書目録（Online Public Access Catalog = OPAC）をもとに筆者集計

された。参加者数は合計 5,460 人（一般市民 2,601 人、公有部門の職員 1,801 人、企業の代表者 1,058 人）であった。

²² 筆者の、真実政治出版社の政治部編集長とのインタビューから得た情報による。

図 1-2 ベトナム国内における汚職・腐敗に関する出版文献の内容



出典：ベトナム国家図書館のオンライン蔵書目録 (Online Public Access Catalog = OPAC) をもとに筆者集計

2. 汚職・腐敗の基礎理論に関する研究

ベトナムでは汚職・腐敗の基礎理論はあまり多く研究されていないが、その基礎理論を扱うものとして、大学や専門学校で教科書として使われている教材がある。まず、Phan, X. S., Pham, T. L. et al. (2011) の『Nhận diện tham nhũng và các giải pháp phòng, chống tham nhũng ở Việt Nam hiện nay (汚職認識および現在のベトナムにおける汚職対策)』は、ベトナム研究者に多く引用されている文献である。著者は汚職・腐敗の定義や特徴など、汚職行為を判別するための基礎概念とその理論を紹介し、ベトナムの汚職・腐敗問題の原因を次の7つにまとめた。(1) ベトナムの伝統的な風習に汚職行為を増加させる副作用がある。(2) ベトナムにおける汚職・腐敗問題は、計画経済から市場経済への移行経済と開発途上国にみられる特徴を持ち、それらが新たな汚職・腐敗の機会を生み出している。(3) 公有部門全般において身内公務員の不正行為を隠そうとする傾向があるため、汚職行為の摘発が極めて困難である。(4) 公務員の低い賃金が汚職・腐敗問題を生じさせる。(5) 官僚制度は公務員の有効性および責任感の低下を招く。(6) 汚職行為は浪費につながる。(7) 市民社会の自由度が低く、汚職・腐敗との闘いに効率的に参加できていない。それと同時に、ベトナムの汚職・腐敗が蔓延する要因として、権威主義および透明性の欠如が権力の濫用を引き起こすと批判した。そして脆弱な管理制度、低い生活水準、不完全な法的制度と一

貫性が欠如した政策が汚職拡大のきっかけになるとコメントした。それらを踏まえた上で、行政手続きの改正からマスメディアの活動強化にまで言及した 10 の改善策を提案した。

汚職・腐敗防止に関する教育を高校・大学・専門学校のカリキュラムに導入する政策に沿い、政府監察院は 2011 年に『*Bộ tài liệu bồi dưỡng về phòng chống tham nhũng* (汚職取締に関する教材シリーズ)』を出版した。シリーズは全 3 巻からなり、高等学校専用教材、大学・短期大学・専門学校専用教材、そして行政管理専門学校・党附属専門学校・軍事機関附属専門学校の専用教材に分けられた (GIV 2011a, 2011b, 2011c)。主な内容は汚職・腐敗に関する概念、その分類および汚職行為によって引き起こされる障害などで、基礎概念・知識を普及させるための教材であった。それと同時に汚職・腐敗との闘いに関するホーチミンの思想および党の方針・政策を紹介し、団体および個人の責任を説いた。GIV の教材は単に理論に触れるだけで実際の事例考察や汚職・腐敗の現状にまでは言及していないため、これによりベトナムの汚職・腐敗研究が活発化したとは言い難い。

2013 年に大学以上の専門研究機関に向けて、Nguyen, D. D., Pham, H. T. et al. (2013) は『*Giáo trình lý luận và pháp luật về phòng, chống tham nhũng* (汚職取締に関する基礎理論と法律)』を出版した。この本は上述の GIV の教材より詳細に内容を伝えることを目的とし、汚職・腐敗に関する国際研究を含む基礎理論を紹介し、反汚職に関する法律についての考察も行われた。他国の汚職との闘いの歴史を紐解くと同時に、ベトナム封建制の下に設置された不正行為監察制度についても検討された。ホーチミンの思想および共産党の方針・政策を説明した上で著者らは、法律の観点からベトナムの汚職対策の改善策を探り法律の欠点を明らかにした。

3. ベトナムの汚職・腐敗の法的枠組みに関する国内の研究

ベトナム国内における汚職・腐敗問題に関する文献では法律に関する参考文献が最も多い。しかし、1990 年代の参考文献はあまり問題点を取り上げず、法律条文の説明のみに終始していた。例えば、Nguyen, M. H. (1992) は汚職・腐敗の防止に関連する法律条文をまとめた。また、1997 年には、Uong, C. L., Nguyen, Q. V. et al. (1997) により、汚職犯罪、薬物

犯罪と淫行罪に関する当時の刑事法の条文が考察された。それらの研究は汚職・腐敗の現状よりも法律の基礎条文を説明し、考察する目的で作成された文書と言える。

2005年に反汚職法が公布された後、Dinh, V. M.²³ (2005) は『*Một số vấn đề về tệ nạn tham nhũng và những nội dung cơ bản của Luật phòng, chống tham nhũng năm 2005* (汚職・腐敗という社会悪の問題および2005年汚職防止法の概要)』という書籍を出版し、汚職の現状および法的枠組みを詳しく考察した。書籍の第1章ではベトナム汚職の現状および汚職犯罪の変化を事例と共に考察し、1990年代の汚職犯罪の範囲および汚職による経済的な損失の拡大を明確にした。ベトナムでは、個人および縁故者の利益のため、職位・権力を濫用して電話や手紙で他の公務員に圧力をかける行為がよくみられ、贈答文化が贈収賄に発展するケースも多い。そして、取引価値を偽造、公的資金を横領し個人の購入費用に充てる手口なども取り上げ、監察官としての知識や情報を基に(1)建設事業、(2)土地管理、(3)金融、(4)財政・公的資金による投資事業、(5)国有企業の株式会社化、(6)医療・教育、(7)司法活動、(8)監察活動、と(9)公有部門における求人・出世を含む、9つの分野における汚職の現状を述べた(Dinh, V. M. 2005, pp. 10-30)。汚職の原因として、(1)整備が不十分な管理制度および法的取り組み、(2)低い生活水準、(3)改革以前の古い制度における悪習の残存、(4)市場経済化がもたらした悪影響、(5)昔からの風習の影響という5つの外的要因が考えられると論じた。さらに、以下のように9つの内的要因も取り上げられた。それは、(1)非効率的な行政機関、(2)一部の公務員における道徳の衰退、(3)複数の法律の存在から生じた矛盾、(4)行政手続きの改正における問題、(5)党の指導力不足、(6)複数の汚職取締機関の活動における不透明性と非効率性、(7)汚職の摘発における技術的問題、(8)市民社会組織の反汚職活動に対する政府の支援不足、(9)汚職・腐敗防止に関する教育不足である(Dinh, V. M. 2005, pp. 42-57)。

²³ Dinh, Van Minh は2005年には政府監察院監察戦略科学研究所(Inspectorate Strategy and Science Institute = ISSI)の副所長として、2018年にはISSI所長として汚職防止法の原案作成に参加した。

続いて第2章では、2005年汚職防止法の提案背景・内容および党と政府の汚職対策の根底にある考えとして(1)社会主義的法の支配、政府の三権分立の原則の尊重、(2)汚職との闘いは政治制度全機関の任務であり、官僚主義とともに浪費に立ち向かうべきこと、(3)反汚職戦略の中心はその防止策にあり、厳格な懲戒処分を規定し、他国の事例を参考にし、ベトナム汚職防止法を確立させるという点について説いた(Dinh, V. M. 2005, pp. 75-77)。また、2005年汚職防止法の原案作成過程やその原案に対して集められた市民の意見についても言及し、国会への提案そしてその可決に関する過程を述べた上で、汚職防止法の全文を記載した。

その後、2018年に新たな汚職防止法が公布された際、Dinh, V. M. (2019)は『Một số vấn đề về tham nhũng và những nội dung cơ bản của Luật phòng, chống tham nhũng năm 2018 (汚職・腐敗問題および2018年汚職防止法の概要)』の中で、上述文献と同様な考察を行ったことに加え、汚職・腐敗の定義および分類に関しては、ベトナム国内だけでなく、海外研究者の研究結果、TIおよび世界銀行など国際機関による定義および分類方法も採り入れた。そして、2005年汚職防止法の欠点を挙げ、全面的に法改正が必要であると強調したうえで、2018年汚職防止法の全文を記載した。

Dinh, V. M. (2005)による立法側の観点からの考察に対して、Phan, Trung Hoai²⁴は『Bút ký luật sư (弁護人の記録)』の中で、弁護人の観点から汚職防止法を考察した。筆者は長期にわたり汚職事件の裁判に関わり、被告人の正当な権利や利益を直接擁護する立場から、いくつかの刑事事件の裁判事情および弁護人としての見解をまとめた。記載された事件の中でも、本論文では序章にてMinh Phung & EPCO事件を取り上げた。注目すべきは、この事件は1998年汚職防止法令(汚職取締に関する最初の法律条文)が公布される前に裁判が行われたため、贈収賄や公的資金の横領行為が判明したとしても、汚職犯罪が成立せず、裁かれなかったという点である。結果として、被告人には「経済管理に関する制度・原則・

²⁴ Phan, Trung Hoai は、ベトナム弁護士連合会の副会長を務めており、現在も被告人代理弁護士として多くの大規模汚職事件に関わっている。

政策を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪」(1985年刑事法第174条)という判決が下されたにとどまった(Phan, T. H. 2005, pp.275-309)。この罪に関して弁護人の観点からPhanは、「制度・原則・政策を故意に侵犯する」部分に関して不明点があると述べ、1998年以前の汚職事件の処理方法の欠点を明示した。

また、Nguyen, M. C., Nguyen, T. D. et al. (2019)は、ベトナムにおける汚職防止法の歴史に関して考察した。過去の汚職防止法における問題点を取り上げ、2018年汚職防止法の公布の必要性を強調した。そして、ベトナムの汚職・腐敗の現状を明らかにし、それに関する国際社会による評価をまとめた。汚職・腐敗の原因に関してはDinh, V. M. (2019)と同じく、外的要因と内的要因とに分類したが、文化・経済・社会の問題も取り上げたDinhと違って、Nguyenは以前の法律の欠如に着目し、具体的に不足している条文を明確化した。それと同時に、党と政府の5つの改正方針：(1)汚職・腐敗の防止を重視し、時間をかけて一歩ずつ前に進むこと、(2)ベトナム共産党の司法改革方針に沿って執行すること、(3)2013年憲法に沿って、人権を尊重し、確保すること、(4)積極的に国際機関および他の国と協力すること、(5)市民の汚職に対する認知度を向上させること、という方針についても考察した(Nguyen, M. C., Nguyen, T. D. et al. 2019, pp.70-78)。

さらに、ベトナムの汚職との闘いにおける今後の課題を次のように示唆した。まず、情報技術を含む最先端技術を利用した国境を越える犯罪が増えるとされており、その事態に備えて国際協力がより重視されるべきであると述べた。このような国境を越えた犯罪に対する汚職対策機関の動きや司法機関の判決が複雑化し、判決の基本となる法律の条文が重複し、矛盾する可能性が出てくることが考えられ、また、犯罪手口の巧妙化・複雑化・組織化の傾向が犯罪の追跡をより困難にさせる点に着目した(Nguyen, M. C., Nguyen, T. D. et al. 2019, pp.125-138)。政府が汚職・腐敗を拡大させる根本的な要因を特定し、法律を効率的に執行するための明確なガイドラインを作成する必要があるとした。最後に、汚職行為に関与している職員の欲望は無限であるため、今後犯罪者の多種多様な手段により、犯罪のさらなる複雑化、巧妙化が予測されると指摘した。

ベトナム国内の研究報告では、ベトナム政府の汚職対策においてホーチミンの思想を再確認する重要性についてだけでなく、ホーチミンの思想はベトナム共産党および政府のイデオロギー全体の核である点についても述べられている。Phung, Bui et al. (2019) は汚職・腐敗問題とその防止に対するホーチミンの思想についてさらなる考察を重ね、ホーチミン政権が実施した汚職対策およびベトナム公務員の4つの中核的価値観「勤勉 (cần) ・ 儉約 (kiệm) ・ 誠実さ (liêm) ・ 正義と公平 (chính)」となるものを明らかにした。

4. ベトナムの汚職の現状および汚職取締機関に対する研究

2010年代半ばまでは、汚職・腐敗に関する包括的な研究はあまりみられず、一つの具体的な分野に集中した研究が多く行われていた。例えば2015年に公開された Nguyen, B. T., Phan, D. T. et al. (2015) も共産党の中央内務委員会の役割を踏まえ、30年にわたる汚職との闘いに関する歴史を考察したうえで、改善策を提示し、共産党の指導・監督役としての役割のさらなる強化を主張した。他分野における汚職の現状研究に関しては、Pham, V., Van, T. H. et al. (2011) が土地管理分野におけるそれらの現状と原因を明らかにし、改善策を提示した。また、Nguyen, X. T., Pham, N. H. et al. (2016) は国営企業における汚職問題に焦点を当て、効率的な対処としての政策を提案した。

さらに、ベトナム汚職取締機関の活動に関しては、第7期ベトナム共産党中央委員会 Nguyen, P. T. (2019) による『Quyết tâm ngăn chặn và đẩy lùi tham nhũng (汚職・腐敗の防止・取締に対する決心)』および To, L (2019) の『Tham nhũng và hoạt động của Công an nhân dân trong đấu tranh phòng, chống tham nhũng ở Việt Nam (汚職とベトナムの反汚職における人民公安(警察)の活動)』において、その詳細が記された。前者は、2012年から2018年末までの汚職防止中央指導委員会の大会で Nguyen 書記長が発表した報告書をまとめたものであり、後者は、汚職事件の捜査機関である公安省附属警察局の活動を評価し、今後の課題を取り上げたものである。

汚職取締機関の各部署に関する大学院生の研究もいくつか行われている。例えば、法学研究科 Le, V. C. (1993) の博士論文は、汚職問題の本質・特徴および基礎理論を明確化し、

法制度の観点から汚職の現状を考察した研究であった。また、同じく法律専門家である Nguyen, H. P. (2008) は、汚職犯罪との闘いにおけるベトナム検察機関の役割およびその実績を考察し、効率性を向上させるためいくつかの政策案を提示した。続いて2016年には、Chau, Q. H. (2016) が、捜査官の観点から賄賂事件の処理における警察の活動を研究対象とし、現状を考察したうえで改善策の提示を試みた。Pham, T. H. (2016) は、民間部門に関する汚職問題を明らかにし、Tran, V. L. (2016) は汚職との闘いにおいて市民の知る権利を実現する重要性が主張した。また、Do, T. T. H. (2018) は汚職事件における経済損失を回収する問題について考察し、Nguyen, V. S. (2018) は汚職事件の告発者保護の法律とその執行における問題点を明らかにした。これらの論文は法学の観点から考察したものであるため、その考察や改善策の提示は主に法改正に集中し、一貫して党の指導強化を主張している。

5. ベトナム市民社会における反汚職活動に関する研究

ベトナムマスメディアの反汚職活動に関して、Tran, Q. N., Pham, T. et al. (2005, pp. 28-41) は数多くの事例を考察し、マスメディアの4つの重要な役割をまとめた。それは(1) 汚職行為の摘発、(2) 政策・法律の欠如部分に対する反論、(3) 市民と政府との懸け橋としての役割、(4) 汚職の現状および汚職取締機関への評価、という役割である。それと同時に、曖昧な表現で市民を誘導することや、必要以上に事件を拡大して報じる傾向、また、取得した情報を私的利益のために濫用するといったマスメディアの欠点も明らかにしている。また、筆者は、ネガティブな記事とポジティブな記事のバランス問題やその関係性についての考察も行った。汚職との闘いにおける役割を効率的に果たすため、マスメディアは汚職事件に関する情報を伝えるだけでなく、新聞記者の個人的な解釈や事件解決に関する議論、汚職対策そのものが効率的に実施されているかどうかを見極め、バランス良く報道すべきだとされている。新聞記者としての信念、誠実性、客観性、そして真実を尊重する美德についても言及した (Tran, Q. N., Pham, T. et al. 2005, p. 31, pp. 69-70)。しかしその反面、マスメディアの摘発後、政府が素早く適切な対応を取らなかったあるいは意図的に

隠そうとしたため、裁判が開かれるまでに損害が拡大した事件が多数見られたことを指摘した (Tran, Q. N., Pham, T. et al. 2005, pp. 30-31)。

他方、Nguyen, Q. V. (2017) は、市民社会の活動に関する理論、法的枠組みおよび現状を考察し、改善策を提案した。著者は、ベトナムのマスメディアは、政府機関との関係性を維持するため、その客観性を保つことが困難であると批判した。そして、汚職との闘いに関して活動する新聞記者に対する、汚職・腐敗に関与した高官からの報復や脅威、圧力についての懸念を表明し、報道において自由な発言をする権利のさらなる強化を主張した。

第3節 先行研究における未解決課題と本論文の貢献

海外およびベトナム国内における先行研究を踏まえると、論法は異なるがベトナム政府が汚職と闘うためには、汚職取締機関の改編並びにマスメディアと市民社会組織の反汚職活動の強化が不可欠であるという点で一致していることがわかる。しかし、その目的を達成するには未だにいくつかの未解決課題が残っている。

ベトナムにおける汚職との闘いの全体像を作り上げるため、汚職取締機関の制度とマスメディアや市民社会組織の活動を体系的に考察する必要がある。海外での研究がベトナムの汚職の現状を詳しく考察しているのに対し、国内の研究は、政府監察院、司法機関、刑事捜査機関の各々の働きにのみ焦点を当てている。汚職との闘いにおいて、それらのうち一つの機関の役割を強化しても、マスメディアと市民社会組織を含む汚職取締制度全体の欠点を改善しない限り、反汚職効果はさほど期待できないのではないだろうか。

汚職対策に関する海外での研究では理論的知識が幅広く構築され、成功事例を挙げ、その結果を論じるものが多いが、それによってベトナムの事例に関しても説明ができなければ、その理論の普遍性は揺らぎ、実際に効率的に作用しないと考えられる。また、今日までベトナムの国内研究者は、さほど汚職取締機関の制度そのものについて研究を行ってこなかったことが、以前から変わらぬ研究内容および政策提案から明らかとなっている。

この事実は、制度的な問題に言及することで、政府に目を付けられる可能性があることを示している。

以上の点を踏まえると、今日のベトナムにおける汚職取締の効率を向上させるためには、成功事例から学ぶと同時に、国内の事情にも考慮し、バランスの良い政策を探り出す必要があると考えられる。したがって、本論文では引き続き、ベトナムにおける汚職取締機関の制度の本質だけでなく、マスメディアと市民社会組織の反汚職活動の展開に焦点を当てて考察する。そして今後の反汚職活動における発展の行方を推測し、ベトナムの現状に適切な改善策の提示を試みることを、本論文の意義とする。

第2章

ベトナム政府の反汚職対策と

汚職取締に関する法的枠組み

法律とは、国会によって制定され、一定の行為を命令・禁止・授権するものである。ベトナムの法体系は制定法を重視する大陸法の特徴を備えている。反汚職分野においても同様であり、汚職行為に関する罪（犯罪）と刑（刑罰）を定める基本法は汚職防止法と刑法であると同時に、他にも90以上の関連法的文書が付け加えられ、汚職行為および行政機関の責任など様々なことが詳細に規定されている。その中でも、汚職防止法では汚職行為について定められており、刑法では犯罪に当たる行為に関する強制的な制裁（刑罰、損害賠償など）が定められている。また、汚職事件の通告者・情報提供者の保護などに関して手続きを定める法律がある。本章では、ベトナムの法律に定められている汚職・腐敗の概念および反汚職の法的枠組みを考察してから、汚職事件を裁く基礎法となった汚職防止法と刑法上の汚職罪について考察する。

第1節 ベトナムの法律における汚職行為に対する認識の変化

ベトナム語では、汚職は“tham nhũng”であり、『ベトナム語辞書』（Institute of Linguistics 2003, p.910）によると、「職権を濫用して市民の財産や利益を奪うこと」と定義している。元来、“tham nhũng”（以下、「汚職」）は“tham tang uổng pháp”（ベトナム語古語表記：貪贓枉法）という古語に由来し、「収賄して法律を犯すこと」を意味していた（Thieu Chuu 2000, p.638）。現在、ベトナム国内で適用されている汚職・腐敗の概念は2018年11月20日に国会で可決され、2019年7月1日から有効となった法律番号36/2018/QH14（以下、「2018年汚職防止法」）に基づいているが“tham nhũng”という言葉が共産党およびベト

ナム政府の正式の文章に使われるのは 1986 年以降の話である。それまでは、“hôi lộ”（以下、「賄賂」）という罪と並んで“tham ô”（ベトナム語古語表記：貪汚）（以下、「横領罪」）という言葉があり、『ベトナム語辞書』（Institute of Linguistics 2003, p.910）によると、「貪汚」は「職権を濫用して、公有財産を奪うこと」と定義されている。

そして、「貪汚」は「資本主義と搾取体制（植民地における支配体制を意味する）の影響で生まれた社会悪」と認定された²⁵。その認識は、マルクス・レーニン主義の伝統的なイデオロギーとホーチミンの汚職・腐敗問題に対する思想から影響を受けたものと考えられる。実際に、マルクスとレーニンは、汚職・腐敗が資本主義の悪影響から生じた社会悪であり、腐敗した指導者は社会主義の進歩を妨害すると指摘した（Mayer 1993, p.636）。マルクス・レーニン主義の影響を受けたホーチミンも同様のとらえ方を持ち、汚職・腐敗は旧体制の悪影響であり、個人主義から生じた結果であると批判した。ホーチミンは自己評価を主張し、公務員に対して4つの中核的価値観「cần（勤勉）・kiệm（儉約）・liêm（誠実さ）・chính（正義で公平）」を推進した（Ho, C. M. 2011a, p.7）。著者は金・地位・権力に対する欲望など能力以上の野望が不正行為につながることを強調した。そして、権力を濫用し賄賂を要求し、賄賂を受け取ったり、横領したりする公務員も貪欲の理由で「誠実さ」に違反すると説明した（Ho, C. M. 2011b, pp.126-128）。その思想に基づいて、ホーチミン内閣は1946年11月27日に賄賂罪に関する第223号法令を公布し、「贈賄罪」（公務員に対する市民の贈賄行為）と「収賄罪」（公務員が市民から賄賂を受け取る行為）を制定した²⁶。ホーチミンの思想を引き継いだ国会常任委員会は、1970年10月21日に社会主義財産を侵害する犯罪の刑罰に関する第149-LCT号法令（公有財産の横領罪が対象）、そして、1981年5月20日に賄賂罪の刑罰に関する法令（贈あつせん罪を含む）を可決した。注目すべきことは、1986年以前までに、党と政府の文書には汚職という言葉が採用されず、個

²⁵ 1982年3月27日に第5回全国党大会で発表された党中央委員会の報告書（Phan, N. L., Van, N. T. et al 2007, p.181）。

²⁶ ホーチミン主席の第223号法令（日付1946年11月27日）第1条。

別に「賄賂罪」と「横領罪」が制定され、対象が市民と公務員の関係に限られ、民間部門の企業に関しては取り決められなかったということである。

1980年代に入ってからソ連共産党による体制が衰退し、社会主義国が次々に消えた。そして、財政危機に陥ったベトナムは1986年にドイモイ（刷新）路線を導入し、民間部門の存在を正式に認めるようになった。一方、トップダウン方式の行政的・命令的な統治が様々な問題を及ぼしたと党内でも指摘され、行政運営の簡素化および効率化を図ると同時に、行政機関における汚職問題に焦点を当て始めた。続いて、1990年代半ばまで、上述したMinh Phung & EPCO 事件をはじめ、いくつかの大規模汚職事件が相次いで摘発された。1994年に第7期共産党中央委員会（1991-1995）が臨時党大会を開催し、経済開発がさらに遅れるリスク、社会主義から逸脱するリスク、汚職・腐敗問題および他の社会悪の問題と敵対勢力の陰謀という4つの緊急課題を取り上げた。特に汚職問題に関しては、党および政府に対する市民の信頼度が損なわれつつあると指摘し、行政各部が懸命に解決すべき問題と認めていた。そして、汚職対策として、法的枠組みを改正し、内部監察および自己批判を強く主張した²⁷。その方針に沿って、1998年2月26日に国会常任委員会は汚職取締に関する法令2-L/CTN号（以下、「1998年汚職防止法令という」）を可決し、同法令は1998年5月1日から有効となった。この法令はベトナム史上初の汚職取締に関する法律である。1998年汚職防止法令の第一条に、汚職とは「職権や地位を持つものが、私的利益のため、その職権や地位を濫用し、賄賂、財産を横領あるいは法律に違反したことで国家や他の法人・個人の財産および組織の活動に損害を及ぼした行為」と定義された。

しかし、1990年代後半に執行された汚職取締策があまり効率的ではなかったため、2001年の第9回党大会には、「汚職との闘いは体制存亡にかかわる問題」と認めざるをえな

²⁷ 1994年10月20日に開催された臨時党大会で発表された党中央委員会の報告書（Phan, N. L., Van, N. T. et al 2007, pp.609, 626）。

った²⁸。そして、ドナー機関の支援を受け取り、新たな汚職防止法の制定や汚職取締機関の制度再編など政策を体系的に実施した。2005年11月29日に国会は、汚職防止法（法律番号55/2005/QH11、以下「2005年汚職防止法」）を可決し、同法は2006年6月1日から有効となった。2005年汚職防止法の第1条2項において汚職行為の定義は「職権や地位を有するものが、私的な利益を得るためにその職権や地位を濫用する行為」と定められ、1998年汚職防止法令より包括的になった。同条文の第3項は「職権や地位を有する者」を公務員、軍人、公安・警察、国営企業の責任者および企業における公的資金の代表者と特定事業の責任者という公有部門に勤める職員に限定した。この定義は、1997年に World Bank（1997, p.8）によって導入された「公務員が、私的利益のために権限を濫用した行為」という定義と一致させていたと思われる。同時に、1999年から2015年まで有効であった1999年刑法（法律番号15/1999/QH10²⁹、以下「1999年刑法」）によれば、その「私的な利益」は必ず金銭や品物、或いは他の一定額以上の財物に限定されている。それらの利益を証明できない限り汚職罪は成立しないことになる。

要するに、以前ベトナムにおける法律上の汚職行為は次の3つの特徴があった。それらは、（1）汚職罪は公有部門における職権や地位を有する者の行為である；（2）その行為には、職権や地位を濫用した事実を証明する必要がある；（3）職権や地位を濫用した目的は、違法な物理的な対価でなければ汚職罪が成立しない、ということであった。その中の第（3）の特徴は、2016年の新しい刑法の公布に伴い、変化し、債務の肩代わりなど非物理的な対価も犯罪が成立する証拠として認められるようになった。一方、表現が異なるだけで、実際に2005年汚職防止法に定められていた汚職行為の定義は1998年汚職防止法令の定義と同じ意味を有し、第（1）と第（2）の特徴を反映したものといえる。したがって、

²⁸ 2001年4月19-22日に開催された第9回全国党大会で発表された党中央委員会の報告書（Phan, N. L., Van, N. T. et al 2007, p.777）。

²⁹ 1999年刑法は1999年12月21日に国会より可決された。

新しい汚職防止法が有効になった 2019 年 7 月 1 日の前までには、民間部門における贈収賄行為は法律上犯罪にはならなかったという (Nguyen Q. V. & Vu, C. G 2017, p. 13)。民間部門の賄賂が法律上犯罪化されなかった理由はいくつかあるが、1986 年までベトナムでは民間企業が法的に認められなかったことが最大の要因だと考えられる。歴史を遡ってみると 1975 年から 1985 年までに、ベトナムは中央集権的な計画経済制度を採用し、資本主義撲滅運動 (民間経済を排除する運動) を実施した (ド・マン・ホーン 2015, p.52)。1986 年にドイモイ (刷新) 路線を導入したものの 2000 年代半ばの時点では国有企業はまだ圧倒的な市場シェアを維持していた (ド・マン・ホーン 2015, p.55)。その背景の中で 1998 年に汚職防止法令、1999 年に刑法上の汚職罪および 2005 年に汚職防止法が立案されたことから、犯罪の対象が公有部門に限られたことは容易に理解できる。

犯罪の対象に民間部門の賄賂が含まれていないことについては、国際社会によって指摘された。Quah はベトナムを含むアジア諸国では、汚職事件の大半は公共部門ではなく民間部門によるものであると指摘し (Quah 2011, p.xlvi)、UNODC はベトナムが民間部門における贈収賄罪も法律に追加する必要があると助言した (UNODC 2014, p.8)。加えて法の執行過程にもいくつかの課題が発生し、特に 2015 年 11 月 27 日に可決され、2016 年 7 月 1 日から有効となった新しい刑法 (法律番号 100/2015/QH13、以下「2015 年刑法」) の規定と整合しない部分があったため³⁰、2016 年に汚職防止法を全体的に見直すべきであると政府が判断した (Dinh, V. M. 2019, p.118)。したがって、2018 年に国会は新しい汚職防止法を公布し、同法の第二条、汚職の定義に関しては 2005 年汚職防止法と同じだが、職権や地位を有する者に民間企業の責任者が加えられた。

以上により、ベトナム政府の汚職・腐敗に対する認識が時代と共に変化し、次の 4 つの段階を経て発展していることがわかる。(1) 1998 年以前は、汚職を「公有財産の横領」と

³⁰ 例えば、2015 年刑法に規定されている汚職罪に関するすべての条文には、民間部門の企業および組織の責任者に関する規定が加えられたことに対して、公有部門に限られた汚職防止法の規定が整合しないと指摘された (Dinh, V. M. 2019, p.118)。

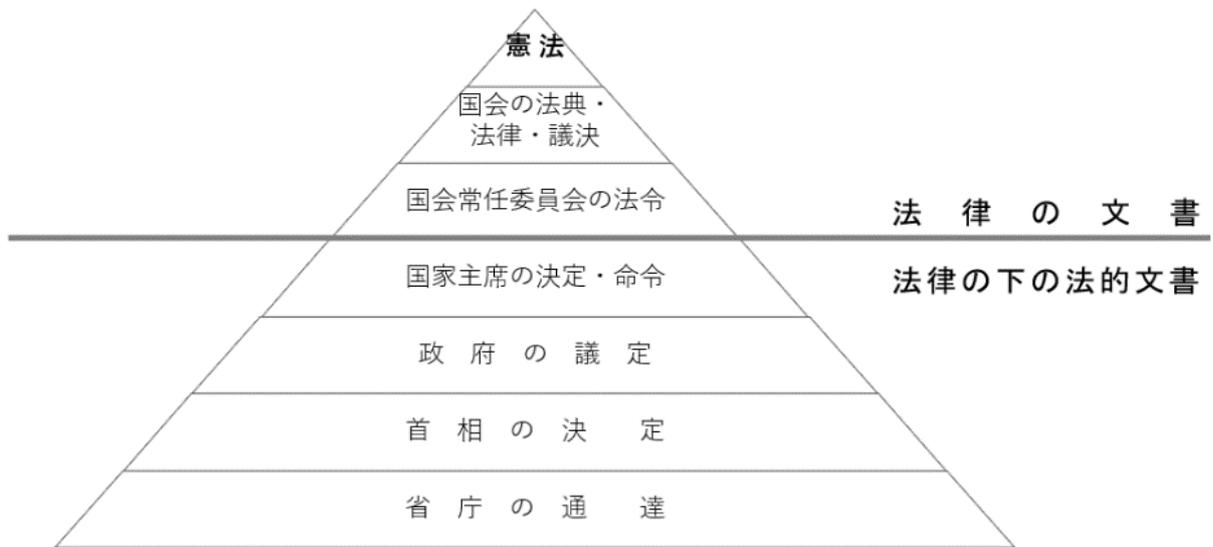
「賄賂罪」とに分けてそれぞれに処罰する法律があった。(2) 1998年からは、職権および権利の濫用の犯罪が付け加えられ、まとめて「汚職罪」として新設されたものの、処罰対象者は公務員に限定され、物理的な対価のみが証拠物として認められた。(3) 2015年以降、非物理的な対価も汚職罪の証拠物として認められるようになった。(4) 2018年以降、民間部門における賄賂罪も追加された。したがって、汚職・腐敗問題に対するとらえ方や汚職行為防止対策も変化する。現在、汚職行為に対するベトナムの法律上の概念は時代と共に変わりつつあり、国際ドナー機関の使用している定義に近づいている。

第2節 汚職対策の法的枠組み

1. ベトナムの汚職対策の法的枠組みの概要

ベトナム法制度の基盤は、(1) 憲法 (Hiến pháp)、(2) 国会が制定する法典 (Bộ luật)、法律 (Luật) と議決 (Nghị quyết) ; (3) 国会常任委員会の法令 (Pháp lệnh) ; (4) 政府が制定する決定 (Nghị định) ; (5) 各省庁が制定する通達 (Thông tư) から構築されている (図 2-1)。それらの構図は日本の法律・政令・施行規則の構図と似ている (三木 2017, pp.63-64)。

図 2-1 ベトナム法制度のピラミッド



注：（１）この図は、2016年7月1日から有効となったベトナム国会の法的文書発行法（現行法律番号80/2015/QH13、日付2015年6月22日）に基づいて作成されている。

（２）頂上から土台に至る法令の効力には優劣があり、上位の法令が優先される。

出典：法的文書発行法をもとに筆者作成

ベトナムの刑事犯罪については罪刑法定主義に基づき、すべての刑事罰が刑法で定められている。国際条約の位置づけに関しては、2016年7月1日から有効となったベトナム国会の国際条約法（現行法律番号108/2016/QH13、日付：2016年4月9日）の第6条によれば、国内法律と国際条約相互の内容が矛盾したり、衝突したりする場合には国際条約が優先されると規定されている。したがって、汚職との闘いにおいては、「国連腐敗防止条約」（United Nations Convention against Corruption = UNCAC）および関連国際条約はベトナム憲法の次に優先され、法制度は刑法および汚職防止法の上に位置づけられる。また、UNCACを含む国際条約の全文または条約の一部は、ベトナム立法機関および行政機関を通じて国内法化されてから適用される（ベトナム国際条約法の第9章第81-82条）。

一方、UNCAC以外に、汚職対策の国内の法的枠組みは、憲法、法律、条約、議定、決定、通達などを含む、90件以上の法的文書から構成され、その中でも通告者・情報提供者保護に関する法律および汚職行為を犯罪化し、大規模事件を裁判する基礎となった法律を表2-1にまとめた。

表 2-1 ベトナムの汚職対策の法的枠組み

法律名	内容	現行法規	過去の法律の推移	
1. 基本法				
汚職防止法	汚職行為の定義、汚職取締機関の措置・権限、各行政機関の責任、マスメディアおよび市民社会組織の責任など汚職取締に対する総則規定	法律番号 : 36/2018/QH14 公布機関 : 国会 構築 : 10章96条 公布日 : 2018年11月20日 施行日 : 2019年01月01日	法律番号 : 55/2005/QH11 公布機関 : 国会 構築 : 8章92条 公布日 : 2005年11月29日 施行日 : 2006年06月01日 改正法 : ①2007年08月04日 ②2012年11月23日 廃止日 : 2019年01月01日	法律番号 : 03/1998/PL-UBTVQH10 公布機関 : 国会常任委員会 構築 : 5章38条 公布日 : 1998年02月26日 施行日 : 1998年05月01日 改正法 : 2000年04月28日 廃止日 : 2006年06月01日
刑事法	賄賂罪や横領罪など個別の犯罪の成立要件やこれに対する刑罰の規定	法律番号 : 100/2015/QH13 公布機関 : 国会 汚職罪 : 第23章 職位関連罪 ① 第1節 : 汚職罪 (第353条～第359条) ② 第2節 : その他の職位関連罪 (第364条～第366条) 公布日 : 2015年11月27日 施行日 : 2016年07月01日 改正法 : 2017年07月05日	法律番号 : 15/1999/QH10 公布機関 : 国会 汚職罪 : 第21章 職位関連罪 ① 第A節 : 汚職罪 (第278条～第284条) ② 第B節 : その他の職位関連罪 (第289条～第291条) 公布日 : 1999年12月21日 施行日 : 2000年7月1日 改正法 : ①2008年06月03日 ②2009年06月19日 廃止日 : 2016年01月07日	法律番号 : 17-LCT/HĐNN7 公布機関 : 政府委員会 (旧制度) 汚職罪 : 第9章 職位関連罪 (第219条～第229条) 公布日 : 1985年6月27日 施行日 : 1986年01月01日 改正法 : ①1989年12月28日 ②1991年08月12日 ③1992年12月22日 ④1997年05月10日 廃止日 : 2000年01月07日
2. 告訴告発・不服申立関連法律				
告訴告発法	汚職行為の告発手続きおよび情報提供者保護手順などの規定	法律番号 : 25/2018/QH14 公布機関 : 国会 構築 : 9章97条 公布日 : 2018年06月12日 施行日 : 2019年01月01日	法律番号 : 03/2011/QH13 公布機関 : 国会 構築 : 8章50条 公布日 : 2011年11月11日 施行日 : 2012年07月01日 廃止日 : 2019年01月01日	法律名 : 告訴告発・不服申立法 法律番号 : 09/1998/QH10 公布機関 : 国会 構築 : 9章103条 公布日 : 1998年12月02日 施行日 : 1999年01月01日 改正法 : ①2004年06月15日 ②2005年11月29日 廃止日 : 2012年07月01日
不服申立法	行政機関および行政手続き等に対する苦情に関する規定	法律番号 : 02/2011/QH13 公布機関 : 国会 構築 : 8章70条 公布日 : 2011年11月11日 施行日 : 2012年07月01日		
市民接遇法	公的サービスを提供する際、公務員の行動規範および市民の義務と権利に関する規定	法律番号 : 42/2013/QH13 公布機関 : 国会 構築 : 9章36条 公布日 : 2013年11月25日 施行日 : 2014年07月01日		
3. 他の関連法律				
新聞法	マスメディアの行動規範および自由発言権とその権限を確保する行政機関の責任に関する規制	法律番号 : 103/2016/QH13 公布機関 : 国会 構築 : 6章61条 公布日 : 2016年04月05日 施行日 : 2017年01月01日 改正法 : 2018年11月20日	法律番号 : 29-LCT/HĐNN8 公布機関 : 国会 構築 : 7章31条 公布日 : 1989年12月28日 施行日 : 1990年01月02日 改正法 : 1999年06月12日 廃止日 : 2017年01月01日	
サイバーセキュリティ法	サイバースペースにおける国家安全保障と公序良俗を保護するための規制	法律番号 : 24/2018/QH14 公布機関 : 国会 構築 : 7章43条 公布日 : 2018年6月12日 施行日 : 2019年1月1日		
情報アクセス法	市民の情報アクセス権利およびその権利を確保する行政機関の責任に関する規制	法律番号 : 104/2016/QH13 公布機関 : 国会 構築 : 5章37条 公布日 : 2016年4月6日 施行日 : 2018年7月1日		

出典 : 政府公式サイトをもとに筆者作成 (<http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban>)

まず、汚職防止法は汚職を防止する目的で作られたものであり、汚職・腐敗という行為の定義や各行政機関の責任および市民の報告義務が具体的に規定されている。しかし、汚職防止法では具体的な刑罰規定までは定められていない。現行の汚職防止法は「2018年汚職防止法」であり、同法は全10章、96条から構成されている。賄賂罪など個別の犯罪の成立要件やこれに対する刑罰を定めているのは刑法である。現行刑法は2015年刑法であり、同法の第353条から第359条および第364条から第366条は、汚職罪に該当する10個の犯罪名が規定されている。刑は罰金刑から終身刑もしくは死刑までとなっている。

他方、不正行為が判明したものの刑法上の汚職罪の条件を満たさない場合、行政違反処分法（現行法は法律番号15/2012/QH13、2013年7月1日から効力を有する）が適用される場合がある。さらに、汚職行為に対する通告手順については2018年告訴告発法が適用されており、行政機関および行政手続きなどに対する通告は、2011年不服申立法が基準となる。

2. 汚職防止法

2.1. 1998年汚職防止法令

ベトナムの汚職対策の法的仕組みの中で、汚職防止法は幹となっている。汚職防止法は国会によって公布された法律であり、汚職行為を摘発、処理および防止するために制定されたものである。第一代の汚職関連法律は1998年汚職防止法令である（Hoang, D. K. 2019, p.18; Dinh, V. M. 2019, p.101）。この法令は、汚職行為の概念および対象を明確に定義し、職位を有する者に対する財産申告制度を設置する最初の法的根拠である。この法令の執行案内として、1998年8月17日に政府が議定番号64/1998/ND-CPを公布し、この議定は2002年に改正された。国会の法律および政府の実施案内議定に基づいて、各省庁および地方行政機関は、汚職・腐敗との闘いを推進したものの、汚職の実態は以前とあまり変わらなかった。その理由として、1998年汚職防止法には（1）公有部門における透明性を向上させるための規定の欠如；（2）各行政機関の反汚職責任については規定されたものの汚職取締機関および各機関の役割と協力メカニズムの欠如；（3）汚職行為の摘発、通告・告発受理

を強化するメカニズムの欠如；(4) 市民社会の参加に対する規定の欠如という4つの大きい欠点があるとされていた (Dinh, V. M. 2005, pp.70-71)。また、UNCAC の加盟およびグローバル化の促進に伴い、汚職との闘いにおける国際協力も進んでおり、それに関する法律による根拠の設定が必要とされた。

2.2. 2005 年汚職防止法

1998 年汚職防止法令に基づいて、ベトナム政府は 2000 年代の始まりごろから 2005 年汚職防止法の立案に着手し始めた。当時、1998 年汚職防止法令の欠点として、議論されたのは次の課題であった。まず、行政機関の説明責任を定める条文が欠如していたこと。汚職事件を最も起こしやすい分野である国家予算の事業および建設事業における透明性を向上させる法的メカニズムが必要だとされたこと。公務員の財産申告制度を巡る条文および反汚職における各機関の責任者の責任が明確に規定されていないため、汚職行為を防止することが困難であったこと。そして、同法は汚職対策の専門機関および関連機関の協力メカニズムを規定しなかったため、汚職事件を効率的に処理できなかったこと。さらに、行政機関とマスメディアおよび市民社会組織との協力メカニズムも欠如していたことも挙げられた。これらの議論を踏まえ、政府は上述の欠点は改善されるべきであると判断した (Dinh, V. M. 2005, pp.70-71)。

1998 年汚職防止法令に加え、2003 年に加盟した UNCAC の内容を国内法化する方針の下で、2005 年に新たな汚職防止法が国会で可決された。これによって、より包括的な汚職定義を導入したと同時に、同法の第 2 章は 6 節に分けられ、1998 年法令の欠点とされた行政機関の事業に関する情報公開制度および市民に対する説明責任、公務員の行動規範、公務員の財産・収入の申告制度および汚職事件が摘発された時の各機関長官の責任および通告者・情報提供者保護制度が規定されるようになった。2005 年汚職防止法ではベトナムにおける汚職防止策として行政事業の透明性を向上させる 3 つの重要な柱を導入した。3 つの柱とは (1) 情報公開制度 (第 2 章 1 節)；(2) 財産・収入の申告制度 (第 2 章 4 節)；(3) キャッシュレス決済を含む最先端技術の適用推進 (第 2 章 6 章) のことである。それと同時に、2005 年法律で初めて汚職取締機関の設置 (第 4 章) および汚職との闘いにおけ

る国際協力（第7章）の条文も付け加えられた。第7章は「国際協力に関する原則」と「関連機関の責任」という2つの条文が含まれている。その中で、ベトナム政府は、汚職行為の取締にあたっては、国家主権尊重と主権平等原則の基礎の上に国際機関、法人、個人に協力し、国際条約を尊重するとコミットメントした（第89条）。また、技術協力および研究学術の面における協力義務は外務省、公安省と政府監察院に課され、司法を巡る協力は最高人民検察院、司法省と公安省に課されると定めている（第90条）。一方、第4章は今後のベトナムの汚職取締機関の制度を構築する重要な法的根拠である。しかし、それらの対策はまだ一般的・抽象的な規定が多く、申告された情報の確認および管理のメカニズムが欠如していると指摘され、汚職取締機関に関しても効率的に活動できていないと批判された（Dinh, V. M. 2019, p.114）。この批判を受けて、2005年汚職防止法は2回改正された。第一回目は2007年であり、各地方の汚職防止指導委員会の設置の条文が制定され、地方の汚職防止指導委員長は地方人民委員長が兼任すると定められた。この改正は、地方行政機関の汚職との闘いにおける効率性を向上させることが目的であった。続いて、第二回目の改正は2012年に行われ、汚職取締機関の制度の指導機関である中央指導委員会が政府の行政機関から共産党の部署に大幅に再編されたことに伴い、2007年に設置された地方指導委員会も解体された。それと同時に、行政機関の情報公開制度に関わる2005年汚職防止法の第12、13、14、18、26、30および32条を改正し、財産の申告制度を定める第46条に財産の形成経緯に関する説明責任を巡る行政機関の権限も明らかにした。

一方、2005年汚職防止法を執行するに当たって、大きな課題が生じた。情報公開の規則、公開内容、時間、説明責任など行政機関の透明性を改善する条文および汚職事件を巡る関連機関の長官の責任に関する条文が明確にされず、財産・収入の申告制度によって実際の収入変化や財産の形成経緯を把握するという機能は果たされなかった。これらの課題は1998年法令からあり、いまだに解決されていない課題である。また、UNCACの実施評価報告書ではベトナム汚職防止法の7つの課題が下記の通り取り上げられた（UNODC 2014, pp.7-8）。

- ① 汚職行為の定義をさらに広げる必要があり、公有部門の権限を有するものという制限を解除すべきであること。
- ② 法に記載されている機関と組織は海外企業および国際機関など国際アクターも含まれる必要があること。
- ③ 不正な蓄財を犯罪化する必要があること。
- ④ 民間部門における賄賂罪および横領罪も犯罪化させるべきであること。
- ⑤ マネーロンダリングの分野における集計が欠如していること。
- ⑥ 汚職犯罪における法人の刑事責任が欠如していること。
- ⑦ 通告者・情報提供者保護制度が未熟であること。

さらに、2015年から新しい刑法が可決され、民間部門に対しても賄賂罪および横領罪が適用されるようになったことをきっかけに、公有部門の汚職行為しか定められていなかった2005年汚職防止法を全面的に改正する必要があることが明らかになった。

2.3. 2018年汚職防止法（現行法）

2005年汚職防止法における問題を解決し、刑法を含むほかの法的文書と整合させるため、2018年11月20日に政府は新しい汚職防止法を可決した。各条文の内容を全面的に見直したうえで、2019年7月1日から有効となった2018年汚職防止法は2015年の法律より2章増えた（表2-2）。

表 2-2 ベトナム汚職防止法一覽

	1998 汚職防止法令	2005 年汚職防止法	2018 年汚職防止法
構成	5章58条	8章92条	10章96条
対象	① 公務員 ② 軍人・公安官・警察官 ③ 特定の任務を行うための権限を与えられている者	1998年法令の対象に加え、「国営企業の代表者或いは企業における公的資金の代表者」も対象になった。	2005年法律の対象に加え、「民間部門の企業・団体・組織の責任者」も対象になった
一般規定	第1章 (12条文) 下記の内容が含まれた ① 適用範囲と用語 ② 汚職行為 (12行為) ③ 汚職対策における機関長官の責任 ④ 汚職との闘いにおける市民の権限と義務 ⑤ 汚職行為の処理原則 ⑥ 監察機関、会計検査院、捜査機関、検察院、裁判所と関連機関の協力責任 ⑦ 祖国戦線と市民・政治組織 ⑧ マスメディアの責任	第1章 (10条文) 1998年法令とほぼ同様であるが「通告者・情報提供者に対する禁止行為」の条文が追加された。	第1章 (8条文) 2005年法律と同様であるが下記の内容が追加された。 ① 民間部門における賄賂罪 (3行為) ② 汚職対策における民間部門企業・組織の責任者の責任 ③ 汚職取締に関する宣伝・教育 下記の内容が他の章に移り、さらに詳しく定められている。 ① 監察機関、会計検査院、捜査機関、検察院、裁判所と関連機関の協力責任 ② 祖国戦線と市民・政治組織 ③ マスメディアの責任
反汚職対策	第2章 反汚職対策 (7条文) 下記の内容が含まれた ① 職権や地位を持つものの禁止行為 ② 不動産および価値のある財産の申告要求 ③ 行政手続きおよび国家予算の事業に対する情報公開要求 ④ 機関長官の任務 ⑤ 通告者・情報提供者の権限および禁止行為 ⑥ 監察官、捜査官、検察官の責任および禁止行為	第2章 反汚職対策 (45条文) 第1節 組織・機関における情報公開制度 第2節 汚職対策制度および賞罰制度の設定 第3節 権限を有するものの行動規範および転職制度 第4節 財産・収入の申告制度 第5節 汚職事件を摘発された行政機関の責任者の責任 第6条 行政改正、管理技術適用、キャッシュレス決済推進	第2章 反汚職対策 (47条文) 2005年法律と同様であるがより詳細な規則が記載されている。特に第3節の行動規範に関して、権限を有するものを公有部門の上級公務員に限らず、中・下級公務員も対象になるようになった。
汚職行為の処理	第3章 汚職行為の処理 (31条文) 刑事事件と行政違反事件とを区分する。	第4章 汚職行為とその他の不正行為に対する処分 (4条文) 第1節 刑事責任 第2節 汚職事件を巡る財産の処理 (海外関連財産を含む)	第9章 汚職行為とその他の不正行為に対する処分 (4条文) 汚職行為に関する処分 (犯罪者および汚職取引を巡る財産) と汚職防止法に違反する他の行為を公有部門と民間部門に区分され、規定されている
関連機関の協力義務	第4章 関連機関の協力義務 (6条文) ① 捜査機関、司法機関の役割 ② 事件関連機関の責任者の義務 ③ 首相の指導役割および各関連省庁の協力義務 ④ 国会常任委員会、国会議員等の責任 ⑤ 各級の人民委員会の責任	第5章 監察機関、国家会計検査院、捜査機関、検察院、裁判所、その他の行政機関の反汚職責任および協力義務 (13条文) 汚職取締に対する指導・協力 (汚職取締機関の制度の設置を含む)、そして、監察機関、国家会計検査院捜査機関、検察院、裁判所における汚職行為の摘発について定めていた。	第4章 汚職取締機関の責任者の責任 (4条文)
		第6章 汚職取締における民間部門の役割と責任 (4条文) 祖国戦線、マスメディア、民間企業および業界団体と市民の役割が制定された。	第7章 汚職との闘いにおける行政機関の責任 (3条文) 2005年法律の第5章とほぼ同様であるが汚職防止中央指導委員会に関する条文が削除された。 第5章 汚職取締における民間部門の役割と責任 2005年法律の第6章と同様である。 第6章 民間企業における汚職取締事業 (5条文) ① 汚職のない経営環境づくり (2条文) ② 民間企業の汚職行為を制定する条文 (3条文)
汚職行為の摘発	無し	第3章 汚職行為の摘発 (15条文) 各機関内の定期監察、内部監察、自己評価制度、調査機関、捜査機関、司法機関の責任と通告および通告への対応についての条文である。	第3章 汚職行為の摘発 (9条文) 2005年法律の第3章と同様であるがより詳しく定められている。
国際協力	無し	第7章 汚職との闘いに関する国際協力 (2条文) ① 基礎の原則 ② 関連機関の責任	第8章 汚職との闘いに関する国際協力 (3条文) 2005年法律とほぼ同様であるが下記の条文が付け加えられた。 ① 汚職事件に関わる財産の回復における国際協力
執行条項	第5章 執行条項	第8章 執行条項	第10章 執行条項

出典：1998年、2005年、2018年汚職防止法をもとに筆者作成

2018年汚職防止法は2005年の法律の主なポイントを継承したものの詳細条文および全体的な構成は大幅に再編された。改正法では説明責任、情報公開制度、財産・収入申告制度など汚職取締メカニズムをさらに明確に制定することで効率性を向上させることを目的としている。比較してみると、2018年汚職防止法は2005年汚職防止法より強力な汚職防止対策として財産・収入の管理制度がより整備され、強化された。中でも最も重要な変化は対象者が公有部門における職権や地位を持つ上級公務員に限られず、中・低級公務員にも対象を広げた。そして、情報技術を採用し、国家データベースの構築を促進した。財産・収入申告を監督する行政機関は国家監察院とされ、申告内容に誤りがある場合、申告者は追加情報を請求されると定められた。この改正法は、公務員の収入を管理する政府の仕組みであり、不正に形成された財産および不正収入源を摘発することを目的として、制定されたものである。

さらに、最も注目すべき改正点は民間部門における賄賂罪の犯罪化である。2018年汚職防止法では、企業の贈賄罪、収賄罪およびあっせん賄賂罪という3つの犯罪が制定され、同法の第3条は「非公的機関の企業・組織」（以下、「民間部門の企業・組織」）という概念を導入し、文言上広く一般の民間企業・組織が含まれると解釈されている。要するに、現行汚職防止法上では下記の15行為が汚職行為として認識されている（表2-3）。

他の条文も民間企業の責任を追加するようになった。例えば同法の第4条は汚職との闘いにおける民間部門の企業・組織の責任を定め、彼らの汚職取締事業に関して第6章（5条文）を新しく制定した。この変化によって、汚職防止法を刑法および他の関連法律と整合させ、反汚職の法的枠組みをより完成させた。民間企業における賄賂および民間企業と公務員の間の贈収賄の問題が非常に深刻であるベトナムでは、重要な変化であると思われる。

表 2-3 現行の汚職防止法上の汚職行為（第2条）

公有部門

- ① 横領
- ② 収賄
- ③ 私利目的による企業・組織に対する贈賄または賄賂の仲介
- ④ 資産の不正流用のための権限濫用
- ⑤ 任務・義務の遂行上の権限濫用（私利目的）
- ⑥ 権限逸脱（私利目的）
- ⑦ 他人に影響を及ぼすための権限濫用（私利目的）
- ⑧ 偽造（私利目的）
- ⑨ 権限濫用による公的資産の不正使用（私利目的）
- ⑩ 嫌がらせ（私利目的）
- ⑪ 義務の不履行または不適切履行（私利目的）
- ⑫ 法律違反の隠匿のための権限濫用、調査妨害等（私利目的）

B. 民間部門

- ⑬ 横領
- ⑭ 収賄
- ⑮ 私利目的による企業・組織に対する贈賄または賄賂の仲介

出典：松谷（2019, p.2）

3. 刑法に定められている汚職・腐敗の罪名と刑罰の変化

3.1. 1999年以前の規定

汚職行為を防止することをメインの目的として設定された汚職防止法と異なり、刑法は汚職行為、特に大規模汚職事件を裁くために制定されている。具体的には、刑法は汚職行為を犯罪化し、刑罰を定める役割を果たしている。1985年刑法³¹の改正・補足に関する1993年3月20日に可決された最高人民裁判所、最高人民検察院、内務省および司法省の共同通達（通達番号02/TTLN、以下「1993年通達」）は汚職行為を犯罪化させる最初の法的文書である。当時、汚職防止法がまだ設定されていなかったため、同通達の第2.b項に「汚職の本質を持つ犯罪」という犯罪が導入され、それに11行為³²が含まれた。ただし、ベト

³¹ 1985年刑法（法律番号17-LCT/HDNN7）は1985年6月2日に国会より可決されたベトナム戦後の第一刑法である。

³² それは、（1）公有財産を横領する行為。（2）職権を濫用して公有財産を奪う行為。（3）職権および信頼関係を濫用して公有財産を奪う行為。（4）職権を濫用し、公有財産を規定している目的以外の目的に使用する行為。（5）職権を濫用し、市民の財産を奪う行為。（6）職権を濫用し、経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした行為。（7）違法に財団を設置する行為。（8）任務・義務を遂行す

ナム法制度上、通達は法律ではなく、法律下の法的文書のため、1997年5月10日に国会が刑法の改正に関する法律（法律番号 57-L/CTN、以下「1997年改正法」）を可決し、1993年通達の11行為のうちの10行為を継続し、新たに「他人に影響を及ぼすための権限濫用」という罪名を追加し、合計11行為を汚職犯罪として正式に犯罪化した。その後公布された1998年汚職防止法令は汚職行為を1997年改正法と整合させ、同様の11汚職行為をリスト化した。

当時、汚職関連概念はまだ定着していなかったため、汚職罪とされた行為も詳しく定められなかった。汚職犯罪は大別して「社会主義の財産（公有財産）」を巡る不正行為に限ったと言えよう。不正利益が500,000VND以上である場合、刑事責任が問われると定められたものの、1997年度の公務員の基本月給は140,000VNDであった。要するに不正利益は基本給の約3.5倍以上でなければ刑法に当たらなかった。また、1993年の通達であれ、1997年の改正法であれ、一つの独立した法律ではなかったため、対象も明確に規定されなかった。したがって、1998年汚職防止法令の公布に続いて、新しい刑法が可決されることになった。

3.2. 1999年以降の規定

1999年刑法は改めて第21章「職位に関する犯罪」を構築し、その中に汚職罪が含められた。但し、1999年刑法上の汚職罪の罪名は1998年汚職防止法令と異なり、6年後に可決された2005年汚職防止法と同様である。罪名に関して最も重要な変化は「社会主義の財産」から離れて、「公有財産」および「権限を有するもの」という概念を導入したことである。それは1990年代後半から2000年代半ばにかけてベトナムが社会的・経済的に国や地域を超えてグローバリゼーションを推進することによって、国際ドナーおよび国際社会の影響を受け入れつつあったからだと思われる。

る際、職権を濫用する行為。（9）業務上に偽造する行為。（10）収賄する行為。（11）公有資金で贈賄する行為。

2005年汚職防止法の汚職行為リストと比べてみると、規定されていた12件の汚職行為のうち、10行為は1999年刑法を通じて犯罪化されたことがわかる(表2-4)。汚職防止法上の「私的な利益のために権限を濫用し、公有財産を違法に利用する行為」と「私的な利益のために法律違反を隠匿するための権限濫用、調査妨害など」という二つの行為は刑事上同名の罪が制定されていないが、第142条(財産の違法使用罪)と第313条(犯人隠避罪)が適用可能である。その2つの条文は汚職行為に限らないため、本章の研究対象外とする。

上述の第1節で説明したように、1999年刑法に制定されていた汚職犯罪は3つ重要な特徴を持っている。それは(1)対象は公有部門における職権や地位を有する者；(2)職権や地位を濫用したと証明できること；(3)違法な物理的な対価を得る目的であること、であった。そのうち、(1)と(3)の特徴は国内・国外のドナーおよび研究者より批判され、改善すべきとされていた(UNODC 2014, pp.7-8；Nguyen, M. C., Nguyen, T. D. et al. 2019, p.115)。

その課題は新しい刑法の立案の際も考察され、2015年刑法で改善された。新しい刑法上、汚職罪に直接関係する条文は第353条から第359条までと、第364条から第366条までになり、計10罪名が規定されている(表2-4)。

2015年刑法上の汚職罪名および刑罰は以前の1999年刑法とさほど変わらない。しかし、刑事責任を問われる最低限の不正金額を見ると、金額自体は増加している。さらに、基本給の比率を見ると、犯罪の成立条件も厳しくなったことが明らかである。例えば、1990年代では賄賂額は月給の2.8倍を越えないと犯罪にならなかったが2015年以降では賄賂額は月給の1.7倍から犯罪になった(表2-4)。同時に贈賄罪およびあっせん賄賂罪に対する最重罰は緩和されたという調整もあったが、最も注目されるべきポイントは民間部門の汚職罪の犯罪化と非物理的な利益を認めるようになったことである。この二つの改正はUNCACの条文に適合的しており、汚職犯罪と効率的に闘うことを目的として、制定されたという(Nguyen, M. C., Nguyen, T. D. et al. 2019, p.354)。

表 2-4 刑法に定められている汚職・腐敗の罪名と刑罰の変化

罪名		1999 年刑法			2015 年刑法		
		条文	最軽罰	最重罰	条文	最軽罰	最重罰
1	横領罪	278	2 年の懲役	終身刑 または死刑	353	2 年の懲役	終身刑 または死刑
2	収賄罪	279	2 年の懲役	終身刑 または死刑	354	2 年の懲役	終身刑 または死刑
3	資産の不正流用のための権限濫用罪	280	1 年の懲役	終身刑	355	1 年の懲役	終身刑 または死刑
4	職務執行中の権限濫用罪	281	再教育	15 年の懲役	356	1 年の懲役	15 年の懲役
5	権限逸脱罪	282	1 年の懲役	20 年の懲役	357	1 年の懲役	20 年の懲役
6	私的な利益のために他人に影響を及ぼすための権限濫用罪	283	1 年の懲役	終身刑	358	1 年の懲役	終身刑
7	私的な利益のための偽造	284	1 年の懲役	20 年の懲役	359	1 年の懲役	20 年の懲役
8	贈賄罪	289	1 年の懲役	終身刑 または死刑	364	再教育	20 年の懲役
9	あっせん賄賂罪	290	6 ヶ月の懲役	20 年の懲役	365	再教育	15 年の懲役
10	権限を有する者に対する影響力濫用	291	1 年の懲役	10 年の懲役	366	再教育	10 年の懲役
当時の公務員の基本給（月収）		180,000VND			1,150,000VND		
刑事責任に問われる最低金額		500,000VND （月収の 2.8 倍）			2,000,000VND （月収の 1.7 倍）		
最高刑罰になる金額の条件		300,000,000 VND			1,000,000,000VND		
罰 金		3,000,000-50,000,000VND			10,000,000-100,000,000VND		
		財産の一部 または全部の没収			財産の一部 または全部の没収		
		不正利益の 1~5 倍			無		

出典：1999 年および 2015 年刑法をもとに筆者作成

現在のベトナム経済においては市場経済の発展と国営企業株式化の推進に伴い、民間部門企業の市場シェアが増加しており、経済発展の重要なアクターになってきた。それに伴い、民間部門の企業や組織における汚職問題および民間企業と公務員との贈収賄問題が以前より大きくなった。そして、物理的な利益の他に、性的接触や債務の肩代わりなど非物理的な利益を対価として贈賄するケースも増えている。Towards Transparency (TT) の 2019 年汚職バロメーター調査によると、回答者の 78% は性的賄賂が「深刻な問題」および「非

常に深刻な問題」と回答した (Towards Transparency 2019a, p.19)。このような状況に対し、上述の2つの改正は、ベトナムの汚職との闘いに大きく貢献すると期待できるだろう。

4. 通告・情報提供者保護制度の法的枠組み

4.1. ベトナム市民の通告・告発に関する法律

通告者・情報提供者の保護は不正行為および汚職行為との闘いにおいて不可欠である。効果的な保護制度を制定することにより、通告が奨励され、汚職行為の摘発だけではなく、汚職取締にも貢献するとされている。UNCAC の第 8 条 4 項は汚職行為の通告・告発を促進するための措置および制度の制定、第 13 条は市民の情報アクセス権、第 33 条は報告者の保護制度の設置について定められ、締約国に対し、それらの条約を実施するために適当な措置を自国の国内法制に取り入れることを推進している。

ベトナムでは、市民の通告・告発制度を規定した最初の法的文書は、1981 年 11 月 27 日に政府委員会³³より可決された市民の不服申立ておよび告訴告発に関する法令（法令番号 5-LCT/HĐNN7、以下「1981 年法令」）であった。同法令は 6 章 34 条から構成され、通告と告発に関する処理制度および行政機関の責任を規定していた。1981 年通告・告発法令の内容に基づいて、1998 年に国会より不服申立ておよび告訴告発法（法律番号 09/1998/QH10、以下「1998 年不服申立・告訴告発法」）が公布され、1999 年 1 月 1 日から有効となった。同法は 9 章 103 条から構成され、直接関連機関と政府監察院が市民の通告・告発を受け取る機関として任命されるようになった。そして、不服申立と告訴告発に対する定義は 1981 年法令より明確な定義が導入された。1998 年不服申立・告訴告発法の第 2 条によると、不服申立とは「市民・機関・組織は、行政決定、行政行為、懲戒決定などが法に反し、自分の適法な権利・利益を侵犯する根拠があるときに、権限を有する機関・組織・個人に訴え、再審査することを申し立てることである。」と定義され、告訴告発は「機関・組織・個人

³³ 1980 年から 1992 年までベトナムの国会常任委員会の役割を果たしていた。

の法に反する行為を権限の有する機関・組織・個人に報告することである」と定義していた(JICA 2021a)。この定義は現在までも採用されている。

1998年不服申立・告訴告発法は3回(2004年、2005年および2006年)改正されたが不服申立と告訴告発という2つの質の異なる行為を同法に規定することは、それら进行处理するに当たって、混乱が生じ、処理が困難になっていると国内研究者に指摘された(Hoang, N. G., Tran, V. S. et al. 2009, p.5)。当時は不服申立と告訴告発という2つの行為を区分し、それぞれに対する法律を立案する必要があるとされ、2011年11月11日に国会が新しい不服申立法(法律番号02/2011/QH13、以下「2011年不服申立法」)と新しい告訴告発法(法律番号03/2011/QH13、以下「2011年告訴告発法」)を同時に可決し、2012年7月1日から有効となった。

定義からすると、汚職行為を報告する行為は告訴告発行為のほうに分類することができる。したがって、2012年以降、汚職との闘いにおける告発および通告者・情報提供者保護制度は告訴告発法の対象になったのである。2011年告訴告発法は、市民の不正行為に対する告発権利を執行するための強固な法的枠組みを形成した。しかし、同時期の汚職防止法および刑法と同様に、対象となったのは公有部門における不正行為に対する告訴告発行為であった。そして、告発を受理し、通告者・情報提供者保護を行う機関が指定されず、通告者・情報提供者保護制度が不完全であったため、汚職との闘いにおける市民の力を効率的に発揮できなかつたと指摘された(Pham, T. T. H. 2019, p.218)。また、報告者を保護される権利が明確に規定されたのと対照的に、匿名による報告や情報通信の技術を利用する方法の採用など報告者保護を効率的に執行するメカニズムがまだ欠如していると指摘されている(UNODC 2014, p.92)。さらに、2016年刑法は、民間部門における賄賂罪を犯罪化させたため、公務員の不正行為に対する告訴告発に限られた2011年告訴告発法を全面的に見直す必要があるとされた。

刑法を含む、他の関連法律と整合させるのと同時に2011年告訴告発法の欠点を克服し、市民の告発権利および通告者・情報提供者保護制度を強化することを目的として、2018年6月12日に国会は新たに告訴告発法が可決された。それが法律番号25/2018/QH14(以下、

「2018 年告訴告発法」) であり、2019 年 1 月 1 日から有効となった現行告訴告発法である。

4.2. 2018 年告訴告発法（現行法）

ベトナム現行告訴告発法は 2018 年告訴告発法であり、同法は 9 章 67 条から構成されている。2011 年告訴告発法と比較すると、四つの重要な改正が見られた。

一つ目は法律の適用範囲に関する変化である。「公務員の不正行為および行政事業における不正行為」（2011 年告訴告発法の第 1 条）から「任務・義務の遂行上の不正行為および行政事業におけるその他の不正行為」（2018 年告訴告発法の第 1 条）に改正され、法律に違反することで告発される対象は公務員からすべての個人・機関・組織に幅広く拡大された。この変化によって 2015 年刑法および 2018 年汚職防止法の改正と 2018 年告訴告発法の整合性が確保され、反汚職の法的枠組みを一貫させた。

二つ目は、政府監察院の告発受理の役割を明確に定めたことである。2011 年告訴告発法の第 3 章 1 節には、告発受理の権限を有するのはその機関の責任者に限られていた。例えば、人民委員会の公務員が不正行為をした場合、その行為に対する告発は人民委員会の主席が受理することになり、もし法律を違反したのが人民委員会の主席である場合、副主席が受理することになっていた。しかし、2018 年告訴告発法の第 32 条は機関の責任者以外に監察官も受理する権限を有すると定めている。各級の監察官は同級の行政機関の長官が受理できる告発事件を受理し、調査を行い、調査結果および処分提案を行政機関の責任者に提出する役割を果たすと定められている。この条文により、汚職との闘いにおける監察官の役割がより明確になった。

三つ目は、匿名による報告に関する条文が追加されたことである。2018 年告訴告発法の第 25 条 2 項は、「同法が認めている通告・告発方法（口頭または文書）に当てはまらない場合、通告者・情報提供者の氏名・住所が不明、または別人の名前および住所を借りて通告・告発する場合、通告・告発を受理する機関は告訴状に対して不受理として処分することができる。ただし、もしその告発状で違法行為について明確な説明・証拠があり、調査・捜査を始めさせる根拠があるとされた場合、受理機関はそれに対して、調査、監察する義

務がある」と規定されている。この変化は UNCAC の第 13 条と整合し、汚職行為の通告・告発に役に立つと期待されている。

四つ目は、通告者・情報提供者保護制度を整備するために、重要な条文が追加されたことである。まず、保護対象となったのは通告者・情報提供者本人および彼らの家族の仕事、職位、健康および財産などと規定されている。さらに、通告者・情報提供者の個人情報の機密性を保持することも受理機関の義務であると明確に規定されるようになった（2018 年告訴告発法の第 47 条）。また、通告者・情報提供者が同意しない限り個人情報を公開する行為が禁止されると定められている。続いて、第 48 条では、通告者・情報提供者の権限を明確に規定している。したがって、通告者・情報提供者は保護方法、関連権利・義務に関する知る権利があり、保護方法を調整・変更・中止・拒否することもできる。通告者・情報提供者を保護する義務は告発を受理した担当者であり、調査機関、捜査機関、人民委員会など他の関連機関が協力すると規定され、保護される対象として 3 つのことが具体的に定められている。それは（1）個人情報の秘密（第 56 条）、（2）仕事および職位（第 57 条）、（3）生命、健康、財産、名誉および尊厳（第 58 条）のことである。この改正と匿名告発の許可は汚職行為に対する通告・告発を促進すると期待されている。

第 3 節 ベトナムの汚職対策の法的枠組みにおける課題

1. 法律の執行における課題

ベトナム反汚職の法的枠組みは主に 3 つの基礎法に基づいて機能している。それは汚職行為の概念および防止制度を構築する汚職防止法、汚職行為を犯罪化させ刑罰を定める刑法、そして通告者・情報提供者保護制度を規定する告訴告発法である。上述のように、それらの 3 つの法律のうち、汚職防止法と告訴告発法は 2019 年 1 月 1 日から有効となり、執行されてから 2 年しか経過していないため、法律の執行はまだ混乱しており、非効率である。2019 年 8 月に行われた Towards Transparency (TT) のベトナム汚職・腐敗バロ

メーター調査 (Vietnam Corruption Barometer) 調査結果によると、2018 年告訴告発法が有効となったにもかかわらず、汚職行為を告発しない理由について回答者の 49%は「通告・告発後の報復などを恐れる」を選択し、32%は「通告・告発方法が分からない」、31%は「どこに通報すべきかわからない」と回答している (Towards Transparency 2019a, p.22)。新たな法律が市民に行きわたるためにはしばらく時間がかかるのではないかと推察される。

2. 小規模汚職行為に関する課題

ベトナムの法的枠組みでは、汚職罪に違反した人に対する処分は多数の法律に基づいて行われている。基礎となったのは刑法であるが、不正金額が 2,000,000VND (一般公務員の基本月給の約 1.7 倍) 以上でなければ刑事責任が問われない。つまり、日常生活程度の小規模汚職に対する処分は規定されていない。さらにベトナムでは贈答文化が昔から存在しており、2,000,000VND 以下のプレゼントは賄賂罪に当たるかどうかは微妙になる。法律上刑事事件にならない小規模不正行為については幹部・公務員法と準公務員法に基づいて、懲戒処分が与えられる。懲戒処分は、注意、戒告、減給、降任、免職、強制解雇という 6 段階があり、不正行為の重大さにより、懲戒処分が下される。しかし、法の執行において、小規模賄賂行為に対しては注意・戒告という行政処分になったケースが大部分である (Nguyen, D. B. 2019, p. 293)。そういった懲戒処分では小規模汚職の防止にあまり貢献できないのではないだろうか。より厳格な刑罰を定める必要性に関しては、国内研究者の間の議論がよく取り上げられる。しかし、小規模汚職をグレーゾーンとし、その分大規模汚職の取り締まりに努力を注ぐことは途上国でよく選ばれる方法であるため、その方法はある程度参考にする価値があると考えられる。

3. 大規模・政治汚職の防止・取締を巡る課題

ベトナムにおける現在の反汚職の法的枠組みでは不正な蓄財の犯罪化が未解決な課題として残っている。不正な蓄財を犯罪化することは UNCAC の第 20 条に取り上げられており、加盟国であるベトナムはその条文を国内法化させる必要がある。実際には、他の刑事

事件と同様、立証責任は検察官に託されているため、不正な蓄財を犯罪化させない限り、汚職犯罪を証明することは困難である。なぜなら、現時点の法的仕組みでは、公務員の収入に比べて資産が異常に増加し、その経緯を合理的に説明できないとしても、法律には違反していないことになる。むしろ、もし、捜査機関および起訴機関がその増加した財産が賄賂および違法な経緯で得られた財産であると証明できた場合、その違法な経緯に沿って立件することができるが、汚職行為の秘匿的な側面を考えると非常に難易度が高くなる。2018年汚職防止法の立案に参加した法律専門家によると、現時点では不正な蓄財の犯罪化はまだ非常に困難である³⁴。具体的な困難としてベトナム人の決済・貯蓄の習慣、財産・収入の申告制度の欠陥と技術および活動資源の不足という三つの課題が取り上げられている。

まず、ベトナム人は今までも銀行を利用せず、現金で決済し、純金で貯金する習慣を持つ人が多数であり、特に都会を離れば離れるほど銀行の支店が少なくなり、現金決済が主流になる。その習慣では資金の流れを把握することが難しく、公務員の財産の不正を証明することはほぼ不可能とされている。現在までの汚職事件を見ると、高級公務員の合法的な収入と比較して不自然に富を持っていることがきっかけで捜査が開始された事例があったが、その財産が不正であるとして立件された事例はまだ見られていないという。特に海外送金に関する追跡は非常に困難で汚職事件の回収率が高くない結果につながっているのであろう。

そして、財産・収入の申告制度に関しても未解決な課題がまだある。ベトナム国内法律専門家によると現行汚職防止法上に定められている財産・収入の申告内容は本人、配偶者、未成年の子供の収入・財産に限られ、成年となった子供に財産を譲渡すれば法律の対象外になる。それはまた、汚職行為の摘発および財産の回収を妨害するとされている³⁵。また、申告する時の誤りに対する申告者の責任は、2018年汚職防止法上では刑事責任になる可能

³⁴ 2019年8月22日にベトナム国家大学ハノイ校（VNU）法学部に実施した法律専門家とのインタビュー。

³⁵ 同上

性があるが、実際に、2012 年行政違反処分法に基づき罰金が科される方針であるものの、具体的な規定がまだ欠如していると指摘されている。

さらに、不正な蓄財を犯罪化し、刑罰を定めるために、不正な財産を没収するか、税金を高く課すかといういくつかの法案作成が検討された。しかし、財産の形成に違法な要素があることを証明できない限り、刑罰を定めることは難しいとされ、不正な蓄財の犯罪化に関して保留する判断を下した³⁶。UNODC の専門家も不正な蓄財を犯罪化させるためには、ベトナムの技術および資源が不足しており、国際ドナーからの支援が必要であるとコメントした (UNODC 2014, p.43) 。

4. 通告者・情報提供者保護に関する課題

UNCAC の実施評価報告書には、ベトナムの通告者・情報提供者保護制度に関して 3 つの課題が取り上げられた (UNODC 2014, pp.87-92) 。そのうち、匿名通告は 2018 年告訴告発法に規定されるようになったものの、残りの 2 つの課題は未解決のままである。まず、現在ベトナムの法律で通告手段として認められるのは口頭または文書のみである。しかし、通信技術が発展しつつあり、インターネットや電話が普及しているベトナムでは、オンライン会話、電話会議での通信手段を通じて証言や通告・告発を受理する方法を採用し、よりその技術を活用するべきだと思われる。実際に、近年交通警察を収賄している動画が YouTube や Facebook などソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service = SNS) に多く投稿されている。また、2009 年に摘発された国家高校卒業試験を巡る汚職事件も YouTube に投稿された動画から始まったものである。他方、重大な事件の通告者・情報提供者に対する保護問題について、技術および資源不足という課題を解決できない限り、様々な保護方法を適用することは難しいと思われる。

³⁶ 2019 年 8 月 22 日にベトナム国家大学ハノイ校 (VNU) 法学部に実施した法律専門家とのインタビュー。

以上考察してきた通り、ベトナム反汚職の法的仕組みは多数の法律にわたっており、基礎となったのは汚職防止法、刑法および告訴告発法である。ここで取り上げた課題を見ただけでも、法律の制定より執行の課題のほうが多数見られることが明らかになった。それは、途上国であり、技術、経験および資源が不足していることが大きな原因の一つだと容易に理解できる。ベトナムの法律の改正サイクルは5年或いは10年ごとであるため、次の法改正は早くても3年後になるであろう。そして、技術や資金不足の課題を解決できない限り、抜本的な変化はないと想像できる。

ただし、ベトナム政府は、定期的に法律の評価と改正の作業を行っており、ある程度成熟した法的枠組みを構築することができた。特に、この4年間で刑法、汚職防止法そして告訴告発法が次々に改正された。法律の改正に関して、最も重要なのは汚職行為を公有部門に限らず、民間部門にも対象を広げた点である。法律の条文でも一般的な概念および総合的な規則だけではなく、具体的な実施方法も詳細に規定されつつある。それは、法の執行の効率性を向上させ、汚職取締機関の活動の重要な支えになると期待できるのではないだろうか。むしろ、現行の法律および現時点の技術では、不正財産を特定することも、汚職事件によって損失した財産を回収することも困難であるが、現行法の下で、いかにして効率的に汚職と闘うことができるかが汚職取締機関にとって今後解決すべき課題となる。

第3章

ベトナム汚職取締機関の制度と機能

汚職取締機関は汚職・腐敗との闘いに欠かせない重要な組織である。汚職取締機関を設置していないのは、アジア太平洋地域諸国では日本、ニュージーランドおよびパプアニューギニアだけである（Quah 2011, p.6）。特にベトナムのような途上国の汚職・腐敗問題への取り組みは、汚職取締機関の実効性が成功の鍵を握っているといえる。

汚職取締機関は、政府の行政機関から独立し、汚職・腐敗防止政策を立案、改正および執行することを主な活動とする機関として定義づけることができる（CIDS 2015, p.4）。OECD（2008, p.21）によると、汚職取締機関には、（1）捜査・起訴、（2）教育・研究、（3）防止、（4）事業協力、（5）監督という5つの主要な機能がある。この5つの機能を備え、法により権限が守られている独立専門機関が理想的な汚職取締機関である（小山田 2019, p. 237）。しかし、世界でこのようにすべての機能を備えた汚職取締機関を設置している国は少ない。各国の汚職取締機関の機能に基づき分類すると、大別して次の通りとなる。（1）汚職取締を専門とした機関、（2）予防に加え事件送検機能を有した機関、（3）予防、捜査、起訴および教育すべての機能を有する機関、（4）共同作業を行う複合的な組織、（5）暫定的に組織された汚職調査機関（UNDP 2011, pp.10-13；小山田 2019, p. 238）。また、Quah（2011, pp.25-29）は、アジア諸国にみられる反汚職戦略に関する特色を3つにまとめている。それは、（1）汚職防止法を制定するが執行機関を設置しない（日本）、（2）複数の法律および汚職取締機関に依存する（台湾、ベトナム）、（3）包括的な権力を有する独立機関を設置する（シンガポール、香港）、である。

ベトナムの現在の汚職取締機関は数多くの法律および既存機関から構築され、上述したUNDPの（4）およびQuahの（2）に該当する。もっとも、歴史を振り返ると、ベトナムの汚職取締機関は実際にはUNDPの（2）とQuahの（1）から始まったことがわかる。本章

では、その変化を考察し、現時点の課題の考察を踏まえ、反汚職活動に関する今後の発展の在り方を検討する。

第1節 ベトナム汚職取締機関の形成史（2005年以前）

1. 包括的な権限を有する不正行為取締機関（1945 - 1949年）

1.1. 不正行為取締機関の起源

歴代王朝の官吏監視制度の影響

前近代から、ベトナム王朝は官吏の横領罪および賄賂罪と闘う決意を明確に示してきた。それは刑法と監察官の存在からわかる。ベトナム最初の長期王朝である李朝（Nhà Lý）（1010-1225年）は、ベトナム史上初めて成文法を制定し、司法制度の形成にも取り組み始めた（片倉 1987, p.41）。李朝の『刑法』（Hình Thư）という刑法の存在は、『大越史記全書』（Đại Việt sử ký toàn thư）や『大越史略』（Đại Việt sử lược）、『大越通史』（Đại Việt thông sử）など、王朝時代から伝わる漢文による編年体の歴史書に記されているが、これらの原本は失われているため、詳細な条文を確認することは非常に困難である。今日まで原本が現存する最古の刑法の法典は黎朝（Nhà Lê）（1428-1789年）時代の『国朝刑律』（Quốc Triều Hình Luật）であり、ベトナム王朝時代の中で最も重要な法典である。『国朝刑律』は全6巻722条文から構成され、そのうち78条文（全文の12.3%相当）は横領罪および賄賂罪に関する条文である。同条文によれば、横領罪を犯した場合、「職級」の降格と倍額賠償の徴収が併科されており、贈収賄や横領罪を含む汚職関連の罪を具体的に規定し、厳罰にする傾向があることがわかる。さらに、第2巻『違制章』（Chương Vi Chế）の第42条には「1貫（quan tiền）³⁷から10貫収賄した官吏は降格または免職、10貫から19貫収賄

³⁷ 日本の明治時代と同様、ベトナムの王朝時代においては貨幣の1貫は10銭である。

した場合、徒形 (đồ hình)³⁸または流刑 (lưu hình)、20貫以上³⁹収賄した場合、死刑 (tử hình) となる」と規定されており (Nguyen, N. N. & Nguyen, T. N 2003, p. 74)、収賄額が最も低い品級の官吏の年間俸給を超える場合、重大な犯罪とされていたことがわかる⁴⁰。また、内部監察官である「廉訪官」 (Quan liêm phóng) と「密査官」 (Quan mật tra) の収賄罪に関しては、同巻の 101 条に規定されている。これによれば、「廉訪官 (密査官) は秘密に捜査し、事実を厳守しなければならない、捜査結果に誤りがある場合、降格または免職処分とする。ただし、恩返しや収賄を理由に、捜査結果を左右する場合、事件の重大さや収賄額を問わず、流刑または死刑とされる。他方、情報提供者に報酬が与えられる。」旨の規定が定められている。これらの規定から、ベトナムの歴代皇帝が賄賂罪に関する賞罰制度を設けたことがわかる。

その第 101 条に記されている「廉訪官」は王朝官吏の公正性を監察する官職を指す。彼らの所属機関は「御史台」 (Ngự sử đài) と呼ばれ、王朝における御史台の地位は六部 (Lục bộ) (吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部) に並ぶ専門機関として設けられていた。御史台の長である「都御史」 (Đô ngự sử) の官品 (Quan phẩm) は「正三品」 (Chính tam phẩm) となり、六部の長官の次に位置する位であり、王朝の重臣であった。御史台の「御史官」 (Quan ngự sử) の主な責任と権限は次の 3 つである。(1) 皇帝の命令に対し、提言する、(2) 不正行為を行った官吏を弾劾する。(3) 刑事事件を審理し、他の官署の審決を監察

³⁸ 強制労働に従事させる刑罰。

³⁹ Phan Huy Chu が 1809 年から 1819 年までの 10 年間をかけて編纂したベトナムの最初の百科事典である『歴朝憲章類誌』 (Lịch triều hiến chương loại chí) によると、ベトナム王朝では文官と武官は区別され、文官の官品は中国魏晉南北朝時代の九品中正制と同様、最高正一品官 (Chính nhất phẩm) から最低正九品官 (Chính cửu phẩm) までの 9 等に分類されていた。それに加え、各品級は、正 (Chính phẩm) と従 (Tòng chính phẩm) に区分されていた。最高正一品官は太師、太傅、太保、正二品官は少師・少傅・少保となり、六部尚書 (Lục bộ thượng thư) は従二品官、都御史は正三品と規定されていた (Phan 2007, pp. 538-539)。黎朝官吏の年間俸給に関しては、王太子の俸給が最も高く、年間 500 貫、正一品官は年間 68 貫、最も低い品級である従九品官は年間 14 貫と規定されていた (Phan, H. C. 2007, pp. 644-645)。

⁴⁰ 『国朝刑律』には五刑の制 (笞刑・杖刑・徒刑・流刑・死刑) が制定されており、その中でも、徒刑・流刑・死刑は重刑と見られていた (片倉 1987, p.45)。

する、というものである。これらの権限については、洪徳2年（Năm Hồng Đức thứ 2 = 1471年）に公布された黎聖宗（Lê Thánh Tông）の「校定皇朝官制」（Hoàng triều quan chế）に規定されていた。同文献には、御史台の任務が百官の糾察、弾劾、綱紀の肅正、百姓の冤罪および苦情の審理（Nguyen 2006、 p.367）、第一級行政区の審決に不合理があった場合の、御史台での審理などであると記されている（片倉 1987, p.287）。『歴朝憲章類誌』（Lịch triều hiến chương loại chí）にも、御史台の権限は官吏の弾劾、法に反した官吏の摘発、権力濫用に対する苦情の捜査であると記されている（Phan, H. C. 2007, p.585）。したがって、御史台は不正行為に対して、摘発・捜査・監督審という3つの権限を有していた。

中央官署として、皇帝の命令に基づいて行動する御史台並びに黎聖宗（Lê Thánh Tông）は、六科給事中（Lục khoa cấp sự trung）を設置し、六部の官吏を含む百司を監察する権限を与えた。御史台を今日の政府監察院に相当する機関と考えると、六科給事中は各省庁の内部監察部署に相当する機関と言える。給事中の官品は正七品と、比較的低い品級であったものの、品級を問わず百司の官吏を弾劾する強い権利を有していた。「低位官職は上位官職を監察すること」「低品級は高品級を制圧すること」「上下関係は相互依存・相互制御とすること」という規則は黎朝の官吏監視制度の中核をなしていた（Nguyen, Le & Tran 2006, p. 368）。

御史台および六科給事中の機関名は時代と共に変化していくこととなるが、その存在はベトナム歴代王朝に根付き、廃止されること無く、1880年代後半の阮朝末期まで400年にわたり継続された。1885年に一度フランス政府により廃止されたが1891年に阮朝の成泰帝（Vua Thành Thái）により復活させられ⁴¹、ベトナムの革命家であり、ベトナム民主共和国初代主席であるホーチミンに強い影響を与えていた。ホーチミンは1890年に Nghe An 省にある君主制の影響を色濃く残す田舎の村に生まれ、彼の父親である Nguyen Sinh Sac は、1900年代後半に阮朝の礼部の官吏として勤めていた（Bui, N. S. 2013, p.38）。そのような

⁴¹ 官吏監視制度は1896年に再び廃止された。

環境のもとに生まれ育ったホーチミンは、王朝時代の官吏監視制度を知り、影響を受けたのであろう。実際に、ベトナム革命を成功させ、1945年にベトナム民主共和国の成立を宣言してからすぐ、ホーチミンは公務員の監視制度の制定に着手し、清廉潔白な官吏として知られていた阮朝の最後の刑部尚書（Hành bộ thượng thư）Bui Dang Doan（ベトナム語古語表記：裴鵬搏）を新設特別監察局の局長として採用した⁴²。特別監察局は、王朝時代の御史台と同様、政府の下で活動しながら行政省庁の外に設置され、不正行為の摘発・捜査・監督審という三つの権限を与えられていた⁴³。つまり、ホーチミン政府は、1945年の独立宣言直後、君主制の官吏監視制度の価値基準を継承し、不正行為取締機関を設立したことになる。

反汚職に関するホーチミンの思想

ベトナムでは1945年9月3日、独立を宣言した翌日に開催された臨時政府による第一会議にて、ホーチミンが賄賂、浪費と官僚主義との闘いを取り上げ、新制度が直面する6つの緊急課題のうちの一つとしてこれを議論した⁴⁴。ホーチミンは、汚職・腐敗は資本主義や植民地主義から生じた社会悪であるという考えを根底にして、そのような個人の道德観や自己批判精神を反汚職の軸に据えた。ホーチミンは儒学者だった父の下で幼少期から論語を学んでいたため、その価値観からも大きな影響を受けていた。著者は公務員の4つの中核的価値観「勤勉（cần）・儉約（kiệm）・誠実さ（liêm）・正義と公平（chính）」を提言し、人々の自己批判精神を奨励すると同時に、公務員の不正行為の摘発・防止メカニズムの構築に着手したのであった。

⁴² ホーチミン内閣より1945年12月31日公布、ホーチミン主席の第223号法令参照。

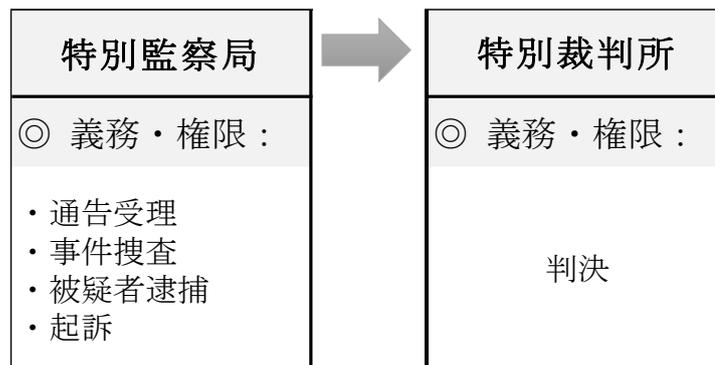
⁴³ 特別監察局の特徴は本章の1.2項目参照。

⁴⁴ 6つの緊急課題とは、(1) 飢餓対策、(2) 識字率向上、(3) 憲法立案・総選挙、(4) 「勤・儉・廉・正」運動の発動、(5) 減税、(6) 信教の自由保護、であった（Ho, C. M. 2011a, p.7）。

1.2. 特別監察局と内部監察制度

1945年8月の革命が成功したベトナムは、フランスによる植民地支配から解放され、同年の9月2日に独立を宣言し、ベトナム民主共和国を樹立した。臨時革命政府の主席にホーチミンが就任し、ベトナムは社会主義国の建国初期に突入した。この時から政府は賄賂・浪費・官僚主義の危険性を認識し、これを内部の敵と考え、闘うことを宣言した。そして、賄賂や公的資金の横領を始めとする公務員の不正行為を防ぐため、1945年11月23日に特別監察局（Ban thanh tra đặc biệt）と特別裁判所（Tòa án đặc biệt）の設立が可決された。特別監察局は、摘発・捜査・起訴の権限を有し、現在の理想的な汚職取締機関の形に近いと言えるだろう。さらに、1946年11月27日には223号令が可決され、贈収賄という罪とその刑罰を制定した。特別監察局と特別裁判所の権限および不正行為の受理手順は下記の図の通りである。

図 3-1 不正行為取締機関の制度（1945-1949年）



出典：ホーチミン国家主席第64号令（日付：1945年11月23日）をもとに筆者作成

特別監察局はホーチミン国家主席の第64号令（日付：1945年11月23日）に基づき設立された。同令の第2条にて、（1）市民の通告を受理する、（2）監督のために行政機関のあらゆる書類を審査する、（3）被告人が如何なる職位にあっても停職、逮捕および勾留することができる、（4）証拠を捜索し、差し押さえるなど、被告人を起訴するためにあらゆる捜査方法を採用することができる、という特別監察局の4つの権限と義務が規定され

た。特別監察局の特徴としては、第 64 号令の公布以前に発生した事件に対しても遡及して同様の捜査権限を持つ点が挙げられる。

他方、レーニンの内部監察メカニズムの理念に基づき、ベトナム政府の各省庁と第一級行政区の行政機関にはそれぞれ内部監察部署が設置された。それらの内部監察部署は特別監察局の命令を受けながらも、各行政機関の部署として附属先の特徴および政策に沿い、その構成および権限も異なる。内部監察部署には、附属先の公務員を監督し、賞罰を機関の長に示唆する権利が与えられた。特別監察局のように強大な権限を有しないが、裏側から公務員の説明責任や誠実さを向上させることが主な役割とされた。この制度は王朝時代の六科給事中に類似すると言えよう。

1.3. 特別監察局の活動における問題点

この時期の不正行為対策制度は、単純な構成ではあるが、現在の理想的な汚職取締機関の特徴を備えていたと言えるだろう。ここで注目すべきは、特別監察局は御史台の機能と地位を継承したのと同時に、御史台以上の権限を有するという点である。具体的には、捜査や逮捕など、王朝時代の刑部にあたる権限も特別監察局には与えられたのである。それは、特別監察局の第一局長が元刑部尚書（*Hình bộ thượng thư*）であったからではないかと思われる。

しかし、包括的な権限を有するとは言え、設立間もない特別監察局は様々な困難に直面した。特に、ベトナム戦争の時期は、人力、資金など全国の資源を軍事と重工業に集中しなければならぬ状況の中、1944 年 10 月から 1945 年 5 月にかけて、ベトナム北部で大規模な飢饉が発生したため、40 万人から 200 万人が餓死し、新設した機関の経験不足も相まって、活動のための人材や資金は圧倒的に不足していた。したがって、監察官の定員が非常に少なかったため、監察官の業務以外にも様々な仕事を兼任しなければならなかった（GIV 2011d, part 1）。

また、1945 年に独立を宣言してからホーチミン政権は行政機関を全体的に再構築したため、法制定および司法部門、裁判部門の建設など、ゼロからの立ち上げと言っても過言ではない状況にあった。建設初期であるため、特別監察局と特別裁判所だけではなく、政府

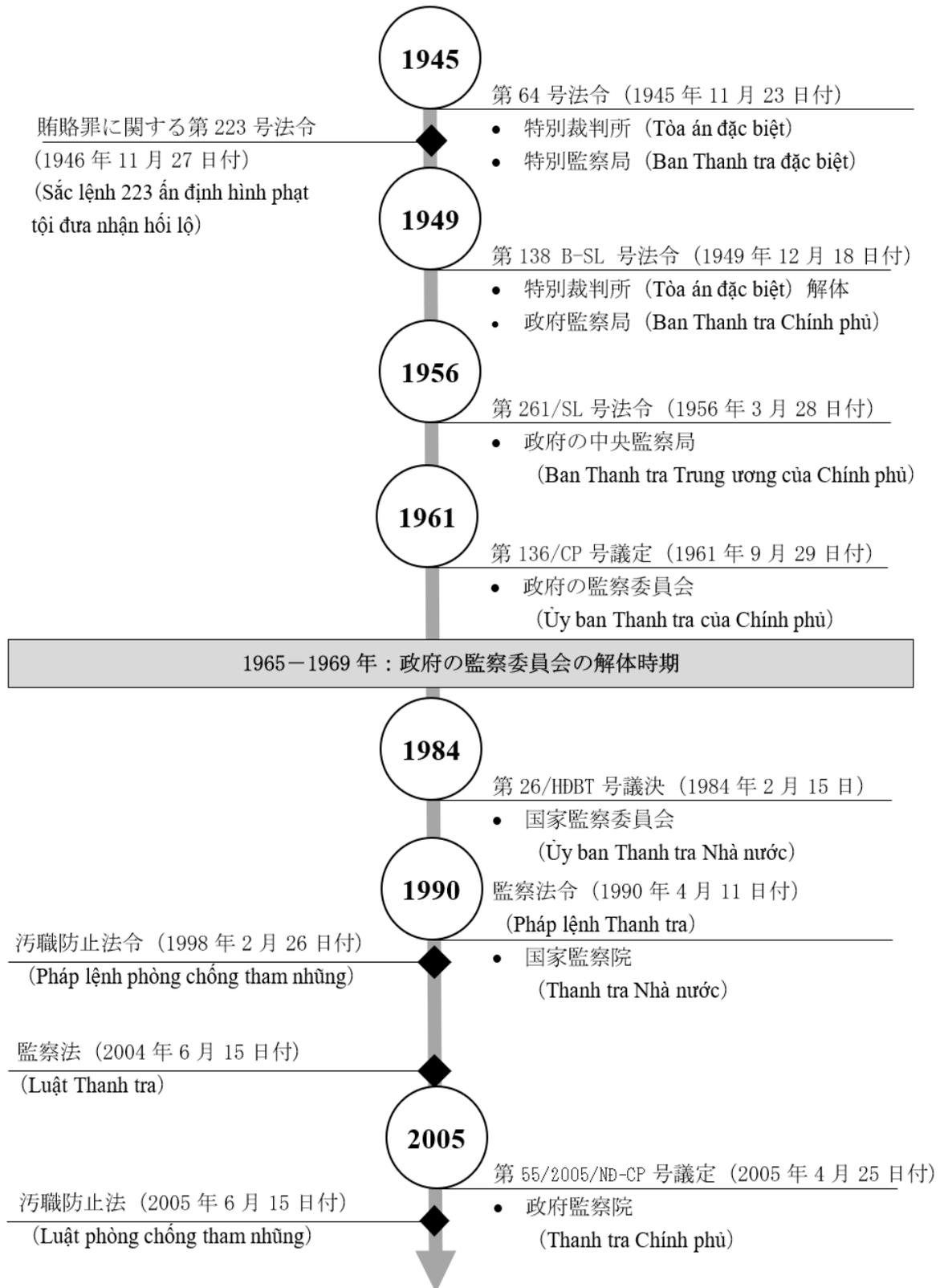
のあらゆる機関組織が改名されたり、改正されたりすることが多々あった。さらに、飢餓や低識字率などの社会問題と共に裁判制度に関しても着手し、1946年以降、第二級行政区人民裁判所（第一審）、第一級行政区人民裁判所（第二審）、高等人民裁判所、最高人民裁判所の四審制度を設立した。そして、1946年以降、検察機関は裁判所から独立して起訴・追起訴の権限が与えられた。司法制度の改正に伴い、1945年の一審制度の下に設けた特別裁判所の組織および機能は適切ではなくなっており、特別監察官の起訴権限が検察官の権限と重なっていた。さらに、組織自体の存在感もまだ確立されていなかったため、効率的に活動できず、時には活動中止となったこともある。特別裁判所もほとんど機能していなかった。戦争でどの機関でも人材・資源不足の中、権限および活動が重複する機関の存在が非合理的と考えられ、1949年に特別裁判所の解体および特別監察局の改編につながったのではないかとと思われる。

2. 不正行為取締専門機関（1950-2004年）

2.1. 不正行為取締専門機関の初期（1950-1990年）

1949年12月18日、ホーチミン主席は第138/B-SL-QD号令により、特別監察局を監察委員会（Ban Thanh tra Chính phủ）に改名し、首相府の下に位置付けることにした。また、1950年から1974年にかけてアメリカ軍の介入によりベトナム戦争は一段と激化したため、政府はほとんどの資源を軍事費に注ぎ、それにより監察委員会の機能も最小限に抑えられることになった。第138/B-SL-QD号令の第4条により、監察委員会の責任および権限は(1) 政府政策の執行、(2) 公務員の監督、(3) 市民の通告の受理、という不正行為を防止する機能だけが残された。特別監察局と比較し、監察委員会は捜査、起訴の権限を有さず、権限が幅広く縮小された。容疑者に対する停職権に関しても、監察委員会は停職命令を下すことができず、関係機関の長に示唆することにとどまった。監察委員会は今日に至るまで、5回改名され（途中で一時的に廃止された時期あり）2005年以降は現在の政府監察院として活動しているが、機能はほとんど同じである（図 3-2）。

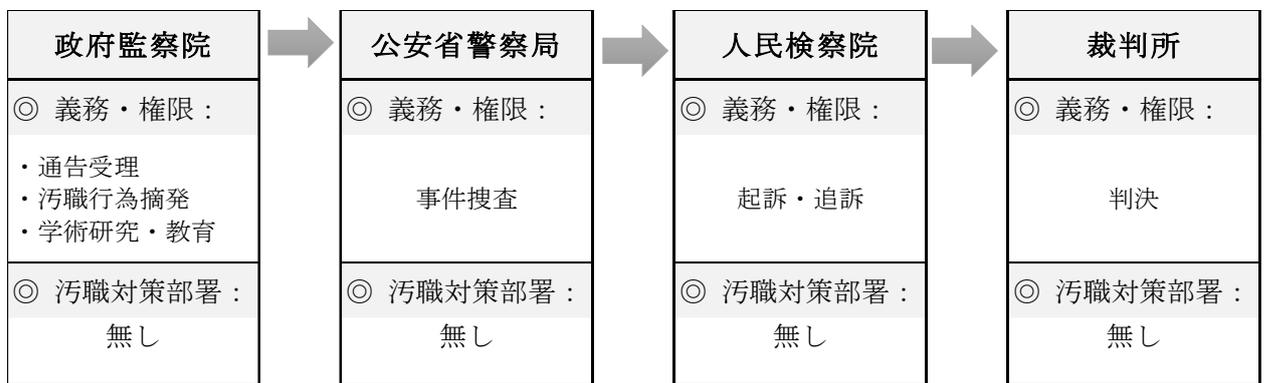
図 3-2 特別監察局の編成過程



出典：関連法的文書をもとに筆者作成

1950年から1990年代半ばまでの時期において、不正行為対策を目的として活動するのは監察官だけであった。しかし、彼らは容疑者を逮捕、取調、勾留する権限を有しなかった。市民の通報や書類送検を通じて不正行為を摘発した場合、公安省の警察に引き続き捜査してもらうこととなり、さらに、起訴についても、司法制度の改正に伴い、検察機関に委ねることになった⁴⁵。当時の汚職事件の処理プロセス（図 3-3）をみると、現在の汚職取締機関のメカニズムはこの時期のものを継承したものであることがわかる。しかし、政府監察院以外、汚職事件の摘発や汚職行為の防止だけに専念する専門機関は設置されなかった。政府監察院には行政機関を監督する機能および不正行為を防止する機能があるが、それと同時に政策の執行監督も兼任しており、当時の戦争の情勢および政府監察院自体の人材や資金不足の状況も考慮すると、不正行為防止機能を果たすことは非常に困難であっただろう。政府監察院によると、1961年度には公的資金の横領に関して349件が摘発され、受理した市民の通告のうち3万件以上（7割ほど）を解決したが、ベトナム戦争勃発後の1965年度には、市民の通告の5割程度、1972年度には4割程度しか解決できなかったと報告していた(GIV 2011d, part 5, part 6)。

図 3-3 汚職事件の処理プロセス（1950-2004年）



出典：政府監察院に関する法律をもとに筆者作成

⁴⁵ ベトナムでは、1958年まで検察機関は裁判所の下に位置付けられていた。1960年7月15日に国会主席による人民検察院組織法（法律番号：20/LCT）が実施されて以来、検察院は裁判所から独立し、起訴・訴訟追行を担う機関として活動するようになった。

2.2. 監察法令と監察制度の発展（1990-2004年）

本論文の序章（第1節）で説明したように、1986年に汚職問題と本格的に向き合うと宣言したベトナム政府はその第一歩として、監察制度の改正に着手した。当時、ドイモイ（刷新）路線がもたらす経済成長に伴う新たな政治・経済・社会面の諸問題に対応するため、政府内の監察制度の徹底的な見直しおよび監察機関の拡大を行うことが非常に重要であった。1990年3月29日、政府委員会（現在の国会常任委員会）は、監察法令（第33-LCT/HDNN8号、以下「1990年監察法令」）が可決されたことを受けて、監察制度の組織改編、監察官権限の合法化を行った。同法令の第2条と第3条にて、2つの補足的制度が規定された。一つは、国家監察院、各省庁の監察局とその支部および行政区画の監察局とその支部を含む政府監察制度である。政府監察組織は行政機関とされ、監察官は公務員であり監察を行う権限を有する。もう一つは、人民監察制度である。人民監察官は各機関、団体および組織の一般従業員が兼任し、労働組合の指導を受けながら組織内の監督者として活動する。人民監察制度の最高指導者は祖国戦線（Vietnamese Fatherland Front = VFF）である。人民監察官は専門職でもなければ監察や捜査などの実質的な権限も有せず、いわば内部監督者および政府監察官の協力者と言えよう。つまり行政機関の活動に対する市民の監督権限を執行する役割を担う者である。それと同時に、監察官の人数とその学歴も一段と向上された。政府監察院によると、1990年から2005年までの15年間、政府監察組織で職に就いていた人数は約7000人から約10,000人に増加し、そのうち大学や大学院を卒業した監察官は7割程を占めていた。その結果、1990年から1998年までの期間に、市民の通告を8割解決することができた（GIV 2011d, part 8）。そして、1998年汚職防止法令の公布と共に、不正行為を防ぐために設立された政府監察組織は当然のごとく反汚職任務も兼任することになった。

もっとも、汚職取締の責任は2004年監察法（法律番号：22/2004/QH11号、実施日：2004年10月1日、以下「2004年監察法」）によって改めて規定されることになった。つまり、2004年以前、ベトナムには不正行為防止制度が存在していたが、汚職取締機関が設置されていなかったことがわかる。また、組織が拡大されたとはいえ、権限が書類調査および賞

罰の示唆に限られていた政府監察官は、公務員の不正行為と闘うための実質的な武器を有していなかったと言える。汚職取締機関が設置されていなかった上、唯一の不正行為取締機関が汚職事件を解決するための権限を有していなかったことは、1990年代から2000年代半ばまでのベトナム汚職問題の拡大につながったのではないだろうか。

第2節 今日の政府の汚職取締機関の制度（2005年以降）

1. 汚職取締機関の設置

ベトナムにとって、1977年9月20日の国連加盟は、極めて重要な転機となった。80年代に入ってベトナムを含む社会主義諸国の経済成長率が低下傾向を示し、その後、東欧・ソ連の社会主義国が90年代に崩壊した。共産主義諸国からの支援に依存していたベトナム共産党も存続問題に向き合わなければならなかった。中国およびアジアの新興工業諸国の成功から影響を受け、ベトナム共産党は市場開放、資本・金融自由化という道を選んだ。ベトナムは国連に加盟してから政府開発援助（Official Development Assistance = ODA）や法律制度改正を含む様々な分野で国際ドナーの援助を受けるようになった。特に1993年にフランスの首都パリで開催された対ベトナム ODA に関する円卓会議は、ベトナムと欧米諸国、日本および世界銀行などの国際ドナーとの関係における新たな時代への突入を意味した⁴⁶。そして、国際機関とドナーは、積極的に汚職問題に対処するための策を講じ、開発途上国における腐敗防止に対して大規模な支援を開始した。1990年代後半以降、ベトナム自身も本格的に汚職取締の取り組みに着手した。1998年に汚職防止法令を公布し、2003年に

⁴⁶ OECD 開発援助委員会（Development Assistance Committee = DAC）の加盟国および世界銀行、国際通貨基金（IMF）などの国際機関はベトナムの最も重要な ODA ドナーである。2010年から2017年まで DAC 諸国からの支援は、ベトナムへの ODA 総額の 62.2%を占め、多国間組織からの ODA は 37.56%を占めていた。特に同時期のインフラ事業に関する ODA はその 56.1%を日本が占めており、最大のドナーであると言える。

国連腐敗防止条約 (United Nations Convention against Corruption = UNCAC) に署名して以降、ベトナムは国際的な基準に則った汚職取締機関の重要性を改めて認識した。

2009年には、OECDが主催するアジア太平洋地域腐敗防止行動計画に参加し、反汚職に向けた実践に乗り出し、「2020年に向けた国家反汚職戦略」を公布した。この戦略を検討すると、ベトナム政府の反汚職に対する理念がわかる。同戦略の第2章1a項には、「反汚職は政治制度全体の責任であり、党の指導の下で、各省庁・各部門の力の発揮、各機関・組織・法人・個人の責任感の強調、市民および民間団体の役割を促進する」と記載されている。つまり、独立した包括的権限と行動許可が付与された新たな汚職取締機関を設立するより、既存機関に汚職取締の専門部門を設置することが選ばれたのだ。

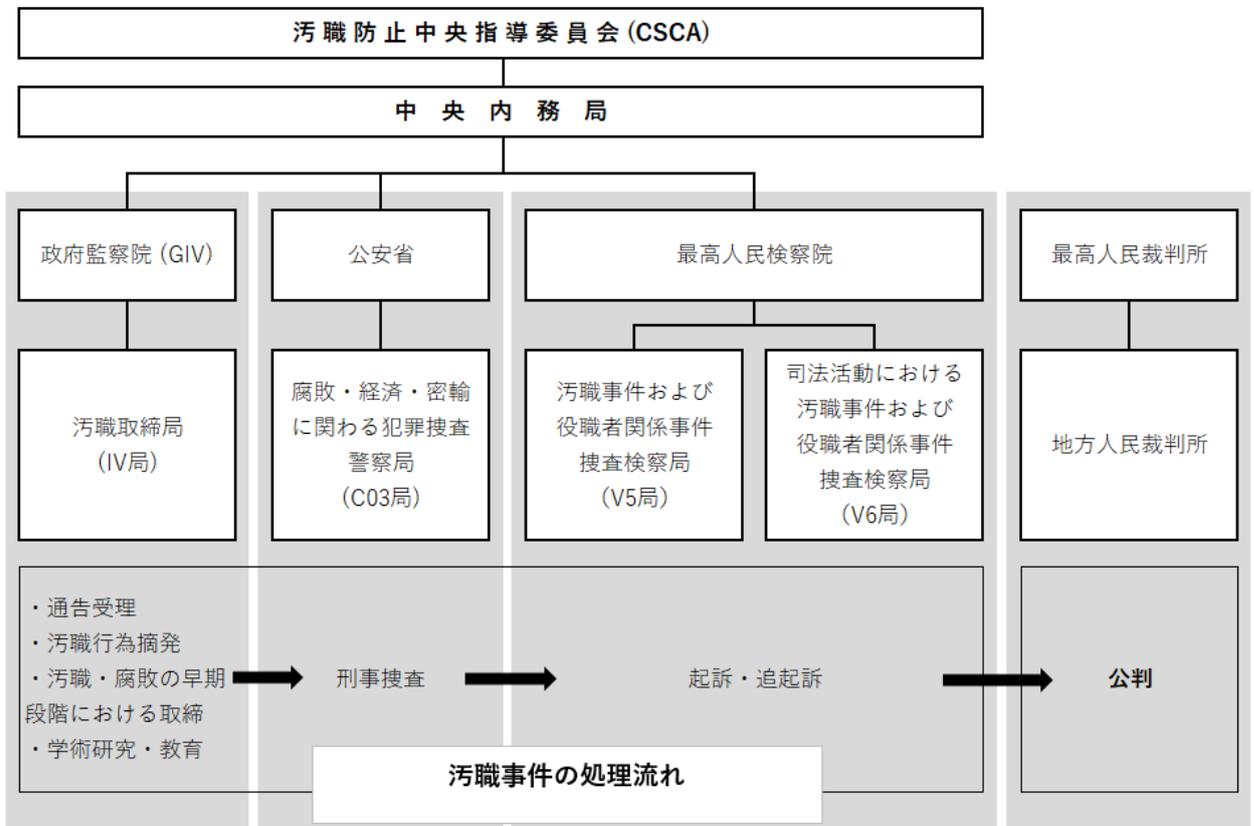
2. 政府の汚職取締制度における中心機関

2006年に発足したベトナム汚職取締機関の制度は4つの中心機関から構成されている。最高指導機関として設立された(1)汚職防止中央指導委員会 (Central Steering Committee for Anti-Corruption = CSCA) と共に(2)政府監察院 (Government Inspectorate of Vietnam = GIV)、(3)公安省 (Ministry of Public Security) と(4)最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy of Vietnam) にはそれぞれの汚職取締部門が設置された(図 3-4)。

汚職行為に関する通告・告発を受け、その情報を確認する調査を行うことが政府監察官または各省庁の各行政区画の行政機関内部監察官の役割である。監察官によって、刑事責任が問われる汚職行為と判断された場合、事件簿が警察に送られ、刑事事件として正式に捜査が開始される。警察は、勾留・取調・逮捕・指名手配など独自の捜査方法を採用し、証拠を捜索し、差し押さえる。証拠が出揃うと検察官により起訴され、裁判所で判決が下されるというように、他の犯罪事件同様に進められる。この調整メカニズムは、政府監察院・公安省・国防省・最高人民検察院の協力文書(第03/2018/TTLT-VKSNDTC-BCA-BQP-

TTCP 号) の通達にて規定されている⁴⁷。刑法の条件に当てはまらない小規模汚職行為の場合、幹部・公務員法と準公務員法に基づき、監察官は法律違反者の所属先の責任者に懲戒処分を示唆することができる。

図 3-4 今日のベトナム政府の汚職取締機関の制度



出典：2018年汚職防止法および汚職防止中央指導委員会に関する法的文書をもとに筆者作成

基本的に監察官の調査終了後、警察の捜査が始まるが、場合によっては両者が同時に調査および捜査を開始することもある。各省庁および各行政区画の行政機関の内部監察官は政府監察院の指示を受けるが、政府監察院には属していない。彼らは各省庁および各行政区画の行政機関に所属するため、自らの所属先機関長に優先的に報告することになる。また、共産党の中央監察委員会も独自に調査を行うことができる。加えて、国家会計検査院

⁴⁷ 同通達は二度改正された。第一の通達 (第 03/2006/TTLT-VKSTC-TTCP-BCA-BQP 号) は 2006 年 5 月 23 日に、第二の通達 (第 02/2012/TTLT-VKSTC-TTCP-BCA-BQP 号) は 2012 年 3 月 22 日より有効となり、現行の 2018 年発効の通達に至る。

の検査官も専門家として監察官や警察官と並んで不正行為の疑いを調査する。これらの機関は、汚職取締のための専門的な部署を持たず、事件が発覚した際に捜査および調査を行う任務を兼任する、いわば協力機関である。この構成上、CSCA は、指導・監督者として、政策や主張をレビューし、決定案を国会に提出する役割を担うと同時に、重大事件を監督するという役割も果たしている。CSCA は実際に汚職との闘いには参加せず、上から監督し、必要に応じて圧力をかける機能を持つと言えよう。

2.1. 汚職防止中央指導委員会（Central Steering Committee for Anti-Corruption = CSCA）

汚職防止中央指導委員会はベトナム汚職取締の最高指導機関として活動している。2006年に政府の附属機関として発足したが、2013年からCSCAとして大幅に再編された。

2005年から2012年まで政府附属機関であり機関長は首相であったCSCAは、2013年から共産党の政治局に移管された。当機関の常任機関も政府のCSCA事務所から共産党の中央内務委員会に変更され、従来は政府、国会、党としていた報告先が党のみになった。これは、汚職取締機関の制度がベトナムの政治制度と同様に、完全に党主導體制になったことを意味する。ここで注意すべきは、共産党とその支部は国家予算で活動し、強い権力を有するがベトナム政府の行政機関とは異なる組織であるという点である。この点においてCSCAは、完全に政府の行政機関から独立し、外部からの監督役として以前より客観的に監督することができることとなった。また、CSCAの委員の構成にも変化がみられた（表3-1）。ここで特筆すべきは、様々な民間組織の指導者として活躍しているベトナム祖国戦線（VFF）の長がCSCAに入ったことである。これは、政府が民間組織を重視し、汚職・腐敗との闘いが市民レベルで行われるようになったことを意味するのではないだろうか。さらに、CSCAの副会長の数が増え、主な責任者が政府行政機関に属さないことによって、CSCAの自由度が以前より強化されたと考えられる。したがって、党の高官や行政機関長が委員を兼任する点は変わらないものの、2013年の改編がCSCAの活動を活発化させるきっかけとなったことは言うまでもない。

表 3-1 汚職防止中央指導委員会（CSCA）の改編

任期	2005～2012年	2013年～現在
定員	10人	16人
常任機関	汚職防止中央指導委員会事務局	共産党の中央内務委員会
権限を制定する基本的文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年汚職防止法 (実施日：2006年6月1日) ・ 汚職防止中央指導委員会設立に関する共産党中央執行委員会の03-QĐ/TW号決定 (実施日：2006年5月19日) ・ 汚職防止中央指導委員会の機構・権利・活動規則に関するベトナム国会常任委員会の1039/2006/NĐ-UBTQH11号議定 (実施日：2006年8月18日) ・ 汚職防止中央指導委員会の会員名簿に関するベトナム国会常任委員会の1044/2006/NQ-UBTVQH11号議決 (実施日：2006年9月8日) ・ 汚職防止中央指導委員会事務局の機構・権利・活動規則に関する首相の13/2007/QĐ-TTg号決定 (実施日：2007年1月21日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央内務委員会の設置に関する共産党中央執行委員会の158-QĐ/TW号決定 (実施日：2012年12月28日) ・ 汚職防止中央指導委員会設立に関する共産党中央執行委員会の162-QĐ/TW号決定 (実施日：2013年1月2日)
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ① 国会 ② 共産党書記長 ③ 共産党中央政治局 ④ 共産党中央委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ① 共産党書記長 ② 共産党中央政治局
位置付け	政府の行政機関	共産党の附属機関
権限	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚職取締機関に対する指導 ② 副大臣以下の職位を有する容疑者に対する停職、一時的な転職などを示唆する権限、大臣以上の職位を有する汚職容疑者に対する停職、一時的な転職などを示唆する権限 	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚職取締機関に対する指導 ② 共産党の政治局および共産党中央執行委員会の汚職容疑者に対する停職、一時的な転職などを示唆する権限
機関長	首相	共産党書記長
副機関長	副首相	<ul style="list-style-type: none"> ① 党中央委員会委員 ② 書記局常務委員 ③ 副首相 ④ 国会副主席 ⑤ 公安大臣（2020年1月から）
構成委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府監察院長 ② 公安大臣 ③ 最高人民検察院長 ④ 最高人民裁判所長 ⑤ 国防大臣 ⑥ 文化・スポーツ・観光大臣 ⑦ 共産党中央委員会会員 ⑧ 共産党内務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府監察院長 ② 公安大臣（2019年12月まで） ③ 最高人民検察院長 ④ 最高人民裁判所長 ⑤ 国防大臣 ⑥ 会計監査の長 ⑦ ベトナム人民軍隊政治局長 ⑧ 共産党中央宣伝局長 ⑨ 共産党中央組織委員会長 ⑩ ベトナム祖国戦線（VFF）議長 ⑪ 国会司法局長

出典：汚職防止中央指導委員会（CSCA）に関する法的文書をもとに筆者作成

2.2. 監察機関 (Inspectorate System)

調査・監察基準

上述したように、ベトナムの監察制度は本来公務員の不正行為を防ぐために 1945 年に発足した。それから 75 年が経ち、監察制度の構成および機能に様々な変化がみられた。現在の監察制度は 2010 年監察法に基づき、行政機関と市民組織の 2 つに区分することができる (表 3-2)。また、監察機関の中で、政府監察院、各省庁の内部監察局および各地方行政機関の内部監察局と分けられている。その内の内部監察局は、政府監察院の支部ではなく、政府監察官の命令を受けて動くものでもない。内部監察官は実際に政府監察官から専門的指導および教育のみを受けている。内部監察局は各省庁や各人民委員会に所属するため、それらの機関長の命令に従い同機関の公務員に対する監察権限を有するのである。例えば、税務に関わる汚職事件は基本的に財務省の内部監察官、交通警察の収賄行為は交通・運輸省の内部監察官が担当することになる。不正行為防止のため定期的に監察を行うのも内部監察官の任務となる。つまり、副大臣以上の高官に関わる重大な汚職事件でない限り政府監察官は関与せず、現場での監察および調査の大部分は内部監察官が担当していることがわかる。

表 3-2 今日の監察制度

機関名	政府監察院	省庁の内部監察局	地方政府の内部監察局	人民監察委員会
定義	監察制度において最高指導機関として機能する行政機関である。	不正行為対策専門部署として各省庁が自ら設置する行政機関である。	不正行為対策専門部署として各級の人民委員会が自ら設置する行政機関である。	公有部門の各機関・組織における労働者および市民の代表から構成される民間組織である。
報告先	国会と首相	省の大臣	地方人民委員会	機関の長
権限	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚職問題および監察活動の全体に関する学術研究・教育 ② 政府監察および内部監察に関する専門指導 ③ 法律および政策の提案 ④ 政府の指示に基づく、重大な事件に関する監察、調査活動 ⑤ 反汚職に関する国際協力 ⑥ 汚職行為に関する通告の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ① 各分野における専門的な監察 ② 省庁附属公務員の不正行為に関する監察活動 ③ 定期的監察活動 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方人民委員会の法律、政策の執行に関する監察活動 ② 地方人民委員会の委員の不正行為に関する監察活動 ③ 定期的監察活動 	<ul style="list-style-type: none"> ① 公有部門の機関・組織の活動の監察 ② 労働者・市民の苦情への対応に対する監督 ③ 政府監察機関の活動に関する市民の監督権限の執行

出典：法律番号：56/2010/QH12（実施日：2011年7月1日）に基づき筆者作成

政府の監察機関と並んで、労働者の人民監察委員会が存在する。政府監察院および内部監察局とは異なり、人民監察委員会は民間組織である。人民監察委員会の委員は各公的行政機関で働く労働者が自ら選出し、市民の代表になる。人民監察官は専門職ではなく、兼任であり、政府監察官と内部監察官を監督する役割を担っている。人民監察官は実質的な権限を有していないが監察活動に参加することによって市民の権限が確保され、監察官の不正行為を防止する効果もある。

立場や権限、専門分野が異なるが、いずれの監察機関も公務員の不正行為への摘発、防止機能を担っている。その意味においては、すべての監察機関が汚職取締機関であるとも言える。さらに、2006年に政府監察院の中に汚職取締部署が設置された。

表 3-3 政府監察官の活動に関する基本的な法的文書

	法律番号	公布機関	有効日	法的文章の名称および内容	
法律の文書					
	1	56/2010/QH12	国会	2011年07月01日	監察法
	2	36/2018/QH14	国会	2019年01月01日	汚職防止法
法律下の法的文書					
議定	3	86/2011/NĐ-CP	政府	2011年09月22日	監察法の執行に関する規定
	4	97/2011/NĐ-CP	政府	2011年10月21日	監察官と調査協力者の規則に関する規定
	5	33/2015/NĐ-CP	政府	2015年03月02日	監察結果の施行に関する規定
	6	50/2018/NĐ-CP	政府	2018年04月09日	政府監察官の機構・権利・活動規則に関する規定
決定	7	2767/2011/QĐ-TTTP	政府監察院	2011年10月12日	政府監察院の公務員に関する懲戒制度
	8	1885/QĐ-TTTP	政府監察院	2012年07月31日	監察結果発表に関する規定
	9	1358/QĐ-TTTP	政府監察院	2013年03月26日	政府監察官の発言およびマスメディアに対する情報公開に関する規定
通達	10	02/2012/TT-TTTP	政府監察院	2012年09月03日	汚職防止法の執行義務および監察官の権限に関する詳細規則および執行案内
	11	05/2013/TT-TTTP	政府監察院	2013年07月29日	告訴告発法の執行義務および監察官の権限に関する詳細規則および執行案内
	12	04/2013/TT-TTTP	政府監察院	2013年09月15日	不服申立法の執行義務および監察官の権限に関する詳細規則および執行案内
	13	01/2014/TT-TTTP	政府監察院	2014年07月01日	監察企画の設定基準に関する規定
	14	05/2015/TT-TTTP	政府監察院	2015年11月01日	監察チームの活動監督に関する規則
	15	07/2015/TTLT-TTTP-NHNN	政府監察院と国家銀行	2015年11月25日	監察対象の口座凍結の手順案内
	16	03/2018/TTLT-VKSNDTC-BCA-BQP-TTTP	人民最高検察院、公安省、国防省と政府監察院	2018年10月08日	監察事業を通して摘発された事件における監察機関、捜査機関、検察機関の協力および情報交換に関する規則

出典：政府公式サイトをもとに筆者作成 (<http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban>)

政府監察院汚職取締局 (IV 局)

政府監察院における汚職取締部署は汚職取締局であるが、2006年の設置当時、当該機関の主な任務は汚職防止法の執行に関する監督や学術研究および政策提言であり、実質的な権限を有していなかった。2018年汚職防止法の公布に伴い、当該機関の活動に関する規則にも変化が見られた (表 3-4)。

表 3-4 政府監察院附属の汚職取締機関の変遷

	2006年～2008年	2008年～2018年	2018年～現在
機 関 名	反汚職局	反汚職局	汚職取締局
略 称	第 IV 局	第 IV 局	第 IV 局
設立決定	首相の 1424/QĐ-TTg 号決定 公布日：2006年10月31日		
権限等を 制定する 法的文書	政府監察院の 2222/2006/QĐ-TTCP 号決定 公布日：2006年11月23日	政府監察院の 1592/2008/QĐ-TTCP 号決定 公布日：2008年8月6日	政府監察院の 537/QĐ-TTCP 号決定 公布日：2018年6月25日
権 限	①汚職取締活動企画 ②汚職防止法の執行案内・監督 ③省級および第一行政区級の行政機関への監察 ④汚職事件調査 ⑤汚職行為に関する通告・受理 ⑥データベース設計 ⑦汚職との闘いに関する報告書作成	左側の①～⑦：2006年～2008年反汚職局の義務・権限①～⑦同様 ⑧政府監察院の汚職取締ホームページ管理 ⑨国際協力・学術研究	左側の①～⑨：2008年～2018年反汚職局の義務・権限①～⑨同様 ⑩内部監察活動への指導・監督 ⑪地方政府、捜査機関、司法機関、会計監査機関との情報交換、協力 ⑫財産申告・情報公開に対する管理 ⑬UNCAC の実施監督 ⑭反汚職に関する国際企画の審査 ⑮汚職取締に関する国際学会・企画の開催 ⑯マスメディアを通して通告される汚職の疑いがある事件の受理
組 織	・ 総合事務所 ・ 省級行政機関における汚職事件監察部 ・ 北部地方における汚職事件監察部 ・ 中部地方における汚職事件監察部 ・ 南部地方における汚職事件監察部とホーチミン市事務所	・ 総合事務所 ・ 各経済部門における汚職事件監察部 ・ 内務・総合経済における汚職事件監察部 ・ 文化・社会部門における汚職事件監察部	・ 総合事務所 ・ 各経済部門における汚職事件監察部 ・ 内務・総合経済における汚職事件監察部 ・ 文化・社会部門における汚職事件監察部 ・ 国際協力監察部

出典：政府監察院の決定をもとに筆者作成

機関名が「反汚職局」から「汚職取締局」に変更されたことから防止機能が以前より強化されたことがわかる。また、追加された当該機関の義務の大部分は汚職との闘いに関する国際技術協力や学術研究、教育に関するものである。重大な汚職事件に対する調査、反汚職運動に関する報告制度の制定やマスメディアとの協力は以前より積極的に行われるようになったが、情報公開の方法やその頻度などは、未だ明確に規定されていない。さらには、逮捕・捜査などの権限は今日に至っても与えられておらず、監察活動を実施する

際、地位の高い関係者から圧力をかけられやすく監察結果に影響が及ぶ可能性は未だあると考えられる。

2.3. 捜査機関と刑事事件捜査手順

一般的な刑事事件捜査機関と捜査手順

ベトナム汚職事件の処理の流れは、通常の刑事事件の処理手順に沿って行われている。つまり、如何なる方法で摘発されたとしても、第一次捜査を行う権限は法律で定められる捜査機関にしか与えられない。この点においては、捜査機関でない監察機関は、逮捕、取調などの刑事事件に対する捜査方法を採用することができないということである。

現行の刑事捜査組織法（以降、「2015年刑事捜査組織法」）⁴⁸の第4条によると、ベトナムにおける主要な捜査機関は、人民公安の捜査機関と人民軍隊の捜査機関、最高人民検察院の捜査機関という三つの機関が存在し、事件の種類によって担当する機関・部署が異なる。その内人民公安の捜査機関はさらに捜査警察機関と捜査治安機関とに区分され、捜査警察機関は主に一般市民の刑事事件を、捜査治安機関は国家の安全保障に関わる犯罪を担当する（2015年刑事捜査組織法第2章）。それらの犯罪は一般刑事事件であり、人民裁判所が裁判権を有している。一方、人民軍隊の捜査機関は、軍人の犯罪および軍基地で発生した犯罪を管轄し、ここで扱われる事件は最終的に軍事裁判所で判決が下される（2015年刑事捜査組織法第3章）。また、最高人民検察院の捜査機関は司法機関で発生した犯罪を捜査する権限を有する（2015年刑事捜査組織法第4章）。このように、これら三つの機関はすべて汚職事件を捜査する権限を有するが、捜査範囲は対象者によって異なり、重複はしていないと言える。

⁴⁸ 2016年7月1日から有効となった国会の99/2015/QH13号法律。

表 3-5 ベトナム捜査機関組織

行政機関	公安省		国防省	最高人民検察院
権限	① 第一次捜査の実施 ② 刑事事件の立件 ③ 逮捕・勾留・暫定留置		① 第一次捜査の実施 ② 刑事事件の立件 ③ 逮捕・勾留・暫定留置	④ 捜査監督 ⑤ 起訴・追起訴 ⑥ 逮捕・勾留
捜査対象者	一般市民		軍人	司法部門
捜査担当部署	警察局	治安局	刑事捜査局	捜査局（第1局）
支部	各級行政区	第一級行政区のみ	各級の軍区・基地	無し
管轄する犯罪	① 経済・汚職・職位濫用関係犯罪 ② 麻薬罪 ③ 密輸・知的財産権侵害罪 ④ その他の犯罪	① 極めて重大な犯罪 ② 複雑で県境を越えた犯罪 ③ 国境を越える要素または性質上国境を越えやすい要素が含まれる犯罪	① 軍人の犯罪 ② 軍基地で発生した犯罪	① 司法機関で発生した犯罪 ② 司法活動における犯罪

出典：2015年刑法、2015年刑事訴訟法と2015年刑事捜査組織法をもとに筆者作成

公安省附属の腐敗・経済・密輸に関わる犯罪捜査警察局（C03局）

軍人に関わる汚職事件の捜査権限は国防省の捜査機関、司法部門における汚職行為は最高人民検察院の捜査機関が管轄しているが、その他の大部分の汚職事件は公安省の警察に託されており、公安省にのみ、汚職取締部門が設置されている。2006年に発足した公安省の汚職取締部署は汚職犯罪捜査警察局（C48局）であった⁴⁹。機関名の通り、当該機関の主な任務は汚職・腐敗事件を捜査することである。2015年4月24日、汚職犯罪捜査警察局は経済管理および職位関係犯罪捜査警察局（C46局）と合併し、経済・汚職犯罪捜査警察局（C03局）に再編された。これにより、新たな警察局は汚職事件に加え、経済部門における犯罪に対する捜査権限を持つようになった。さらに、2018年8月6日、当該機関は再び改編され、密輸犯罪捜査警察局と合併し、現在の腐敗・経済・密輸に関わる犯罪捜査警察局（C03局）になった。これらの変化は、実際にC03局の捜査可能分野の拡大および捜査権限の強化に寄与したともいえるだろう。2015年4月24日以降、当該機関の構成、義務、権限に関する法的文書は公開されなくなったが、マスメディアによって報じられてい

⁴⁹ 汚職犯罪捜査警察局の組織・権利・活動規則に関する公安省大臣の01/2007/QĐ-BCA(X13)号決定（日付：2007年1月17日）参考。

る汚職事件の情報からすると、C03 局は、大規模汚職事件に対して勾留・取調・逮捕・指名手配および特別捜査方法などを採用し、事件を刑事捜査していることがわかる。

2.4. 司法機関

他の刑事事件と同様、捜査機関によって捜査された汚職事件は次に検察院の反汚職取締部署に送致される。検察官は捜査機関の捜査を監督する権限と起訴・不起訴を決定する権限があると同時に、上述したように司法部門における汚職行為に対して、検察院が捜査活動を実施する権限も有している。そして、起訴された事件の性質、範囲、犯罪者の身分によって、人民裁判所または軍人裁判所で判決が下される。

2006 年に最高人民検察院は汚職事件を対応する専門部署を発足させた。当時、その部署は汚職事件捜査検察局（1B 局）とされ、汚職事件の捜査監督および起訴に専念した。特筆すべきは、1B 局は汚職事件に対する捜査を監督する権限だけでなく、司法部門および捜査機関内の汚職行為に対する捜査権限をも与えられていたことである⁵⁰。2015 年以降、国会常任委員会の第 951/NQ-UBTVQH13 号議決（日付：2015 年 5 月 28 日）に基づき、1B 局は汚職事件および役職者関係事件捜査検察局（V5 局）に再編され、汚職事件の捜査監督および各級検察局に対する汚職取締政策の執行案内、定期的な報告、学術研究および教育を管轄することになった⁵¹。続いて、最高人民検察院は第 442/QĐ-VKSTC-V15 号決定（日付：2015 年 7 月 1 日）を公布し、司法活動における汚職事件および役職者関係事件捜査検察局（V6 局）が設置された。

⁵⁰ 最高人民検察院附属部署に関する最高人民検察院の 121/QĐ-VKSTC-V9 号決定（日付：2006 年 9 月 26 日）に基づく。

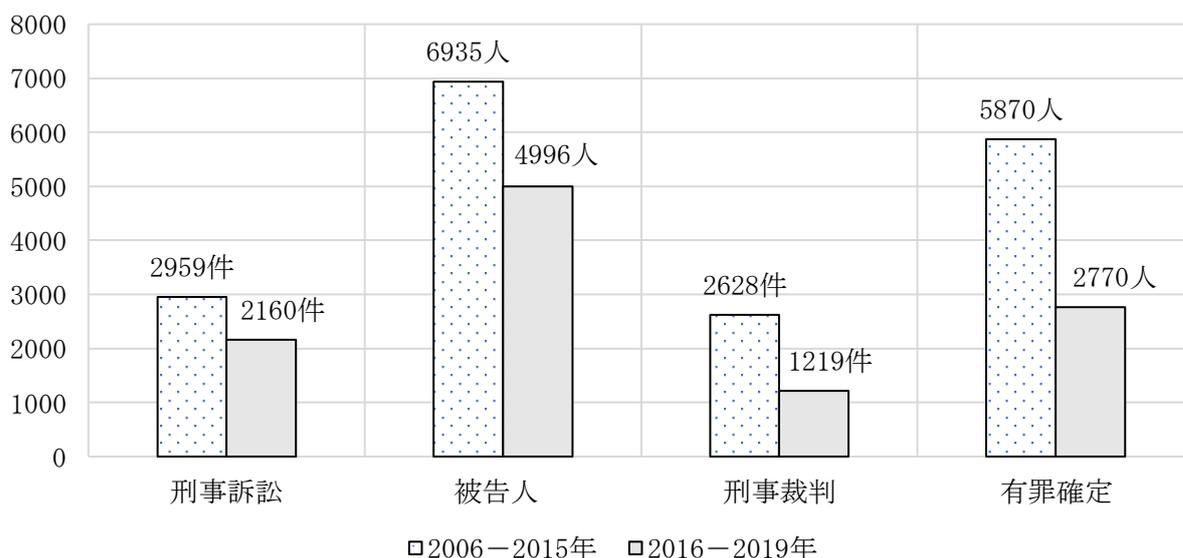
⁵¹ 汚職事件および役職者関係事件捜査検察局（V5 局）の組織、権限の規定は、最高人民検察院第 442/QĐ-VKSTC-V15 号決定（日付：2015 年 7 月 1 日）に基づいている。

3. 近年の実績

2019年度 CSCA の報告書によると、同機関は2014年から2018年までに68件の汚職事件を捜査指導・監督した。極めて重大な犯罪と判断された57件のうち40件は解決され、有罪者500名に対し判決が下された (Nguyen, P. T. 2019, p.340)。

図 3-5 を見ると、2016年から2019年までの4年間、捜査機関は2,160件刑事起訴しており、2006年から2015年までの10年間の合計件数の72%に相当することがわかる。さらに、2019年度だけで刑事起訴されたのは723件であり、被告人は1,745人を超え、史上最多となった。また、2018年度における未解決事件の割合は49%であり、2014年度の52%と比べると、僅かに改善が見られた。ここ数年、汚職事件解決に向けての捜査機関の効率性が向上してきていると言えよう。

図 3-5 2006-2019年における汚職事件に関する統計



出典：ベトナム国会報告書各年度をもとに筆者作成

さらに、大規模事件の件数も増え、党や政府の高官も逮捕され、公訴された。2016年から2019年までの間、4,300人を超える犯罪者のうち56人が中央機関の高官であり、11人は党の中央委員会の委員または元委員であった。特に2018年には党政治局委員、続いて、

2019年には元情報通信省大臣が収賄罪で逮捕され、前者は懲役20年、後者は終身刑と判決されるなど大きな動きが相次ぎ、社会に大きな衝撃を与えた。

特に各機関の実績を見ると、摘発された汚職事件の件数が毎年徐々に上がっていることが明らかである（表3-6）。例えば、捜査機関は2020年に508件を受理し、2016年の257件と比べ約倍に増えた。検察機関も2020年に350件受理し、2017年より100件ほど増加している。裁判所での受理件数もわずかではあるが2018年から2020年にかけて、毎年、徐々に上がっている。しかし、受理件数の増加と対照的に各機関の解決率には改善があまり見られないのも事実である。2020年における検察機関での起訴事件および裁判所での判決件数は少々減少傾向が見られる。司法機関の効率性を向上させることも、ベトナム政府の汚職との闘いにおいて今後大きな課題になるのであろう。

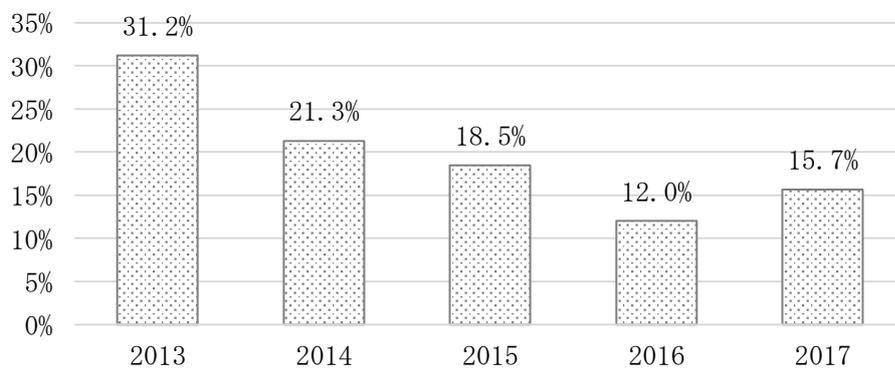
表 3-6 政府の汚職取締機関の実績（2016-2020年）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
監察機関：					
・内部監察活動からの摘発	N/A	44件 容疑者56人	25件 容疑者27人	26件 容疑者30人	N/A
・外部監察活動からの摘発	N/A	68件 容疑者107人	78件 容疑者106人	69件 容疑者45人	N/A
・市民通告からの摘発	N/A	24件 容疑者44人	40件 容疑者87人	17件 容疑者37人	N/A
合 計：	49件 容疑者95人	136件 容疑者207人	143件 容疑者220人	112件 容疑者112人	N/A
捜査機関：					
・受理件数	257件 被告人710人	354件 被告人785人	427件 被告人889人	423件 被告人1073人	508件 被告人1186人
・新たな事件数	142件 被告人335人	202件 被告人438人	279件 被告人554人	220件 被告人515人	286件 被告人606人
・捜査中	135件 被告人273人	149件 被告人311人	200件 被告人375人	N/A	N/A
・捜査完了	111件 被告人418人	197件 被告人467人	212件 被告人488人	N/A	N/A
検察機関：					
・受理件数	N/A	255件 被告人571人	278件 被告人678人	N/A	350件 被告人962人
・新たな受理件数	N/A	215件 被告人527人	243件 被告人599人	300件 被告人672人	N/A
・起訴件数	263件 被告人634人	222件 被告人488人	250件 被告人595人	N/A	246件 被告人692人
第一審裁判所					
・受理件数	361件 被告人931人	345件 被告人799人	340件 被告人827人	344件 被告人849人	388件 被告人1101人
・判決件数	194件 被告人441人	205件 被告人433人	200件 被告人472人	240件 被告人517人	203件 被告人523人
・死刑・終身刑	有罪者5人	有罪者8人	有罪者9人	有罪者10人	N/A

出典：ベトナム政府の各年度反汚職活動報告書をもとに筆者作成

一方、判決を見ると、汚職罪に対する刑罰が以前より厳格になったことがわかる。2013年から2018年6月までの間、汚職罪で10人が死刑、19人が終身刑、459人が懲役1年から30年という判決を受けた（Nguyen, P. T. 2019, p.41）。同時に執行猶予判決が著しく減少している。図3-6が表しているように、2013年度には31%にも上った執行猶予判決の割合は、2017年度には15.7%にまで下がった。執行猶予判決の減少および死刑・終身刑の増加からは、ベトナム政府による汚職罪に対する刑罰の厳罰化の方針が見られ、国内だけでなく、国際社会からも高く評価されており、2017年と2019年のCPIスコアの向上に影響を及ぼしたと言えよう。

図 3-6 執行猶予判決の割合

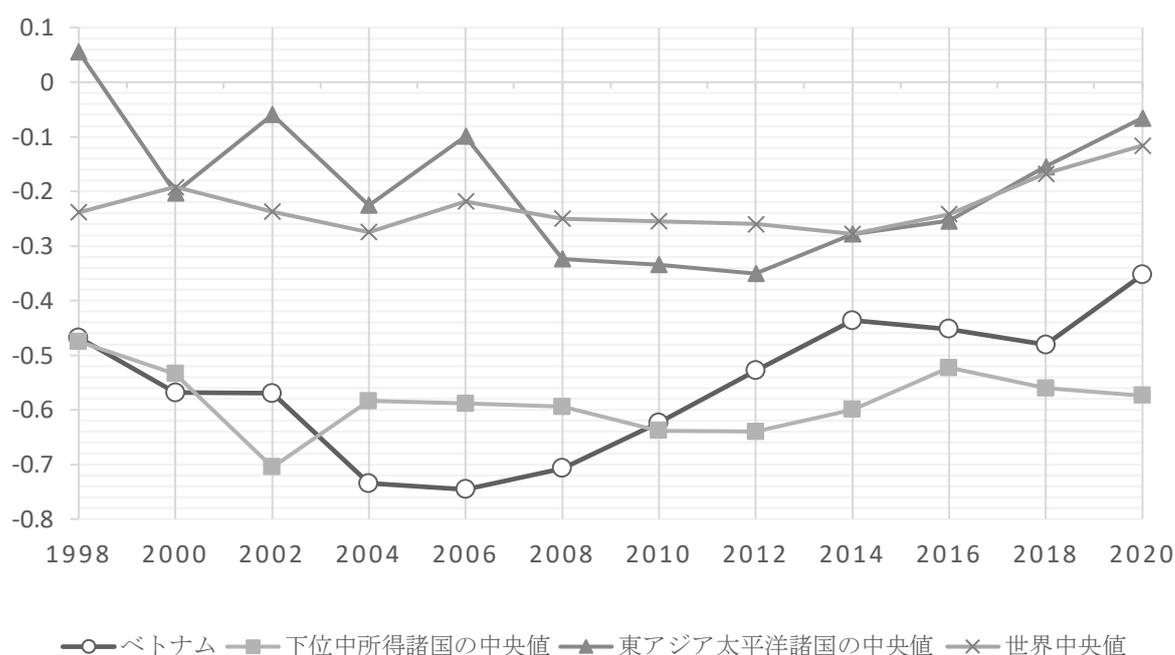


出典：Nguyen, T. T. N. 2019, p.227

このような果敢な取り組みとその成果は、マスメディアによっても大きく取り上げられ、次第に市民の期待も高まるようになった。Towards Transparency (TT) の2019年度調査（Towards Transparency 2019a, p.18）では、回答者の49%が「政府は汚職とよく闘っている」と回答し、2016年の21%の約2倍となった。汚職認識度指数（CPI）に関しても、2015年の113位（176対象国中）から2019年には96位（180対象国中）に上昇し、反汚職運動がある程度実績を挙げていると思われる。また、2019年度「統治・行政・管理効果指数」（Public Administration Performance Index=PAPI）の報告書を見ると、公有部門での汚職制御指数（Control of Corruption in the Public Sector）は、2015年以降徐々に上昇し、明らかに汚職の抑制に成果が見られている（CECODES, VFF-CRT, RTA & UNDP 2021 pp.8-9）。

一方、汚職取締機関の組織改編や制度改正など、様々な面において改善が見られた反面、また課題も多い。以前より改善されたとはいえ、ベトナムの CPI ランキングは低いままに留まっていることに変わりはない。また、図 3-7 に表している世界銀行（World Bank 2006-2020）の汚職抑制指数（Control of Corruption Index = CC）を見ると、ベトナムの汚職問題の現状は変わっていくことがわかる。汚職抑制指数のスコアは世界の中央値や東アジア太平洋諸国の中央値より比較的に低い値に留まっているものの 2006 年と比べると、2020 年の指数が改善されていることは明確である。特に 2010 年以降、ベトナムの指数は下位中所得諸国の中央値を上回り、世界中央値に近づいていく。さらに、先述の Transparency International の汚職認識度指数（CPI）に関しても、2015 年の 113 位（176 対象国中）から 2019 年の 96 位（180 対象国中）に上昇し、汚職防止運動がある程度成果を挙げていると思われる。

図 3-7 ベトナム汚職抑制指数（2000-2020 年）



(*) 汚職抑制指数（Control of Corruption Index = CC）は-2.5 ~ +2.5、数値が高いほど汚職が少ない

出典：World Bank (2006-2020)をもとに筆者作成

このほか、Towards Transparency (TT) の 2019 年度ベトナム汚職・腐敗バロメーター調査（Vietnam Corruption Barometer）（Towards Transparency 2019a, p.18）によれば、反汚職に

における政府の対応について、回答者の 46%は「悪い」と評価し、2016 年度の 50%とさほど変わらない。また、ベトナム商工会議所は、企業のインフォーマルコストの削減に関して、設定された目標には到底及んでおらず、より強力で有効的な戦略を練る必要があるとコメントしている (Malesky, Phan & Pham 2021, p.57)。特に、地方における小規模汚職の防止を強化する必要に迫られているのが現状である。

4. 今日の汚職取締機関の制度の課題

様々な制度の変革や改正によって反汚職運動が成果を挙げている中、複数機関に頼ることによる課題点も浮かび上がってきている。複数機関による調査および捜査は、事件解決に予想以上の時間を費やしてしまい、それが被告人の逃亡につながることもある。PVP Land 事件を含む多数の汚職犯罪に手を染めた容疑者の逃亡がその典型的な例である。Trinh Xuan Thanh 容疑者はペトロベトナム建設株式会社 (Petro Vietnam Construction Joint Stock Corporation=PVC) の取締役会長を務めている際、PVP Land 事件以外にも様々な不正行為に手を染めた。警察局が正式に捜査を開始した 2016 年 7 月、Trinh は海外に逃亡し、これにより事件の捜査がしばらく停滞、難航した。しかし、翌年 7 月、容疑者が自ら出頭したことにより起訴することができた⁵²。

一方、既存の行政機関内に汚職取締部署を設置することが有効な手立てのように考えられるが、そのことによる政府の介入は避けられない。例えば、2006 年から 2010 年までに国営のベトナム造船公社 (Shipbuilding Industry Corporation = Vinashin) で発生した汚職事件では、政府の介入が明らかとなった。実際に 2006 年から事件が摘発された 2010 年までに Vinashin では 11 回以上の内部監察および会計監査が行われ、いくつかの不正行為の疑いが監察結果に記載されたが、捜査機関は一度も刑事捜査を行わなかった。2010 年に共産党の中央監察委員会が監察を開始し、不正行為の疑いを確認した後、Vinashin への正式な刑事

⁵² 詳細は本論文第 5 章第 3 節参照。

捜査が行われた。この事件に政府の高官が介入しているのではないかと当時の国会司法委員会の委員が疑問を投げかけた。この件に関しては、いくつかのオンライン新聞にて報じられたが、その疑問に対する明確な答えは現在も得られぬままとなっている。

その他にも、政府監察官と警察は汚職取締機関として機能しながらも、その機関内の汚職・腐敗問題が最も深刻であるという何とも皮肉な事態が起きている。ベトナム汚職取締機関の制度の成功のカギを握っているのは政府監察官と警察であることは明らかであるが、Towards Transparency (TT)の2019年度調査によれば、最も汚職が問題となっている機関は警察であると批判されている (Towards Transparency 2019a, p.15)。また、2016年から現在に至るまで、監察官が関与する汚職事件も毎年マスメディアで報じられている。例えば、2016年には Can Tho 省および Ha Tinh 省における交通監察官の収賄およびあっせん収賄犯罪が連続して摘発された (VTV24h 2016, Van Tinh 2016)。そして、2020年に建設省と国防省の監察官が次々に収賄罪で逮捕され、起訴された (Yen Chi 2020a, Xuan Khu 2020)。

このようにベトナムの歴史を振り返ると、汚職・腐敗に関する認識の形成過程が明らかとなる。ベトナムは建国初期の1940年代後半以降、マルクス・レーニン主義の影響を受け、ベトナム政府が汚職を捉える根底には、汚職は資本主義や植民地主義から生じた社会悪であるとする考えがあり、そのような個人の道徳観や自己批判精神を反汚職の軸に据えた。その理念と歴代王朝の官吏監視制度に基づいて、汚職取締制度はベトナム社会主義共和国の建設初期から形成され始めた。そして、グローバル化に伴い、1990年代半ば以降、UNCAC加盟国として国際条約、ドナーの技術支援および他国の経験を参考にしながら様々な再編を推進した。大別すると、ベトナム汚職取締機関の制度は3つの段階を経て、今日の形にたどり着いたと言えよう。それは、(1) 独立し包括的な権限を有する不正行為取締機関 (1945 - 1949年)、(2) 不正行為防止専門機関 (1950 - 2004年)、(3) 今日の政府の汚職取締機関の制度 (2005年以降) の3つの段階である。(1) から (2) の主な変化は監察機関の組織および権限であり、(3) 以降の主な変化は汚職取締部署の登場である。それには、汚職問題に対するベトナム政府の姿勢の変化が反映されているとも言える

だろう。各省庁の内部問題とされていたものが制度的な問題として捉えられるように変わったことは明らかである。

また、2005年に設置された汚職取締機関の制度は今日のベトナム政府の反汚職活動における重要な基礎を作った。2015年までは反汚職活動に関する情報はほぼ非公開であり、今日に至るまで大きな変化がさほど見られない。とは言え、2013年に推進したCSCAの指導強化により、汚職事件の対応に関して大きな進展が見られたことも事実である。また、2016年に発足した反汚職運動がある程度成果をあげていると同時に、ベトナムの汚職取締機関の枠組みにおけるいくつかの問題点が浮き彫りになっている。その中でも、最も大きな課題が次の2つの問題である。(1) 複数機関の関与がもたらす非効率性、(2) 監察官および警察などの汚職取締機関内における汚職問題。このような課題を解決するために、ベトナムにも強力な権限が付与された独立した汚職取締機関を設置するべき時が遠くないのであろう。

第4章

マスメディアと市民社会組織の反汚職活動

近年、ベトナムにおける汚職・腐敗との闘いが実質的な成果を挙げるにつれて、政府に対する市民の信頼が高まっている。それには、ベトナム政府の汚職取締戦略だけでなく、マスメディアおよび市民社会組織の活躍も大きく寄与している。1950年に摘発された Tran Du Chau 汚職事件から 2019年に裁判が行われた MobiFone 公社における汚職事件まで、マスメディアおよび市民社会組織の貢献が顕著である。特にこの数年間、オンラインメディア業界は急速に発展しており、ベトナムの汚職・腐敗との闘いに重要な役割を果たしている。本章は、オンラインメディアを中心にベトナムのマスメディアと市民社会組織による反汚職に関する取り組みを考察する。そして、それらの組織が向き合っている課題を取り上げ、今後の改善すべき点についての検討を試みる。

第1節 マスメディアによる反汚職に関する取り組み

マスメディアとは大衆（マス）に対して幅広く情報を伝達する機関であり、市民の声を代表するとされている。本節において、マスメディアを伝統的なマスメディアとオンラインメディアとに分類し、考察する。伝統的なマスメディアとは印刷新聞、印刷雑誌、ラジオ放送、テレビ放送という4大媒体を意味する。伝統的なマスメディアは長い歴史を持ち、市民が最も信頼している情報源である。一方、オンラインメディアとはインターネットを利用し、デジタル放送化したテレビ・ラジオおよびオンライン新聞・雑誌のことである。4大媒体の中でも、新聞は時代の変化を反映しているため、新聞記事の変化を考察することでマスメディアの実質的な動きを理解することができる。そのため、本節では、マスメディアの4大媒体の一つである新聞業界の動きを中心に反汚職におけるベトナムマスメディアの貢献および課題を考察する。

マスメディアの特徴および第一使命からすると、汚職・腐敗行為との闘いにおいても第一の役割は、汚職・腐敗の現状を大衆に伝達することである。さらに、公務員および政府高官の汚職・腐敗行為を摘発したり、積極的に調査したりすることにより、捜査機関および司法機関に対して世間からの圧力をかける効果もある（Stapenhurst 2000, pp.3-6）。多くの新聞記者が危険にさらされながらも汚職・腐敗事件を調査し、積極的に汚職・腐敗行為と闘っている様子が窺える。経済協力開発機構（OECD 2017, p.10）によると、1999年から2017年に摘発された大規模国際汚職・腐敗事件の2%（6件ほど）が新聞記者により摘発され、その割合は、税務機関や財務機関などの政府の調査・捜査機関の摘発率とほとんど同じである。

ベトナムでは、多くの汚職・腐敗事件がマスメディアにより摘発される傾向にある。特にインターネットの発展に伴い、国内ではオンラインメディアが急激に成長してきた。オンラインメディアはインターネットを利用して情報を発信する媒体のことであるため、情報伝達の面において伝統的なマスメディアより圧倒的な利点を有している。その利点を生かし、オンラインメディアをはじめ、マスメディアはこの数年、汚職・腐敗との闘いにおける政策提言だけでなく、汚職・腐敗事件の摘発や調査・捜査の監視という重要な役割も果たしている。しかし、マスメディア業界に対する政府の管理制度により、ベトナムの自由発言権は国際社会ではさほど高く評価されていない。その環境の下、ベトナムのマスメディアは汚職・腐敗との闘いに貢献できているか、どのように貢献しているか。その質問に対する答えを探るために、マスメディアの実質的な動きを考察する必要がある。

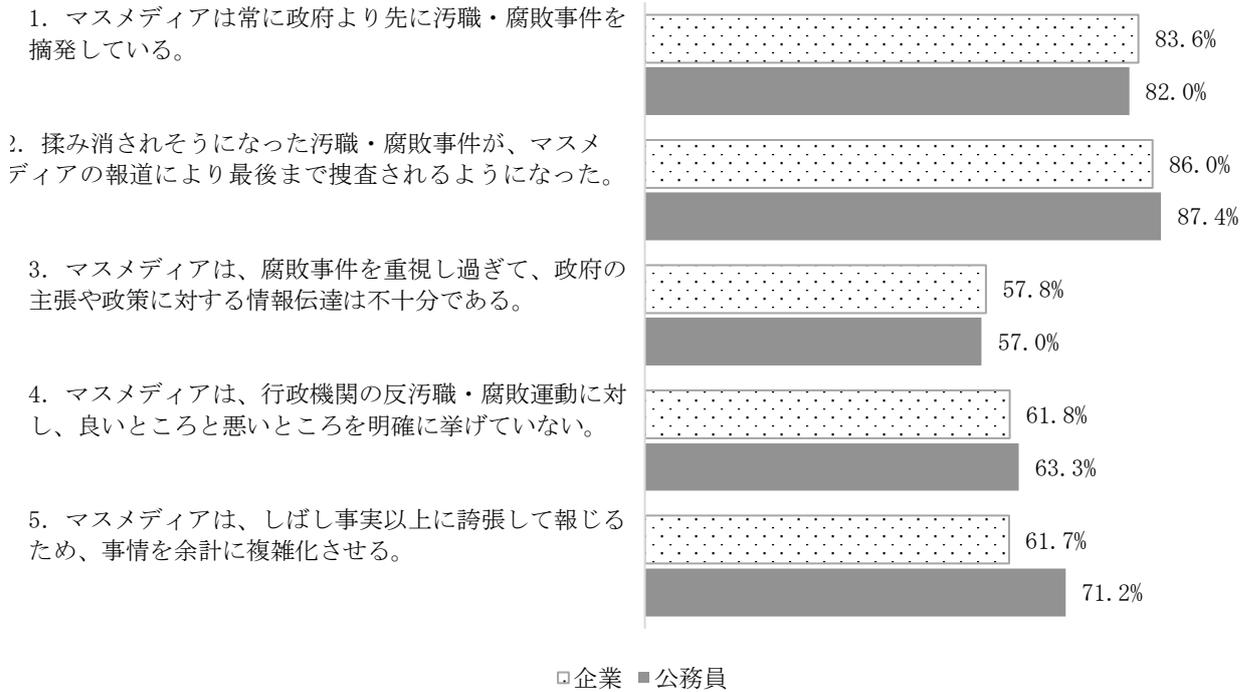
1. 汚職・腐敗との闘いにおけるベトナムマスメディアの特徴

現行新聞法（法律番号：103/2016/QH13、実施日：2017年1月1日）第4条では、マスメディアは社会生活に欠かせない情報伝達手段であり、党、行政機関、業界団体、宗教団体および民間組織の声を代表する情報通達機関であり、市民のフォーラムであるとされ、ベトナム現代社会において、マスメディアの義務および権限として次の6つの事柄を制定している。（1）国および市民の利益を最優先し、国内外の状況に関する真実を伝達する。

(2) 法律および党と政府の主張・政策を提示する。(3) 世論を反映し、説明・教育、自由発言権を実施する。(4) 違法行為および汚職・腐敗行為と闘い、良い事例を宣伝する。(5) ベトナム語および少数民族の言語の保護に貢献する。(6) 国内の民族間の相互理解および外国との交流を広げる。新聞法によると、マスメディアを所有できるのは党附属機関、行政機関、業界団体および省・市（第一級行政区域）レベルの宗教団体と制限されている（2015年新聞法第14条第1項）。それら以外の民間機関・団体の附属はもう一つの「Cơ quan chủ quản」（管理機関）の下に登録する必要がある。「Cơ quan chủ quản」（管理機関）とは附属マスメディアに対する監視・指導権限を有し、かつ資金調整および報道活動に対する支援義務もある。管理機関になれるのは2015年新聞法第14条第1項に制定されている機関のみであり、実際に大部分は行政機関および業界団体である。その立場からベトナムの多くのマスメディアは政治的な影響を受けやすく、客観的に政府を批判するのは難しいことが理解できる。

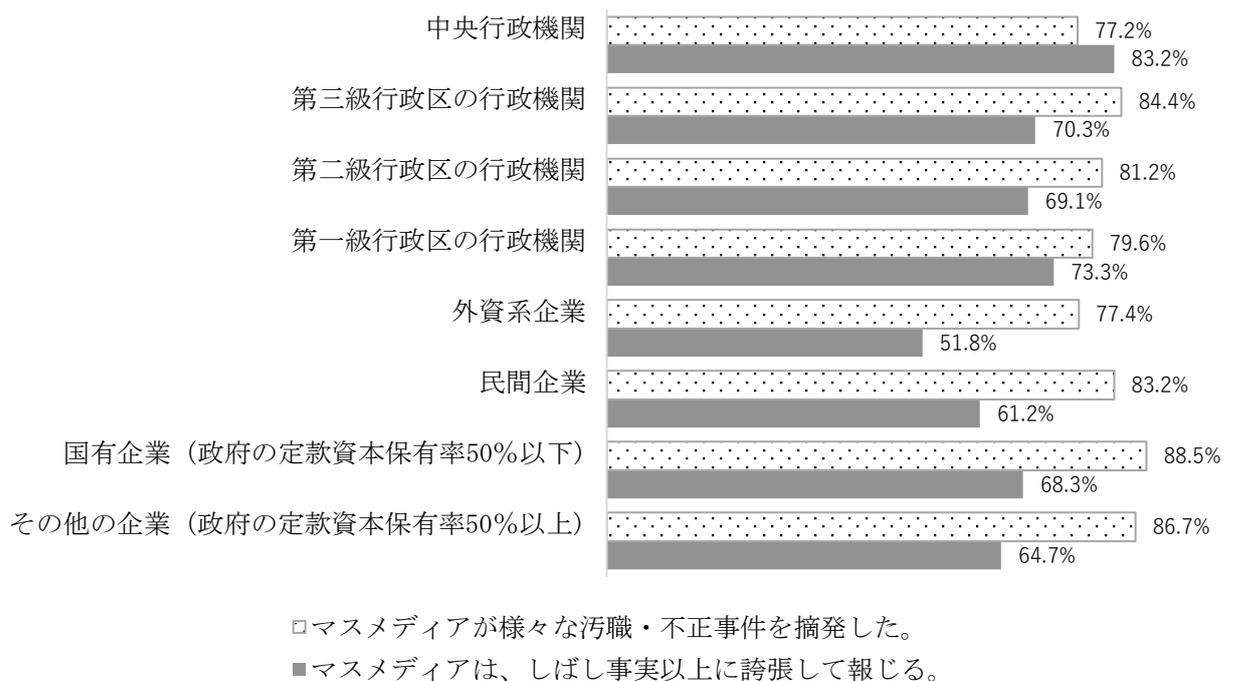
しかし、マスメディアに対するベトナム市民の信頼度が高いこともまた事実である。政府監察院（Government Inspectorate of Vietnam=GIV）による2012年の市民調査（GIV 2013, pp.5-58）によると、調査対象者の90%はマスメディアを通して汚職・腐敗事件に関する情報を得ていた。また、調査対象者の80%以上は、「マスメディアは常に政府より先に汚職・腐敗事件を摘発している」ことに同意している（図4-1）。そして、調査対象者の85%は、「揉み消されそうになった汚職・腐敗事件が、マスメディアの報道により最後まで捜査されるようになった」と信じている（GIV 2013, pp.74-75）。さらに、図4-2を見ると、マスメディアが提供する汚職・腐敗事件の情報に対する中央政府で働いている公務員の信頼度は民間企業、特に外資系企業より低いことがわかる。中央政府で勤める公務員は一般市民や民間企業より幅広い内部情報にアプローチすることができるため、マスメディアはしばしば事実以上に誇張して報じるため、事情を余計に複雑化させる傾向があると考えていることは理解できる。

図 4-1 ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおけるマスメディアの貢献



出典: GIV (2013, p.75)

図 4-2 マスメディアが提供する汚職・腐敗事件の情報に対する信頼度



注: ベトナム行政区画は3級に分けられている。第一級行政区には58省と5中央政府直轄市(省と同級)が含まれている。第二級行政区は省附属の市・県と中央政府直轄市の下郡・県である。第三級行政区には郡・県附属町・村が含まれている。

出典: GIV (2013, p.75)

他方、2019年ベトナム汚職バロメーターの調査結果（Towards Transparency 2019a, p.36）によると、「一般市民が汚職と闘うための最も有効な手段は何ですか」という質問に対し、調査対象者の9%は「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social networking service = SNS）に投稿する」と回答し、「反汚職分野において活動している団体を支援する」と「行政機関に通告する」と同じ割合を占めており、7%は「マスメディアに通報する」と回答した。

2. ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおけるマスメディアの活動

新聞法および汚職防止法の変化に基づくと、汚職・腐敗との闘いにおけるベトナムのマスメディアの活動は、次の3つの時期に分けることができる。

2.1. 2005年汚職防止法の公布以前のマスメディア

歴史を遡ると、フランスによる植民地支配以前のベトナムには、新聞という情報伝達手段は存在しなかった。1865年4月15日にベトナムの植民地化を図る計画の一部として、フランスは初のローマ字表記を使用する新聞『Gia Định Báo 嘉定報』を発刊し、これが最初の一步となり、現在のベトナム新聞業界の時代が開かれることになった。『嘉定報』は、フランス政権の文化戦略および政府からの指示を市民に伝えるなどの重要な支配手段とされていた（Tran, H. L. 1959, p.9 ; Quoc, A. 1975, p.23）。20世紀初頭から、ベトナムの新聞は政府からの指示・命令および公的文書の公開の場から学者の交流の場、文化的および日常生活での交流、かつ封建的なイデオロギーや悪い慣習・風習への批判を繰り広げる場になりつつあった（Dang, T. V. C. 2016, p.55）。文学的な空間以外に、1930年代は共産党の新聞が続々と登場し、ベトナム戦争終結期に至るまで、政治的論争の場にもなった。発展初期の頃、新聞、ラジオなどのマスメディアは、階級闘争および植民政策との闘いにおいて共産党の鋭い武器であったとされている（Tran, H. L. 1959, p.26; Dang, T. V. C. 2016, pp.66-67）。このような歴史を背景に発展してきたベトナムマスメディアは、政治的影響力から完全に切り離すことは難しいと考えられる。

反汚職との闘いの面では、汚職防止法の最初の法典化であった 1998 年以前は、汚職を「公有財産の横領」と「賄賂罪」と分けてそれぞれに処罰する法律があっただけで、汚職・腐敗に関する基礎情報は十分ではなかった。それでも新聞記者は汚職・腐敗行為との闘いにおいて強い意志を表し、それらの行為に対する批判の役割を果たしていた。1950 年に公判された Tran Du Chau 汚職・腐敗事件⁵³が事例として取り上げられる。事件の主な被告人 Tran Du Chau は、1947 年にホーチミン主席より国防省の軍需局軍需課長に任命された。1950 年、ベトナムは 1945 年の南北分断後の混乱の時期にあったにもかかわらず、Tran が部下のために開催した豪華な結婚式が事件を摘発するきっかけになった。当時の結婚披露宴について『Cuu Quoc 新聞』⁵⁴は、下記のコラム 4-1 の批判記事を掲載した。記事の書き方から、ベトナム人新聞記者は汚職・腐敗行為に対する皮肉な言い回しで疑惑を取り上げたものの、特定の政府職員に対して直接的には指摘しない姿勢が読み取れる。このような書き方は、現代マスメディアの汚職・腐敗関連記事に継承されている。

⁵³ 本件に関する詳細情報は本論文の第 5 章 1 節参照。

⁵⁴ 『Cuu Quoc 新聞』（仮訳：救国新聞）はベトナム独立同盟会（ベトナム語名称：Việt Nam Độc Lập Đồng Minh Hội）の報道機関であった。初刊は 1942 年 1 月 25 日。1977 年 3 月に『Cuu Quoc 新聞』と南部を中心とした『Giai Phong 新聞』（仮訳：解放新聞）と合併し、『Dai Doan Ket 新聞』（仮訳：大団結新聞）となり、ベトナム祖国戦線（ベトナム語名称：Mặt Trận Tổ Quốc Việt Nam, VFF）の報道機関として現在まで活動している。

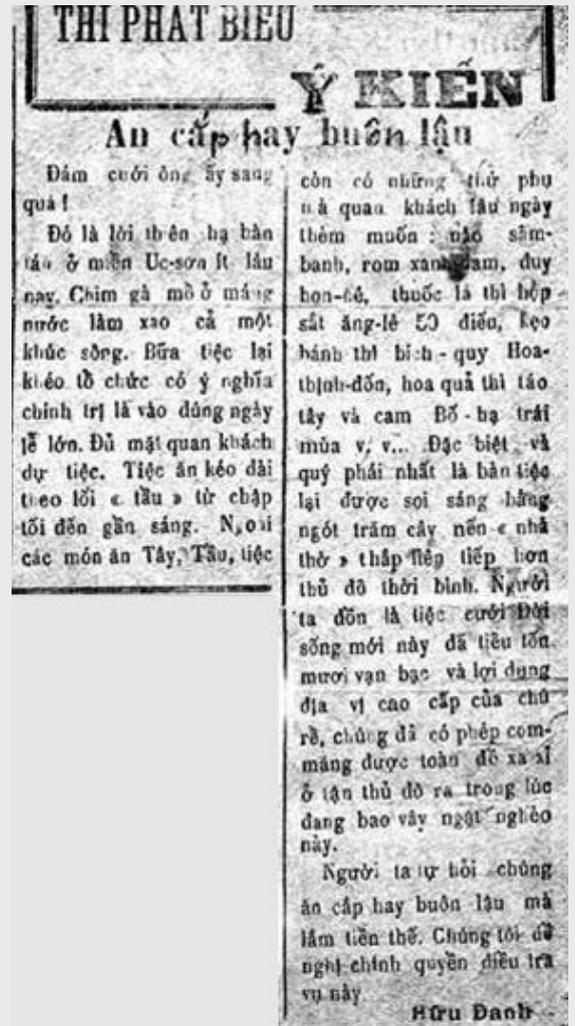
コラム 4-1 Tran Du Chau 汚職事件に対する批判記事

窃盗？密輸？

「あの人の結婚式はとても豪華でした！」

それは最近、Uc Son の人々の間で話題になっている。水桶をつつく鶏が川をかき混ぜるように政治的な意味を持つ披露宴は丁度祝日に開催され、たくさんの参列者を集めていた。披露宴は「中国スタイル」で夜間から早朝にかけて続いていた。洋風料理や中華料理以外にシャンパン、Xanh-dam ラム酒、デュボネ、タバコは50本入りのイギリス製鉄箱、お菓子は Hoa Thinh Don のクッキー、果物は欧米のリンゴ、季節外れの Bo Ha 町のオレンジなど参列者が長い間欲しがっていたものがたくさん並んでいた。特に、最も衝撃的だったのは、100本もの「教会ろうそく」が平和な時の首都以上に連続的に宴会場を照らしていたことである。この結婚披露宴には十数万ドン⁵⁵かかっており、新郎の高い地位を利用したからこそ、(敵に)包囲されている首都にもかかわらず、贅沢なものを魔法のように提供することができたと言われている。

そんなに金持ちになるためにいったい何をしたのだろうか？窃盗したのか、もしくは密輸したのか、と人々が疑問を持っている。この疑惑について、本稿をもって政府の調査を求める。



出典：Huu Danh (1950); 筆者翻訳

⁵⁵ ベトナム財務省の第 3926-BTC/5 号通達（1946 年 4 月 11 日付）に基づく、当時ベトナム公務員の平均給与は月間 400 ドンであった。また、1950 年にお米の価格は 50 ドン/kg であった（Hong Ha 2005）。

1998年汚職防止法令は職権および権利の濫用を犯罪化し、まとめて「汚職罪」として新設したことによって、ベトナム人の汚職・腐敗行為に対する知識は以前より整備されるようになった。さらに、2000年代後半にかけて、多くの新聞記者は政府職員と戦友関係にあった。特にベトナム戦争で共産党および政府と共に歩んできた『Lao Dong 新聞』⁵⁶のような新聞社は、捜査機関と親密な関係を築いてきた。このような友情と相互援助の関係をもって、新聞記者は豊かな情報にアプローチすることができたのであった。同時に、捜査機関はマスメディアを通じて、市民とつながり、世間の力を借りることができる。それらの特徴は、1990年代後半から2000年代前半にかけて発生した Nam Cam 事件に関する記事から明らかにすることができる(コラム 4-2)。この事件は Truong Van Cam (通称: Nam Cam) 率いるマフィア系組織を巡る事件であり、組織的な犯行でベトナム犯罪史上最悪の事件の一つである。本件の特徴は、犯罪者 Nam Cam が刑事捜査機関および司法機関と繋がり、強固なネットワークを築いていたことである。2003年に行われたホーチミン市人民裁判所での公判では、賭博、贈収賄、殺人など合計24の罪名で被告人155人のうち154人に有罪が成立し、戒告から死刑に至るまでの刑罰が科された。

この事件の真実を市民に伝達したことは、マスメディアの最も重要な役割である。特に『Thanh Nien 新聞』⁵⁷は1995年から2003年の間に Nam Cam を巡る136の記事を掲載し、事件に関する詳細な情報をベトナム市民に伝え続けていた。新聞記事を通じて、『Thanh Nien 新聞』は Nam Cam 組織の犯行を公開し、それらを擁護している政府職員の存在を社会に明らかにした。同時に、1995年には Nam Cam の家族の一員が、ある新聞記者に世論を誘導ようとした行為を指摘した。

⁵⁶ 『Lao Dong 新聞』(仮訳:労働新聞)はベトナム労働組合(ベトナム語名称: Tổng Liên đoàn Lao động Việt Nam)の報道機関である。初刊は1929年8月14日。

⁵⁷ 『Thanh Nien 新聞』(仮訳:青年新聞)はベトナム青年連合会(ベトナム語名称: Hội Liên hiệp Thanh niên Việt Nam)の報道機関である。初刊は1986年1月3日。

コラム 4-2 『Thanh Nien 新聞』の新聞記者調査シリーズ（抜粋）

世間は Nam Cam 組織の犯罪者と犯罪を保護している個人、
行政機関を裁くことを求めている

[...] Nam Cam と重要な部下が逮捕され、捜査機関において彼らの犯罪、組織図、暴力団員とそれらの組織に親密な関係を持つ腐敗した政府の職員について素直に自白する中、彼の妻は、ある腐敗した政府の職員の「同声相応」を得て『Thanh Nien 新聞』および関連行政機関に不当逮捕に対する不服を綴った手紙を送っていた。

[...] 「Nam Cam はある捜査機関に雇われ、秘密裏に犯罪組織に侵入し内情を探る、「以毒制毒」のためのスパイである」。これは、犯罪に加担している腐敗した行政機関および個人の罪をかばうためのでたらめな言い訳にすぎない。なぜなら、もし Nam Cam が警察のスパイであれば、なぜ彼が侵入した犯罪組織が大きくなるのであろう？なぜ、賭博場は取り締まられず、暴力的不法行為かつクラブ、ホテル、レストランに「みかじめ料」を要求する行為を行う状況は改善できないのであろう？それは、「以毒制毒のためのスパイ」との言い分があるからこそ、ボス Nam Cam は裏社会の王のように正々堂々と生活し、今日まで逮捕されなかったのであろう。それ故、これらの犯罪に加担している腐敗機関および個人の罪は未だ裁かれていないのである。

[...] それら腐敗した職員や犯罪に加担している機関を摘発し、厳罰を下すことができるかどうか、市民が最も懸念する事柄である。

出典：Thanh Nien News 1996、筆者翻訳

他方、オンライン新聞の発展初期は、ベトナムが UNCAC に加盟する前の時期でもあった。1997年にインターネットの市民による利用が合法化されたのと同時に、「Que Huong」（仮訳：故郷）という海外居住ベトナム人向けのオンライン新聞が発足された（Que Huong News 2013）。発足後の4年間でインターネット利用者の数は徐々に増加し、2001年には約16万人（人口の約0.2%）もの人々が、インターネットを利用するようになった（Dieu, Singh & Boymal 2002, p.5）。インターネット利用者の増加に伴い、大部分のオンライン新聞社も2003年と2004年に創立した。

したがって、2003年以前の時点では、インターネットもオンライン新聞も、ベトナム市民にとって新鮮なものであり、汚職関連記事はあまり投稿されなかった。

2.2. 2005 年以降 2016 年新聞法公布以前のマスメディア

伝統的なマスメディアの困難さ

2005 年汚職防止法の公布に伴い、汚職取締制度の設置や行政手続きの改善など、ベトナム政府は様々な反汚職運動に尽力してきた。しかし、いつの間にか汚職・腐敗問題自体が非常にセンシティブなテーマとされ、政策の提示・教育以外のトピックに関する内容はあまり報じられなかった。例えば、図 4-3 には新聞業界内の有名人描きタブーを皮肉混じりに指摘している。

図 4-3 新聞での有名人描きタブー



出典：『Tuoi Tre Cuoi 新聞』1999 年 185 号 (Phan, T. T. 2003, p.95) ; 筆者翻訳

世間で最も論議を巻き起こしたのは、2008 年に裁判が行われた PMU18 汚職敗事件⁵⁸を巡る新聞記者の逮捕、起訴事件であった。PMU18 汚職事件は 2006 年 1 月に発生した賭博事件から摘発された。本件の公判はハノイ市人民裁判所にて 2 回に分けて、2007 年 8 月 7 日に賭博（1999 年刑法第 248 条）と贈賄罪（1999 年刑法第 289 条）、2009 年 9 月 24 日に経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪（1999 年刑法第

⁵⁸ PMU18 汚職事件とは、交通運輸省・道路橋梁建設部門第 18 号事業管理局（Project Management Unit18 = PMU18）で起こった大規模な贈賄事件。

165 条) と横領罪 (1999 年刑事法第 278 条) を裁判することにした。捜査および裁判過程はマスメディアによって幅広く報じられた。

しかし、PMU18 汚職事件を巡る記事の内容に関して、捜査警察は不正確な情報および捜査の秘密漏示の疑いで、2008 年 5 月 12 日に『Thanh Nien 新聞』と『Tuoi Tre 新聞』⁵⁹の新聞記者を逮捕した。その後、他 2 人の捜査官を含む 4 名の被告人が、職権濫用罪で起訴された (An Ninh Thu Do News 2008)。2008 年 10 月 15 日、ハノイ市人民裁判所にて、「職務執行中の権限濫用罪」 (1999 年刑法第 281 条) で『Thanh Nien 新聞』の新聞記者は懲役 2 年、『Tuoi Tre 新聞』の新聞記者は非拘束矯正刑 2 年に処された (Tuoi Tre News 2008a)。この判決はベトナム国内で物議を醸した (コラム 4-3)。これにより、反汚職との闘いの分野で活躍する新聞記者はより慎重に情報を扱わなければならない現状が露呈されたのであった。

コラム 4-3 PMU18 汚職事件における新聞記者の逮捕を巡る議論 (抜粋)

1. 2008 年 5 月 13 日に『Tuoi Tre オンライン新聞』⁶⁰に掲載された読者の意見

● 「職権濫用」とは？

一般的に「任務・義務の遂行上の職権濫用罪」とは、権利や権限などを濫りに用いること且つ私的目的のためにその権利権限を違法に利用し、国および社会組織、市民の権限および利益を損害する行為である。本件では、『Thanh Nien 新聞』および『Tuoi Tre 新聞』の記者らは、異なる情報源を基に作成した記事を読者に報じた。それは、国および社会が新聞記者に与えた義務であり、彼らはその義務を遂行したにすぎない。それでは、捜査機関ほどの根拠に基づき、『Thanh Nien 新聞』および『Tuoi Tre 新聞』の記者らが職務および職権を濫用し、且つ、私的目的のために職務・職権を違法に利用し、よって国および社会組織の利益を損害したと判断したのだろう。

[…]

⁵⁹ 『Tuoi Tre 新聞』 (仮訳: 青春新聞) はホーチミン共産青年同盟 (ベトナム語名称: Đoàn Thanh niên Cộng sản Hồ Chí Minh) ホーチミン市支部の報道機関である。初刊は 1975 年 9 月 2 日。

⁶⁰ 『Tuoi Tre オンライン新聞』は『Tuoi Tre 新聞』のデジタル版である。

汚職・腐敗との闘いを専門とする2人の新聞記者が逮捕されたというニュースは、おそらく新聞業界および『Thanh Nien 新聞』と『Tuoi Tre 新聞』の読者にとって衝撃的なニュースであっただろう。 […] 新聞記者は、間違った情報を報じてしまうことがあるが、そのような場合は、受けた指摘を訂正する必要がある。しかし、PMU18 汚職事件においては、『Tuoi Tre 新聞』と『Thanh Nien 新聞』が訂正した誤情報は「任務・義務の遂行上の職権濫用罪」の範囲に値しなかった。したがって、市民にとって必要である情報を述べ、汚職・腐敗と正面から向き合い、真実の追及に尽力していた2人の新聞記者を逮捕することは、明らかに間違いであると思われる。

[…]

● あまりにも奇妙で、驚きと憤慨であった。

2人の新聞記者は逮捕されたことを不満に思っている。この事件には違和感を抱いている。法律の公正性および厳正性を信じてきたがまた失望した。PMU18 汚職事件を巡っては多くの汚職・不正行為が行われた、多くの腐敗高官が関係していた、なぜその人たちを厳罰に処さなかったのか？その公正性に対し、強く疑問に思っている。

[…] (新聞記者は) この仕事を続けるのは闇の勢力に立ち向かうことになると覚悟したのであろう。しかし、案じることはない、あなたたちのそばに、党と私たちがいる。どんな手段を使っても、それらの腐った虫が法律で裁かれるようになり、正義が勝つ日は遠くないと信じている。

出典：Tuoi Tre News (2008b)、筆者翻訳

2. 2008年10月15日に『Cong An Nhan Dan オンライン新聞』⁶¹に記載された記事

[…] 正確な情報を伝えたことは汚職・腐敗と徹底的に闘うという新聞記者の強い意志を表すだけではない。汚職・腐敗と闘っている党および政府に対する市民の信頼度も高めている。PMU18 汚職事件では、豊富な情報と充実した内容を発信する新聞記事の数は以前より増加した。

しかし、どんな業界であろうと、冷静で合理的な判断を維持することができなければ、平らな地面こそつまずきやすいところである。裁判過程をみると、PMU18 汚職事件の捜査期間中、特に2006年1月から6月にかけて、事件の捜査情報が漏洩し、多くの新聞に掲載されていた。

最も悲しいことは、一部の有力なマスメディアが情報を得る際、情報源とその情報の正確性・客観性を確認せず、誤情報を発信してしまったことである。

⁶¹ 『Cong An Nhan Dan オンライン新聞』は『Cong An Nhan Dan 新聞』（仮訳：人民公安新聞）のデジタル版であり、ベトナム公安省の報道機関である。

[...] 未確認情報および法律による秘密性を保護すべき情報まで新聞に掲載され、様々な出来事は事実以上に膨らみ、偏見をもって解釈されてしまった。捜査機関が PMU18 汚職事件に関する捜査結果をマスメディアに口外したことで、一部の捜査官が持っている捜査情報保護に対する低い意識およびマスメディアへの情報公開規則に対する誤った解釈を顕在化させた。

[...]

出典： Chinh Nhan (2008)、筆者翻訳

オンラインメディアの発展

このような状況下で、インターネットの普及に伴い、オンラインメディアという新たな情報伝達方法が急速に発展してきた。伝統的なマスメディアと比較すると、オンラインメディアには3つの利点があるとされる (Opgenhaffen 2011)。(1) 「オートメーション (automation)」：インターネットを通じて情報が自動的に更新され、いつでもどこでも最新情報を簡単に読むことができる。(2) 「インタラクティブ (interactive)」：新聞記事の下にコメントを寄せることで、読者は自由に意見を述べ、他の読者と意見交換をすることができる。そして、(3) 「ハイパーテキスト (hypertext)」：読者は記事を保存し、複数の記事を同時に読み比べることができる。この3点においては、オンラインメディアの方が、比較的短時間で多くの情報をより幅広い読者に提供することができる。そしてまた、伝統的なマスメディアは報道が困難な事件を配信することができるという点も、オンラインメディアのもつ大きな強みである。

図 4-4 を見ると、2006 年から 2016 年までの間、汚職・腐敗関連記事を投稿したオンライン新聞社の数が増加していることがわかる。そして、2013 年から『Dan Tri オンライン新聞』や『VnExpress オンライン新聞』など大手オンライン新聞社は汚職・腐敗問題を中心にするコーナーを設置し、一般知識や政府政策の宣伝に加え、事件調査特集も投稿し始めた。市民の告発や新聞記者の個人的な調査を記載し、捜査機関、司法機関の活動を監視し、汚職事件を最初から最後まで追いかけるドキュメンタリー映画も継続的に投稿され始めた。しかし、この時期は、汚職事件に関する情報公開制度は未熟で、調査機関および捜査機関の汚職・腐敗関連報告書は非公開とされ、一般市民およびマスメディアはなかなかアクセ

スすることはできなかった。その結果、汚職との闘いにおけるオンライン新聞の2003年から2015年までの発展期は、内容の変化より技術の発展および反汚職運動の指導行政機関の再編が引き起こしたマスメディアの汚職・腐敗問題に対する関心の向上が特徴であると言えよう。

図 4-4 ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおけるオンラインメディア業界の発展



出典： Google 検索エンジンを通じて、筆者の集計結果（2021年4月まで）

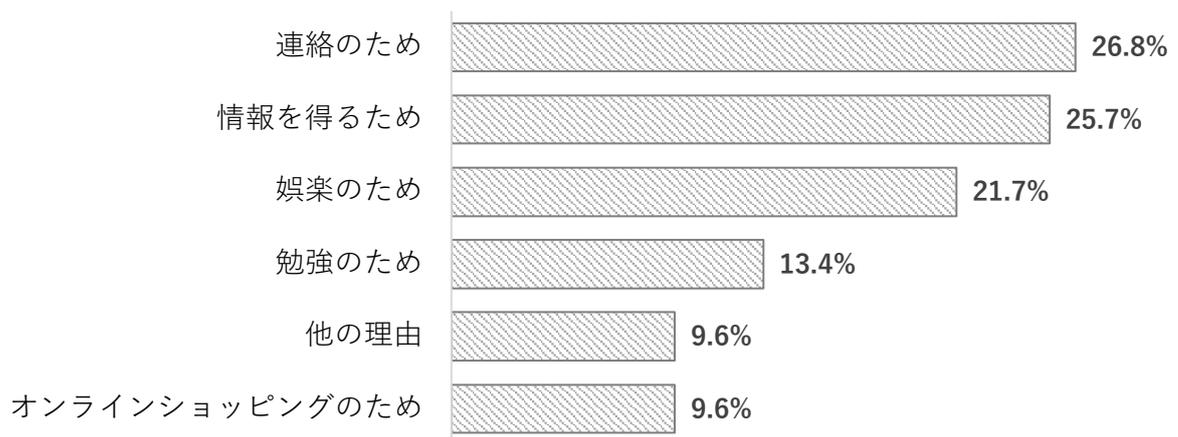
2.3. 2016年新聞法の公布以降のマスメディア

2016年以降、政府のさまざまな反汚職運動に伴い、マスメディアの活動も活発になった。2018年には、ベトナム国営テレビ放送局（Vietnam Television = VTV）で合計63の速報ニュースと、15の番組、1つのドキュメンタリーフィルムで、汚職・腐敗をテーマにした内容が放送された（Vu, D. H. 2019, p. 165）。このように、汚職・腐敗関連情報は複数の番組を通して頻繁に放送されるようになってきている。内容に関しても、政府の政策や法律な

どの提示・教育から、実際の汚職・腐敗事件の調査状況、さらには公判の様子を報じるなど、幅広いものとなっている。

同じ頃、ベトナムオンラインメディア業界も成長期に入り、インターネットに投稿された汚職・腐敗関連記事数は倍に急増しており、これは新たな動きである。2019年にその数は1,878件を突破、2015年の6倍に相当する。さらに、オンライン新聞社が紙媒体の新聞から独立するようになった。これまでベトナムでは大部分のオンライン新聞は紙媒体の新聞のデジタル版であったため内容はさほど差が見られなかった。しかし、技術の発展によって、情報は以前より高速で送信され、読者の需要もそれなりに変化した。2018年度「ベトナム人のSNS利用習慣報告書」によると、利用する理由の第1位は、調査対象者の26.8%を占めた「連絡のため」であり、第2位は「情報を得るため」で25.7%であった(Vinaresearch 2018)。約71%の調査対象者が「SNSにログインしたら必ずSNSを通してオンラインメディアを見る」と答えている。

図 4-5 ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) を利用する理由



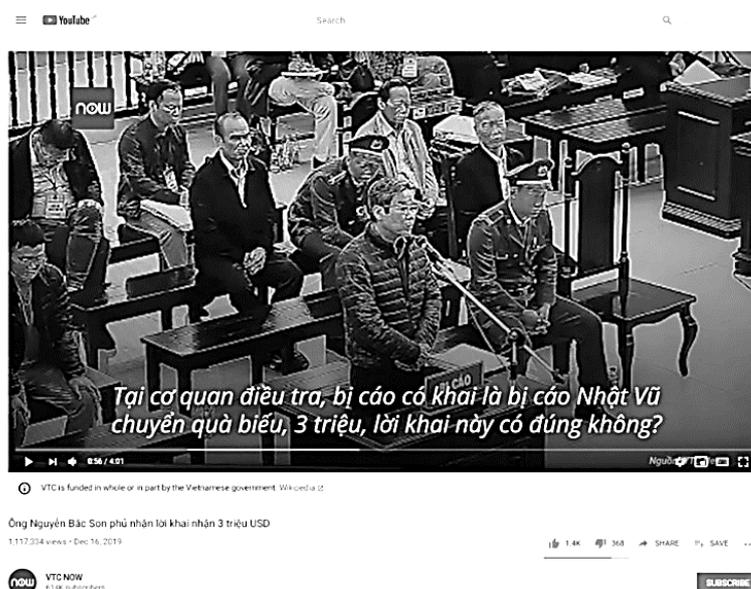
出典：Vinaresearch (2018)の調査結果をもとに筆者作成

個人のSNSに投稿し、知人にシェアすることにより、そのSNS利用者が「個人報道者」になると言っても過言ではないだろう。その発展に伴い、読者は情報をいつでもどこでもすぐにアップデートできるように要求するようになった。そして、新聞記者はその要求に応じなければいけないのである。そのため、今日のオンライン新聞の新聞記者は、調査記

事を分けて、部分的に連続的に投稿することにした。日刊紙では完全版としてそのまとめを報じるようになったのである、例えば、ベトナムの全国高校卒業試験を巡る汚職事件を報じた際、『Tuoi Tre News オンライン新聞』は毎日2回以上ネットで速報していた。

ベトナムのオンラインメディアと各読者の個人 SNS によってインターネット上に新たな情報公開ネットワークが出来上がりつつある。このネットワークは、汚職・腐敗に関する情報をより早く、より多くの市民に届けることができ、今や欠かせない情報源になっている。そして、その発展に伴い、ベトナム市民の自由発言権がある程度尊重されるようになってきたことも事実である。例えば、MobiFone 公社を巡る汚職・腐敗事件の公判の様子が、ベトナムマルチメディア公社 (Vietnam Multimedia Corporation = VTC) の YouTube チャンネル (VTC NOW) にアップロードされ、今でも自由に見ることができる (図 4-6)。また、交通警察官が賄賂を受け取る様子をとらえた映像が、『Tuoi Tre オンライン新聞』の YouTube チャンネルにアップロードされ、世界中に配信された (図 4-7)。このように、贈収賄に関わる現場がいつでも録音、撮影され、公開される状況は、小規模汚職行為に対しては最も効果的な抑止力となる。

図 4-6 オンラインメディアに投稿されている公判の様子



出典：VTC Now (2019)

図 4-7 YouTube にアップロードされた賄賂を受け取る交通警察官の画像



出典：Tuoi Tre News (2017a)

汚職・腐敗関連記事の内容に関する変化にも着目する。図 4-8 を見ると汚職関連記事は国内における汚職事件に焦点を絞るようになったことがわかる。2020 年度、汚職・腐敗事件を巡る記事は、汚職・腐敗関連オンライン記事全体の 40% を占め、数十万ドンの小規模贈収賄行為から数百億ドンの損失を及ぼした大規模汚職・腐敗事件まで幅広く伝えられた。残りの 60% は政府の汚職取締政策、海外汚職・腐敗事件、市民の通告などについてである。注目すべき点は、汚職・腐敗事件関連記事は、海外事件から国内事件に焦点が移ったことである。

図 4-8 ベトナム国内における汚職関連オンライン記事の内容 (2012-2020 年)

2020年	40%	15%	10%	18%	17%
2018年	39%	15%	6%	36%	3%
2016年	38%	17%	10%	28%	7%
2014年	16%	40%	10%	27%	7%
2013年	25%	34%	16%	19%	6%
2012年	26%	32%	21%	17%	5%

- 国内における汚職・腐敗事件報告記事
- ▣ 汚職・腐敗行為を通告する記事
- ▤ 反汚職・腐敗関連法律および政策に関する記事
- ▥ 海外における汚職・腐敗事件報告記事
- その他

出典：Google 検索エンジンを通じて、筆者の集計結果 (2021 年 4 月まで)

さらに、各オンラインメディアは自社の汚職・腐敗に関する特別コーナーを設置し、汚職・腐敗に対する批判記事、読者意見の記事から汚職・腐敗行為の告発、報告などの幅広い情報を頻繁に更新している。国内の地方税務局公務員の小規模贈収賄行為から、大臣が関与した政治腐敗事件まで情報を流し、記者と読者および読者の間の交流の場を設置したことで反汚職との闘いに対する市民の関心を集める効果もある。例えば、汚職・腐敗に関して最も積極的に記事を投稿しているオンライン新聞社『Dan Tri オンライン新聞』⁶²の記事で特記すべきなのは土地所有権売買における腐敗行為を暴露させた「赤い本（ベトナム土地所有権証明書類）」シリーズである。本件は、2014年5月にハノイ市民から不正行為の疑いを通告した手紙が『Dan Tri オンライン新聞』本部に届いた時から始まった。情報提供者と連絡して、『Dan Tri オンライン新聞』の新聞記者が自ら調査を開始したのである。2019年7月の公判までの5年間、『Dan Tri オンライン新聞』の新聞記者は事件に関する情報提供者と継続的に連絡を取り、合計30件以上の記事を投稿した。それらの記事によって、ハノイ市の職員が土地所有権売買における腐敗行為に関与したことが市民に明らかにされ、世間の注目を集め、事件の解決につながったのである。事件が終結してから、ベトナム政府は『Dan Tri オンライン新聞』の新聞記者が事件の解決に大きく貢献したと認めており、表彰を行った（Anh The & Ngoc Han 2019）。

批判記事は文章のみに限らず、図4-9のような批判漫画などを用いた様々な表現方法がとられるようになった。

⁶² 『Dan Tri オンライン新聞』は、2005年に創立された、労働・傷病兵・社会問題省附属オンライン新聞社であり、毎日のアクセス数は約1000万、ベトナムでトップのオンライン新聞社である。

図 4-9 汚職・腐敗関連記事の内容と表現の多様化

1. 大規模汚職・腐敗事件を批判した漫画

※コンテスト名：「汚職の頂点への道」

※司会者：「次の失敗案件の紹介に移りたいと思います。」

※各参加者の金額（左側から）：

- ① 100 億ドン
- ② 12 兆ドン
- ③ 3.3 兆ドン



出典：Tuoi Tre News 2017b, 筆者翻訳

2. 汚職・腐敗行為に対する市民の無関心に対する批判漫画



※タイトル：クローズプロセス

(読み方：左上から右へ順に)

息子：パパ、なぜあの人のはあんなにお金持ちなの？

父親：金持ちでも私たちとは関係ないだろう。

父親：まだ関係ないけど。

父親：私たちとは全く関係ないよ。

父親：それでも私たちとは関係ないのだから。

(*) 看板：値上げ

父親：なぜそんなに高いのですか？儲けすぎでしょう？

商売人：利益が少なければ「公共費用」^(注)を支払うお金がないですよ。

息子：今関係があったことが分かったね。

父親：分かった。パパが間違っていた。

(注)「公共費用」はインフォーマルコストの皮肉な言い方

出典：Tuoi Tre News 2017c, 筆者翻訳

3. 写真付きの汚職・腐敗事件の記事

Sáng nay, Tòa tuyên án bị cáo Đinh La Thăng và 21 đồng phạm

Cập nhật lúc 07:30, Thứ hai, 22/01/2018 (GMT+7)



(BVPL) - Sáng nay (22/1), Hội đồng xét xử Tòa án nhân dân TP Hà Nội sẽ tuyên bản án sơ thẩm trong Vụ án "Cơ ý làm trái quy định của Nhà nước về quản lý kinh tế gây hậu quả nghiêm trọng" và "Tham ô tài sản" xảy ra tại Tập đoàn Dầu khí Việt Nam (PVN) và Tổng công ty Cổ phần xây lắp Dầu khí Việt Nam (PVC).

- Bị cáo Đinh La Thăng xin lỗi Đảng, Nhà nước và Nhân dân
- Bị cáo Trịnh Xuân Thanh rơi nước mắt vì hối hận



Bị cáo Đinh La Thăng tại phiên tòa. Ảnh: TTXVN

今朝、裁判官は被告人 **Đinh La Thăng** 他 21 人に対する判決を下した

(BVPL) 今朝 (1月22日)、ベトナム国営石油ガスグループ (PVN) およびペトロベトナム建設株式会社 (PVC) における経済管理について、国家規則を故意に侵犯し、莫大な被害を引き起こした件および横領事件に関して、ハノイ市人民裁判所は、第一審の判決を下した。

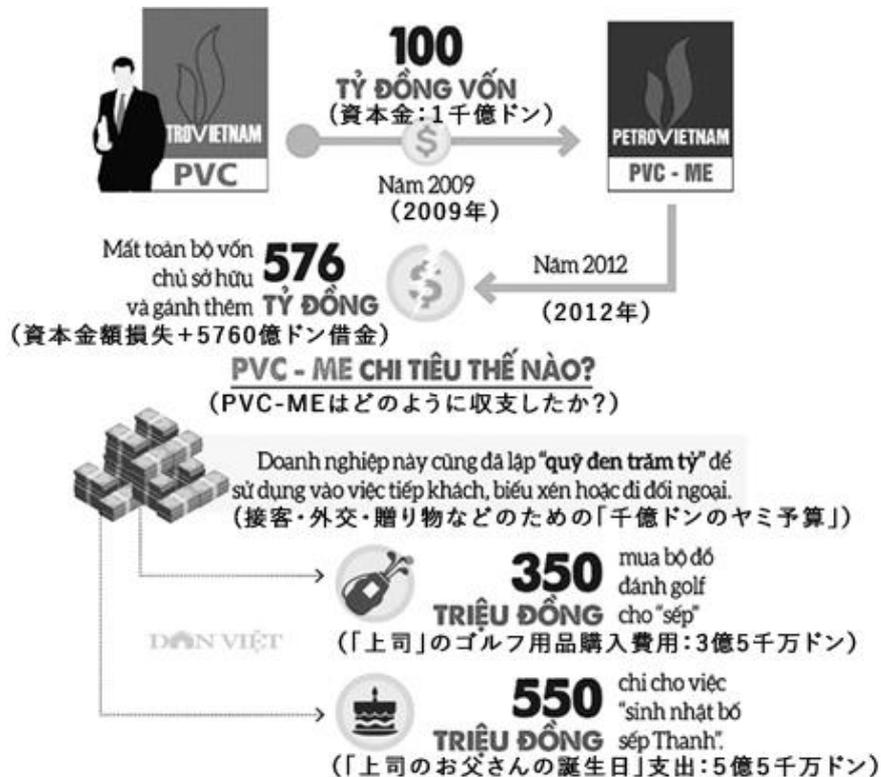
(関連記事) 被告人 **Đinh La Thăng** は党、政府および市民に謝罪

(関連記事) 被告人 **Trinh Xuan Thanh** の後悔の涙

出典：Bao Ve Phap Luat News 2018a, 筆者翻訳

4. グラフィックタイプ記事

インフォグラフィック：(PVCの) 子会社が投資金全額を損失させた過程



出典：Dan Viet News (2017), 筆者翻訳

その一方で、政府により取り締まられたマスメディアもある。例えば、情報通信省は、報道活動および出版活動における行政違反処分議定（政府第 159/NĐ-CP 号議定、2013 年 11 月 12 日付）に基づき、2018 年 6 月 19 日に『Tuoi Tre オンライン新聞』の違反に対する処罰を決定した。具体的に、次の二つの理由が挙げられた。（1）2017 年 5 月 26 日に投稿された「Sao trong quy hoạch chưa thấy cao tốc cho miền Tây（なぜ開発計画には西区の高速道路計画が入っていない？）」という記事に寄せられたコメントの内容は、「市民の団結を害する危険性がある」、（2）2018 年 6 月 19 日に投稿された「Chủ tịch nước đồng ý cần ban hành Luật biểu tình（国家主席はデモンストレーション法の公布に対する必要性を認めた）」という記事に関しては、「国家主席はこのような発言をしていないにもかかわらず、発言をしたという事実を偽造した」。この二つの理由で『Tuoi Tre オンライン新聞』は記事を訂正、謝罪をすると共に、3 か月間の活動停止と 2.2 億ドン（約 100 万円相当）の罰金を科された（Son Luong 2018、VOV 2018）。この件を機に、汚職・腐敗関連記事の作成方法において、その見直しと新たな表現方法の試みがなされ、多様化傾向に転じていった。

ベトナムのマスメディアおよび新聞記者は、紛争時代から現在まで汚職・腐敗との闘いに様々な貢献を果たしてきた。特にこの数年、オンラインメディアは大きな変化を遂げ、多くのベトナム人の日常生活において、特に都会に住む市民の貴重な情報源となった。それは、政策の提示・教育にとどまらず、汚職行為を摘発し、事件に関する情報を幅広く市民に公開する役割を果たしている。役割の変化・発展によって、ベトナムのマスメディア全体が、汚職・腐敗と闘うための武器になったと言えるだろう。

3. オンライン新聞社の反汚職活動推進要因

反汚職分野におけるオンライン新聞社の活動を推進させた要因を特定するため、2019 年 8 月にベトナムのハノイで反汚職分野において活動している新聞記者 22 名とオンライン新聞社の汚職との闘いの推進要因を確認するため、社会調査を行った。その結果、4 つの大きな推進要因が明らかになった。それは、（1）技術の発展、（2）ベトナム人の読書習慣の変化、（3）新聞法の変化、（4）政府政策の変化（表 4-1）である。

表 4-1 オンライン新聞社の反汚職活動推進要因

質問：下記の要因の影響度を評価してください。 (*）評価は1～5、ポイントは高いほど重要になる						回答者数
ポイント	1	2	3	4	5	
技術の発展	2	7	2	7	13	31
ベトナム人の読書習慣の変化	2	2	7	11	9	31
新聞法の変化	5	2	12	9	3	31
政府政策の変化	2	7	9	7	6	31

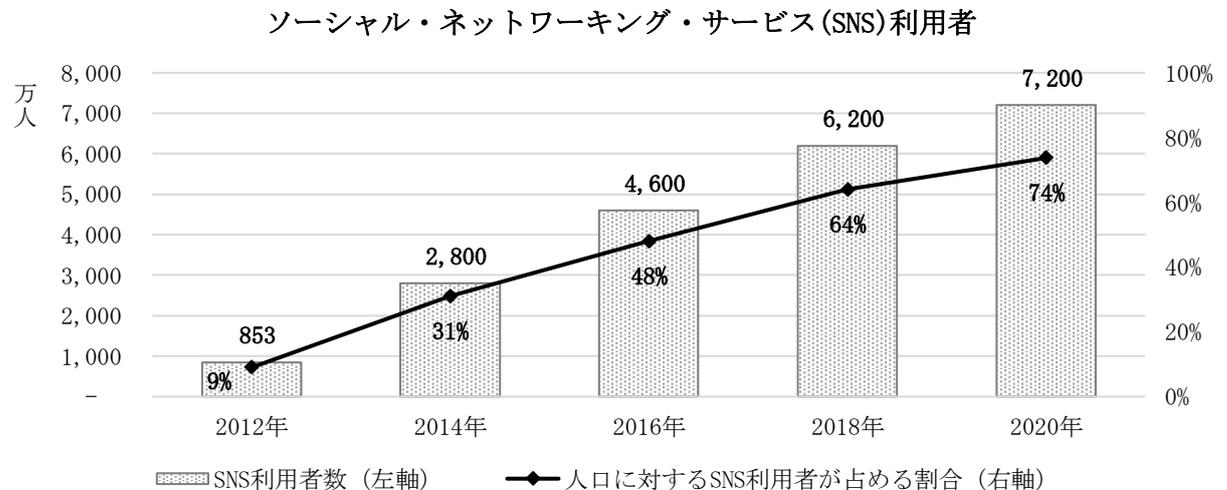
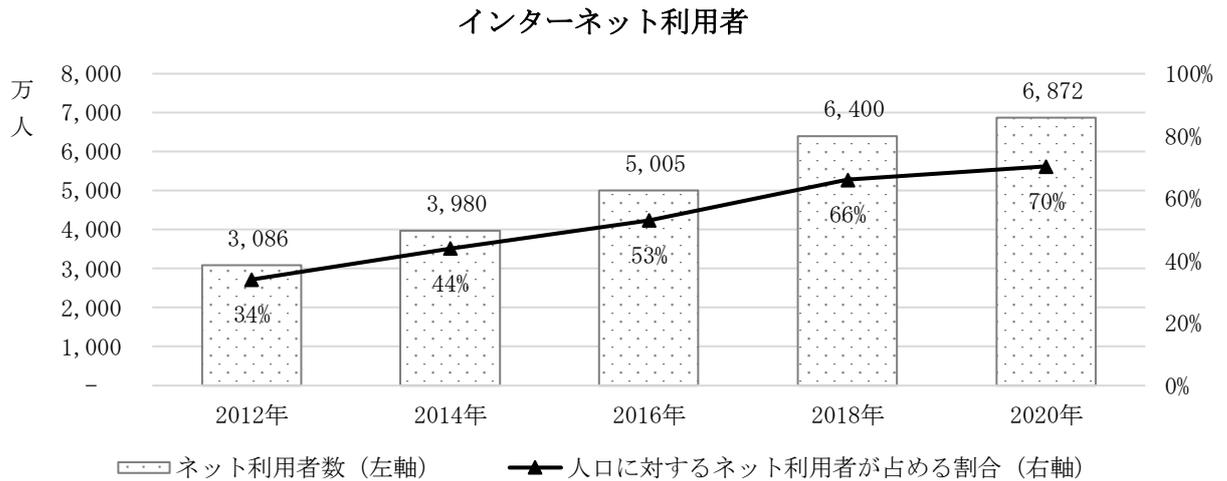
出典：2019年8月にベトナムで実施した筆者の電話調査結果

3.1. 技術の発展およびベトナム人の読書習慣の変化

まずは技術の発展であるが、20年以上経った現在、高いインターネット普及率、伸び続けるスマートフォンの普及率はベトナムの経済社会発展に大きく貢献してきた。特に1997年12月に開通してから、2011年から2019年までにインターネット利用者数は6,817万人と2倍に増え、ネット普及率は68%となり、世界平均である62%、東南アジア諸国平均である66%を上回った（図4-10）。SNS利用者数も、2011年から2019年までに6倍になった（Kemp 2020）。現在、ベトナム市民は一日の平均インターネット利用時間は6時間半で、そのうち2時間半ほどはSNS、2時間ほどはオンライン新聞を見ているとされる（Kemp 2020）。また、オンライン新聞社の登録数は2015年に105社に達し、読者数と視聴者数は、2011年から2015年にかけて大幅に拡大した（MIC 2015）。

情報技術分野でのイノベーションの進化は、行政サービスのオンライン化も加速させ、政府の報告書もネットで公開され始めた。汚職との闘いに関しては、2003年にUNCACの加盟、2005年に汚職防止法の公布や汚職取締機関の設置、続いて、2009年に「2020年に向けた反汚職国家戦略」の公布など政府の反汚職運動が次々に行われるようになった。そのような動きはオンライン新聞社を含むマスメディアに多くの取材内容を与えていた。そのため、2005年から2012年までにネットに掲載された汚職・腐敗関連記事の数が倍に増加したのであろう（上の図4-4参照）。

図 4-10 ベトナムのインターネット利用者数の推移 (2011-2019年)



出典：Data Reportal の各年度調査結果(Kemp 2011-2021)をもとに筆者作成

それらの要因を考察してみる。通信技術の急速な発展により、通信速度は速くなっている。ベトナムの2021年1月における固定ブロードバンド回線の通信速度ランキングは世界59位となった (Speedtest 2021)。その発展は、マスコミ業界に新たな可能性を生じさせた。ネット上で投稿することで、情報は高速度で広がる一方で、政府の管理も伝統的なマスメディアより緩やかであるため、マスメディアの活動における自由度は伝統的なマスメディアより高いのである。また、ベトナムの伝統的なマスメディアの大部分は国営企業であり、視聴シェアは圧倒的に高いと言える。そこへの民間企業の介入は難しいがオンライン新聞の市場は未開拓であるため、技術を所有さえすれば民間企業でも市場に介入しやす

いのである。実際に、2001年にベトナム最大手IT企業であるFPTコーポレーションは初の民間オンライン新聞社、『VnExpress オンライン新聞』を立ち上げた。現在、『VnExpress オンライン新聞』は、ベトナムで最も人気のあるオンライン新聞になっている。

一方、オンライン新聞を含む電子書籍の普及は世界中の読者の読書習慣に影響を与えている。技術の発展およびインターネットの普及に伴い、一般読者、特に若者による電子書籍の読書時間およびインターネット上の情報検索時間が増加していることは明らかである（Karim & Hasan 2007, p.288 ; Liu 2012, p.92 ; 樋口 2014, p.133）が、これはベトナムにおいても同様である。読書のあり方が、情報技術や、オンライン新聞業界の発展および書籍のデジタル化によって急激に変わっている。情報を探す際にはインターネットで調べるという新しい情報取得方法が、特に若者の間で当たり前のものとなり、現在、公共図書館では新聞の印刷版があまり用意されなくなったのも事実である。その原因はいくつかある。まず、紙の新聞よりネットで投稿されるオンライン新聞のほうがアクセスしやすい。スマートフォンさえ持っていればどこでもいつでも新聞を読むことができる。そして、情報を1秒単位でアップデートすることができる。インターネットを利用すれば国内、国外記事を含む多数の記事を同時に見ることもできる。その便利さと多様性は、読者の好奇心をより満足させる。ベトナム人のSNS利用習慣に関する2018年の調査結果によると、「ニュースを読む」というのはSNSにアクセスする2番目に重要な理由であり、回答者の25%を占めている（Vinaresearch 2018）。特に大規模汚職事件に対する読者の情報要求は、新聞記者の情報アップデートの動力を向上させ、2017年から2019年にかけて汚職関連記事数の急増につながった。

3.2. 新聞法の変化および政府政策の変化

まず、2003年の「国連腐敗防止条約」（United Nations Convention Against Corruption = UNCAC）への加盟、2005年汚職防止法の公布や汚職取締機関の設置、そして、2009年の「2020年に向けた反汚職国家戦略」の公布など、政府の反汚職運動が次々に行われるようになった。これらの動きが、オンラインメディアを含むマスメディアの活動を活発化させ、汚職・腐敗関連記事数を倍増させたのであろう（図4-4参照）。続いて、2012年にあった

汚職防止中央指導委員会の再編は汚職との闘いにおけるマスメディアの実質的な動きへの転機となった。第3章で考察したように、2012年以降共産党の附属部署になった新しい汚職防止中央指導委員会は政府から独立し、以前より積極的に活躍するようになった。そして、マスメディアに対する情報公開の強化や制限の緩和が実際に見られた。例えば、汚職・腐敗問題に対する市民、企業および公務員の観点をテーマにした2012年のGIVの調査結果はインターネットで公開されている。そのため研究者および新聞記者はベトナムの汚職状況の全体像を明らかにし、同年度の汚職関連記事の数は2012年で3倍に増え、汚職・腐敗問題に関する記事を投稿したオンライン新聞社の数も2倍に増加した（図4-4参照）。さらに、2016年5月の新内閣発足直後から、Nguyen Phu Trong 共産党書記長は腐敗した政府高官をターゲットとした汚職・腐敗取締運動を展開した。汚職取締機関の活動強化と共に、刑法、新聞法を含むいくつかの関連法が改正され、汚職・腐敗事件に関する情報公開制度も改善され、新聞記者は以前より幅広いトピックを報じることができるようになった。

2016年新聞法⁶³は、以前の法律と異なり、マスメディアの自由発言権を具体的に定めており、新聞記者が活動しやすくなっているとされている。新しい新聞法では報道活動に対する政府の管理に関する規定を廃止し、市民の自由発言権（第10条）および情報アクセス権限（第13条）の条文を加えた。他方、第12条は、共産党や政府行政機関に対する批判権限を定め、第13条は、マスメディアには自由で検閲なき報道が保障されると定めている。同時に第38条には、関連機関の情報公開義務とマスメディアの情報提供者に関する秘密保持や個人情報保護が規定されている。この条文は、内部告発者と情報提供者およびその情報源を保護する重要な役割を果たしている。実際に2016年新聞法の公布によって、マスメディアの自由は最低でも法律上によって保護されている。そして、新しい新聞法は、反汚職の分野における報道活動のための本質的法的根拠になっていると言えよう。

⁶³ 現行の新聞法は2016年4月5日に可決された国会の第103/2016/QH13号法律（施行日：2017年1月1日である）。

2016年新聞法から見ると、ベトナム政府の反汚職戦略の変更は明確である。もともとベトナムのマスコミ業界は、マルクス・レーニン主義のプロトタイプに基づいて発展しており（Le, T. M. & Nash 2019, p.5）、市民の「知る権利」に奉仕、市民の党と政府を代表して市民に対し、情報伝達すると定められている（2016年新聞法第4条）。これを背景に、政府の情報公開を主張することで、反汚職分野におけるマスメディアの活動が促進され、多様化したことは明らかである。

4. 反汚職の分野における報道活動の挑戦

ベトナムの反汚職との闘いにおいて、マスメディアの活動が以前より強化されたことは明らかであるが、向き合うべき課題もまだ多く残っている。それは大きく内部と外部の課題に分けることができる。

4.1. 内部の課題

まず、報道の質の問題である。報道の質はマスメディアの活動目標を達成するために重要な要素であるだけでなく、汚職・腐敗と闘うための欠かせない要素でもある。表4-2は、報道の質を評価する基準である。

表 4-2 報道の質の評価基準

基準	詳細内容
1. 完成度	<ul style="list-style-type: none"> ● 充実した内容 ● 最新情報 ● 当日に起きた出来事をすべて報じられること
2. 正確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 信頼できる情報源（専門家から得た情報やデータ） ● 情報の正確な理解
3. バランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 多種多様な視点の提供
4. 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ● 記事を執筆したジャーナリストに対する信頼度 ● 情報源に関する説明
5. 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 簡潔で要点を理解しやすい ● 記事から必要な情報を検索しやすい

出典：Young（2016, pp.4-5）

報道の質は、新聞記者個人の能力と記事の信頼度という二つの相互関係および因果関係で決まる。新聞記者個人の能力とは、情報収集能力および執筆能力である。特に反汚職の

分野で活躍している新聞記者は、取材、インタビュー、執筆および記事の作成などの新聞記者に求められる一般知識・スキル以外に、反汚職に関する法律の基礎知識も備えておく必要がある。近年、ベトナム政府はマスメディア活動管理制度を以前に比べて緩和したとはいえ、汚職・腐敗というトピックは未だセンシティブなものであり、特に行政機関や高官に対する疑惑を扱う際には、表現や情報源の確認などを徹底して行い、慎重に執筆する必要がある。上述の PMU18 汚職事件を巡る新聞記者の逮捕・起訴事件はその代表例である。そこでは、報じた情報に重大な誤りがあるという罪で、計7人が記者証⁶⁴を取り上げられ、2人が刑法違反として拘禁刑を受けることになった。

他方、インターネットの発展に伴うオンラインメディア業界の急成長は読者に選択肢を与え、新たな評価基準を生み出した（表 4-3）。

表 4-3 オンラインメディアに対する新たな評価基準

基準	詳細内容
1. 記事の作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 写真・図表・イラスト・ビデオなどが使用されている 記事に詳細情報が結び付けられている 記事を頻繁にアップデートする
2. オンラインメディアのサイトまたはアプリの設定方法	<ul style="list-style-type: none"> データ読み込みが速いほど良い 読者の携帯電話に適用できる 記事を読む時、広告に邪魔されない

出典：Young (2016, pp.4-5)をもとに筆者作成

着目すべき基準は、情報のアップデート速度である。高度情報化社会の読者は、より速いスピードで新しい情報を求めるようになったため、マスメディア間のタイムベース競争が激しくなってきた。上に述べた 2008 年の PMU18 汚職事件を巡る新聞記者逮捕・起訴事件および 2018 年の『Tuoi Tre オンライン新聞』のオンライン新聞出版停止事件を見ると、マスメディアの情報の確認不足によって起きた事件であることが明らかである。その一方

⁶⁴ ベトナムでは、記者証がジャーナリストの身分証明書であり、マスメディア業界で活動するための不可欠な証明書である（2016 年新聞法第 25 条）。記者証は政府より発給され、有効期限は 5 年間である（2016 年新聞法第 6 条）。

で、マスメディア、特にオンラインメディアと新聞記者らは「情報更新速度の重視」と「報道倫理厳守」とのバランスを維持することに頭を抱える。ベトナムのオンラインメディア市場は未だ発展途上にあり、報道の質の管理制度も未熟であるため、情報の正確性および信頼性が保証されていない。

その上、ベトナムでは、インターネットの発展に伴い、著作権などの権利の侵害が拡大している。特にオンラインメディア業界では、他社の記事に記載されている情報を確認せずにコピーし、タイトルだけを変えて投稿する新聞記者は少なくない。この行為は著作権を侵害した上に、誤った情報が非常に速いスピードで広がってしまう危険性も十分ある。例えば、2018年5月に『Moi Truong va Do Thi オンライン新聞』が掲載した、ハノイにある100万米ドルもする豪華な別荘についての記事が挙げられる(H.P 2018; Chi Hieu 2018)。同記事には、その豪華な別荘は商工大臣のものであると記載された。その記事は、読者を誤解させ、その別荘の価格が、大臣級の給料でも購入できないほど高額であったことが、大臣に対する疑惑につながった。特に、2018年はベトナムの反汚職運動が活発に行われ、市民の意識も高まっていたため、このような記事は間接的に、読者に不正資金を連想させた。しかし、実際にこの別荘は商工大臣のものではなかったため、情報を流した新聞社もこれを訂正し、結果として罰金が科されることとなった。記事の訂正が投稿されるまでに、他の3つのオンラインメディアがその誤情報を引用し、それぞれのサイトに投稿した。

このような不正確な情報を引用した記事に対して、筆者が行った新聞記者らのアンケート調査⁶⁵では、22人のうち18人が懸念を強く示した。そして、9人の新聞記者らが、その行為は報道倫理に反していたと指摘した。この虚偽報道が最終的に既存オンラインメディア業界全体の信頼性を低下させることにつながった。さらに、反汚職分野において粘り強く事実と向き合い、オリジナル記事を作成している新聞記者らに対して、無断で彼らの記事を利用することは原著者を冒涇しているとの批判もある。また、他人の記事のコピーが

⁶⁵ 2019年8月にハノイ市にて実施したアンケート調査。

容易にできることで、若い世代の多くの新聞記者の事実を追及し、調査を行う意欲を奪うことも危惧される。

4.2. 外部の課題

マスメディアの報道は、市民が国政に関与する際に、重要な判断の資料を提供し、市民の「知る権利」に奉仕するものである（日本最高裁判所 昭和 44 年(し)第 68 号昭和 44 年 11 月 26 日）。つまり、市民の権力監視機能の効率を上げることによるマスメディアの多様性と自由度の確立が重要な要素となる。しかし、現在に至ってもベトナムのマスメディア業界は民間企業が進出しにくい分野である。デジタルテレビ放送サービスを提供する Audio Visual Global 株式会社や『VnExpress オンライン新聞』など、民間企業により創立されたオンラインメディアもあるが数は極少なく、提供サービスも限られている。その上、2016 年新聞法の第 14 条によると、マスメディアを単独に所有することができる組織は、党および政府の行政機関、政府組織、非政府組織、業界団体、省・市級レベルの宗教団体、大学、技術開発研究所および省・市級病院だけである。したがって、『VnExpress オンライン新聞』のような所有者が民間企業であるマスメディアは、別の管理機関に登録する義務がある。その管理機関は新聞法第 14 条で定められている組織の一つでなければいけない。同法第 15 条によると、マスメディアの管理機関は、マスメディアの活動方針を決定し、その活動を監督する権限を有する。そして、管理機関には、マスメディアの機関長を任命・解雇する権限もある。実際に『VnExpress オンライン新聞』の所有者は民間企業の FPT コーポレーションでありながら管理機関は科学技術省であり、政府の監視および指導を受けている。一方、Audio Visual Global 株式会社は 2016 年に国有企業である MobiFone 公社より売却された。その意味では、Audio Visual Global 株式会社や『VnExpress オンライン新聞』も民間機関と分類することはできない。

この現実から考えると、ベトナムでは様々な分野で民営化が進んでいるが、マスメディア業界は未だ民営化が難しい状況にある。また、マスメディアの資金源に関して大きく 3 つのタイプに分類することができる。それは、(1) 完全に国家予算に依存するタイプ、(2) 国家予算または管理機関から支援を受けているタイプ、(3) 経費は全額自己負担するタイ

プである。その中でも、(1)と(2)の数が圧倒的に多いことから、オンラインマスメディアを含むマスメディアの活動は、政治的要因による影響を受けることが避けられない。この意味では、マスメディアの自由は未だある程度制限されていると言える。特に、反汚職というセンシティブな分野で活躍している新聞記者は、さらなる慎重な姿勢を保つ必要がある。

また、2016年に新しい新聞法が公布されたにもかかわらず、汚職・腐敗事件に関する情報公開制度には未だ問題が残っており、そのことが汚職・腐敗事件を巡る新聞記者による取材・報道活動に、今日に至ってもいくつかの支障をきたしている。その支障とは、(1)法律が効率的に執行されていないため、新聞記者の権限が十分に保護されていない。(2)法律条文の解釈が各地方行政機関によって異なるため、マスメディアの要求に十分に対応できていない。(3)行政機関が報道活動に関与しているため、マスメディアの独立性が保持できていないことである。その中でも、関連機関の非協力的な態度は最も大きな問題である。法律上、新聞記者らに情報公開請求権限を認め、行政機関はその請求に対して関連機関は30日以内に対応する義務があると定めている(2016年新聞法の第38条と第39条)。しかし、情報公開方法、手順および範囲など具体的な規定がないため、各地方行政機関の解釈が異なり、適切な情報であっても提供しない機関が少なくないのが現状である。

第2節 非政府組織（NGO）および社会的企業

1. ベトナムにおける NGO の反汚職活動

1.1. ベトナムにおける NGO の定義および法的枠組み

非政府組織（NGO）は、国際経済、社会、文化、教育、衛生、科学、技術および人権の分野で活躍し、開発途上国の様々な問題解決に貢献している。反汚職分野においては国際 NGO Transparency International（TI）の設立は世界各国における反汚職ネットワークの急速な発展に大きく貢献し、汚職・腐敗との闘いを一国の枠内での問題からグローバル規模へ

と変化、深化させた（小山田 2019, p.67）。Carr & Outhwaite（2011, pp.622-626）は、汚職・腐敗との闘いにおける NGO の役割を大まかに 3 つのグループに分類した。それは、（1）汚職・腐敗問題への意識・認識を高める、（2）ステークホルダーとして反汚職運動に直接に参加する、（3）学術研究・社会調査、（4）アドボカシー活動および反汚職事業の実施を監視する。これはベトナムでも同様である。

ベトナムでは、NGO という概念は 1992 年 9 月 30 日に公布された第 1/L-CTN 号法律（政府組織法）で初めて導入された。同法の第 20 条 9 項は、首相は NGO の設立を許可または拒否する権限および法律に沿って NGO の活動監督権限があると定めていた。この条文は、現行の政府組織法（第 76/2015/QH13 号法律、日付：2015 年 6 月 19 日）の第 23 条 7 項に制定され、政府の監督権限が継続された。大別すると国際 NGO と国内 NGO とに分けられ、それぞれ具体的な法的文書に沿って活動している。

ベトナムにおける国際 NGO の登録および活動管理に関する政府の第 12/2012/NĐ-CP 号議定（日付：2012 年 3 月 1 日）の第 1 条 2 項によれば、国際 NGO は「他の国の法律に基づいて成立し、利益や他の目的を有せず開発援助、人道援助を目的としてベトナムで活動する組織」と定義されている。それらの組織は、国際 NGO 関係委員会（The Committee for Foreign NGOs Affairs = COMINGO）に登録し、定期的に報告する必要がある。COMINGO は国際 NGO の活動を監督し、監察の権限も有している。1986 年のドイモイ政策はベトナムで活動する国際 NGO にとって大きな展開であった。上述で考察したように 1990 年代、ベトナムは先進諸国から支援を受け、経済を多様化、活発化させた。それに伴い、ベトナムの国際 NGO の数は増加した。COMINGO によると、現在、登録している国際 NGO は 436 団体であり、主な活動分野は貧困削減、医療、教育、地方開発である。政治的な問題も含めて、ベトナムにおける国際 NGO は人道、開発の事業については幅広く実施しているが反汚職分野には関与していない。

一方で、国内 NGO は「Quỹ xã hội」（社会財団）と「Quỹ từ thiện」（公益財団）で構成される財団法人と「các hội」（社団法人）が含まれている。まず、財団法人である社会財団と公益財団の定義および活動基準は、社会財団と公益財団組織に関する政府の

93/2019/NĐ-CP 号議定（日付：2019 年 11 月 25 日）⁶⁶で規定されている。そこでは、社会財団とは、「利益ではなく文化交流、体育、教育、医療、技術、農業・農村開発の推進を目的として設立し、活動する財団」とされ、公益財団とは、「自然災害・火災、感染症、事故の復興支援および社会的に不利な人々への支援を目的として設立し、活動する財団」と定義されている（社会財団と公益財団組織に関する政府の議定の第 4 条）。財団法人の設立を許可する権限および監督・監察権限は内務省が有し、省・市内のみ活動する財団の場合、省・市の人民委員長も同様の権限を有する（社会財団と公益財団組織に関する政府の議定第 18 条）。それに対して、社団法人は同じ業界、同じ興味、同じ目的を共有する人々が集まって、自発的に立ち上がり、利益ではなく会員の権利を保護し、業界の発展を目的として設立される団体と定義されている（社団法人組織・活動・監督に関する政府の議定の第 2 条⁶⁷）。社団法人は、宗教団体、ベトナム祖国戦線、労働組合、ホーチミン共産青年同盟、ベトナム農民協会、ベトナム退役軍人協会、ベトナム女性連合が含まれていないのである。社団法人は、活動している特定分野を管理する省級レベルの行政機関に登録する必要がある。

つまり、ベトナムにおける NGO は、市民が自発的に創った組織の意味で NGO として扱われているが実際に政府の指導・管理の下に活動しなければならない。そして、ベトナム政府は、NGO が活動しやすい環境を作り出すと主張したが、NGO 法人の設立は未だ非常に困難を極めている(Kerkvliet, Nguyen & Bach 2008, p.12)。特に、センシティブな分野で活動しようとした NGO に対しては、政府は慎重な姿勢を強め、NGO の活動に様々な制限をかけている（ADB 2011, p.3）。

⁶⁶ 社会財団と公益財団組織に関する最初の法的文書は 2012 年 4 月 12 日に初めて公布された政府の第 30/2012/NĐ-CP 号議定であった。

⁶⁷ 現行法的文書は政府の 45/2010/NĐ-CP 号議定（日付：2010 年 4 月 21 日）である。この議定の一部は第 33/2012/NĐ-CP 号議定により改正された。

1.2. 反汚職における NGO の貢献

ベトナムでは現在、反汚職を目的として活動する NGO がほとんど存在しない。上述した3つの種類のうち、特定業界における専門家が集まっている社団法人だけが実質的な貢献をしている。社団法人は、学会やワークショップの開催など学術の面における貢献の他に汚職事件を摘発する役割も果たしている団体である。これは大別して2つのルートに分けることができる。一つは政策アドバイザーとして政府に提言することである。専門的な審査サービスを提供することによって、ある程度公的資金の投入事業を監督し、腐敗行為を防止・摘発することができる。例えばベトナム科学技術連合（Vietnam Union of Science and Technology Associations = VUSTA）のホーチミン市支部は2003年から2006年までの間にホーチミン市内における建設案件に対し80件以上専門的審査を行い、多数の諸問題を摘発した（Kerkvliet, Nguyen & Bach 2008, p.33）。もう一つの方法は、マスメディアと協力して、特定事業に対する疑問を市民に知らせ、市民の圧力で政府を動かすことである。典型的な例は2015年に発生したベトナム携帯通信総公社（MobiFone 公社）による Audio Visual Global 株式会社(AVG)の95%株売却を巡る汚職事件が挙げられよう。この事件が露頭したきっかけは2016年にいくつかのオンライン新聞に記載されたベトナム金融投資家協会(Vietnam Association of Financial Investors = VAFI)の疑惑である（VAFI 2016）。投資家を代表する VAFI はこの取引に関する情報公開を求め、関連機関の不適切な対応を強く批判した。それらの記事に大勢の読者の注目が集まり、政府の捜査につながったのである⁶⁸。

しかし、それらの専門的な批判および提言に対して、政府がいつでも耳を傾けているわけではない。特に、汚職・腐敗や人権保護などのセンシティブな分野に活動する団体は、法律上で一律の制限が設けられているわけではないが、実際に事業を行うにあたって厳しくチェックされているのである。

⁶⁸ 事件に関する詳細は第5章第4節参照。

2. 社会的企業 (Social enterprise)

2.1. ベトナムにおける社会的企業の発展

社会的企業という概念は 1980 年代後半からアメリカと欧米で推進されたもので、社会問題の解決を目的として製品・サービスを提供する民間企業のことである。社会的企業の特徴は、(1) 社会的課題の解決を目的とする、(2) 募金活動が許可され、社会課題を解決する、とされている(木村 et al. 2015, p.91)。ベトナムでは、社会的企業は 2014 年以降、合法化され、企業法に規定されるようになった。現行の企業法⁶⁹の第 10 条 1 項には社会的企業の指標を「(1) 企業法の規定に従い、設立記録される、(2) 社会的問題の解決および公的利益を目的として営業する、(3) 税引後当期純利益の 51%以上は登録されている活動目標のため投資される」と規定している。社会的企業は他の個人、法人、企業から募金を集める権限もあるが、それらの義援金・救援金は企業の管理費用および活動費用以外への使用は禁じられている。要するに社会的企業は企業でありながら NGO の特徴も有していると言えよう。しかし、NGO と比べると、社会的企業の自由度が高いことは明確である。まず、社会的企業の資金はドナーのみに依存せず、資金調整方法が多様化されているため、ドナーからの影響が緩和される。企業として運営するため、募金額が制限されても企業としての営業活動は新たな利益を生み出し、持続的発展の目標を達成することができる。特記すべきことは、ベトナムにおける NGO はいろいろな種類に分類され、活動は、ドナー以外に中央機関である COMINGO、VFF、業界管理機関や地方行政機関などいろいろな行政機関に監視されていることに対して、企業は営業登録を行う必要はあるが、事業企画、経過およびその成果は投資家に報告すれば足りる。その意味では、汚職との闘いにおいて、NGO より社会的企業のほうが活動しやすいと考えられる。

⁶⁹ 現行の企業法は 2020 年 6 月 17 日に可決された国会の第 59/2020/QH14 号法律であり、同法は 2021 年 1 月 1 日から有効となった。

2.2. Towards Transparency 有限会社 (TT)

現在、Towards Transparency (TT)は、ベトナムにおける汚職との闘いに幅広く活動している。Transparency International (TI) のベトナムでのパートナーとして汚職取締事業で10年以上活動している組織である。Towards Transparency (TT) の研究や調査がベトナム政府に頻繁に採用されており、ベトナムの腐敗防止に関する UNCAC の実施報告書にも記載されている。例えば、2018年に汚職防止法を改正する時に、政府監察院は Towards Transparency (TT) が作成しているベトナム汚職・腐敗バロメーターの情報を参考にし、それに基づいて、原案を作成したという。

表 4-4 有限会社 Towards Transparency (TT) の会社概要

商号	: Towards Transparency Company Limited (Công Ty TNHH Hướng Tới Minh Bạch)
ホームページ	: https://towardstransparency.org/en/
設立	: 2008年11月25日
本社所在地	: ハノイ (ベトナム)
代表者	: 社長 Dao Thi Nga 常任理事 Nguyen Thi Kieu Vien
従業員数	: 9名 (2021年6月2日現在)
顧問委員	: 5名 (2021年6月2日現在)
パートナー	: Transparency International (TI)
事業内容	: 経営顧問その他 (登録情報)
活動分野	: 反汚職・腐敗活動

※ TTの定期的な報告書:

- ① Vietnam Corruption Barometer: 腐敗・汚職に対する市民の認識および経験
- ② Vietnam Youth Integrity Survey: 腐敗・汚職に対するベトナムの若い世代の認識および経験

出典: Towards Transparency (2021) をもとに筆者作成

Towards Transparency (TT)は社会的企業であるため、NGOとして活動することができると同時に、関係行政機関に許可を取ることなく各事業を企画することができる。Towards Transparency (TT)が設立された2008年には社会的企業概念はまだ非常に新鮮で、法律に定められていなかったのである。創業者 Nguyen Thi Kieu Vien 社長によると、2008年の時点では汚職取締に関わる NGO を設立することが不可能であったことが有限会社として始めた最も重要な要因と語っている。また、法律・政策提言運動担当者、Do T.氏は、社会的企業である Towards Transparency (TT)であれば事業に投資・支援しているドナーにのみ報

告すれば足り、自由度が比較的に高いと述べていた⁷⁰。むろん、設立当初、企業として起業したため、ドナーに非営利性を疑われたこともあったが、長年間活動することによって、ドナーやベトナム政府および市民の信頼を築くことができたのである。

まとめると、ベトナムでは NGO、特に汚職取締のようなセンシティブな分野で活動する組織の設立および活動は政府により厳しく管理されている。しかし、ベトナムの民間組織がいろいろな形で発展し始めて、汚職取締に貢献しつつある。これから、それらの組織の活躍が期待できるだろうと思われる。

これまで見てきたように、この 10 年間、オンライン新聞が目覚ましい成長を成し遂げて、汚職・腐敗防止に大きく貢献している。現在、オンライン新聞は伝統的な新聞社と並び、ベトナム人の最も重要な情報源になっている。汚職・腐敗との闘いには宣伝と批判の役割のみならず、事件の調査および監察の役割も果たしており、市民に真実を伝えている。短い時間で多くの人々に情報を提供し、関心を高める力はオンライン新聞の長所である。近年の汚職との闘いに大きく貢献したと言える。一方、NGO の活動やマスメディアの自由発言権に対する制限から見ると、ベトナム市民社会の発展は未だ多くの困難に向き合わなければならないが、市民社会の存在が以前より重要視されるようになってきたことにより、彼らは汚職との闘いに貢献できる時が来たと言えるだろう。

⁷⁰ 2019 年 8 月 3 日に筆者が Towards Transparency (TT) 本部で行った取材の結果。

第5章

汚職事例を通じた政府・メディアの行動変化の考察

政府の反汚職の方針、政策および法律や取締制度に関する変化は汚職事件の処理プロセスおよび公判の判決に影響されている。同時に、時代の代表的な汚職事例における新聞記者の行動変化および過去の出来事からマスメディアの役割を具体的に把握することができる。本章では、汚職・腐敗取締政策におけるベトナム政府の意図を解読する最後のピースとして、過去の代表的な汚職・腐敗事件の事例を通じてベトナム政府およびマスメディアの活動の変化を考察する。

第1節：Tran Du Chau 汚職事件（軍事裁判所判決 1950年9月5日付）

Tran Du Chau 汚職事件は、フランス植民地主義から解放され、ベトナムの社会主義国の建国初期に発生した収賄、軍事用の物資横領事件であり、新制度の下で被告が最初に死刑を下された事例でもある。本件は、汚職・腐敗を取り締まる政府の決意のシンボルとして今でもなお汚職事件の解決事案として取り上げられている。しかし、戦争の事情および軍人に関わる事件であるため、原判決および起訴状などの全文は国家機密に分類され、今日に至るまで全文は公開されておらず、情報は限定的である。したがって、本論文は、関連先行研究および政府監察院（Government Inspectorate of Vietnam = GIV）のホームページ、公安省附属オンライン新聞、ベトナム弁護士連合会附属新聞などに投稿されている情報に基づき、本汚職事件の真実に迫る。

1. 事件の概要

被告人 Tran Du Chau は、1947 年にホーチミン主席より国防省の軍需局軍需課長⁷¹に任命されたベトナム人民軍大佐⁷²であった。同年に Tran Du Chau は同郷の Le Sy Cuu を雇い、自分の手足として軍需局で働かせた。Tran Du Chau の下で、Le Sy Cuu は軍用帆布の購入価格を水増しし、運送費および他の必要な衣料品を偽造して実際に商人に支払った金額よりも多額を軍需局に請求、軍需局の実印を違法に複製、密輸者に提供するなど、さまざまな犯罪を起し続けた。その度、Le Sy Cuu は Tran Du Chau に賄賂を渡しており、事件が摘発された時点では、約 40 万ドンを供与していた⁷³ (Hong Ha 2005)。収賄以外にも、Tran Du Chau は現金 57,959 ドンと 143,900 ドン相当の公的資金を横領し、また職権を濫用して人員の雇用や解雇を繰り返し行っていたことも判明した (Hong Ha 2005, The Lu 2016, Yen Chi 2020b)。そして、1950 年 9 月 5 日に軍事裁判所が Thai Nguyen 省で開かれ、被告人 Tran Du Chau には公有財産横領罪、収賄罪および自国の抗戦事業に損失を与えた罪、被告人 Le Sy Cuu には公有財産横領罪および公文書偽造罪が成立することとされた。裁判所は、被告人 Tran Du Chau を死刑および財産の 4 分の 3 を没収することとし、被告人 Le Sy Cuu に対しては死刑に処することと判決した⁷⁴。

⁷¹ 国防省の軍需局（当時）は、現在ではベトナム人民軍後勤総局であり、軍需物資を管理する機関である。

⁷² 「軍隊の階級、制服、従軍記章に関するベトナム民主共和国ホーチミン国家主席の第 33 号令」（1946 年 3 月 22 日付）に基づき、ベトナム軍隊の式階級は権力の順番に、将級（Cấp tướng）、佐級（Cấp tá）、尉級（Cấp úy）、士級（Cấp sĩ）と兵級（Cấp binh）という 5 階級に分けられていた。大佐は佐級（Cấp tá）で最上級。現在のベトナム人民軍の式階級は、具体的呼称は異なるものの、基本制度は 1946 年の制度に準じている。

⁷³ 「ベトナム財務省の第 3926-BTC/5 号通達」（1946 年 4 月 11 日付）によれば、当時ベトナム公務員の基本給は月間 400 ドン。ちなみに、1950 年の米価格は 1 キロ 50 ドンであった (Hong Ha 2005, Yen Chi 2020b)。

⁷⁴ 被告人 Le Sy Cuu の刑罰について、Hong Ha (2005)、The Lu (2016)、Yen Chi (2020b) は「死刑」と記載しているが、Nguyen, K. P. (2006) は「懲役 10 年」と記載している。

被告人 Tran Du Chau は死刑囚が有する刑の減軽を求める権限⁷⁵を利用し、国家主席に減刑を嘆願したが、却下されている。

2. 判決に関する基本的理解

法廷では、被告人 Tran Du Chau に対し、検察官は、下記の刑罰を科すと主張した (Hong Ha 2005)。

1. 死刑
2. 賄賂額および横領額の 2 倍相当の罰金
3. 犯罪を通じて得た財産没収
4. 総財産の 4 分の 3 の没収

その主張に対し、裁判官は、死刑を主刑、総財産の 4 分の 3 の没収を付加刑として判決を下した。

主刑と付加刑を分けて検討するが、被告人 Tran Du Chau と被告人 Le Sy Cuu が起訴された 1950 年には、ベトナム法制度はまだ整備されていなかった。第 2 章で考察した通り、ベトナムではじめて汚職罪が制定された法律は、1998 年汚職防止法令であった。さらに、Le, C. (2020, p.32)によると、ベトナム刑法は次の 4 段階を経て発展してきた。(1) 1945 - 1955 年：既存の法律適用時期、(2) 1955 - 1985 年：既存の法律廃止および新たな立法制定の着手、(3) 1985 - 2015 年：刑法の 3 次法典化 (1985 年、1999 年および 2015 年)、(4) 2015 年以降：現行刑法の執行。したがって、1950 年の時点では、汚職防止法および刑法はまだ制定されていなかったため、法廷は、植民地時代から存在していた法律と新制度の国家主席の命令に基づき、判決を下したのである。

フランス植民地時代では、ベトナム北部、中部、南部で、それぞれの法律が別に適用されていた。北部は『Luật hình An Nam』(ベトナム語古語表記：安南刑律)、中部は『Hoàng

⁷⁵ 「軍事裁判所の設立とその権限、任務に関するベトナム民主共和国ホーチミン国家主席の第 33C 号令」(1945 年 9 月 13 日付) の第 3 条に基づく。

Việt hình luật』 (ベトナム語古語表記：皇越刑律、仏語：Code penal l'Annam)⁷⁶、そして、南部はフランス刑法に基づき、作成された『Hình luật canh cải』 (ベトナム語古語表記：改正刑律、仏語：Code pénal modifié) が適用された。ホーチミン政権はしばらくそれらの法律を継承し、新制度の法的文書と 1945-1955 年の法制度に拠っていた(Le, C. 2020, pp.34-45)。

財産没収刑

まず、第 2 章第 2 節の 考察を参照すると、この事件には、1946 年 11 月 27 日に公布された「賄賂罪に関する国家主席の第 223 号令」が適用される。同令には、具体的な犯罪成立条件を規定していなかったが、第 1 条には「公務員に贈賄した者、公務員が収賄した者、または公有財産および市民の財産を横領した者は、5 年以上 20 年以下の強制労働、賄賂額または横領額の 2 倍の罰金に処す。犯罪に関わる財産および犯罪者財産の最大 4 分の 3 が没収される。共犯者も同様」と規定されていた。本件の被告人 Tran Du Chau の収賄罪と横領罪が判明したため、起訴状では「(1) 賄賂額および横領額の 2 倍相当の罰金、(2) 犯罪を通じて得た財産没収、(3) 総財産の 4 分の 3 の没収」と主張したことに対し、最終判決ではその刑罰のうち、最高刑である (3) が処された。

死刑判決の背景

続いて、主刑である死刑の判決について考察する。死刑制度はベトナム王朝時代から存在し、刑罰制度の最高刑として制定されていた (コラム 5-1 参照)。また、犯情の軽重によって賄賂罪に対しても主刑として死刑に処すことは可能であった。

⁷⁶ 『皇越刑律』 (仏語：Code penal l'Annam) は、1815 年に阮朝の嘉隆帝により公布された『皇越律例』ではなく 1933 年にフランス政権より公布された法律である。同法は 29 章 429 条から構成される。第 1 条には「この法律は、『皇越律例』を抜粋、適用するものである」と記載されているものの、フランス刑法および『改正刑律』から強く影響を受けているとされている (Dinh, K. T. 2021, p.15)。

コラム 5-1 『皇越刑律』に規定されている罪名

第4条

罪名では正罪と附罪がある。

直接に刑罰を処することができる罪は正罪。付随的な罪として他の罪名のもとに刑罰を処する必要がある罪は附罪とする。

第5条

犯情の軽重を考慮して、正罪は、大刑罪、懲役罪と警告罪とする。

大刑罪は

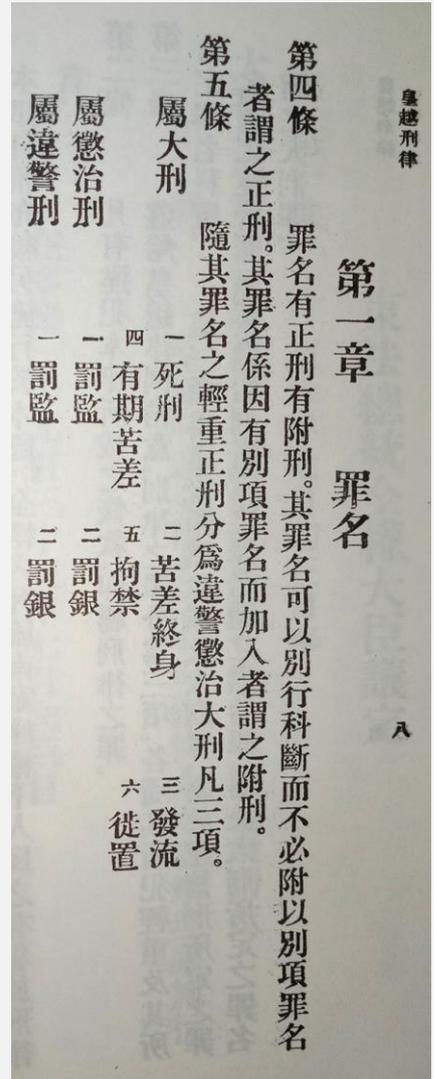
1. 死刑
2. 終身服役
3. 流刑
4. 有期服役
5. 禁錮
6. 強制移住

懲役罪は

1. 禁錮
2. 罰金

警告罪は

1. 禁錮
2. 罰金



出典：Nha Nam Jsc. (ed) 2021, p.381, 筆者翻訳

死刑制度は、王朝時代からフランス植民地支配の時代、ホーチミン政権、そして今日に至るまでベトナムに存在しているものの、一般汚職罪の刑罰としては規定されていなかった（『皇越刑律』第 159～191 条）。さらに、「賄賂罪に関する国家主席の 223 号令」にも死刑は規定されていなかった。しかし、1945 年から 1955 年までの法的文書を確認すると、ベトナム刑事法的文書は「犯罪」の明確な定義を制定していないものの、新制度においては、市民に損害を及ぼす行為について刑事責任を追及する考えは明らかであった。具体的に、「軍事裁判所の設立とその権限および任務に関する国家主席の第 33C 号命令」の第 2

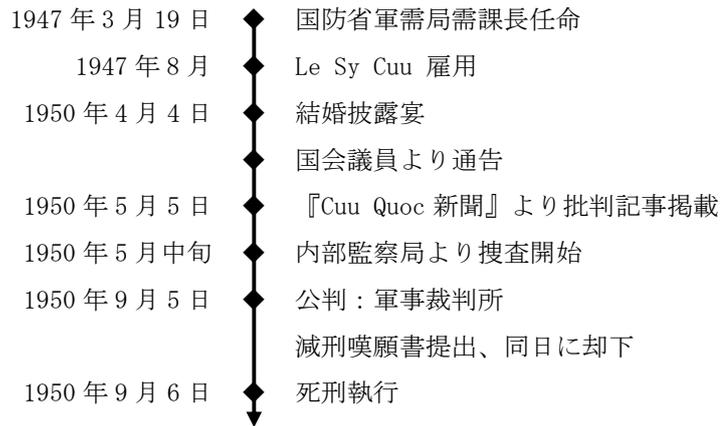
条には「軍事裁判所は、ベトナム民主共和国の独立に損失を与えたものを公判する」、第4条には「軍事裁判所は、死刑判決を下すことができる」と定めていた。

本事例は、当時の社会的、政治的背景も考慮すべきであろう。1945年にベトナムはフランス植民地制度から独立宣言を行い、北部で新制度の政府組織を制定することに着手した。しかし、1940年代後半に米英から近代的武器の支援を受けたフランス遠征軍の激しい攻撃に伴い、ホーチミン政権は経済停滞、資金不足および人材不足など様々な問題に直面せざるを得ない状況であった。その中で、1949年に中華人民共和国が成立したことで、ベトナム戦争に新しい展開があった。ホーチミン政権は中国共産党、そして、ソ連と連携することを計画した。中国を通じて、共産主義諸国の支援を受けるため、まずベトナムと中国の国境に駐留するフランス遠征軍を撃破する必要があった。実際に、1950年の秋冬国境作戦に勝利した後、中国やソ連の支援を受けたベトナムが戦力を高めたことによって、インドシナ戦争の様相は一変した（木村 2015, p.3）。1950年に発生した秋冬国境作戦はベトナム戦争にとって非常に重要な転機であり、同戦争の軍事用品の準備は Tran Du Chau 軍需課長が担当したのであった。特に戦力ではベトナム軍は圧倒的に不利であったため、Tran Du Chau は勝負の結果を左右するほど重要な役割を担っていたにもかかわらず、公的資金を横領し、品質の低い軍事用品を提供した。Tran Du Chau の行為は経済損失以上にベトナム戦争そのものに影響を与えたのである。起訴状には、被告人 Tran Du Chau は自国の抗戦事業に損害を与えた罪として指摘され、第 33C 号令に定める対象となり、結果として、軍事裁判所で死刑判決を受けたのであった。

3. Tran Du Chau 汚職事件の解決におけるマスメディアの役割

Tran Du Chau の不正行為が明らかになったきっかけは、部下のために開催した結婚式である。事件に関する主な出来事を図 5-1 にまとめている。

図 5-1 Tran Du Chau 事件の経緯



出典：Hong Ha 2005; Nguyen, K. P. 2006; The Lu 2016; Xuan Ba 2016; Yen Chi 2020b

1950年4月4日に、戦争の激しい時期にもかかわらず、Tran Du Chau は部下のために多額の費用をかけて豪華な披露宴を催した。結婚披露宴に招待された当時の Doan Phu Tu 国会議員は、一般市民および軍人の困難な生活と対照的に贅沢な生活を送っている Tran Du Chau に対して疑念を抱き、ホーチミン主席に通告書を提出した。また、5月5日に『Cuu Quoc 新聞』（仮訳：救国新聞）は Tran Du Chau が開催した結婚披露宴についての批判記事を掲載した⁷⁷。

Doan Phu Tu の通告書を受け取ったホーチミン主席はその後、Tran Tu Binh 内部監察局長兼中央軍事委員会副長官を呼び出し、本事件の捜査を求めた。捜査が始まった5月中旬からわずか3か月半後、1950年9月5日に Tran Du Chau は軍事裁判所にて公判されたのである。死刑執行は翌日に行われ、『Cuu Quoc 新聞』により報じられた（コラム5-2）。

⁷⁷ 詳細は第4章第1節参照。

コラム 5-2 Tran Du Chau 事件に関する記事

(1) Tran Du Chau 事件関連記事の見出し



抗戦軍における腐敗者の処罰

TRAN DU CHAU 事件は最高軍事裁判所に公判

6. Tran Du Chau の罪を判決する特別な裁判所

出典：Kieu, M.S. 2019, 筆者翻訳

(2) Tran Du Chau 事件に対する『Cuu Quoc 新聞』社説

Tran Du Chau 事件を題にして

元軍需課長 Tran Du Chau は公的資金を横領したなど多くの罪で最高軍事裁判所に起訴された。翌日、市民の利益を阻害した裏切り者は贖罪として銃殺刑が執行された。

抗戦事情が激しくなってきた現在の状況において、Tran Du Chau 事件は非常に重要な意味を持っている。この事件の判決は市民感情を満足させ、政府および民間組織に対する信頼を高めた。政府および市民の組織はたとえどれほど地位が高い者でも罪を犯せば厳しく処罰するということが市民に明確に伝わった。また、判決自体は Tran Du Chau の誘いに乗らなかった素直で公平無私な軍需課の公務員を喜ばせた。

この事件は内部監察事業に関して、政府および民間組織に多くの経験を与えた。

このように事件の真実を公開し、Tran Du Chau らの罪を暴露することは市民の厳しい指摘を招いて、敵に政府を貶す機会を与えてしまう恐れがあると思っている人がいるであろうが、そのようなことは一切ない！我々は欠点に対する批判と自己批判をこわがらない。それが我々と反動派と違うところである。市民あつての政府・民間組織ということを市民に知らせたうえで、公務員の誤りに対する市民の批判を奨励している。そして、市民の利益を損害したものは絶対に許されないのである。

Tran Du Chau の屈辱的な死は、こっそり公的資金を奪い、市民の利益を損失しようとする者たちに対する警告でもある。これらの者は市民の鋭い世論と政府の厳格な法律を恐れるべきであろう。

市民あつての政府が強固な基盤を築くためには、横領、浪費、他の人の汗と涙を踏んで贅沢に生活する者たちを摘発し、厳しく罰する必要がある。

これは政府および民間組織だけの責任ではなく、市民全体が協力して戦うべきである。

出典：Cuu Quoc News 1950, 筆者翻訳

4. 今日の反汚職運動における Tran Du Chau 汚職事件の意義

1950年代の不備な法制度の下で判決された Tran Du Chau 事件は、今日に至るまで、ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおける特別な意味を持っている。まず、イデオロギーの面においては、本件は汚職・腐敗取締に対するホーチミン国家主席（胡志明、ベトナム語：Hồ Chí Minh）の思想と決意を表している代表的な事件と言える。ホーチミンの思想はベトナム政治制度の中心にあり、共産党および政府の政策が基本的にホーチミンの思想に基づいていることは常に宣伝されている。Tran Du Chau 事件に関する文献を確認すると、大部分は2005-2006年と2016-2020年の時期に投稿、出版されている。特にこの事件に基づき、1980年代に作成された劇場作品『眠れない夜』（Đêm trắng）は、今日に至るまで1990年代、2005年と2021年に3回公演されてきている⁷⁸。ベトナム政府の動きと照らし合わせると、1998年汚職防止法令の公布を含む1990年代の反汚職運動、2005年汚職防止法の公布を含む2005-2006年の反汚職運動、2016年から現在までの反汚職運動に合わせているのではないと思われる。1950年に『Cuu Quoc 新聞』に掲載された記事の「市民あつての政府が強固な基盤を築くためには、横領、浪費、他の人の汗と涙を踏んで贅沢に生活する者たちを摘発し、厳しく罰する必要がある。これは政府および民間組織だけの責任ではなく、市民全体の共有義務である」という意志は今日に至るまでも継承されていることを宣言しているのであろう。

⁷⁸ 『眠れない夜』（Đêm trắng）は1950年の Tran Du Chau 事件をもとに、1969年から1980年にかけて製作された劇場作品である。話は軍需局軍需課長の不正行為を巡って展開している。原作の主人公はホーチミンと事件捜査官役となり、事件の捜査および判決を下す過程を再現した。特に被告人の刑罰を決めるその夜には、戦友が裁かれないといけな悲しさと、最高指導者である共産党の党員の罪を市民に公開する決意、そしてその後あたえる影響に対する悩みを抱えていたホーチミンとその関係者の抱く葛藤という内心の闘いを克明に表現している。但し、この劇場作品の原稿にはホーチミンの名前も変えずにそのままに登場することは争論を呼んでいたため、なかなか公演を開催することができず、7年後の1987年に初めて公演ができたのである。2021年の劇場版は1980年の原作をもとに時代の変化に応じて、弁護士という人物を主人公として新登場させた。2021年の劇場作家は、Tran Du Chau の公判を通じて、ベトナム政府の汚職取締の意志を市民に強調したいと述べている（Hoang, N. N. 2005, Viet Ha 2021）。

汚職犯罪に対する処理の面においては現在の法制度および汚職取締機関と比較すれば、1950年の組織は単純であった。第3章で説明した通り、この時期、不正行為を取り締まる機関としては政府監察局と各省庁の内部監察局であり、監察官の権限は市民の通告を受理することにとどまったものの、この事件の捜査を担当した軍隊の内部監察局長兼中央軍事委員会副長官 Tran Tu Binh 少将は、Tran Du Chau を逮捕・捜査・起訴する権限をすべて有していた。その背景にはいくつかの理由がある。まず当時の政府を構成する機関および人事制度はまだ単純であり、政府の職員は革命の同志、戦争の仲間同士を集めたともいえるため、通告書は直接に国家主席に届き、国家主席は事件の捜査を担当する人を直接指名することができた。そして、この事件の捜査を担当した Tran Tu Binh は内部監察官だけではなく中央軍事委員会副長官も兼任していたため、軍人であった Tran Du Chau に対する捜査権限を元々有していた。その上、ベトナム人民検察院は1960年に設立されたため、1950年の事件においては、受理・捜査・起訴という包括的な権限をすべて Tran Tu Binh に自然に託することができたのであろう。

また、捜査を開始してから判決を執行するまでに要した期間は、わずか4か月間という短期間であった。戦争時代の緊張感は捜査および判決を加速させた特殊な事情が今日のベトナムでは再現不可能である。

Tran Du Chau 汚職事件では、マスメディアは不正行為に対する批判と事件の情報を市民に公開するという2つの役割を果たした。Tran Du Chau が開催した豪華な披露宴に対する批判記事から、『Cuu Quoc 新聞』の記者は政府の職員に対する疑問を取り上げたものの、直接指摘は行っていない様子が見取れる。『Cuu Quoc 新聞』の記事の表現方法は、今日の汚職・腐敗関連記事に継承されているように思える。本件の解決にはマスメディアが直接貢献しているわけではないが、『Cuu Quoc 新聞』を通じて、市民に事件の情報が伝えられた。そして、指導者であるホーチミンの名声とホーチミン政権に対する市民の信頼を高める効果もあった。当時のホーチミン政権の市民に対するアピールと報道制作は今日でも学ぶべきものがあると考えられる。

第2節：Nam Cam 事件（最高人民裁判所判決 2003 年 10 月 30 日付）

Nam Cam 事件（Z.501 事件）は Truong Van Cam（通称：Nam Cam）が率いたマフィア系組織を巡る事件であり、組織的な犯行でベトナム犯罪史上最悪の事件の一つである。特徴は犯罪者 Nam Cam が刑事捜査機関および司法機関と関係性を築き、完璧なネットワークを構築していたことである。その複雑な関係で、Nam Cam 自身が有する組織は幾度も犯跡を隠すことができ、刑罰から逃げ切れた。Nam Cam の組織的犯行は摘発から起訴までに 8 年を有した。第一審はホーチミン市人民裁判所で行われ、賭博、贈収賄、殺人など計 24 の罪名で被告人 155 人のうち 154 人に有罪が成立し、戒告から死刑に至るまでの刑罰が科された（表 5-1）。そのうち、元警察官 13 人（ホーチミン市警察庁長を含む）、元検察官 3 人（最高人民検察次長検事を含む）が有罪判決を受けた（Thanh Nien News 2003a）。本件は犯情の軽重の面でも関係者の数の面でも非常に重大な事件で、犯罪者の警察官および司法機関の職員を買収するという手口およびベトナム汚職取締制度の欠点を明らかにすることができた。Nam Cam 事件を考察することは、汚職・腐敗との闘いにおけるベトナム政府の意志およびベトナム汚職取締制度の今後のありかたにとって重要な意義を持っている。

表 5-1 Nam Cam 事件に関与した者の刑罰

刑罰	有罪者人数
刑の免除	1
戒告	2
犯罪疑い追加、捜査継続	3
懲役 5 年以下	84
懲役 5 年以上 10 年以下	35
懲役 10 年以上 15 年以下	7
懲役 15 年以上 20 年以下	6
懲役 20 年以上	5
終身刑	5
死刑	6
合計	154
(執行猶予)	21

出典：Nguyen, N. P. (2003); Hoang, H. V. & Vo, K. (2003a); Thanh Nien News (2003b) をもとに筆者作成

1. Nam Cam 事件における汚職罪とその刑罰

資本家出身で軍高官であった Tran Du Chau と違って、Nam Cam は労働者階級の家庭出身で暴力団員であった。子供時代から賭博場で仕事をし、裏社会と深遠なる関係を持っていた。1980年代後半、ドイモイ政策の推進と共にベトナム経済は市場自由化・開放化時代に突入した。政府の生産多様化および民間企業開発の奨励・支援政策に乗って、賭博場経営で富豪になった Nam Cam は裏事業を隠すために飲食店を開業し、市内警察と懇意にすることを試みた。常連客であった Duong Minh Ngoc ホーチミン市警察庁刑事局長と Nguyen Manh Trung 同庁機動警察副課長と懇意になった。Nam Cam は Duong Minh Ngoc を自身が経営する飲食店に投資させ、月間利益分配を通じて、Duong と結びつけた。事件解決までに、Duong Minh Ngoc は計 3 億ドンを投資し、約 6 億ドンの利益を得た⁷⁹ (Nguyen, N. P. 2003,p.197; Hoang, H. V. & Vo, K. 2003b)。Duong Minh Ngoc を通じて、Nam Cam はホーチミン市の警察官を買収し、賭博場運営や高金利貸金活動などの裏事業を警察に容認させた。Nam Cam 系組織はその後、検察機関に手を伸ばして、賭博、強盗および高金利貸金活動などの犯罪から殺人に至るまで様々な犯罪を隠ぺいすることができた。図 5-2 に主な事件の経緯をまとめている。

⁷⁹ 「公務員の基本給、年金、支援金などの社会福祉に関する政府の第 05/CP 号議定」 (1994 年 1 月 26 日付) に基づくと、1995 年の時点において、一般公務員の基本給は 12 万ドン/月であった。

図 5-2 Nam Cam 事件の経緯



出典：Nguyen N. P. (2003); Thanh Nien News (1995, 1996, 2001a-c, 2003a-c, 2005)をもとに筆者作成

1987年の殺人事件における不正行為

Chau Phat Lai Em は、Nam Cam 系暴力団の団員で賭博場を保護する重要な人物であった。1987年12月26日にホーチミン市1区の市場で Chau は被害者 Dong Chi Nam と喧嘩し、刃物で幾度も刺し、死亡させた。この容疑で1988年2月11日に1区警察は Chau を逮捕した。当時の事件捜査担当は Nguyen Manh Trung ホーチミン市警察庁機動警察副課長であった。Nam Cam と深い関係を有する Nguyen Manh Trung は、当時の警察捜査結果報告書に「被害者の違法行為により Chau Phat Lai Em は精神的に強く刺激された状態における行為」と陳述記録を意図的に歪ませ、証拠物を偽造するなど捜査結果を捏造したことがその後明らかになった。Nguyen Manh Trung の行為によって Chau の罪名は「殺人」（1985年刑法第101条）から「防衛の程度を超え、過失により人を死亡させた行為。」（1985年刑法第102条）に軽減された。Chau Phat Lai Em は1998年12月31日に釈放され、その後も暴力などの悪行を行っていた。Nguyen Manh Trung の不正行為が発覚後、2003年6月5日に

Nam Cam 事件第一審は、Chau を「殺人」（1999 年刑法第 93 条）で死刑、Nguyen Manh Trung を「職務執行中の権限濫用」（1999 年刑法第 281 条）で懲役 5 年に処した（Nguyen, N. P. 2003, pp.112-121）。

1995 年の汚職事件

1995 年の始まりごろ、Nam Cam の裏事業を通告する手紙が政府中央機関とホーチミン市地方行政機関に送られた（Thanh Nien News 1995）。同年 3 月、当時の Vo Van Kiet 首相は国保省軍報局の報告を受け、Nam Cam の裏事業に対する捜査を開始せよとホーチミン市警察庁に指示した（Nguyen, N. P. 2003, p.55）。内部情報を事前に入手した Nam Cam はハノイ市に行き、Tran Van Thuyet 元警察官を通じて、司法機関の高官を買収することを計画した。1995 年 5 月 20 日にホーチミン市人民委員長は、国会常任委員会の第 49-NQ/TVQH 号決定（1961 年 6 月 20 日付）第 3 条と第 4 条⁸⁰に基づき、賭博活動で Nam Cam に対し 3 年間の収監を伴わぬ「再教育」という決定を下した。公安省はその決定に同意し、1995 年 5 月 22 日に Nam Cam を逮捕した。

Nguyen, N. P. (2003, pp.202-242) と Hoang, H. V. & Vo, K. (2003c, 2003d) によると、Nam Cam がハノイ市にある公安省の留置所に収容された後、1995 年 6 月に同氏の家族は Tran Van Thuyet 元警察官を訪問し、Nam Cam を早めに釈放させることを求め、贈賄行為を行った。Tran Van Thuyet は合計 7 万米ドル以上受け取る見返りとして、検察機関とマスメディアに働きかけた⁸¹。マスメディアに対しては、当時 Tran Mai Hanh 『Nha Bao va Cong Luan 新聞』編集長兼ベトナム新聞記者協会（Vietnam Journalists Association = VJA）の会長を務め

⁸⁰ 社会に対する危険行為を行ったものに対する再教育について、国会常任委員会は 1961 年 6 月 20 日に第 49-NQ/TVQH 号決定を公布した。同決定は 6 条から構成され、第 3 条は再教育の期間は 3 年、第 4 条は県庁や市役所など第一級行政区の役所や役場は、警察庁の報告書および刑罰主張に基づいて判断する権限があると制定していた。この決定は 1982 年以降、ベトナム全土に適用されるようになった。

⁸¹ 「司法機関職員の基本給に関する国会常任委員会の第 35-UBTVQH9 号議定」（1993 年 5 月 17 日付）に基づく、最高人民検察院長官の基本給は 120 万ドン/月（約 52.2 米ドル相当）であった。また、政府の第 05/CP 号議定（1994 年 1 月 26 日付）に基づく、1995 年の時点において、一般公務員の基本給は 12 万ドン/月（約 5.22 米ドル相当）であった。

ていたに現金入りの封筒や贈り物など合計 1 万 1500 米ドル相当を贈り、記事投稿を依頼した。そして、Tran Mai Hanh はベトナム新聞記者協会会長名を利用し、「再教育」の決定に対する反対意見書を最高人民検察院に届けた。同時に、Nguyen Thap Nhat ハノイ市人民検察院検察留置所長に 1 万米ドル相当の賄賂を支払い、Nguyen Thap Nhat を通じて、最高人民検察院検事総長の書記官と Pham Sy Chien 最高人民検察院次長検事に連絡を取り、それぞれに約 5 千—6 千米ドル相当の賄賂を贈った。

1995 年 10 月 16 日に Pham Sy Chien 次長検事は、Nam Cam に対する「再教育」決定の根拠および証拠物を請求し、1996 年 9 月 18 日に証拠不十分と不当逮捕を理由に「再教育」の決定無効申立てを行った。公安省は、Nam Cam が危険な人物であり、起訴すべき犯罪者と主張していたものの、マスメディアおよび最高人民検察院の圧力を受け、1997 年 10 月 14 日に Nam Cam を不起訴で再教育満期前に身柄を釈放せざるを得なかった。

2003 年 2 月 25 日から同年 6 月 5 日にかけて行われた Nam Cam 事件第一審では、Nam Cam の家族と Nguyen Thap Nhat の贈賄行為および Tran Mai Hanh ベトナム新聞記者協会会長、Duong Minh Ngoc ホーチミン市警察庁刑事課長、Vo Van Tam 同庁刑事課社会悪取締隊長および Pham Sy Chien 最高人民検察院次長検事の収賄行為が判明し、それぞれ懲役 4 年から終身刑が下された。また、最高人民検察院検事総長の書記官は 2002 年に交通事故で他界したため、収賄行為および最高人民検察院検事総長の容疑は証明できなかった。

2000 年 1 月の警察官殺害事件における不正行為

最初の逮捕以降、Nam Cam はホーチミン市、特に 1 区の警察と検察との親密な関係を維持し、1999 年から 2001 年にかけて、暴力（刃物で人を刺し、アシッドアタックをするなど）や脅迫による財物強取⁸²など様々な悪行を行い続けていたにもかかわらず、Nam Cam 系暴力団員は何度も事件の立件および起訴を避けることができた。その中で、休暇中の刑事警察官が殺害された事件は最も重大な犯罪である。捜査結果によると、2000 年 1 月 27 日

⁸² 1999 年刑法第 135 条によると、財物を強取することを目的として他人を脅迫した者は、1 年以上 5 年以下の有期懲役に処する。

にホーチミン市1区にある飲食店で Nguyen Huu Thinh (Nam Cam の甥) と他 11 名は休暇中の Phan Le Son 刑事警察官他 8 名と喧嘩した。殴られた Nguyen Huu Thinh は Bui Anh Viet と他 11 名を救援として呼び出し、所持していた刃物で幾度も刺し、ガラスで頭を殴るなどの行為で Phan Le Son を死亡させた。Phan Le Son の友人であった Ho Phuoc Hung も Nguyen Huu Thinh の部下に刺殺された。Nam Cam 事件第一審では、Nguyen Huu Thinh の行為は殺人成立と判断したと同時に当時の捜査結果が操作されたことが判明した (Nguyen, N. P. 2003, pp.70-103 ; Hoang, H. V. & Vo, K. 2003e, 2003f) 。

1985 年の殺人事件と異なり、今回の殺人事件の被害者 2 人のうち、1 人は警察官であったため、Nam Cam は、容疑者全員を不起訴にすることは不可能と判断し、甥を救って部下を見捨てる行為にでた。Nam Cam は Duong Minh Ngoc ホーチミン市警察庁刑事局長 (当時) と Nguyen Manh Trung ホーチミン市警察庁機動警察副課長と相談し、部下の Bui Anh Viet にすべての罪をなすりつけることに合意した。当時、捜査担当と任命された Nguyen Manh Trung は他の捜査官を指導し、捜査記録を偽造した。その中で、証拠物偽造、目撃者である飲食店長の供述を捏造、容疑者を脅し、自白を強要したなど、職務執行中に権限を濫用していたことが後に判明した。しかし、以前の事件のように Nam Cam らの思い通りに進まなかった。供述を押しつけられた目撃者は不正行為に対する良心の呵責を感じ、ホーチミン市警察庁長に訴えた。また、自分は捨てられたと気づいた Bui は自白を撤回した。ホーチミン市人民裁判所、人民検察庁と警察庁は捜査を継続させる必要があると判断し、一時的に公判停止の決断を下し、最高人民検察院および公安省捜査局はそれを受理した。

2000 年 10 月の Vu Thi Hoang Dung 殺害事件から「Z501 事件」の開始

Phan 警察官の殺害事件が解決していないうちに、Nam Cam 系の組織は新たな殺人事件を起こした。2000 年 10 月 2 日夜、Vu Thi Hoang Dung (通称 : Dung Ha) はホーチミン市 1 区の家の前で知り合いと話している時に射殺された。Dung Ha は Hai Phong 市出身で、北部の暴力団長であった。1990 年代後半 Hai Phong 市警察の暴力団取締運動により、Dung Ha の組織は解体され、本人も賭博場経営罪で懲役 7 年と処された。1998 年に満期になった Dung Ha は南部に行き、Nam Cam 系組織に加入した。重要な部下の一員でありながら

Dung Ha は Nam Cam と利益分配の問題で喧嘩し、Nam Cam の権威を幾度も挑発した。そのような Dung Ha に対し、Nam Cam は始末するよう命令を下した。執行者は Nguyen Tuan Hai という人物であった。

被害者 Dung Ha と容疑者 Nguyen Tuan Hai は同じ北部暴力団出身であるため、ハノイ市および Hai Phong 市とホーチミン市を始め、全国の警察は連携して、同時捜査を開始した。2001 年 5 月 29 日にホーチミン市 1 区警察は Nguyen Tuan Hai を逮捕した。Nguyen Tuan Hai の自白を通じて、Nam Cam 系組織の犯行が暴露された。Nam Cam 事件は Z501 事件と名付けられ、捜査計画非公開の上、逮捕する対象者も執行当日にのみ捜査官に知らせた。2001 年 12 月 12 日に Nam Cam は逮捕されたが、1995 年と違って留置所は未公開であった。そして、2003 年 2 月 25 日に、第一審はホーチミン市人民裁判所で開かれた。Nam Cam は殺人、賄賂、賭博場経営および賭博などの罪で死刑判決を受け、それに対し控訴したが 2003 年 9 月 15 日に最高人民裁判所で開かれた控訴審は第一審判決を維持した。

表 5-2 Nam Cam 事件における殺人犯とその刑罰（1999 年刑法第 93 条）

事件	被告人	犯行	2003 年判決
Dong Chi Nam 殺害事件(1987 年 12 月)	Chau Phat Lai Em	主犯格	死刑
警察官殺害事件 (2000 年 1 月)	Nguyen Huu Thinh	主犯格	死刑
	Ho Thanh Tung	主犯格	死刑
	Pham Van Minh	共犯者	死刑
	Bui Anh Viet	共犯者	終身刑
	Van Cong Tien	共犯者	終身刑
	Nguyen Huu Chung	共犯者	懲役 16 年
Vu Thi Hoang Dung 殺害事件(2000 年 10 月)	Truong Van Cam (Nam Cam)	主犯格	死刑
	Nguyen Tuan Hai	主犯格（積極的に自白）	終身刑
	Nguyen Viet Hung	共犯者	死刑
	Nguyen Xuan Truong	共犯者	終身刑

出典： Nguyen, N. P. (2003); Hoang, H. V. & Vo, K. (2003a) と Thanh Nien News (2003b) をもとに筆者作成

その他の小規模汚職行為

Nam Cam はホーチミン市 8 区、12 区および 13 区を中心に多数の違法賭博場を開張し、常習的に活動していた。その経営を保護するため、地方公安官および警察官、そして、8 区刑事警察隊、合計 42 名に対して給与支払いのように毎月賄賂を贈っていた。具体的には、

8 区刑事警察隊長と副隊長 2 名を含む 14 名の隊員、公安官と警察官 28 名に対し、それぞれ毎月 10 万ドンを合計 31 回にわたって支払っていたと判明した。他の 28 名は 50 万ドン以下の現金を受領したため、行政責任だけ問われた（Thanh Nien News 2003c）。

2. 収賄および職権濫用の成立条件に対する弁論

Nam Cam 事件は 1980 年代後半から 1990 年代末まで起きていた。この時期は市場自由化政策が推進されたばかりの時期である。「Doi Moi」政策の執行による経済多様化は経済を発展させると同時に、組織的な犯罪を引き起こす様々な機会を与えていた。その上、当時 1998 年汚職防止法令が執行されたものの、汚職・腐敗という犯罪の概念および成立条件に関する内容にはまだ不備があり、これによって議論の余地が生じたと思われる。投資家として Nam Cam から毎月利益配分を受け取っていた被告人 Duong Minh Ngoc（元ホーチミン市警察庁刑事課長）の代理人弁護士と高級賄賂を受け取った被告人 Pham Sy Chien（最高人民検察院次長検事）の代理人弁護士の答弁からその議論が明らかであった。被告人 Duong Minh Ngoc と Pham Sy Chien はベトナム 1999 年刑法第 279 条「収賄罪」（コラム 5-3）に基づき、起訴されたが、第 2 章 1 節に述べたように、2016 年以前の汚職行為は（1）公有部門における職権や地位を有する、（2）職権や地位を濫用した、そして（3）目的は違法な物理的な対価であるという 3 つの成立条件を満たす必要があった。それに基づき、弁護人は第（2）点を中心に Pham Sy Chien らを弁護し、上記成立条件が満たされていないと主張していたのである。

コラム 5-3 ベトナム 1999 年刑法における収賄罪

第 279 条 収賄罪

1. 職務, 権限を利用して, 直接または間接的に, どのような形式においてであれ, 50 万ドン以上 1,000 万ドン未満の価値を持つ金銭, 財産若しくは物質的利益を受領し若しくは受領しようとした者, または 50 万ドン未満であるが下記の場合の一に当たる者は, 懲役 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 重大な被害を引き起こした。
 - b) その行為について既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - c) 本章の A 節で規定された罪のいずれかについて既に有罪判決を受け, まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は, 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的。
 - b) 職務, 権限を濫用した。
 - c) 累犯。
 - d) 賄賂物が国家の財産であることを明知していた。
 - dd) 賄賂を求め, 強制的に取り立て, または陰険な手段を用いた。
 - e) 賄賂物に 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン未満の価値がある。
 - g) その他の重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は, 15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂物に 5,000 万ドン以上 3 億ドン未満の価値がある。
 - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は, 懲役 20 年, 無期懲役, または死刑に処す。
 - a) 賄賂物に 3 億ドン以上の価値がある。
 - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は, さらに, 1 年以上 5 年以下の間, 一定の職務に就くことを禁じられ, 賄賂額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金に処せられ, 財産の一部または全部を没収されることがある。

出典: ベトナム 1999 年刑法; 和訳=独立行政法人国際協力機構 (JICA 2021b)

まず、検察官は、被告人 Pham Sy Chien は Nam Cam の家族から賄賂を受領し、Nam Cam を「再教育」期限満期前に釈放させ、2000-2001 年の殺害事件につながったと指摘している。1999 年刑法第 279 条第 1 節と第 2 節（コラム 5-3）に基づき、懲役 5-7 年を求刑された。検察官の申立てに対し、代理人弁護士は無罪と主張した。弁護人によると、被告人が 1995 年の正月お祝いとして贈答品を受け取ったが 1996 年の Nam Cam の釈放に直接的な因果関係が見られない上、Nam Cam の釈放に対し決定権も有していないと答弁した (Hoang,

H. V. & Vo, K. 2003g, 2003h)。一方、代理人弁護士は、被告人 Duong Minh Ngoc の収賄罪の申立てに対し、当事者の行為は収賄ではなく合法的な投資活動より得た合法的な利益と主張、Nam Cam の賭博場経営に直接的な協力関係の証拠が不足として職務執行中の権限濫用罪も否定した。弁護人によると、Nam Cam が所有している飲食店の経営自体は違法ではなく、公務員の投資行為も合法であるため、収賄罪にあたらないと弁論した (Hoang, H. V. & Vo, K. 2003g, 2003h)。

要するに、被告人が Nam Cam から受け取った利益と彼らの職権濫用行為とは直接的な因果関係はないと主張・立証することで収賄罪の申立てを否認し、刑罰の軽減を目指したと考えられる。そして、「事件の直前に贈り物を受領することは収賄罪ではない」という被告人および代理人弁護士のとらえ方は明らかであった。但し、弁護人は被告人らの行為によって、Nam Cam と部下が幾度も公判を意図的に回避し、その後も犯行を繰り返し続けたことは否定できなかった。よって、最終判決に影響を及ぼすことができなかったのである。

一方、ホーチミン市 8 区、12 区および 13 区の警察官らが受け取った賄賂額は少額であったため、刑事法にあたらなかった。金額的に少ない上、経済的に困窮している公安官や警察官に対する日頃の感謝とお礼という形で渡していたため、気軽に受領した人が多かった。それは、規則や法令に対する理解不足および汚職という犯罪の概念に対する解釈が定着していなかったからではないかと思われる。

3. Nam Cam 事件におけるマスメディアの報道活動

Nam Cam 事件の真実を市民に伝達したことは本件において、マスメディアの最も重要な役割である。特に『Thanh Nien 新聞』は 1995 年から 2003 年の間に Nam Cam を巡る 136 の記事を掲載し、事件に関する詳細な情報をベトナム市民に伝え続けていた(コラム 5-4)。そのうち、1995 年の新聞記者調査シリーズと 2001 年の捜査シリーズは Nam Cam 組織がまだマフィアの頂点にあり、警察機関および司法機関と親密な関係を有していたため、記事を作成した新聞記者名は記載されていなかった。このシリーズを通じて、『Thanh Nien 新

聞』は Nam Cam 組織の犯行を公開し、それらを協力している政府職員の存在を市民に明らかにした。同時に、1995 年 Nam Cam の家族がマスメディアを利用しようとしたことも指摘した。

コラム 5-4 Nam Cam 事件を巡る『Thanh Nien 新聞』の記事(抜粋)



Vừa qua, lực lượng đặc nhiệm và an ninh Bộ Nội vụ kết hợp cùng CA TP.HCM đã tiến hành phá vỡ đường dây cơ bạc lớn nhất tại Thành phố Hồ Chí Minh. Trùm casino Nam Cam sa lục TP.HCM. Ngoài việc tổ chức đánh bạc, Nam Cam còn bảo kê cho các trường gà, nhà hàng, khách sạn với dân em gồm hơn trăm tay anh chị sẵn sàng đảm thuế, chêm mướn, số liệu điều tra mới đây, TP.HCM hiện có gần 300 casino hoạt động trái phép, hầu hết số sự điều hành trực tiếp của trùm Nam Cam. Đường dây cơ bạc này đã hoạt động từ nhiều nay, được sự bảo che của một số người, cơ quan đồng lõa với tội ác. Kể từ hôm nay, Thanh bắt đầu loạt bài điều tra nhiều kỳ về vụ án này. (Xem bài tiếp)

ホーチミン市における最大闇賭博組織の崩壊：
カジノのボス Nam Cam はどのように逮捕されたか？

内務省とホーチミン市警察はホーチミン市における最大闇賭博組織のボス Truong Van Cam (通称: Nam Cam) を逮捕した。闇賭博場経営以外に、Nam Cam は飲食店、クラブ、ホテルなども経営し、100 人以上の暴力団員を率いている。捜査結果によると、現時点においてホーチミン市内に約 300 件のカジノが違法に営業しており、大部分は Nam Cam が所有している。この闇賭博組織はこの数年間いくつかの人物および権力機関の傘下で発展している。本日刊をもって、『Thanh Nien 新聞』の調査シリーズを始める。

出典：Thanh Nien News 1995、筆者翻訳



Sẽ làm rõ và công bố tên những cán bộ "bảo kê"

• Nam Cam có tổng bạc, nhà hàng tại Hà Nội; thuê "bat thu" từ phía Bắc vào TP Hồ Chí Minh giải Đang Hà: liên quan đến việc cán bộ chêm chết cảnh sát hình sự Phan Lê Sơn

TRANG 5

BÁO THANH NIÊN PHÁT HÀNH LIÊN TỤC 6 NGÀY TRONG TUẦN: THỨ HAI, BA, TƯ, NĂM, SAU, BẢY

Nam Cam を「保護」する公務員の氏名を明らかにし、公開する

出典：Thanh Nien News 2001a、筆者翻訳



Nam Cam らの自白を公開

Nam Cam と Sai Gon での「ヤミ金融」

出典： Thanh Nien News 2001b、筆者翻訳

出典： Thanh Nien News 2001c、筆者翻訳



Nam Cam 事件裁判初日：有罪者はどの地位でも処罰される！

出典： Thanh Nien News 2003a、筆者翻訳

4. 反汚職運動における Nam Cam 事件の今日的意義

Nam Cam 事件はベトナム汚職犯罪史において最も重大な事件の一つである。犯罪者は地方警察から司法制度の中枢機関に至るまで手を伸ばした。Nam Cam の完全な犯罪組織を確立させたのは経済・政治的な要因以外に当時のベトナム汚職取締制度の不備と言えるだろう。汚職罪を制定する法律の不備に加え、汚職取締を専門とした機関が欠如していることも重要な要因だと思われる。Nam Cam の犯行と不起訴獲得手口はベトナム政府および市民に汚職・腐敗問題に対し改めて警告を与えていた。それは 2005 年の汚職取締制度の設置につながっているのである。

この事件を通じて、汚職との闘いにおけるマスメディアの情報伝達の役割は証明することができ、ベトナム新聞記者の政府に対する報道のありかたを改めて表している。ただ今日に至っても、ベトナムでは欧米のように直接的に汚職問題を批判することはさほど見られず、ベトナム新聞記者は比喩的な表現を使うことが多くみられるのは事実であり、それは文化的なものであると言えよう。

また、この事件において最も活躍したのは警察であり、最高人民検察次長検事を公開法廷で審理することはベトナム政府の汚職・腐敗に対して闘う決意を表しているものの、政府高官に対する刑罰は比較的に軽かったことは事実である。贈賄側である Nam Cam 系組織の被告人は贈賄罪以外に殺人、賭博場経営、賭博など他の犯罪もあったため、刑罰は懲役 20 年以上、終身刑または死刑という重刑になったことは理解できる。しかし、職務関係犯罪とその刑罰を比較すると、贈賄罪に対する求刑は懲役 10 年以下となり、判決では最も重くても懲役 6 年となり、刑事法の収賄罪に対する最も軽い刑罰であることがわかる。特に被告人 Pham Sy Chien と Duong Minh Ngoc については Nam Cam から利益を受領したうえ重大な被害をもたらした事実が明らかであったものの、判明できた物質的利益は限られたため、最終的な判決ではそれぞれ懲役 6 年になった。また、新聞記者 Tran Mai Hanh を含む当時高い地位を有する被告人はベトナム戦争に多大な貢献をしたため、情状酌量になったのである (Hoang, H. V. & Vo, K. 2003i)。その事情はベトナム戦争の終戦日から 25 年しか経っていなかった本件裁判の特別な事情であり、今日では再現できないと思われる。

表 5-3 Nam Cam 事件における職務関係犯罪とその刑罰

	被告人	罪名	1999年刑法		判決	逮捕時の地位
			条文	求刑		
Nam Cam 系	1. Truong Van Cam (Nam Cam)	贈賄	289	死刑	死刑	暴力団長
	2. Phan Thi Truc	贈賄	289	懲役 20 年	懲役 20 年	Nam Cam の妻
	3. Duong Ngoc Hiep	贈賄	289	終身刑	懲役 20 年	Nam Cam の親戚
	4. Nguyen Viet Hung	贈賄	289	終身刑	終身刑	Nam Cam 系暴力団員
	5. Truong Thi Lan	贈賄	289	懲役 10-12 年	懲役 6 年	Nam Cam 系暴力団員
報道機関	6. Tran Mai Hanh	収賄	279	懲役 13-15 年	懲役 10 年	・『Nha Bao va Cong Luan 新聞』編集長 ・ベトナム新聞記者協会会長 (VJA) ・国営ラジオ放送局長 (VOV)
	7. Hoang Linh	①職務執行中の権限濫用 ②他人の財産を強奪する目的で権限濫用	281	懲役 13-14 年	懲役 12 年	ホーチミン市『Tuoi Tre 新聞』の記者
			280	懲役 5-6 年		
8. Vo Quang Thang	①他人の財産を強奪する目的で権限濫用 ②職務執行中の権限濫用	280	懲役 6-7 年	懲役 10 年	ホーチミン市『Cong An 新聞』の記者	
		281	懲役 4-5 年			
検察機関	9. Pham Sy Chien	収賄	279	懲役 5-7 年	懲役 6 年	最高人民検察院次長検事
	10. Nguyen Ba Phong	有罪者に対し適切な刑事責任を追及しない罪	294	懲役 2-3 年	懲役 1 年 6 ヶ月	ホーチミン市 1 区 検察署長
	11. Nguyen Thap Nhat	権限を有する者に対する影響力濫用	291	懲役 6-8 年	懲役 5 年	ハノイ市人民検察院 検察留置所長
捜査機関	12. Bui Quoc Huy	重大な被害を引き起こす責務怠慢	285	懲役 3-5 年	懲役 4 年	公安副大臣
	13. Duong Minh Ngoc	①収賄 ②職務執行中の権限濫用	279	懲役 5-6 年	懲役 6 年	ホーチミン市警察庁 刑事課長
			281	懲役 4-5 年		
	14. Nguyen Manh Trung	職務執行中の権限濫用	281	懲役 5-7 年	懲役 5 年	ホーチミン市警察庁 機動警察副課長
	15. Vo Van Tam	収賄	279	懲役 5-7 年	懲役 4 年	ホーチミン市警察庁 刑事課社会悪取締隊長
	16. Dang Hai Tuong	捜査書類偽造	300	懲役 3-4 年	懲役 3 年	ホーチミン市警察庁 捜査課の捜査員
17. Tran Van Thuyet	贈賄	289	終身刑	懲役 20 年	元警察官	

出典： Nguyen, N. P. (2003); Hoang, H. V. & Vo, K. (2003a); Thanh Nien News (2003b) をもとに筆者作成

第 3 節：ベトナム国営石油ガスグループ (PVN) における汚職事件 (ハノ

イ市高等人民裁判所判決 2018 年 5 月 14 日付)

本件はベトナム国営石油ガスグループ (Vietnam Oil and Gas Group = PVN) の 2010-2011 年に生じた 2 つの火力発電所建設事業を巡る汚職事件である。PVN は 1965 年に設立され、

石油および天然ガスの探鉱・開発・生産の分野で活動する国営企業である。2010年6月18日付の924/QD-TTg号決定に基づき、有限会社として登録された。ベトナム評価レポート社の「ベトナム企業トップ500(VNR500)」（Vietnam Report JSC 2021）によると、PVNは2008年から2016年にかけて1位に位置付けされている。

一つ目の事件はThai Binh省第2号火力発電所建設事業⁸³における経済管理秩序に対する損害賠償等請求事件であり、二つ目の事件はHa Tinh省Vung Angの第1号Vung Ang石炭火力発電所建設事業およびQuang Binh省Quang Trach県の第1号石炭火力発電所建設事業（以下、「Vung Ang - Quang Trach事業」）⁸⁴における横領事件である。両事件の責任事業主はPVNであり、EPC（設計・調達・工事）および事業監理者はペトロベトナム建設株式会社（Petro Vietnam Construction Joint Stock Corporation=PVC）⁸⁵である（PVC 2011a）。図5-3は事件の経緯を説明している。

この二つの汚職事件は2010年から2011年にかけて発生し、2018年にハノイ市人民裁判所で第一審が開かれ、「横領罪」および「経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な損害をもたらした罪」でDinh La Thang（当時交通運輸大臣）およびTrinh Xuan Thanh（当時Hau Giang省人民委員会副主席）を含む22人が起訴された。本件は、ベトナム戦後初めて共産党政治局の委員が起訴された事件としてNguyen Phu Trong書記長の「Dot Lo」反汚職運動およびベトナムの汚職・腐敗との闘いにおいて、重大な意味を持っている事例である。

⁸³ Thai Binh省第2号火力発電所の建設は、2007年10月24日に工商省で承認された「2025年に向けた電力開発戦略」において最も重要な事業の一つである。投資額は31兆ドルを超え完成すれば国内の発電所容量の22%を提供すると期待される。

⁸⁴ Vung Ang石炭火力発電所建設案の総投資額は15億9500万米ドルになり、Quang Trach石炭火力発電所建設事業の総投資額は約17億米ドルである（JICA 2012, p. II-8, p. VI-29 ; PVC 2011b）。

⁸⁵ PVCは1983年9月14日に政府の第224/CT号指示および第225/CT号指示に基づき、PVNの下に設立され、100%株を所有する石油およびガス産業のインフラストラクチャーを担う企業である。

図 5-3 PVN 汚職事件の経緯



出典：政府監察報告書(GIV 2020a, pp.1-2)の情報をもとに筆者作成

1. Thai Binh 省火力発電所建設事業における PVN の不当決定

2020年8月6日に公開された政府監察第1351/TB-TTCP号報告書（GIV 2020a）によると、Thai Binh 省第2号火力発電所建設事業の投資およびEPC（設計・調達・工事）事業者の指名入札において、PVNは下記の2つの違法な決定を下した。

投資に対する不当決定

国会の第66/2006/QH11号議定（2009年6月29日付）の第2条1項および第2条6項に基づき、投資総額が20兆ドン以上で、3割以上が国有資金の場合、政府はそれを国家規模投資事業とし、事業および投資方針は国会により可決する必要がある。2005年入札法（国会の第61/2005/QH11号法律、実施日：2006年4月1日）の第4条1項によると、「国有資金」は国家予算、政府保証債務、政府の開発投資債務、国有企業の研究開発投資およびその他政府管理資金で構成される。Thai Binh 省第2号火力発電所建設計画が完成された2011年の市場価格に基づき、投資総額は31兆5054億ドンとし、そのうち、3割は国有企業であるPVPowerの自己資金から投資されるため、国会の第66/2006/QH11号議定第2条6項に当てはまり、事業を実施するため、国会の許可を得る必要がある。しかし、第

66/2006/QH11 号議定にあてはまらないように PVN は意図的に 2006 年の市場価格に基づき、計算し、18 兆 4955 億ドンを投資総額とした。その算出方法は不当であるとされている。

また、国会の第 66/2006/QH11 号議定に基づき、Thai Binh 省第 2 号火力発電所建設事業を国家規模投資事業と分類すると、投資計画および投資方針に対する可決権は国会が有し、事業の実施および途中での調整に対する決定権は首相が有するものである。国会に通さず、副首相の指示にのみ基づき、事業に着手することは 2005 年入札法および政府の第 12/2009/NĐ-CP 号議定の第 10 条第 2 項⁸⁶への違反を意味する。さらに、PVN は首相に報告せず、2 度も投資総額をあげる決定をした（2011 年と 2016 年）。この行為は政府の第 12/2009/NĐ-CP 号議定の第 10 条第 2 項および第 14 条 2 項⁸⁷に違反したとされている。

EPC 事業者の指名入札に対する不当決定

2005 年入札法第 20 条第 2 項には、「指名入札を実施する際、専門能力および経験を有し、入札資格を満たした請負業者を選出し、政府の規定および手続きに基づき、実施する必要がある。」と規定している。しかし、入札された時、PVC は発電所を設計・調達・工事した経験が浅い上、専門能力不足であることが指摘されていた。よって、事業の施工期間は遅延し、超過費用が発生する結果につながった。一方、2005 年入札法の執行および指名入札の実施案内に関する政府第 85/2009/NĐ-CP 号議定第 40 条には、指名入札の条件として「事業の施工期間は 18 か月以内」と定められているにもかかわらず PVC の EPC 契約書には施工期間は 45 か月となっていた。

⁸⁶ 政府の第 12/2009/NĐ-CP 号議定の第 10 条 2 項は、「首相は国家審査評議会を設置し、首相により許可される投資計画および他の投資計画を審査する。投資計画大臣は国家審査評議会の議長とする」と規定している。

⁸⁷ 政府の第 12/2009/NĐ-CP 号議定の第 14 条 2 項は、「許可された投資計画を改めて調整する際、事業の場所、規模、目的を変更するまたは投資総額が許可された予算を越えた場合、事業出資者は投資計画を許可した者に報告し、投資計画を許可した者の決定に従う必要がある。但し、事業の場所、規模、目的を変更しないまたは投資総額が許可された予算を越えない場合、事業出資者は自ら判断することができる。場合によって、変更された内容は再審査する必要がある」と規定している。

2. 犯罪者の犯行および刑罰

PVN 汚職事件の起訴権限は最高人民検察院の汚職事件および役職者関係事件捜査検察局（V5 局）が有する。2017 年 12 月 25 日に V5 局は起訴状を公布し、「横領罪」および「経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪」で 22 人を起訴した(Tran Tam 2017)。

本件の主な被告人は 2009 年から 2013 年まで PVC の取締役会長を務めた被告人 Trinh Xuan Thanh と、2008 年から 2016 年まで PVN 社員総会長を務めていた被告人 Dinh La Thang である。起訴状によると、Thai Binh 省第 2 号火力発電所建設事業において、自社の能力不足を隠し、被告人 Trinh は EPC 契約（第 33 号契約）の締結を指示し、違法と認識しながら 2011 年 4 月 28 日から 2011 年 7 月 12 日にかけて、約 660 万米ドル（約 1501 億ドン相当）と 1 兆 3120 億ドンの前払いのうち 1158 億ドン以上を目的外の投資に注いでいた。Thai Binh 省第 2 号火力発電所建設事業に集中して、計画通りに投資しない行為は施工期間を遅延させるなど、1198 億ドン相当の損失を及ぼした。裁判官は 1999 年刑法の第 165 条に基づき、被告人 Trinh Xuan Thanh の「経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪」が成立したと判断した（Bao Ve Phap Luat News 2018b）。また、2011 年 9 月 28 日から 2012 年 2 月 23 日までに Quynh Hoa 有限会社と連携し、Vung Ang - Quang Trach 事業における施工契約書および費用を偽造し、130 億ドン以上を横領した。そのうち、被告人 Trinh Xuan Thanh は 40 億ドンを横領した。この行為は 1999 年刑法第 278 条に当てはまり、横領罪が立証された。

被告人 Dinh La Thang は当時 PVN の責任者として、子会社 PVPower に強い影響力を有し、PVC との第 33 号契約に導いた決定的な役割を果たした。PVC の実施能力および EPC 事業者としての実績不足という事実を無視し、指名入札することを推進、第 33 号契約書の締結に誘導した。その不当決定に基づき、Trinh Xuan Thanh らは公的資金を横領することができ、PVN および国に重大な被害をもたらした。1999 年刑法の第 165 条に基づき、被告

人 Dinh の「違反し、経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪」が成立した（表 5-4 参照）。

表 5-4 ベトナム国営石油ガスグループ (PVN) における犯罪および刑罰

順	被告人	逮捕時の職役	起訴状での求刑	判決
経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪 (1999 年刑法第 165 条)				
1	Dinh La Thang	交通運輸大臣、 元 PVN 社員総会長	懲役 14-15 年	懲役 13 年
2	Phung Dinh Truc	PVN 社長	懲役 12-13 年	懲役 9 年
3	Nguyen Quoc Khanh	PVN 副社長	懲役 10-11 年	懲役 9 年
4	Nguyen Xuan Son	PVN 副社長	懲役 10-11 年	懲役 9 年
5	Ninh Van Quynh	PVN 財務会計課長	懲役 10-11 年	懲役 7 年
6	Nguyen Manh Tien	PVC 副社長	懲役 7-8 年	懲役 6 年
7	Nguyen Ngoc Quy	PVC 取締役副会長	懲役 8-9 年	懲役 6 年
8	Le Dinh Mau	PVN 財務・会計・監査副課長	懲役 7-8 年	懲役 4 年 6 ヶ月
9	Pham Tien Dat	PVC 会計長	懲役 6-7 年	懲役 4 年 6 ヶ月
10	Vu Hong Chuong	Thai Binh 省第 2 号火力発電所 建設管理委員長	懲役 2-3 年 (執行猶予)	懲役 3 年 (執行猶予)
11	Tran Van Nguyen	Thai Binh 省第 2 号火力発電所 建設会計長	懲役 2-3 年 (執行猶予)	懲役 30 ヶ月 (執行猶予)
12	Truong Quoc Dung	PVC 副社長	懲役 17 ヶ月 (執行猶予)	懲役 17 ヶ月
横領罪 (1999 年刑事法第 278 条および 2015 年刑事法 353 条)				
1	Nguyen Anh Minh	PVC 副社長	懲役 18-19 年	懲役 16 年
2	Bui Manh Hien	PVC 事務所長	懲役 15-16 年	懲役 10 年
3	Luong Van Hoa	Vung Ang - Quang Trach 管理委員長	懲役 15-16 年	懲役 10 年
4	Nguyen Thanh Quynh	Mien Trung 株式会社・ Da Nang 株式会社の副社長	懲役 8-9 年	懲役 8 年
5	Le Thi Anh Hoa	Quynh Hoa 有限会社の社長	懲役 3 年 (執行猶予)	懲役 3 年 (執行猶予)
6	Nguyen Ly Hai	Vung Ang - Quang Trach 事業の技術課長	懲役 3 年 (執行猶予)	懲役 3 年 (執行猶予)
7	Le Xuan Khanh	Vung Ang - Quang Trach 事業の経済計画課長	懲役 3 年 (執行猶予)	懲役 3 年 (執行猶予)
8	Nguyen Duc Hung	Vung Ang - Quang Trach 事業の財務会計課長	懲役 3 年 (執行猶予)	懲役 3 年 (執行猶予)
横領罪および経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪				
1	Trinh Xuan Thanh	Hau Giang 省人民委員会副主席 元 PVC 取締役会長	懲役 13-14 年 (経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪)	終身刑
			終身刑 (横領罪)	
2	Vu Duc Thuan	PVC 社長	懲役 8-9 年 (経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪)	懲役 22 年
			懲役 18-19 年 (横領罪)	

出典：Bao Ve Phap Luat News (2018a, b, c) をもとに筆者作成

第一審は2018年1月8日にハノイ市人民裁判所で行われ、わずか14日間で判決が下された。Dinh La Thang 元交通運輸大臣、Trinh Xuan Thanh 元 Hau Giang 省人民委員会副主席他20人は「横領罪」および「経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪」でそれぞれ刑罰の判決を受けた。

3. PVN 汚職事件における注目点

この事件において、被告人の高い地位以外にいくつかの注目すべき点がある。まず、事件捜査の点について、各機関の役割および貢献が確認することができる事件といえる。事件の摘発は2016年6月中旬であった。国内新聞記者が Trinh Xuan Thanh 副主席が使用した高級公用車について記事を書いたことを発端に Nguyen Phu Trong 書記長は Trinh Xuan Thanh に関する内部調査を指示した。事件の流れを見ると、新聞記者の情報を得てから同年7月11日に中央監察委員会が Trinh Xuan Thanh らの不正行為に関する報告書を発表し、Trinh Xuan Thanh の国会議員としての資格剥奪の処分を求めた (Tran, Q. C. 2016、Thai Son 2016)。翌月に副首相が公安省に PVC における不正行為を捜査する指示を下してから同年9月、公安省警察局 (C46 局) は、Trinh Xuan Thanh に対する起訴決定を発表した。しかし、当時 Hau Giang 省人民委員会副主席であった Trinh Xuan Thanh は、8月19日に体調不良として海外での治療をするという理由で休暇届を Hau Giang 省人民委員会に提出し、姿を消した (Ba Do 2016)。ベトナム警察および国際刑事警察機構 (Interpol) は Trinh Xuan Thanh に対する指名手配を発表した。Trinh Xuan Thanh の逃亡により、本件の起訴は遅延となった。2017年7月31日、1年間の逃亡後、Trinh Xuan Thanh はハノイにある公安省治安捜査局刑事課に出頭した。捜査中の対象であったにもかかわらず、Trinh Xuan Thanh が出国した事実は国内で物議を醸した。公安大臣はベトナム市民としての自由権に基づき、起訴を決定する前に、容疑者の出国を防ぐことは難しいとコメント、内部情報漏れの可能性を否定したものの、内部監察官の調査が完了してから刑事捜査が始まるまでの間、容疑者は何らかの方法で、情報を手に入れたのであろう。それはまだ複数の機関が関与しているからこそ発生する要因だと思われる。

2つ目の注目すべき点は適用された法律である。PVN 汚職事件の公判は刑法の入れ替わりという特別な時点で行われた。上述で説明したようにベトナム刑法は3次法典化を1985年、1999年、2015年と経てきている。2015年には刑法、刑事訴訟法、刑事捜査機関組織法、暫定留置執行法は一斉に改正、新しい法律は2018年1月1日から施行されている。汚職行為は2011-2012年に発生したが第一審は2018年1月8日に行われたため、1999年刑法を適用するか2015年刑法を適用するかということは議論をもたらした。横領罪に関してはコラム5-5に表しているように、横領金額は若干上がったが、経済損失を考えると、横領罪に対する求刑は変わらないことが想像できる。

コラム 5-5 ベトナム 1999 年刑法と 2015 年刑法における横領罪の比較

第 21 章 職務に関する犯罪 第 278 条 財産横領罪 (1999 年刑法)	第 23 章 職務に関する犯罪 第 353 条 財産横領罪 (2015 年刑法)
<p>4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役 20 年、無期懲役または死刑に処す。</p> <p>a) 5 億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。</p> <p>b) その他特に極めて重大な被害を引き起こした。</p> <p>5. 罪を犯した者は、さらに、1 年以上 5 年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部または、全部を没収されることがある。</p>	<p>4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年以上の懲役、終身刑または死刑に処す。</p> <p>a) 10 億ドン以上の価値のある財産を奪取した場合。</p> <p>b) 財産に 50 億ドン以上の損害を引き起こした場合。</p> <p>5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、また、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収を受ける。</p> <p>6. 国有以外の企業、組織で職務、権限を有する者が財産を横領したときは、本条の規定に基づいて処理される。</p>

出典：ベトナム 1999 年と 2015 年刑法；和訳=独立行政法人国際協力機構（JICA 2021b, c）

「経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪」（1999 年刑法第 165 条）に関しては 2015 年刑法では規定はなくなった。この犯罪は「職務関係犯罪」（1999 年刑法第 21 章）ではなく、「経済管理秩序に対する侵害罪」（1999 年刑法第 16 章）

と分類されている。PVN 汚職事件における犯罪行為の本質および損失額に基づくと、2015 年刑法の第 220 条、第 222 条または第 240 条に適用できると考えられる。

理論上、2018 年 1 月 1 日から 2015 年刑法は有効となったため、2018 年 1 月 8 日に開催された第一審の判決は 2015 年刑法に基づくこととなる。しかし、刑法（100/2015/QH13 号法律）、刑事訴訟法（101/2015/QH13 号法律）、刑事捜査機関組織法（99/2015/QH13 号法律）および暫定留置執行法（94/2015/QH13 号法律）の施行に関する国会の 41/2017/QH14 号議定第 2 条 e 項には、「経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害をもたらした罪」（1999 年刑法第 165 条）は 2018 年 1 月 1 日以前に発生したが捜査・起訴・公判が終わっていない場合、1999 年刑法が適用されると規定している。そのため、第一審は 2018 年 1 月 8 日に行われたが 1999 年刑法に基づき、判決が下された。

他方、1999 年刑法の適用は新法律の適用時にあたる問題を避けることができる。PVN 汚職事件の審議は大規模事件である上、被告人 **Trinh Xuan Thanh** の逃亡により、1 年間も遅延された、国内国外の関心が非常に高い事件であるため、早期に解決すべきという圧力もあり、結果として、起訴から判決までわずか 14 日間で処理された。

4. PVN 汚職事件を巡る議論

国内マスメディアでは、PVN 汚職事件はベトナム反汚職運動の勝利として報じられているが、本件を巡って国際社会では 2 つの議論が引き起こされた。まず、訴訟記録などが合計 1 万 8 千頁を超える資料を有する大規模事件であるが、刑事裁判が終わるまでの期間は非常に短かったことである。ベトナム弁護士連合会（VBF）附属新聞によると、2017 年 8 月 9 日から 12 月 8 日までに **Trinh Xuan Thanh** の刑事弁護人としてハノイ市弁護士会の弁護士が 3 人選任された（BH 2017）。同年 12 月 28 日までに **Trinh Xuan Thanh** は 9 人の私選弁護人を選任している（Lao Dong News 2017）。起訴状が公開されたのは 2017 年 12 月 25 日であったことも考えると、第一審までに弁護人は物証と人証を実質的に検討する時間は長くても 12 日間だけであった。そのような短期間で大量の訴訟記録などを読み通し、被告人のために有力な答弁を準備する困難性は容易に想像できる。そのため、2018 年 5 月 1

日、第一審の開始日の3日前に、Trinh Xuan Thanh との面談後、2人の弁護士は、事件を十分に検討する時間および証拠を収集する時間が足りず、被告人を弁護できないという理由で辞任している（Lao Dong News 2018）。同年5月7日に開かれた控訴審でも開始から判決までわずか7日間であった。1999年刑法を適用することは、新法を適用することにあたって複雑さをある程度削減する効果があるが、弁護人には十分に事件を検討する時間が与えられていないことは否定できない。

二つ目は、被告人 Trinh Xuan Thanh の出頭を巡る議論である。2016年6月末、Trinh Xuan Thanh は警察が捜査発表する前に、逃亡した。Trinh Xuan Thanh の逃亡は事件捜査に影響を及ぼし、事件の起訴は中止せざるを得ない状況になった。2016年9月16日にベトナム政府が国際刑事警察機構（Interpol）の協力を得て、国際指名手配となってから約1年後、Trinh Xuan Thanh は出頭した。2017年7月31日に公安省は、Trinh Xuan Thanh の出頭を発表した（Tuoi Tre News 2017d, VnExpress News 2017）。特に同年8月3日にベトナム国営テレビ放送局（Vietnam Television = VTV）は、容疑者 Trinh Xuan Thanh の出頭に関する自白動画を放映した（VTV News 2017, VnExpress News 2018）。一方、ドイツ政府はベトナム政府がドイツに滞在許可を申請していた Trinh Xuan Thanh を拉致したと指摘し、ベトナム人外交官を追放した（German Federal Foreign Office 2017）。結果として、これがベトナム・ドイツの両国関係に亀裂を生じさせたのであった。今日に至るまでにベトナム側は Trinh Xuan Thanh の逃亡路線および帰国路線について明確な説明を発表していない。Trinh Xuan Thanh は本件だけではなく、国内では様々な経済犯罪を起こしており、彼に対する追起訴は現在も続いている。実際に、Phu Tho 省エタノール工場建設事業における不正行為に関する公判は現在でもまだ終決していない。また、ベトナム法律上、海外逃亡およびそれに協力する行為は犯罪であるため、その罪に関する別の公判が開かれる可能性もある。

5. マスメディアの貢献

PVN 汚職事件においてマスメディアの活動は明確である。過去の事件から見られる捜査・公判過程を報じる伝統的な情報伝達役割以外に、事件の摘発および国内の世論を誘導するマスメディアの役割は重要であったと言えよう。

まず、この事件の摘発は、2016年5月末に様々な新聞に投稿された青色ナンバープレート（公用車専用）の高級車を巡る記事から始まった。当時、新聞記事は運輸・輸送の分野に分類され、規制外の車両に青色ナンバープレートを発行することは違法かどうかという質問を巡る内容であった。疑惑対象になったトヨタ「レクサス」は、当時ベトナムでは50億ドンで発売されていた。所有者は **Trinh Xuan Thanh Hau Giang** 省副主席であった。

しかし、公用車に関する首相の第105/2004/QĐ-TTg号決定（施行日：2004年6月8日）第7条によると、第一級行政区の人民委員会副主席が使用する車の購入可能価格の制限は最大7億ドンまでと規定されていた。特に **Hau Giang** 省は経済的に困難な地域であったため、高級車を購入すること自体は不合理であった。その点に注目した新聞記者は調査を行い、それは公用車ではなく **Trinh Xuan Thanh** 副主席の私物であることを明らかにした。もともと個人所有の車に対し公用車専用青色ナンバープレートを発行することも違法であるが新聞社は **Trinh Xuan Thanh** 副主席がどのように高級車を購入したかと疑問を挙げた。同年6月3日に新聞記者は **Trinh Xuan Thanh** 副主席の資産と彼が以前取締役会長を務めていたPVCの損失と関連させ、**Trinh Xuan Thanh** の異常な昇進の速さに対する皮肉も含めて新聞記事を投稿した（T.S. - M. H. 2016）。**Trinh Xuan Thanh** の高額な財産および例外的な昇進経歴（図5-4）に対する疑問は市民の関心を集め、政府を動かした。

図 5-4 Trinh Xuan Thanh の昇進経歴



出典：T.S. - M. H. (2016, p.21) をもとに筆者作成

Trinh Xuan Thanh の昇進を巡って、2016 年 12 月 1 日に中央監察委員会は中央行政機関から Hau Giang 省の地方行政機関の職員 7 人に対し戒告および訓告処分を政治局および書記局に提案した (Central Inspection Commission of Communist Party of Vietnam 2016)。共産党中央委員兼中央組織委員副会長と共産党中央委員兼 Hau Giang 省共産党委員長 (当時) は戒告処分決定を受け、共産党人事委員兼内務副大臣は訓告処分決定を受けることになった。また、Trinh Xuan Thanh の不正昇進に主な責任を負うべきとされた Vu Huy Hoang 工商大臣 (当時) は任期満了にもかかわらず役職を取り消す処分を受けることになり、これはベトナム史上初の出来事であった⁸⁸。

マスメディアによる世論誘導は Trinh Xuan Thanh の出頭に関する新聞記事から見られる。特に国内と海外の新聞記事を読み比べると、報じられる内容の差は明確である。図 5-5 を見ると海外新聞はベトナム側に対するドイツ政府の拉致指摘および独越関係に対する影響を巡って展開されていることがわかる。

一方、全ての国内新聞は Trinh Xuan Thanh が出頭したと報じている (図 5-6)。むしろ、ベトナム国内は公安省の情報に基づき、記事を作成する必要がある。しかし、興味深いことは『VnExpress オンライン新聞』の見出しには Trinh Xuan Thanh の出頭は「 ” 」で囲まれている。ベトナム『中学校 2 年国語』教科書によると、「 “ ” 」または「 ” 」記号は

⁸⁸ 国会常任委員会の第 344/NQ-UBTVQH14 号議定 (日付：2017 年 1 月 21 日) および首相の第 106/QĐ-TTg 号決定 (日付：2017 年 1 月 24 日) に基づく。

①直接引用、②特別な意味および皮肉な意味、③作品の名前という 3 つの解釈がある (MOET 2011, p.142)。この場合、新聞記者が意図的に出頭を「"」の中に入れることは、皮肉の意味を表しているとして解釈することができる。つまり、正式の情報は「出頭」とはいえ、新聞記者の中にもその情報の正確さについて疑問を持っている者がいたのであろう。

図 5-5 Trinh Xuan Thanh の拉致事件を巡る海外新聞記事 (『Vietjo』、『朝日新聞』、『The Guardian』、『BBCNews』、『Reuters』)



出典 : VIETJO 2017, 鈴木 2017, Connolly 2017, BBC News 2018, Borgfeld 2018

図 5-6 Trinh Xuan Thanh の出頭に関する国内新聞記事



出典：VTV News 2017, Tuoi Tre News 2017d, Tran Thuong 2017, Ba Do 2017（ベトナム語版）, VnExpress News 2017（英語版）

ドイツ側の指摘に関してはベトナム外務省の回答が報じられているが、拉致指摘および拉致事件の公判に関する具体的な情報はほぼ記載されていない。記事には拉致事件を「Trinh Xuan Thanh に関する交渉」と省略すると同時に Trinh Xuan Thanh の犯行を強調す

る傾向が見られる（図 5-7）。ドイツでの裁判所およびドイツ政府の指摘を詳しく記載せず、Trinh Xuan Thanh に対する捜査および公判を続けて投稿することで、市民の注目を Trinh Xuan Thanh の犯行に集めることができたのではないかとと思われる。そして、Trinh Xuan Thanh らの犯罪に対する市民の関心および怒りは事件の解決を推進させた効果があると言える。しかし、議論となる点もいくつか残されており、独越関係に悪影響をおよぼしたことは明らかである。2021 年現在でも、Trinh Xuan Thanh に関わるもう一つの事件の公判は終わったばかりという事実を考えると、今後、ベトナム政府はそれらの議論に対する正当性を有した答えを発表することが望まれる。

図 5-7 ドイツ政府の批判とベトナム政府の返答に関する国内新聞記事



出典：Quynh Trung 2017；D. Ngoc 2018；Vu Han 2017；筆者翻訳

第4節：MobiFone 会社の株式売却事業における政治腐敗事件（ハノイ市

高等人民裁判所判決 2020 年 7 月 27 日付）

本件は国営企業 MobiFone 通信総公社（以下 MobiFone 公社）の経営多角化のための株式売却事業における政治腐敗事件公判当時においてベトナム司法史上最も深刻な政治腐敗事件と言われている。また、事件内容は、任期満了した大臣と現役大臣が同時に収賄罪で起訴され、賄賂金額が 1 兆 437 億 VND（約 6.7 億円）を超えた大規模政治腐敗事件である。事件の流れは図 5-8 の通り。

図 5-8 MobiFone 会社の株式売却事業における政治腐敗事件の経緯



出典：GIV 2020b; Ha Nhan 2019a-g; Thai Son & Vu Han 2019; Thanh Hoang 2019 をもとに筆者作成

第一審はハノイ市人民裁判所にて審議され、公共投資資金の管理と使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪（2015 年刑法第 220 条）、収賄罪（2015 年刑法第 354

条)と贈賄罪(2015年刑法第364条)で被告人14人が起訴された。第一審には、最高人民検察院の代表検察官と特別派遣検察官を含む検察官3人、被告人の権限を保護する弁護士41人が参加し、史上最大の規模とされている。また、最も注目すべき点は、任期満了した元大臣が現役時代に行った犯罪を歴史上はじめて裁くという点である。ベトナムでは、定年になったら責任が問われないという暗黙のルールがある。したがって、定年直前の時期は大きく儲けるチャンスになるという考え方を生み出していると言える。この事件はその暗黙のルールを破り、Nguyen Phu Trong 主席の「禁止領域なき」スローガンを改めて証明した。

1. 政府監察院 (GIV) の内部調査結果

この株式売却事業は国営企業と民間企業との株式売却時に発生した政治腐敗事件である。売り手は民間企業である Audio Visual Global 株式会社 (以下、AVG 会社)、買い手は国営企業 MobiFone 公社である。

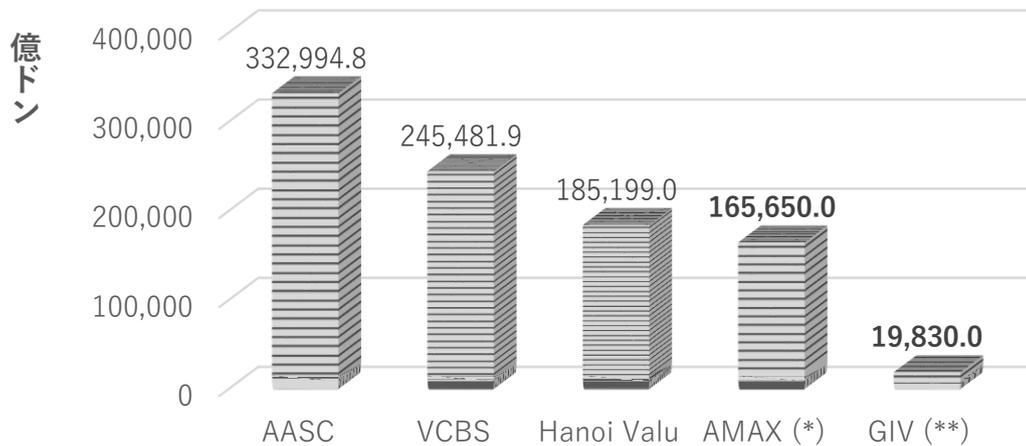
MobiFone 公社は情報通信大臣の決定に基づき、設立された公社であり、資本金は国が全額出資し、情報通信省の指導および監督を受けている⁸⁹。政府の公有企業経営多角化の方針に基づき、MobiFone 公社は放送業に進出する方針を決定し、AVG 会社理事長の提案により、競争手続きなしで売却対象会社として AVG 会社を選定した。AVG 会社は有料放送サービス提供者として 2008 年 8 月 15 日に設立された。設立後の経営状況は順調ではなく、2015 年の時点では経営不振の事態に直面した (GIV 2020b, pp.2-3)。しかし、情報通信省に提出した MobiFone 公社の報告書では AVG 会社の財政状態や経営成績は毎年上がりつつあると偽造報告がなされていた (GIV 2020b, p.3)。

また、株式算定に関しては Vietcombank 証券株式会社 (VCBS)、ハノイ・ホーチミン市価値算定有限会社 (Hanoi Valu)、AASC 監査法人 (AASC) と AMAX 算定コンサルティング

⁸⁹ MobiFone 通信総公社定款第 6 条、第 8 条、第 20 条に基づく。

ング会社（AMAX）が担当した。AVG 会社を算定する際、AMAX は純資産方式⁹⁰、残りの 3 社は DCF 方式⁹¹を採用した（図 5-9）。MobiFone 会社は AMAX の結果を採用し、それに基づき、AVG 会社と交渉し、95%株式を 8 兆 8898 億ドンで売却することを合意した。

図 5-9 AVG 会社に対する株式評価結果



(*) MobiFone 会社が最終的に評価した算出結果

(**) AMAX の算出結果に基づき、政府監察官が換算した評価額

出典：ベトナム政府監察結果(GIV 2020b, pp.10-11)をもとに筆者作成

政府監察院(GIV 2020b, pp.10-11)は株式算定を担当した 4 つの会社に対し、信頼できる算定根拠不足と判断し、価格法⁹²第 42 条に違反したと指摘している。特に、政府監察院によると、AMAX の算出結果には、「13 兆 4480 億ドン相当の貸借対照表外無形資産」と算出しているが算定根拠資料は偽造であり、根拠がないとし、AVG 会社の 95%の株式の売却価値を 8 兆 8898 億ドンで合意した MobiFone 会社の行為は 7 兆ドン以上の損失を及ぼしたと結論付けた(GIV 2020b, p.4)。また、MobiFone 会社の売却金額 100%を自社で出資する決

⁹⁰ 純資産方式とは会社の貸借対照表の純資産額に基づいて企業価値を評価する企業価値評価方法の一つ。

⁹¹ DCF (Discounted Cash Flow) 方式とは会社の将来生み出す価値を割合換算し、現在価値を算出する企業価値評価方法の一つ。

⁹² 2013 年 1 月 1 日に施行された第 11/2012/QH13 号法律。

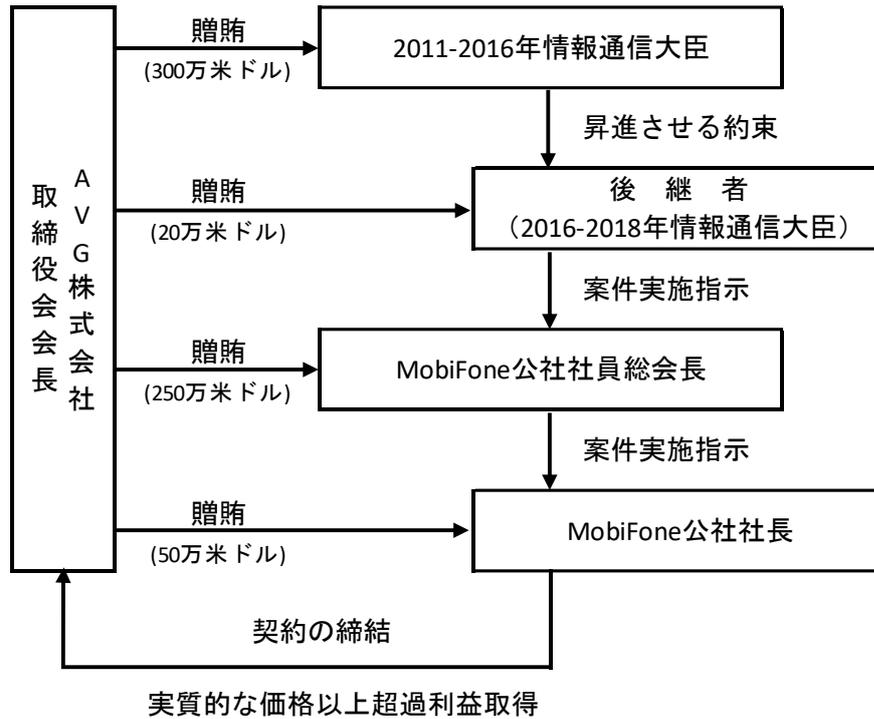
定は、国が 100%出資という意味であり、情報通信省に報告した情報（30%出資：70%借金）と異なる。さらに、投資事業実施費用を通信業務管理費用の項目に入れることによって、13 億ドンの企業所得税金の損失を及ぼしたと指摘している(GIV 2020b, p.6)。要するに、この売却事業は、売り手である AVG 会社の株主に約 7 兆ドンの不当利得を与え、買い手である MobiFone 公社および国にそれ以上の損失を与えたのである。

2. 主な犯罪者の犯行および刑罰

政府監察院の監察結果から、自社の経営状況がよくないことを認識しながら株式を高く売却するために、2015 年の始まりごろに AVG 会社の取締役会 Pham Nhat Vu 会長は、事前に MobiFone 公社の投資事業に決定権を握っている人物と連絡した。まずは、公社の投資方針に強い影響力を有している当時の Nguyen Bac Son 通信情報大臣と Truong Minh Tuan 副大臣、そして、MobiFone 公社の社員総会 Le Nam Tra 会長と Cao Duy Hai 社長に連絡した。Pham Nhat Vu は偽造資料および算定評価の水増しなど株式売却を推進する約束の代価として Nguyen Bac Son、Truong Minh Tuan、Le Nam Tra と Cao Duy Hai に賄賂を贈った。

Pham Nhat Vu の提案の通り、Nguyen Bac Son 通信情報大臣は AVG 会社を売却会社に指名し、株式売却の可決および契約の締結を進めた。しかし、Nguyen Bac Son 大臣は 2016 年に任期満了を迎えることになり、事業を円満に進行させるためには、後継者の合意も必要になる。そこで、同大臣は当時副大臣であった Truong Minh Tuan に後任者として推薦することを約束した。Nguyen Bac Son の指示に従い、Truong Minh Tuan は MobiFone 公社と AVG 会社との株式売却事業を国家機密に分類し、非公開とするとの決定をした。それと同時に、MobiFone 公社の取締役会会長および社長は Nguyen Bac Son 大臣の命令に基づき、AVG 会社の不当な契約条項に合意し、その株式売却事業実施を推進した。Pham Nhat Vu は株式売却後、Nguyen Bac Son らに約束通りに賄賂を贈った。

図 5-10 被告人の関係および汚職行為



出典：Ha Nhan (2019f), Thanh Hoang (2019)の新聞記事をもとに筆者作成

第一審では、被告人らは自らの犯罪を認め、積極的に自白したうえ、不当利益を返還した。被告人らの積極的な態度は減刑事由として考慮された。第一審はハノイ市人民裁判所で行われ、2019年12月28日に判決が下され、14人が有罪判決を受けた。そのうち9人は減刑を嘆願する目的で上告した。控訴審は2020年4月23日にハノイ市高等人民裁判所で開催され、元情報通信大臣であった被告人 Nguyen Bac Son 以外、他の被告人の刑は減輕処分となった（図 5-5 参照）。

表 5-5 PVN 政治腐敗事件における犯罪と刑罰

順	被告人	逮捕時の職位	罪名と求刑			第一審の判決	控訴審の判決
			① 2015年刑法 第220条 (公共投資資金の管理 と使用に関する規定 に違反して重大な被 害を引き起こす罪)	② 2015年刑法 第354条 (収賄罪)	③ 2015年刑法 第364条 (贈賄罪)		
1	Nguyen Bac Son	情報通信大臣 (2011-2016年)	懲役16年	終身刑		終身刑	第一審判決維持
2	Truong Minh Tuan	情報通信大臣 (2016-2018年)	懲役6年	懲役8年		懲役14年	上訴権放棄
3	Pham Dinh Trong	情報通信省企業管理局長	懲役5年			懲役5年	上訴権放棄
4	Le Nam Tra	MobiFone公社社員総会長	懲役7年	懲役16年		懲役23年	懲役20年
5	Cao Duy Hai	MobiFone公社社長	懲役4年	懲役10年		懲役14年	上訴権放棄
6	Phan Thi Hoa Mai	MobiFone公社社員総会委員	懲役2年6ヶ月			懲役2年6ヶ月	懲役12ヶ月
7	Ho Tuan	MobiFone公社社員総会委員	懲役2年6ヶ月			懲役2年6ヶ月	懲役12ヶ月
8	Pham Thi Phuong Anh	MobiFone公社副社長	懲役2年6ヶ月			懲役2年6ヶ月	懲役12ヶ月
9	Nguyen Manh Hung	MobiFone公社副社長	懲役2年6ヶ月			懲役2年6ヶ月	懲役12ヶ月
10	Nguyen Bao Long	MobiFone公社副社長	懲役2年6ヶ月			懲役2年6ヶ月	懲役12ヶ月
11	Nguyen Dang Nguyen	MobiFone公社副社長	懲役2年			懲役2年	懲役12ヶ月
12	Vo Van Manh	AMAX算定コンサルティング会社社長	懲役3年6ヶ月			懲役3年6ヶ月	上訴権放棄
13	Hoang Duy Quang	AMAX算定コンサルティング会社北部支店長兼算定人	懲役3年			懲役3年	懲役14ヶ月
14	Pham Nhat Vu	AVG株式会社取締役会会長			懲役3年	懲役3年	上訴権放棄

出典：Ha Nhan (2019 f, g)をもとに筆者作成

3. マスメディアおよび NGO の貢献

NGO の疑念から事件摘発

上述したように株式売却における不正行為を隠蔽するために、被告人らは取引を国家機密として処理し、詳細情報を公開することを否定した。しかし、この動きから不審の念を抱いたベトナム金融投資家協会（以下、VAFI）がホームページに疑問を投げかけた。VAFIによると、AVG 会社は民間企業であり、営業分野も国家機密および国家安全にかかわる職業ではないため、関連取引を完全に内密にする必要がない。一方、国が株式を 100% 保有する MobiFone 公社は経営情報を公開する義務がある。そのため、MobiFone 公社は株式売却価格を非公開とすることは国有企業の情報公開制度の違反であると指摘している。VAFI に対する疑問はその後、10 件以上のオンライン新聞に報じられた。『Tuoi Tre オンライン新聞』、『Tien Phong オンライン新聞』、『VnExpress オンライン新聞』などオンライン大手新聞、『Bao Ve Phap Luat オンライン新聞』⁹³という法律分野のオンライン新聞から『Dau Tu Chung Khoan オンライン新聞』⁹⁴や『Kinh Te Viet Nam オンライン雑誌』⁹⁵など経済分野のオンライン新聞まで幅広い分野で報じられ、世間の注目を集めていた。

マスメディアにおける情報公開

他の様々な事件と同様、政治腐敗事件においてマスメディアの情報発信の役割および市民からの注目を集める力は否定できない。不正行為に対する疑問が挙げられた時から控訴審の終結までオンライン新聞だけでも 200 件以上の関連記事が掲載された⁹⁶。特に

⁹³ 『Bao Ve Phap Luat オンライン新聞』（法律厳守オンライン新聞）はベトナム最高人民検察院附属オンライン新聞である。

⁹⁴ 『Dau Tu Chung Khoan オンライン新聞』（株式投資オンライン新聞）は『Dau Tu』新聞（投資新聞）の株式市場に関わる専門紙であり、計画投資省の附属機関である。

⁹⁵ 『Kinh Te Viet Nam オンライン雑誌』（ベトナム経済オンライン雑誌）はベトナム経済科学協会附属オンライン新聞である。

⁹⁶ 2021 年 3 月に Google 検索エンジンを通じて筆者が集計した。

YouTube.com のような動画にも放映され、公判の様子が映されている動画がより多くの市民に共有されており、同時に視聴者のコメントも自由に寄せられるようになった。例えばベトナムマルチメディア総公司（Vietnam Multimedia Corporation = VTC）の YouTube チャンネル『VTC NOW』にアップロードされた第一審の様子は誰でも自由に観ることができる。その動画は第一審当日から 2019 年 12 月 30 日 までの 14 日間で 100 万人以上に観られ、440 コメントが寄せられた。その中で、当事者や政府に対する支持のコメント以外に、政府に対する批判的なコメントが全体の 2 割ほどを占め、表 5-6 にあるように極端に批判的なコメントも消されずそのまま残っている。

表 5-6 市民の政府に対する批判コメント内容

	コメント (ベトナム語)	和訳
積極的なコメント	Đấu tranh với tội phạm có trình độ cao sự thông hiểu về pháp luật cũng như hành vi phạm tội đã có sự chuẩn bị từ trước rất khó. Đòi hỏi cơ quan điều tra phải thật chặt chẽ mới luận được tội. Tội thì rõ ràng ai cũng biết, nhưng để thành tội danh còn cả 1 quá trình.	専門知識および法律知識を持ち、事前に計画を立てた犯罪行為と闘うことは難しい仕事です。捜査機関は慎重に捜査しないと罪過をあげき訴えることができないのでしょうか。罪は明確であっても法律上有罪と判決することは長い時間がかかることです。
	Nghe bác chủ tọa bất lập luận không biết của ông Sơn mà mát lòng mát dạ! Không biết gì mà làm được bộ trưởng?	Son 氏の言い訳に対する裁判官の反論を聞いて満足です。そもそも何も知らなくても大臣になれますか？
	Hiện nay Đảng, Nhà nước đang tích cực phòng, chống tham nhũng	現在、党と政府は積極的に汚職・腐敗と闘っています。
	Ngoan cố lắm, đen cho mày khi tham nhũng vào đúng thời của bác Trọng	頑固ですね。しかし、Trong 氏の任期中に汚職に関与したのは運が悪いですね。
	Loài sâu bọ làm nghèo đất nước. Phải loại trừ.	国に損害を与えた悪い虫は排除する必要があります。
	Từ hình vì hậu quả nghiêm trọng ,tôi cương quyết yêu cầu cơ quan tòa án và vksnd nghiêm minh lấy lại uy tín cho đảng cho nhà nước	重大な被害をもたらした罪は死刑が必要です。裁判所および人民検察機関は厳格に検討し、党および政府の権威を取り戻すことを求めます。
	Xử nặng làm gương cho người khác. Nếu 3 triệu đô mổ tìm được bao nhiêu trẻ ,xây được bao nhiêu ngôi nhà cho dân nghèo ,bao nhiêu chiếc cầu.	人々の教訓とするために、厳格な処罰が必要です。300 万米ドルはたくさんの子供が心臓移植手術を受けることができる、たくさんの経済的に困難な人に家を建ててあげられる、たくさんの柱が立てられるでしょう。
批判的なコメント	Bộ trưởng 3 triệu thù tướng gấp 3	(賄賂金について) 省の大臣が 300 万米ドルなら首相はその 3 倍でしょう。
	Sai từ trên xuống dưới ai khổ ... chỉ có dân khổ thôi	トップからおかしいです。誰が一番苦しんでいるのか...それは市民です。
	Sao không bao đưa 3 triệu do cho anh phúc	その 300 万米ドル (賄賂金) をフック氏(ベトナム首相)に渡したと告発したらどうですか？
	SAO LÚC CÒN LÀM BỘ TRƯỞNG THÌ KO BẮT NHÌ ???	なぜ在職の時に逮捕しなかったのですか？
	tổng Chông còn ăn đữ nữa... Ko thấy hấn giữ 2 chức vụ ko cho ai làm à	チョン党書記長はもっと (賄賂を) もらっているぞ。自分で同時に 2 つの重要な役職を握っているでしょう。
	Chế độ này có vẻ thích tham nhũng hay sao mà đối với tội tham nhũng lại xử nhẹ thế?	この制度は汚職が好きなの？でないとなぜ汚職に関してこんなに軽く処分していますか？
	Việt nam rất nhiều lãnh đạo tài, và điểm chung là tài tham nhũng.	ベトナムには優秀な政治家がたくさんいる。彼らの共通点は汚職する才能があることです。

出典：VTC Now (2019)をもとに筆者翻訳

これまで考察した事件はベトナムの汚職・腐敗との闘いにとって重要な意味を持っている代表的な事例である。Tran Du Chau 事件の公判の時、司法制度がまだしっかり制定されていなかった建国初期かつインドシナ戦争の激しい時期という特殊な状況である 1950 年代に発生した。そのため、今日のベトナムの汚職・腐敗との闘いにおいて、事件の処理プロセスに関する参考材料になることは考えにくい。とは言え、本件はベトナム建国以来初の汚職事件であり、最高刑罰である死刑の判決が下された。その 2 点はベトナム共産党および政府の汚職・腐敗を取り締まる意志を表すシンボルとして、この数年、国内ではよく取り上げられている。

2003 年に公判された Nam Cam 事件は汚職防止法令および刑法の第 1 回目の法典化（1998-1999 年）以降の初の汚職事件となる。本件は 1990 年代から 2000 年代にかけて、ベトナムの経済発展における社会治安の問題および汚職・腐敗行為に対する職員と市民の認識不足問題を明らかにした。各公務員に対する贈賄額は高額に至らなかったため、公務員は投資、知人・友人・同僚の間の助け合いという普通の行為と贈収賄という犯罪を区別できなかった。結果として、多くは Nam Cam の誘いに乗って、犯罪に巻き込まれた。この事件では、贈賄側のほうが厳格な刑罰が下された。Nam Cam 事件では捜査機関とマスメディアとの親密な関係が見られ、新聞記者らは豊かな情報にアクセスすることができ、事件の真実を積極的に市民に伝えることができた。しかし、1990 年代から 2000 年代半ばにかけて、ベトナムでは汚職・腐敗を取り締まる専門機関が存在しなかったため、警察と新聞記者の活動以外のアクターの介入や貢献はほぼ見られなかった。

2005 年に汚職防止法が修正され、汚職防止制度が設置されたが次の 10 年間は、反汚職機関の影が非常に薄かった。そして、国内ではいつの間にか汚職・腐敗との闘いにおいていくつかの暗黙のルールができてしまった。その中で深刻であったことは、反汚職における高官が裁かれない「例外領域」と定年になったら過去の罪に対する責任は追及しない「安全な着陸」があるということである。それらの暗黙のルールを破ることは 2016 年に発足したベトナム政府の反汚職運動の有する意義であろう。その第一歩は新内閣の発足以降に公

判されたベトナム国営石油ガスグループ（Vietnam Oil and Gas Group = PVN）における汚職事件である。本件では、戦後初めて在任中の交通運輸大臣が汚職関連罪で起訴され、懲役13年という重刑に処された。この事件は汚職・腐敗を取り締まる政府の政治的意志を示し、Nguyen Phu Trong 書記長の述べた「例外領域なき反汚職運動」を証明している。この事件はマスメディアによる市民の意見を求めるいい例として、ベトナムマスメディアの活動をさらに活発化した。

最後に MobiFone 会社の株式売却政治腐敗事件では、定年になった元情報通信大臣が現役情報通信大臣と並び処罰された。本件は汚職・腐敗犯罪に対する捜査結果がより詳しく公開されており、重要な意味合いがある。それは、犯罪者は事件における不当利益を全額返済することを自ら提案したことである。結果として、国は損失した資金をすべて回収することができた。同時に犯罪者の素直で協力的な態度は刑罰が減刑へとつながった。この件は自らの罪を後悔し、積極的に償おうとする犯罪者に対する政府の寛大な処遇を表している。本件は、汚職・腐敗関連事件に新しい前例を作り出したと言えよう。

本章で4つの事件を通じて、ベトナム汚職取締機関の制度の働き方を具体的に考察した。その中で、監察機関の報告書には具体的な犯罪および刑罰を記載しないことがわかり、監察官の責任は組織における不正行為を摘発し、処分を提案する役割を持つことも明らかである。一方、警察と検察官の捜査対象は個人であり、各被告人に対する刑罰を法律に基づき、求刑する。そして、マスメディアは事件の処理過程を市民に知らせ、正しい情報を報道する役割を負っている。このように、複数の機関が同行し、ベトナム汚職取締制度を構築している。

終章

過去から未来へ

ベトナムでは市民と公務員との間の贈収賄行為は日々の生活に深く根を下ろしている。汚職・腐敗行為の結果、国益は大きく損なわれ、様々な場面で社会・経済開発自体が妨げられている。汚職・腐敗と闘うためにベトナム政府は、汚職取締制度の設置、行政制度および法律の定期的な見直し・改正、大規模汚職事件の処理の強化など、幅広い政策を実施している。このような試行錯誤の中で、汚職取締制度が効率的に機能しなかったこともあれば、改善点も見られた。終章では、各章の概要を説明することにより、再度本論文の全体像を整理し、それを基にベトナムの汚職取り組みに対する筆者の考えをまとめる

1. 各章のまとめ

汚職・腐敗の原因や行為の形態は、その国の経済発展の度合い、文化および社会・政治制度の特徴と密接な関わりを持っている。中でも特に政治・社会の構造および風習は、汚職行為に対する市民の関心度および容認度に影響を与え、汚職・腐敗の取り組みを難しくする要因となっている（小山田 2019, pp.263-265）。その点を踏まえて、序章では研究対象国ベトナムの政治制度、汚職・腐敗の現状および汚職・腐敗を助長する主な原因について整理した。その上で、世界銀行（World Bank = WB）、Transparency International (TI)などの国際機関および政府監察院（Government Inspectorate of Vietnam = GIV）、ベトナム商工会議所（Vietnam Chamber of Commerce and Industry = VCCI）とアメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development = USAID）および Toward Transparency などの国内機関のデータに基づき、ベトナムにおける汚職・腐敗蔓延の事実を指摘した。そしてその原因として、（1）低賃金などからくる経済的困窮、（2）贈答の風習といった文化的土壌、（3）効率的な汚職取締制度の欠如といった制度的問題の存在が浮き彫りと

なった。序章の最後には、本論文が汚職取締制度を研究対象としており、主な目的はベトナム汚職取締制度の全体像を描出し、その問題点を検討することであると明示した。

第一章では汚職取締制度に関する基礎理論を考察した。海外での先行研究の整理・検討を通して、汚職・腐敗と効率的に闘うためには、法制度、政府の汚職取締機関の制度、市民社会組織、マスメディアの参加、そして、政治的なコミットメントとそれを後押しするリーダーの存在が不可欠な要素であることを明らかにした（Rose-Ackerman & Palifka 2016; 小山田 2019）。さらに先行研究で提唱された基礎理論に基づき、ベトナム汚職取締制度の全体像描出のために研究すべき要素が（1）法制度、（2）汚職取締機関の制度、（3）マスメディアおよび市民社会組織の参加であることを確認した。しかしこれに対し、ベトナム国内における汚職・腐敗に関する研究の大部分は、法制度関連に集中していた。筆者の調査では、2014年までは法制度に関する研究が主流であり、法制度関連出版物は汚職・腐敗関連書籍の半分近くを占めていた。法制度の次に多かったのは、政府監察院を筆頭とする内部監察制度の役割および活動の効率性に関するものである。また、先行研究のレビューを通して、法制度や内部監察制度の改正について検討し、汚職・腐敗を早い段階で防止するというベトナム政府と国内研究者の主張を明らかにした。これまでの先行研究では、汚職・腐敗という犯罪行為と直接関わっている捜査機関および司法機関の活動と、マスメディアおよび市民社会組織の役割についてはあまり触れられていない。2016年以降の新たな展開に関してもいまだ研究はなされていない。先行研究の整理・検討結果から、本論文の研究方針および研究意義は一層明確となった。以降の章は、過去から現在までのベトナム政府の汚職取締制度およびマスメディアと市民社会組織の活動を全体的に考察することを目的として構成した。

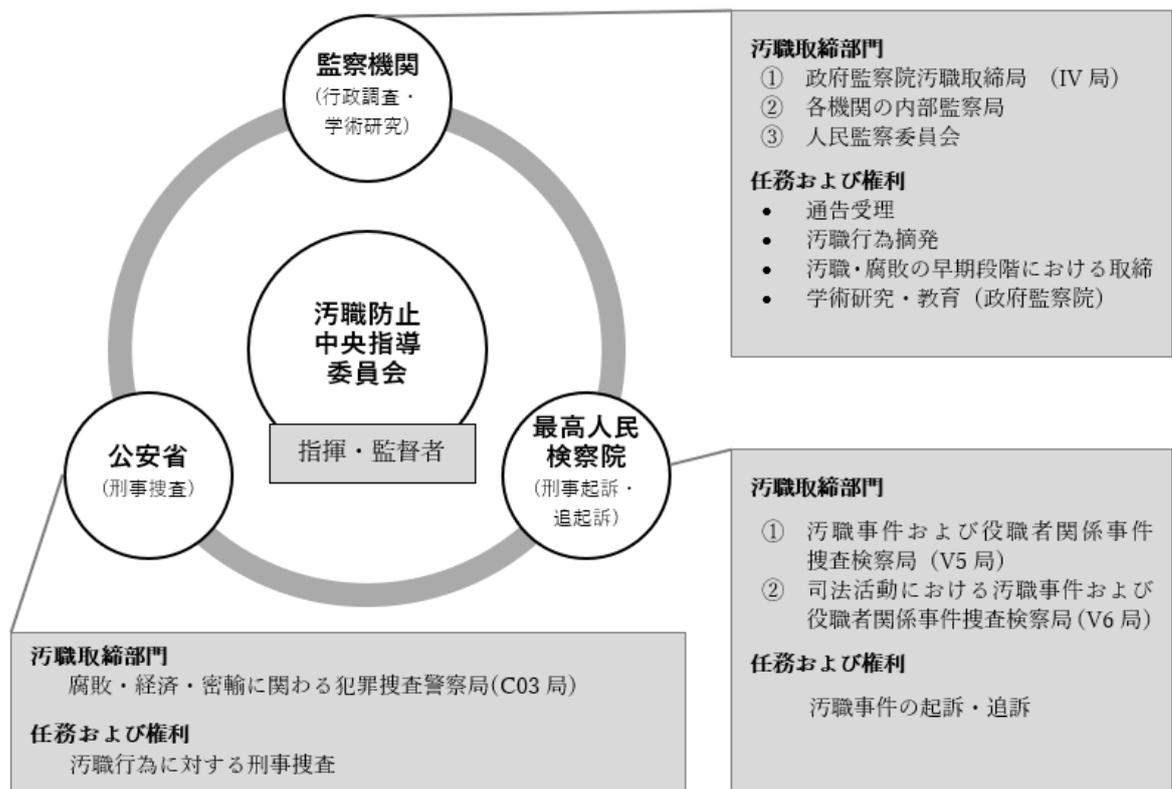
第二章ではベトナムにおける汚職・腐敗概念の変化および法制度の形成を考察した。ベトナムの汚職取締に関する法制度は複数の法律から構成されている。その中でも基本となっているのは汚職防止法と刑法である。汚職防止法は汚職・腐敗行為の「形」を定めており、犯罪を事前に防止するために制定されている。一方、刑法はすでに発生した汚職・腐

敗行為を対象としており、汚職罪の成立条件および「罰」を定めている。刑法の3次にわたる法典化（1985年、1999年、2015年）と汚職防止法の3次にわたる法典化（1998年、2005年、2018年）を経て、汚職・腐敗行為の定義が確立されていった。当初、汚職行為の定義は贈収賄行為と横領行為に限定されていたが、今では職権濫用行為にまで拡張され、公有部門に限らず民間部門における汚職行為についても法律の規定がある。また、汚職・腐敗行為の通告手順および情報提供者の保護については、告訴告発法、不服申立法および市民接遇法がある。このように、ベトナムは汚職・腐敗と闘うためのある程度充実した法律制度を整備することに成功したが、法律の規定する条件に当てはまる事案について実際に法執行の効率性は低く、まだ政府が期待する水準には達していない。特に不正な蓄財の犯罪化に関しては、いまだ論争が続いている。また、情報提供者の保護制度については、執行に関するいくつかの課題が残存している。中でも、技術的問題および恒常的な資金不足はベトナム政府が最も頭を抱えている問題である。

汚職防止法はベトナム汚職取締機関の設計および機能を規定している。ベトナム汚職取締機関の制度自体は、汚職防止法が制定されるずっと以前の1945年に存在していたことを第三章で説明した。過去の法的文書によれば、建国初期（1945-1949年）には包括的な権限を有する不正行為取締機関が設置され、今日のベトナムにおける内部監察制度の土台が形成されている。それは現代の汚職取締機関の理想的な形式を具備していたが、設立当時はベトナム戦争の時代であり、資金・人材の不足から順調には機能しなかった。結果として当該機関は、1949年以降、事件捜査および起訴に関する機能を他機関に移管し、書類調査機能のみを有する監察機関となったため、1980年代に汚職・腐敗行為と効果的に闘うことができなかった。2005年に汚職防止法の第2次法典化に伴い、ベトナムは新たな汚職取締機関の制度を定めた。この制度は複数の機関に機能を振り分け、これらの機関が共同して汚職の取締に当たるよう設計されていた。具体的には、不正行為を摘発し、早い段階で防止する政府監察院（GIV）、刑事捜査権限を有する公安省および刑事事件の起訴権限を有する最高人民検察院においてそれぞれ汚職取締専門部署が設置された。

第三章での説明を踏まえると、各機関の汚職取締専門部署とその機能は下記の図 6-1 にまとめられる。ベトナム政治制度において、政府監察院、公安省および最高人民検察院は水平的な組織間の関係を有しているため、互いに権力行使を抑制し、均衡をとることが期待されている。そして、汚職取締機関の制度を全体的に監督し、指導するのは汚職防止中央指導委員会（CSCA）である。CSCA は 2005 年に政府附属機関として設置され、首相の指導を直接受けて機能していたが、2013 年から共産党の下に移した。2016 年の「Dot lo」（焼却炉に火をつける）をスローガンにした Nguyen Phu Trong 書記長の反汚職・腐敗運動の開始に伴い、CSCA の活動は以前より活発化し、大規模汚職事件の処理を積極的に監視するようになった。その結果、この数年間、汚職事件の処理においてベトナム汚職取締機関の制度は目を見張る実績を挙げることができた。ただし、一方で複数の機関が関与していることで捜査情報の漏洩や処理時間の増大などの非効率が生まれている。また、警察官や監察官の収賄行為もまた解決すべき深刻な問題としてある。

図 6-1 ベトナムの汚職取締機関の制度



出典：筆者作成

汚職・腐敗と闘うにはマスメディアおよび市民社会組織の参加が不可欠である。第四章では、マスメディアおよび市民社会組織の活動を考察し、それらの貢献と課題を明らかにした。研究結果によると、ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおいて、マスメディアは実質的に次の3つの役割を担っている。(1) 関連情報を市民に伝達。(2) 汚職・腐敗が行われる現状に対する評価と批判。(3) 汚職・腐敗行為を告発し、ジャーナリストによる調査。本研究はマスメディアとベトナム政府との深い関係を説明し、政府の政治的影響からマスメディアが離れられない現状を明らかにした。政府のメディア管理およびメディアに対する政治的な影響は、ベトナムマスメディアの自由度に関する論争を呼んでいる。ただし、実際の新聞記事を考察すると、ベトナムマスメディアは独自のスタイルで汚職・腐敗行為を批判しており、それらの行為と積極的に闘う意志が読み取れる。特に、技術の進歩に伴って2000年代に登場し始めたオンラインメディアは、ベトナムの汚職・腐敗との闘いに新しい風を吹き込んだ。筆者の研究結果によると、この数年間、オンラインメディアに投稿されている汚職・腐敗関連の記事の数は急増し、警察の収賄行為を記録した動画から大規模汚職事件の公判の様子まで幅広い情報を市民に伝えている。そして、頻繁に汚職・腐敗の関連情報を報じることで、反汚職・腐敗に対する市民の関心度を高めている。さらに、ジャーナリストは自ら積極的に汚職・腐敗行為を調査し、その真実を市民に伝えている。一方で、このようなジャーナリストによる調査記事や汚職疑惑を指摘する記事は慎重に作成される必要がある。なぜなら、情報の誤りや捜査の秘密漏示などの疑いにより、ジャーナリストに対し、罰金、記者証の取り上げといった行政処分にとどまらず、懲役および勾留などの刑罰まで科される事件が実際にあるからである。このような現状から、汚職・腐敗との闘いに取り組むジャーナリストは、一般的な取材能力以外に、法律に対する知識および慎重な姿勢が要求されている。

一方、市民社会組織は公有部門に対する監視役を果たしている。汚職・腐敗との闘いで最も活躍しているのは業界団体である。それらの組織は各業界の専門家として会員の権限および市民の知る権利を代表し、汚職・腐敗の疑いがあればその都度それを指摘している。

例えば、ベトナム金融投資家協会（Vietnam Association of Financial Investors = VAFI）やベトナム科学技術連合（Vietnam Union of Science and Technology Associations = VUSTA）は汚職事件の摘発に貢献している。ただし、市民社会組織に対する政府の管理は比較的厳しい。その厳しい管理は反汚職・腐敗における市民社会組織の貢献を制限している。ベトナムにおける汚職取締を活動目的とする唯一の市民社会組織は Towards Transparency 有限企業（TT）である。TTは2008年に有限企業として起業し、汚職・腐敗に関する研究および汚職・腐敗との闘いに関する公益事業を実施している。TTはあくまで企業であるため、企業法に基づいて運営され、営利活動に対する規制は非政府組織（NGO）の活動と比べて比較的緩い。TTのような社会的企業は汚職・腐敗との闘いにおける市民社会組織の参加の新しい可能性を生み出したのではないかと思われる。

第四章までで、汚職・腐敗と闘うための法制度、政府の汚職取締機関の制度、マスメディアおよび市民社会組織の活動を考察してきた。第五章においては具体的な汚職事件の事例を挙げた。第五章で取り挙げた事件は Tran Du Chau 汚職事件（1950年）、Nam Cam 事件（2003年）、ベトナム国営石油ガスグループ（PVN）における汚職事件（2018年）および MobiFone 公社の株式売却事業における政治腐敗事件（2020年）である。これらは、それら公判は社会に大きな衝撃を与えたベトナムで有名な大規模汚職事件であり、前章までに考察した各アクターの果たした役割および変化を、当該事件の処理プロセスから具体的に読み取ることができる。もっとも、それぞれの大規模汚職事件について下された処分は、ベトナム政府の姿勢の変化をより明確にした。まず、犯罪者への刑罰が厳格化された。2018年の事件の中には、汚職罪により終身刑を科された事例もある。また、事件に関する情報公開度も向上している。汚職・腐敗行為の摘発におけるマスメディアと市民社会組織の貢献は明らかであり、上述したような厳罰化・情報の公開化の動きは今後の汚職・腐敗との闘いにおけるマスメディアと市民社会組織の参加を促進する効果がある。

以上のように、本論文はベトナム汚職取締制度の全体像を描出し、この制度の基礎を作った法制度と重要な役割を果たしている政府の汚職取締機関の機能、そしてマスメディア

および市民社会組織の参加の実態と役割を明確にすることで、解決すべき課題を明らかにした。

2. 過去の教訓

第1章から5章までの考察を土台にして、解決すべき課題として、汚職取締機関の制度的な課題およびマスメディアの活動に対する政治的関与という課題が最も深刻であることがわかる。そして、それらの課題は国際社会からもしばしば指摘を受けている⁹⁷。汚職取締機関の制度的な課題を解決するためには、汚職・腐敗との闘いに必要な権限を包括的に備える取締機関を設置することが一つの有力な方法であるが、実際に権限をひとつの機関に集約させるには時間がかかり、近い将来の実現は難しいと思われる。汚職防止法の立案に参加した N.K 氏は、2018 年に筆者が行ったインタビューに応じて次のように述べている⁹⁸。「ベトナム政府は既に発生した汚職・腐敗行為と闘うよりも、発生する以前の段階でそれらを防止したい。汚職・腐敗行為を訴追することは容易ではなく、また、それらの行為によって損失された財産を回収することも困難であり、大きな問題となっている。それゆえ、2018 年に汚職防止法の改正案を立案する際には、汚職・腐敗行為を防止するための政府による監察制度および資産・所得資産制度の構築に力を注いだ」。また、第4章に説明したように政治的な影響を避けられないマスメディアに対して、真実を公表し正義を実現するに足る程度の自由かつ活発な活動を求めることには限界があると考えられる。

このように制度的な変化がさほど期待できない現状においては、市民の汚職・腐敗に対する認識および容認度などの考え方（マインドセット）を変えることが汚職・腐敗と闘う

⁹⁷ 序章第2節で説明した通り、Heritage Foundation (2021)は、法律の不備と政府の関与と政治的な腐敗はベトナム司法制度を弱らせ、経済的自由の推進に対する最大の障害となっていると指摘している。また、Freedom House (2021)はベトナム政府がインターネットに投稿される内容を厳しく監視するなどマスメディア及び市民の自由発言権を制限していると批判している。

⁹⁸ 2019年8月22日にベトナム国家大学ハノイ校（VNU）法学部で実施したインタビュー。

ための一つの有効な方法と考えられる。汚職・腐敗との闘いにおいて人々のマインドセットが非常に重要な要素として存在すること、ベトナム政府が市民のマインドセットの変化を汚職・腐敗に対する闘いの戦略の中心に据えているということは本論文を通じて明らかになった。市民の高い容認度は汚職・腐敗を蔓延させる重大な要因であるが、その反面、それらのマインドセットの変化は汚職・腐敗を取り締まるための鍵ともなる。ベトナム社会が抱える文化的な要因と市場開放政策のもたらした影響、そして、近年、政府の反汚職運動およびマスメディアの活動強化がもたらした意識の変化は、筆者も過去数年間において実感を有するようになってきている。この変化の過程と今後の希望を以下で筆者の体験を交えながら考えてみる。

汚職・腐敗に対するベトナム市民の容認度の高さ

昔からベトナム人は、知識を与えてくれる教員や命を救ってくれる医者に対して贈答品を通じて感謝の気持ちを伝える習慣を有していたが、その行為自体は自発的なものであり、贈答品も花や手作りのお菓子といった素朴なものが多かった。しかしやがて贈答をすることは義務となり、それに伴って贈答品自体の金銭的価値および贈答品に添えられた現金封筒のほうが重要視されるようになってきた。贈賄行為によって人々は「自分の贈答品を受け取ったから必ず協力してくれる。」という安心感を得るとともに、「助けてもらった恩を多少贈答品などで返すことができた。」という満足感を得ていたのである。このような心理は、ベトナム人の贈賄行為の重要な行動原理となっていると思われる。また、贈答品を差し出された方がそれを拒むことは相手を困惑させることになりかねず、贈賄を拒絶するより受け取る方こそ角が立たず容易であると考えられてきた。贈収賄行為に対しこのような心理・文化的土壌を有するベトナム市民の汚職・腐敗に対する容認度は本来的に高いといえる。

一方、一部の中小企業は、開発の対価として贈賄行為だけでなく制度的な腐敗も容認する必要があるとの考え方を持っており、それは今日に至るまでベトナム社会に根強く残っている。1990年代当時、筆者の母が勤めていた国有企業では、新しい社長の選出に当たり

二人の人物が立候補者した。一人は企業の運営に対し誠実かつ清廉であったが、経営のアジリティ（機敏性）はあまり優秀ではなかった。もう一人は裏で多くの不正行為を行っているとの噂があったものの、企業のために多数の商品を企画開発するなどして利益をもたらしていた。結果、選ばれたのは後者であった。企業の成長、利益追求のためには清廉性よりむしろ汚職・腐敗行為を黙認するという選択をしたのである。

ベトナムではこのような光景は決して珍しいことではない。汚職・腐敗は心理的・経済的な動機から日常的に行われ、市民はそれを慣習として内面化し、特に問題視してこなかった。その結果、汚職・腐敗に抵抗する人々の方がときに差別を受けてしまうような社会として長年継続してきた。筆者の姪（小学校2年生）の例が典型的なものであると言えよう。姪の両親は、「ベトナム教師の日」に個人の名義で担任教師に贈答品を送らなかった。そのことが原因で姪は、それ以降授業で無視され、同じ間違いでも他の同級生より点数が削られて低い成績をつけられるなど、繰り返しハラスメントを受けた。

汚職・腐敗に対する認識の変化

2016年から開始した「Dot lo」反汚職運動について、2017年7月31日に開催された汚職防止中央指導委員会（CSCA）の会議で、Nguyen Phu Trong 書記長は次のように述べている。「炉が熱ければ湿った薪でも燃える。乾燥した薪は真っ先に燃えて、焼却炉全体を熱くする。すべての機関が（汚職との闘いに）加われば外部の人はいなくなり、いかなる個人も無関係ではいられなくなる。そのようになれば、反汚職運動は成功だといえる」。汚職・腐敗との闘いを今後も継続していくためには、政府だけでなくマスメディア、市民社会組織および市民など、社会全体が参加することが重要であることを宣言したのである。

汚職・腐敗との闘いにおける社会全体の参加を強化することをその方針の中心とする「Dot lo」運動では、定年になった元大臣から現役大臣に至るまで汚職・腐敗に関与した高官が次々と裁かれ、小規模汚職行為も頻繁にマスメディアに取り上げられるようになった。政府高官は反汚職運動の「例外領域」や、定年になったら責任は問われないなどの汚職・

腐敗に関する暗黙のルールを取り去ったこの一連の流れからは、汚職・腐敗との闘いに関する市民の姿勢を変えていこうとするベトナム政府の強い決意が感じられる。

インターネットの発展と新たな常識

インターネットの利用により、汚職・腐敗事件に関する情報は一段と広く公開されるようになった。国内外からアクセスできるデータベースやオンラインメディアの発信する事件関連の情報および当該事件に対する批判は、市民の認識と関心を一変させた。さらに Facebook のようなソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）は、汚職・腐敗について人々が個人的な意見を述べることのできる場となった。汚職事件関連の情報がオンラインメディアで報じられると、SNS の記事の共有を通じて多数の人々が、積極的に調べなくとも受動的に汚職事件関連の幅広い情報を目にすることとなる。この方法でベトナム国内のいくつかの汚職事件に関する情報を知り、筆者と気軽に雑談を交わす友人は最近増えている。

また、SNS 投稿は小規模汚職行為を通告する一つの有効な方法となっている。誰もがスマートフォンを持ち歩いている現在では、いつどんな行為を撮影され、SNS に投稿されるかわからない。その危険を警戒して、医療関係者や教師は、現金はもちろん封筒（現金入り）も受け取ることができなくなっていることを筆者は近年実感している。つまり、少なくとも小規模贈収賄行為は以前のように表立ってはできなくなっており、汚職・腐敗行為に対する市民そして受ける側の認識および常識は確かに変化しつつあるのである。

3. 今後の展望

人々のマインドセットの変化については、かつて同様の課題に直面し、それを乗り越えてきた他国の歴史がひとつのヒントとなろう。以下に、汚職研究を専門とする小山田の経

験談を紹介し、かつて日本に浸透していた増収賄行為がどのように除去されていったのかを考察してみたい⁹⁹。

「私が小学生の時は、毎年盆暮れの時期は、生徒の父兄が担任教師にお中元、お歳暮を送るのは慣習であり、むしろそれをしないことは、子供が不平等に扱われるのではと父兄の心配の種となっていたように思う。ある時、担当教師が生徒全員に「これからお中元やお歳暮は先生に送らないよう両親に伝えるよう。送ってこられても返すことになり、またそれを受け取ったら先生が罰せられることになる。なぜならこれは賄賂を受ける行為として捉えられ、違法だから」と説明し、同時にその通知は生徒の父兄にも学校から直接なされた。そのような連絡は幾度となく繰り返され、数年後にはその慣習は徐々になくなっていった。両親はそれでも最初のうちはお中元やお歳暮はお世話になった人には当然送るべきものと考えていたが、他の父兄と行動を共にするように、次第に送らなくなっていった。そしてむしろ贈答品を送った父兄がルール違反として、後ろ指を指されるようになった」。

ここでのポイントは次の四点にまとめることができる。担当教師から生徒への語りかけによって行われた。(1) 学校から父兄への通知によって行われた。(2) 新しい常識の周知。(3) 教育と周知の反復。そして他の父兄の行動の変化から引き起こされる(4) 連鎖である。(1) から(4) の流れの中で、徐々にこれらの行為が慣習化されていたマインドセットが除去され、あるべき正常な基軸へと修正されていった。「Dot lo」で語られている汚職事件の事例は、教育機関、医療施設、行政機関などの公有部門に圧力をかけて贈答品拒否などの反汚職規則と公務員の規範を自発的に遵守するようはかったものであり、(1) に相当する。そして、贈収賄行為にかかわるなどして公務員の規範に反すると SNS で公開され、業務推進に影響がおよぶことは新しい常識になりつつあり、多くの教育機関や医療施設で贈答品や現金封筒を非慣習化する場面が最近よく見られる。それは、(2)

⁹⁹ 日本は包括的な汚職取締機関を設置していないが 2020 年の汚職認識度指数 (CPI) スコアで世界 19 位であり、汚職が少ない国として位置づけられている。

と（３）が出来上がりつつあるのではないかと思われる。（４）に至るためにはまだ時間を要するであろうが、ベトナム市民のマインドセットが政府の反汚職政策、マスメディアの反汚職活動およびインターネットの発展の力を受けて新たな展開を迎えていることは事実であり、将来的に大きな改善を遂げることは十分に期待できる。

終わりに

本論文は、ベトナムの現在の汚職取締制度の形成および変化を考察し、今後の発展方針を探ることを目的として構成されている。したがって、（１）ベトナムの現在の汚職取締制度はどのように構築されているか。（２）当該制度はどのように機能し、どのような課題に直面しているか。（３）今後、どのような展開が可能であるか。これらの設題に対する答えを探ることが本論文の根幹である。

第１章から第４章にかけて、設題（１）（２）について考察した。結果として、ベトナムの現在の汚職取締制度は①法制度、②政府の汚職取締機関の制度、③マスメディアおよび市民社会組織の参加制度という三つの制度から構築されていることが明らかとなった。①の法制度は、マスメディアおよび市民社会組織を含むすべての機関の活動規範および権限を定めている。②の汚職取締機関の制度は、①にしたがって設置されている。①と②の活動および改正は、③マスメディアおよび市民社会組織の活動を強化している。また、③の参加で市民の意見が伝えられると、それが市民からの圧力となって、①②の変化につながっている。今日ベトナムでは、汚職取締制度の設置および役割分担の整備はある程度進んでいるものの、複数の機関に依存する形態から生じる非効率性および政治的な関与といった問題がまだ見られる。さらに第５章の事例 考察を通じて、ベトナムの現在の汚職取締制度は近年活発に機能して効果を挙げつつある一方で、いくつかの制度的な課題はまだ解決できておらず、制度の全体的な効率性が妨げられているとの結論を導き出した。また、現時点のベトナムでは制度的な改正はまだ期待できないことも本論文を通じて明らかになった。

一方、本論文の考察に通じて、政府機関の活動に頼る以外のもう一つの希望が見えてきた。それは、インターネットおよび SNS の発展により作り上げられたサイバースペースである。そこでは容易に情報の取得や発信ができることから、さまざまな社会的な課題に市民の注目が向くようになり、結果、人々の政治参加を活発にさせるという効果がある（見市、茅根 2020, p.12）。この数年、オンラインメディアの発達はその効果を証明していると言えよう。さらに興味深いことに、2020 年末のベトナムにおけるアクティブな SNS アカウントの数は 7200 万アカウントにのぼり、Facebook や YouTube など海外の企業によって開発されている SNS の利用者が全 SNS 利用者の 90%以上を占めている(Kemp 2021)。また、情報検索エンジンとしてベトナムで最も使われている Google は、アメリカの企業であることからベトナム政府の要求に対する強い裁量権を有している。例えば、2010 年にベトナム政府は特定の言葉を含む検索結果を削除するよう Google 社に要求したが、グーグル社はこれを拒否した（DeNardis（岡部訳）2014, p.290）。要するに、インターネットおよび SNS の発展はサイバースペースを作り上げ、政府がマスメディアのすべてを管理することはもはやできない時代へと転換してきたのである。この転換は、(3) 今後の発展可能性という設題に制度的な改正以外のもう一つの答えを提示してくれる。それは人々のマインドセットの変化を中心とした改善策である。汚職取締制度の大きな改正をせずとも、汚職・腐敗問題に対する市民のマインドセットを変えれば、汚職・腐敗と効率的に闘うことができる。特に現代のベトナム社会では、インターネットおよび SNS の発展がその変化を加速させることが期待できる。むろん、偽造情報や権力エリートによる SNS の悪用などといったサイバースペース特有の問題はある。これらの問題への対応も含め、いかにして市民のマインドセットを継続的に変化させ、サイバースペースの利点を最大限に発揮させることができるかについてはさらなる考察・検証が必要であるが、インターネットの発展およびそれと共にもたらされる市民のマインドセットの変化が、いつかベトナムの汚職・腐敗との闘いに鋭い武器になると期待することはできよう。

参考引用文献

1. 日本語文献

DeNardis L. 【著】 『The Global War for Internet Governance』 Yale University Press, 2014 岡部晋太郎 【訳】 『インターネットガバナンス 世界を決める見えざる』, 河出書房新社, 東京, 日本, 2015年。

VIETJO 「ドイツ政府がベトナムに抗議, 国際指名手配の亡命者を「拉致」」 『VIETJO ベトナムニュース』, VERAC Company Limited, ホーチミン市, ベトナム, 2017年。
<https://www.viet-jo.com/news/politics/170803192949.html>, (参照 2021年5月1日)

ド・マン・ホーン 「ベトナムの経済発展：国家資本主義からクローニー資本主義へ」 『季刊経済理論』 第52巻第2号, 経済理論学会 (JSPE), 東京, 日本, 2015年, 50-63頁。

レ・タン・ギエップ 『ベトナム経済の発展過程』 三恵社, 愛知県, 日本, 2005年。

三木康史 「ベトナムにおける日本の法整備支援について: ビジネスロイヤーとして期待する点」 『ICD NEWS』, アンダーソン・毛利・友常法律事務所, 法務省法務総合研究所国際協力部報 (ICD), 東京, 日本, 2017年, 63-67頁。
<http://www.moj.go.jp/content/001220349.pdf>, (参照 2020年12月20日)

小山田英治 『開発と汚職——開発途上国の汚職・腐敗との闘いにおける新たな挑戦』 明石書店, 東京, 日本, 2019年。

日本外務省=MOFA 「腐敗の防止に関する国際連合条約」, 日本外務省, 東京, 日本, 2017年。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_6a.pdf

木村哲三郎「ベトナム戦争の起源」 『アジア研究所紀要』 第42巻第, 亜細亜大学アジア
研究所, 東京, 日本, 2015年, 1-29頁。

木村富美子, 萩原清子, 堀江典子 & 朝日ちさと「社会的企業の特徴と社会的課題との関
連に関する考察」 『地域学研究』 第45巻第1号, 日本地域学会 (JSRSAI), 茨城
県, 日本, 2015年, 87-100頁。 <https://doi.org/10.2457/srs.45.87>

松谷 亮「ベトナムにおける改正汚職防止法の概要 ～民間企業に要求される対応とは～」
『One Asia Lawyer』, 弁護士法人One Asia, 東京, 日本, 2019年。
[http://oneasia.legal/wp-
content/themes/standard_black_cmspro/img/0461cfe205fcdd50bf25107793145f39.pdf](http://oneasia.legal/wp-content/themes/standard_black_cmspro/img/0461cfe205fcdd50bf25107793145f39.pdf)

樋口清一「変化する出版・読書環境における 「読書推進」 の意義」 『出版研究』 第45
巻第, 日本出版学会, 東京, 日本, 2014年, 97-116頁。

片倉穰『ベトナム前近代法の基礎的研究—『国朝刑律』とその周辺』 風間書房, 東京,
日本, 1987年。

独立行政法人国際協力機構＝JICA「ベトナム社会主義共和国 ソンハウ1石炭火力発電事
業およびその周辺インフラ事業準備調査(PPPインフラ事業)報告書」, 国際協力機
構住友商事, 東京, 日本, 2012年。
[https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=26&method=detail&bibId=100000295
9](https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=26&method=detail&bibId=1000002959), (参照 2021年5月1日)

独立行政法人国際協力機構＝JICA【訳】「ベトナム不服申立て及び告訴告発に関する法
律【Luật Khiếu Nại, Tố Cáo】 (旧法)」 『ベトナム六法』, 独立行政法人国際協力
機構, 東京, 日本, 2021a年。
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_12.pdf (参
照2021年5月1日)

独立行政法人国際協力機構＝JICA【訳】「ベトナム刑法（仮訳）（No.15/1999/Qh10）」

『ベトナム六法』，独立行政法人国際協力機構，東京，日本，2021b年。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_30.pdf（参照2021年5月1日）

独立行政法人国際協力機構＝JICA【訳】「ベトナム刑法（2015年。法，法律番号

12/2017/Qh14による修正及び補充を反映させたもの）」『ベトナム六法』，独立行政法人国際協力機構，東京，日本，2021c年。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_100_2015_QH13.pdf

石塚二葉「ベトナム共産党第13回大会に寄せて [1] 政治路線と人事の見どころ」

『IDE スクエア - 世界を見る眼』，日本貿易振興機構アジア経済研究所，東京，日本，2021年，1-11頁。

荒神 衣美【編】『多層化するベトナム社会』紀伊國屋書店，東京，日本，2018年。

藤永修一「第3章 国際経済学から考えるレント」中村文隆【編】『レントと政治経済学』八千代出版株式会社，東京，日本，2013年，69-92頁。

見市建， & 茅根由佳【編】『ソーシャルメディア時代の東南アジア政治』明石書店，東京，日本，2020年。

鈴木暁子「独，ベトナム人外交官を追放 亡命申請の男性拉致事件」『朝日新聞デジタル』，朝日新聞社，東京，日本，2017年。

<https://www.asahi.com/articles/ASK9R3H5FK9RUHBI00F.html>

2. 英語文献

Asian Development Bank, ADB "Civil Society Briefs: Viet Nam." Asian Development Bank, Viet Nam Resident Mission, Hanoi, Vietnam, 2011. <https://www.adb.org/publications/civil-society-briefs-viet-nam> (Accessed 2 December 2019)

Ahrend, R. "Press Freedom, Human Capital and Corruption." *DELTA Working Paper No. 2002-11*, 2002. <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.620102>.

Aidt, T. "Corruption and Sustainable Development." In Rose-Ackerman, S. and Søreide, T. (eds) *International Handbook on the Economics of Corruption*, vol. 2, Edward Elgar Publishing, Cheltenham, United Kingdom; Northampton, Massachusetts, United State of America, 2011, pp. 3-51.

Abländer, M. S. & Hudson, S. "The Handbook of Business and Corruption: Cross-Sectoral Experiences." First ed., Emerald Group Publishing Limited, Bingley, United Kingdom, 2017.

Bandenhorst, J. A. "Unethical Behaviour in Procurement: A Perspective on Causes and Solutions." *Journal of Business Ethics*, vol. 13 (9), Springer Science+Business Media, Berlin, Germany, 1994, pp. 739-745. <https://doi.org/10.1007/BF00881334>.

BBC News. "Germany Jails Vietnamese Man for 'Cold War' Kidnapping." *BBC News*, British Broadcasting Corporation, London, United Kingdom, 2018. <https://www.bbc.co.uk/news/world-europe-44958530> (Accessed 22 May 2021)

Bertelsmann Stiftung. "Vietnam Country Report." 2020. <https://www.bti-project.org/en/reports/country-report-VNM.html>. (Accessed 15 May 2020).

- Booth, C., Segon, M. & O'Shannassy, T. "Managerial Perspectives of Bribery and Corruption in Vietnam." *The International Review of Business Research Papers (IRBRP)*, vol. 6 (1), Zant World Press, Victoria, Australia, 2010, pp. 574-589.
- Borgfeld, B. "German Court Jails Vietnamese Man for Helping Kidnap Ex-Executive, ." *Reuters*, Reuters news agency, London, United Kingdom, 2018. <https://www.reuters.com/article/us-germany-vietnam-idUSKBN1KF1W0> (Accessed 22 May 2021)
- Brunetti, A. & Weder, B. "A Free Press Is Bad News for Corruption." *Journal of Public Economics*, vol. 87 (7–8), Elsevier Publisher, Amsterdam, Netherlands, 2003, pp. 1801-1824. [https://doi.org/10.1016/S0047-2727\(01\)00186-4](https://doi.org/10.1016/S0047-2727(01)00186-4).
- Buchanan, J. M. "Rent Seeking and Profit Seeking." In Congleton, R. D., Hillman, A. L. and Konrad, K. A. (eds) *40 Years of Research on Rent Seeking 1: Theory of Rent Seeking*, vol. 1, Springer-Verlag Berlin Heidelberg, Berlin, Germany, 2008, pp. 55-68.
- Bui, N. S. "The Confucian Foundations of Ho Chi Minh's Vision of Government/ 胡志明政治思想中的儒學基礎." *Journal of Oriental Studies*, vol. 46 (1), The School of Chinese, The University of Hong Kong, Hong Kong, China, 2013, pp. 35-59, <http://www.jstor.org/stable/43498666>.
- Carr, I. M. & Outhwaite, O. "NGOs Fighting Corruption: Theory and Practice." *Suffolk University Law Review*, vol. XLIV (3), Suffolk University Law Review, Boston, United State of America, 2011, pp. 615-664. <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1739867>.
- CECODES, VFF-CRT, RTA & UNDP "The Viet Nam Governance and Public Administration Performance Index (PAPI): Measuring Citizens' Experiences." A Joint Policy Research Paper by Centre for Community Support and Development Studies (CECODES), Centre for Research and Training of the Viet Nam Fatherland Front (VFF-CRT), Real-Time Analytics,

and United Nations Development Programme (UNDP), Hanoi, Vietnam, 2011-2021.

<https://papi.org.vn/eng/du-lieu-papi/> (Accessed 20 February 2021)

CECODES, VFF-CRT, RTA & UNDP "The 2020 Viet Nam Governance and Public Administration Performance Index (PAPI 2020): Measuring Citizens' Experiences." A Joint Policy Research Paper by Centre for Community Support and Development Studies (CECODES), Centre for Research and Training of the Viet Nam Fatherland Front (VFF-CRT), Real-Time Analytics, and United Nations Development Programme (UNDP), Hanoi, Vietnam, 2021. https://papi.org.vn/wp-content/uploads/2021/04/PAPI_2020_FINAL_REPORT_EN-2.pdf (Accessed 20 February 2021)

Centre for Integrity in the Defence Sector, CIDS "Guides to Good Governance No 3/2015: Anti-Corruption Policies and Agencies." XLIV, Centre for Integrity in the Defence Sector, Oslo, Norway, 2015. <https://cids.no/wp-content/uploads/pdf/7250-DSS-Anti-corruption-GGG-3-skjerm.pdf> (Accessed 29 December 2019)

Connolly, K. "Germany Accuses Vietnam of Abducting Businessman from Berlin." *The Guardian*, Guardian Media Group, London, United Kingdom, 2017.

<https://www.theguardian.com/world/2017/aug/06/germany-accuses-vietnam-of-abducting-businessman-from-berlin> (Accessed 22 May 2021)

Dieu, L., Singh, M. & Boymal, J. "A Conceptual Model to Study the Diffusion of the Internet in Vietnam." *ACIS 2002 Proceedings 2*, Association for Information Systems (AIS), Georgia, United States, 2002.

<https://aisel.aisnet.org/cgi/viewcontent.cgi?article=1102&context=acis2002> (Accessed 22 May 2020)

- Duong, Y. "Corruption in Vietnam: Causes and Culprits." *Politics and culture in Southeast Asia*, vol. 2 (2), Institute for Cultural Relations Policy Budapest, 2015, pp. 20-29.
- Fisman, R. & Golden, M. A. "Corruption: What Everyone Needs to Know®." Oxford University Press, Oxford, United Kingdom, 2017.
- Freedom House. "Freedom on the Net - Vietnam." *Freedom on the net*, Freedom House, Washington, D.C., United States of America, 2021.
<https://freedomhouse.org/country/vietnam/freedom-net/2021> (Accessed 1 May 2021)
- Freillea, S., Haque, M. E. & Knellera, R. "A Contribution to the Empirics of Press Freedom and Corruption." *European Journal of Political Economy*, vol. 23 (4), Elsevier Publisher, Amsterdam, Netherlands, 2007, pp. 838-862.
<https://doi.org/10.1016/j.ejpoleco.2007.03.002>.
- Fritzen, S. "Beyond "Political Will": How Institutional Context Shapes the Implementation of Anti-Corruption Policies." *Policy and Society*, vol. 24 (3), Elsevier Publisher, Amsterdam, Netherlands, 2005a, pp. 79-96. [https://doi.org/10.1016/s1449-4035\(05\)70061-8](https://doi.org/10.1016/s1449-4035(05)70061-8).
- Fritzen, S. "The 'Misery' of Implementation: Governance, Institutions and Anti-Corruption in Vietnam (Chapter 5)." In Tarling, N. (eds) *Corruption and Good Governance in Asia*, Routledge Publisher, New York, United State of America, 2005b, pp. 98-120.
- German Federal Foreign Office. "Statement by Federal Foreign Office Spokesperson on German-Vietnamese Relations." German Federal Foreign Office Portal, Berlin, Germany, 2017. <https://www.auswaertiges-amt.de/en/newsroom/news/170802-vnm/291756>.
(Accessed 22 May 2021).
- Global Integrity. "Global Integrity Report 2006 – Qualitative Report – Vietnam." *The Global*

- Integrity Report (GIR)*, Global Integrity, Washington, D.C., United States of America, 2006.
<https://www.globalintegrity.org/resource/gir2006-report-vietnam/> (Accessed 1 May 2020)
- Gray, C. W. & Kaufman, D. "Corruption and Development." *PREM Notes No. 4*, World Bank, Washington, D.C., United States of America, 1998.
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/11545> (Accessed 20 May 2019)
- Gregory, R. "Political Independence, Operational Impartiality, and the Effectiveness of Anti-Corruption Agencies." *Asian Education and Development Studies*, vol. 4 (1), Emerald Group Publishing Limited, Bingley, United Kingdom, 2015, pp. 125-142.
<https://doi.org/10.1108/AEDS-10-2014-0045>.
- Gregory, R. "Combating Corruption in Vietnam: A Commentary." *Asian Education and Development Studies*, vol. 5 (2), Emerald Group Publishing Limited, Bingley, United Kingdom, 2016, pp. 227-243. <https://doi.org/10.1108/AEDS-01-2016-0010>.
- General Statistics Office of Vietnam, GSO "Statistical Summary Book of Vietnam 2020." Statistical Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2021a. <https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/07/statistical-summary-book-of-viet-nam-2020/>
- General Statistics Office of Vietnam, GSO "Infographic Population, Labour and Employment in 2020." General Statistics Office of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2021b.
<https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/01/infographic-population-labour-and-employment-in-2020/> (Accessed 21 March 2021)
- Heidenheimer, A. J. "Political Corruption: Readings in Comparative Analysis." Second ed., Routledge, London, England, 1970.
- Heritage Foundation. "2020 Index of Economic Freedom - Vietnam." *Index of Economic Freedom*,

Heritage Foundation, Washington, D.C., United States of America, 2021.

<http://www.heritage.org/index/country/Vietnam> (Accessed 12 February 2021)

Hoang, N. G., Tran, V. S., Nguyen, T. T. V., Dinh, V. M., Nguyen, V. K. & Nguyen, T. H. "The Mechanism to Settle Administrative Complaints in Vietnam: Challenges and Solutions." *Summary report*, The Asia Foundation and the Research Institute for Policy, Law and Development, Hanoi, Vietnam, 2009.

<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/TheMechanismtoSettleAdministrativeComplaintsinVietnam.pdf> (Accessed 1 May 2020)

International Monetary Fund, IMF "IMF and Good Governance." International Monetary Fund, Washington, D.C., United States of America, 2020.

<https://www.imf.org/en/About/Factsheets/The-IMF-and-Good-Governance> (Accessed 21 December 2020)

Karim, N. S. A. & Hasan, A. "Reading Habits and Attitude in the Digital Age: Analysis of Gender and Academic Program Differences in Malaysia." *The Electronic Library*, vol. 25 (3), Emerald Group Publishing Limited, Bingley, United Kingdom, 2007, pp. 285-298.

<https://doi.org/10.1108/02640470710754805>.

Kemp, S. "Digital in Vietnam." *Data Reportal Annual Report*, Kepios Pte. Ltd, Singapore, 2011-2021. <https://datareportal.com/digital-in-vietnam> (Accessed 1 May 2021)

Kemp, S. "Digital 2020: Vietnam." *Data Reportal Annual Report*, Kepios Pte. Ltd, Singapore, 2020. <https://datareportal.com/reports/digital-2020-vietnam> (Accessed 1 May 2021)

Kemp, S. "Digital 2021: Vietnam." *Data Reportal Annual Report*, Kepios Pte. Ltd, Singapore, 2021. <https://datareportal.com/reports/digital-2021-vietnam> (Accessed 1 May 2021)

- Kerkvliet, B., Nguyen, Q. A. & Bach, T. S. "Forms of Engagement between State Agencies and Civil Society Organizations in Vietnam." VUFO-NGO Resource Center, Hanoi, Vietnam, 2008. https://www.icnl.org/research/library/vietnam_engage/ (Accessed 22 February 2021)
- Kreike, E. & Jordan, W. C., (eds). "Corrupt Histories." University of Rochester Press, New York, United State of America. 2004.
- Langseth, P. "Measuring Corruption." In Shacklock, A., Galtung, F. and Sampford, C. (eds) *Measuring Corruption*, Third ed., Ashgate Publishing, Farnham, United Kingdom, 2012, pp. 7-44.
- Le, T. M. & Nash, C. "Social Media Versus Traditional Vietnamese Journalism and Social Power Structures." *Asian Journal of Journalism and Media Studies*, vol. 2, The Japan Society for Studies in Journalism and Mass Communication [JSSJMC], Tokyo, Japan, 2019, pp. 1-14. https://doi.org/10.33664/ajjms.2.0_1.
- Leff, N. H. "Economic Development through Bureaucratic Corruption." *American Behavioral Scientist*, vol. 82, Sage Publishing Inc., New York, United State of America, 1964, pp. 337–341.
- Liu, Z. "Digital Reading." *Chinese Journal of Library and Information Science* vol. 5, National Science Library, Chinese Academy of Sciences, Beijing, China, 2012, pp. 85-94.
- Maitland, E. "Corruption and the Outsider: Multinational Enterprises in the Transitional Economy of Vietnam." *The Singapore Economic Review*, vol. 46 (01), 2001, pp. 63-82. <https://doi.org/10.1142/s021759080100022x>.
- Malesky, E. "The Vietnam Provincial Competitiveness Index: Measuring Economic Governance for Private Sector Development, 2014 Final Report." *The Vietnam Provincial Competitiveness*

Index, Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VCCI) and United States Agency for International Development (USAID), Hanoi, Vietnam, 2015.

<https://www.pcivietnam.vn/en/publications/2014-pci-full-report-ct77> (Accessed 1 May 2021)

Malesky, E., Phan, T. N. & Pham, N. T. "The Vietnam Provincial Competitiveness Index: Measuring Economic Governance for Private Sector Development, 2020 Final Report." *The Vietnam Provincial Competitiveness Index*, Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VCCI) and United States Agency for International Development (USAID), Hanoi, Vietnam, 2021. <https://www.pcivietnam.vn/en/publications/2020-pci-full-report-ct187> (Accessed 1 May 2021)

Mayer, R. "Marx, Lenin and the Corruption of the Working Class." *Political Studies*, vol. 41 (4), Sage Publishing Inc., New York, United State of America, 1993, pp. 636-649.
<https://doi.org/10.1111/j.1467-9248.1993.tb01661.x>.

Meagher, P. "Anti-Corruption Agencies: A Review of Experience." College Park, MD: IRIS Center, University of Maryland, Maryland, United State, 2004.
<http://www1.worldbank.org/publicsector/anticorrupt/feb06course/summarywbpaperacagencies.pdf> (Accessed 22 December 2019)

Myint, U. "Corruption: Causes, Consequences and Cures." *Asia-Pacific Development Journal (APDJ)* vol. 7 (3), United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (UNESCAP), Bangkok, Thailand, 2000, pp. 33-58.

Norwegian Agency for Development Cooperation, NORAD "Joint Evaluation of Support to Anti-Corruption Efforts: Vietnam Country Report." Norwegian Agency for Development Cooperation, NORAD, Oslo, Norway, 2011.

<https://www.oecd.org/countries/vietnam/48912166.pdf> (Accessed 22 December 2019)

Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD "A Glossary of International Standards in Criminal Law." Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris, France, 2008. <https://doi.org/10.1787/9789264027411-en>

Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD "Specialised Anti-Corruption Institutions." Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris, France, 2013. <https://doi.org/10.1787/9789264187207-en>

Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD "The Detection of Foreign Bribery." Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris, France, 2017. <https://www.oecd.org/corruption/the-detection-of-foreign-bribery.htm> (Accessed 12 December 2020)

Organisation for Economic Co-operation and Development, OECD "The Role of the Media and Investigative Journalism in Combating Corruption." Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris, France, 2018. <https://doi.org/10.1787/7590ec9d-en>

Opgenhaffen, M. "Multimedia, Interactive and Hypertextual Features in Divergent Online News Platforms: An Exploratory Study of Flemish Online News." *First Monday*, vol. 16, First Monday Editorial Group, United States of America, 2011.

Painter, M. "Myths of Political Independence, or How Not to Solve the Corruption Problem: Lessons for Vietnam." *Asia & the Pacific Policy Studies*, vol. 1 (2), Crawford School of Public Policy, Australian National University, Canberra, Australia, 2014, pp. 273-286. <https://doi.org/10.1002/app5.22>.

Pham, H. T., Vu, C. G. & Nguyen, A. D. "The Court System in the Fight against Corruption in

- Vietnam." *Journal of Vietnamese Studies*, vol. 15 (1), University of California Press, Berkeley, California, 2020, pp. 77-106. <https://doi.org/10.1525/vs.2020.15.1.77>.
- Phan, T. T. "Speaking Pictures: Biem Hoa or Satirical Cartoons on Government Corruption and Popular Political Thought in Contemporary Vietnam." In (eds) *Consuming Urban Culture in Contemporary Vietnam*, First ed., Routledge Curzon, London, United Kingdom, 2003, pp. 89-109.
- Philp, M. "Corruption Definition and Measurement." In Shacklock, A., Galtung, F. and Sampford, C. (eds) *Measuring Corruption*, Third ed., Ashgate Publishing, Farnham, United Kingdom, 2012, pp. 45-56.
- Quah, J. S. T. "Curbing Corruption in Asian Countries: An Impossible Dream?". Emerald Group Publishing Limited Bingley, United Kingdom, 2011.
- Rose-Ackerman, S. & Palifka, B. J. "Corruption and Government: Causes, Consequences, and Reform." Second ed., Cambridge University Press, Cambridgeshire, England, 2016.
- Rose-Ackerman, S. & Søreide, T., (eds). "International Handbook on the Economics of Corruption." vol. 2. Edward Elgar Publishing, Cheltenham, United Kingdom; Northampton, Massachusetts, United State of America. 2011.
- Rothstein, B. & Varraich, A. "Making Sense of Corruption." Cambridge University Press, Cambridgeshire, England, 2017.
- Schwab, K. "The Global Competitiveness Report 2017-2018." World Economic Forum, Cologny, Switzerland, 2017. <https://www.weforum.org/reports/the-global-competitiveness-report-2017-2018> (Accessed 22 December 2019)
- Serritzlew, S., Sønderskov, K. M. & Svendsen, G. T. "Do Corruption and Social Trust Affect

Economic Growth? A Review." *Journal of Comparative Policy Analysis: Research and Practice*, vol. 16 (2), Routledge, Oxfordshire, United Kingdom, 2014, pp. 121-139.
<https://doi.org/10.1080/13876988.2012.741442>.

Shacklock, A., Galtung, F. & Sampford, C., (eds). "Measuring Corruption." Third ed. Ashgate Publishing, Farnham, United Kingdom. 2012.

Shah, A. "Performance Accountability and Combating Corruption." World Bank Group, Washington, D.C., United States of America, 2007.
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/6732> (Accessed 20 December 2019)

Son Luong. "Vietnam Ministry Suspends Tuoi Tre Online." *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Chi Minh city, Vietnam, 2018.
<https://tuoitrenews.vn/news/society/20180717/vietnam-ministry-suspends-tuoi-tre-online/46716.html>.

Speedtest. "Speedtest Global Index." Ookla, LLC., Washington, D.C., United States of America, 2021. <https://www.speedtest.net/global-index> (Accessed 22 February 2021)

Stapenhurst, R. "The Media's Role in Curbing Corruption." *WBI working papers*, World Bank Group, Washington, D.C., United States of America, 2000.
<https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/893191468766225068/the-medias-role-in-curbing-corruption> (Accessed 19 December 2019)

Towards Transparency. "2013 Global Corruption Barometer Views and Experiences from Vietnamese Citizens." *Sociological surveys*, Towards Transparency (TT), Hanoi, Vietnam, 2013. https://towardstransparency.org/wp-content/uploads/2018/11/GCB-Full-Report_FINAL.8.7.2013_EN-1.pdf (Accessed 1 May 2021)

- Towards Transparency. "2017 Global Corruption Barometer: Vietnam." *Sociological surveys*, Towards Transparency (TT), Hanoi, Vietnam, 2017. https://towardstransparency.org/wp-content/uploads/2019/02/GCB-2017_EN_FINAL.pdf (Accessed 1 May 2021)
- Towards Transparency. "Vietnam Corruption Barometer 2019." *Sociological surveys*, Towards Transparency (TT), Hanoi, Vietnam, 2019a. https://towardstransparency.org/wp-content/uploads/2018/11/VCB-2019_EN.pdf (Accessed 1 May 2021)
- Towards Transparency. "2019 Vietnam Youth Integrity Survey." *Sociological surveys*, Towards Transparency (TT), Hanoi, Vietnam, 2019b. https://towardstransparency.org/wp-content/uploads/2018/11/YIS-2019_Full-Report_EN.pdf (Accessed 1 May 2021)
- Towards Transparency. "Our Team." Towards Transparency (TT), Hanoi, Vietnam, 2021. <https://towardstransparency.org/en/our-team/> (Accessed 1 April 2021)
- Transparency International. "Right to Information in Asia Pacific." Transparency International (TI), Berlin, Germany, 2019. https://www.transparency.org/whatwedo/publication/right_to_information_in_asia_pacific (Accessed 22 February 2021)
- Transparency International. "What Is Corruption?", Transparency International (TI), Berlin, Germany, 2020. <https://www.transparency.org/en/what-is-corruption> (Accessed 22 December 2020)
- Transparency International "Corruption Perceptions Index (CPI)." Transparency International (TI), Berlin, Germany, 2021. <https://www.transparency.org/en/cpi/2020/index/nzl> (Accessed 1 May 2021)
- United Nations Development Programme, UNDP "Tackling Corruption, Transforming Lives:

Accelerating Human Development in Asia and the Pacific." Macmillan India Ltd., New Delhi, India, 2008. <http://hdr.undp.org/en/content/tackling-corruption-transforming-lives>

United Nations Development Programme, UNDP "Practitioners' Guide: Capacity Assessment Of Anti-Corruption Agencies." United Nations Development Programme, New York, United State of America, 2011. <https://www.undp.org/publications/practioners-guide-capacity-assessment-anti-corruption-agencies#modal-publication-download>

United Nations Development Programme, UNDP "About Viet Nam." United Nations Development Programme, New York, United States, 2020.
<https://www.vn.undp.org/content/vietnam/en/home/countryinfo.html> (Accessed 22 December 2020)

United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC "United Nations Convention against Corruption." United Nations Office on Drugs and Crime, Vienna, Austria, 2004.
https://www.unodc.org/documents/treaties/UNCAC/Publications/Convention/08-50026_E.pdf

United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC "Country Review Report of the Socialist Republic of Vietnam." United Nations Office on Drugs and Crime, Vienna, Austria, 2014.
https://www.unodc.org/documents/treaties/UNCAC/CountryVisitFinalReports/2014_11_24_Vietnam_Final_Country_Report.pdf (Accessed 22 December 2020)

United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC "United Nations Convention against Corruption." United Nations Office on Drugs and Crime, Vienna, Austria, 2021.
<https://www.unodc.org/unodc/en/corruption/uncac.html> (Accessed 23 November 2021)

VCCI & USAID "The Vietnam Provincial Competitiveness Index." Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VCCI) and United States Agency for International Development

(USAID), Hanoi, Vietnam, from 2007 to 2021.

<https://www.pcivietnam.vn/en/publications/pci-full-report> (Accessed 30 April 2021)

VnExpress News. "Vietnam's Most Wanted Runaway Bigwig 'Turns Himself In': Police."

VnExpress Online Newspaper, FPT Corporation, Hanoi, Vietnam, 2017.

<https://e.vnexpress.net/news/news/vietnam-s-most-wanted-runaway-bigwig-turns-himself-in-police-3620727.html> (Accessed 20 May 2021)

VnExpress News. "Vietnam Denies Returning Jailed Oil Executive to Germany." *VnExpress Online Newspaper*, FPT Corporation, Hanoi, Vietnam, 2018.

<https://e.vnexpress.net/news/news/vietnam-denies-returning-jailed-oil-executive-to-germany-3836453.html> (Accessed 22 May 2021)

Von Alemann, U. "The Unknown Depths of Political Theory: The Case for a Multidimensional Concept of Corruption." *Crime, Law and Social Change*, vol. 42 (1), Springer

Science+Business Media, Berlin, Germany, 2004, pp. 25-34.

<https://doi.org/10.1023/B:CRIS.0000041035.21045.1d>.

Weeks, W. A., Longenecker, J. G., McKinney, J. A. & Moore, C. W. "The Role of Mere Exposure Effect on Ethical Tolerance: A Two-Study Approach." *Journal of Business Ethics*, vol. 58

(4), Springer Science+Business Media, Berlin, Germany, 2005, pp. 281-294.

<https://doi.org/10.1007/s10551-004-2167-4>.

Wescott, C. "Combating Corruption in Southeast Asia." In Kidd, J. and Richter, F. (eds) *Fighting Corruption in Asia: Causes, Effects and Remedies*, World Scientific Publishing, Singapore, 2003, pp. 237-269.

https://www.worldscientific.com/doi/abs/10.1142/9789812795397_0010.

World Bank. "Helping Countries Combat Corruption: The Role of the World Bank." World Bank

Group, Washington, D.C., United States of America, 1997.

<http://www1.worldbank.org/publicsector/anticorrupt/corruptn/corruptn.pdf> (Accessed 22 December 2019)

World Bank. "Viet Nam - Development Report 2005 - Governance." World Bank Group, Washington, D.C., United States of America, 2005.

<http://documents.worldbank.org/curated/en/982631468779090475/Viet-Nam-Development-Report-2005-Governance> (Accessed 20 December 2019)

World Bank "Worldwide Governance Indicators." World Bank Group, Washington, D.C., United States of America, 2006-2020. <https://databank.worldbank.org/source/worldwide-governance-indicators> (Accessed 12 February 2021)

World Bank. "Vietnam: Achieving Success as a Middle-Income Country." World Bank Group, Washington, D.C., United States of America, 2013.

<https://www.worldbank.org/en/results/2013/04/12/vietnam-achieving-success-as-a-middle-income-country> (Accessed 20 December 2019)

Young, E. "A New Understanding: What Makes People Trust and Rely on News." *The Media Insight Project*, Associated Press-NORC Center for Public Affairs Research, American Press Institute, Arlington, Virginia, 2016. <https://www.americanpressinstitute.org/wp-content/uploads/2016/04/What-Makes-People-Trust-and-Rely-on-News-Media-Insight-Project.pdf> (Accessed 22 February 2021)

3. ベトナム語文献

An Ninh Thu Do News. “Khởi Tố Bị Can Các Ông Phạm Xuân Quắc, Đinh Văn Huỳnh, Nguyễn Việt Chiến, Nguyễn Văn Hải [Prosecution against Defendants Pham Xuan Quac, Dinh Van

Huynh, Nguyen Viet Chien, Nguyen Van Hai]” *An Ninh Thu Do Newspaper*, Hanoi Public Security Department, Hanoi, Vietnam, 14 May 2008.

Anh The & Ngoc Han. “Bài 30: Nhiều Cán Bộ Lĩnh 20 Năm Tù Sau 25 Kỳ Báo Điều Tra Vụ “Sổ Đỏ Ma” Báo Dân Trí Thực Hiện [Report No 30: Many Officials Are Sentenced 20 Years of Imprisonment after 25 Investigation Reports of the Series “Ghost Red Book” Conducted by Dan Tri Newspaper]” *Dan Tri Online Newspaper*, Vietnam Association for Promoting Education, Hanoi, Vietnam, 2019. <https://dantri.com.vn/ban-doc/nhieu-can-bo-linh-20-nam-tu-sau-25-ky-bao-dieu-tra-vu-so-do-ma-bao-dan-tri-thuc-hien-20190724142044264.htm> (Accessed 1 May 2021)

Ba Do. “Bộ Công An: 'Chưa Rõ Trịnh Xuân Thanh Trốn Qua Đường Nào’ [Ministry of Public Security: 'It Was Not Clear How Trinh Xuan Thanh Escaped']” *VnExpress Online Newspaper*, FPT Corporation, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://vnexpress.net/bo-cong-an-chua-ro-trinh-xuan-thanh-tron-qua-duong-nao-3516900.html> (Accessed 13 November 2021)

Ba Do. “Ông Trịnh Xuân Thanh Ra ‘Đầu Thù’ [Mr. Trinh Xuan Thanh 'Turns Himself in'] (Vietnamese Version).” *VnExpress Online Newspaper*, FPT Corporation, Hanoi, Vietnam, 2017. <https://vnexpress.net/ong-trinh-xuan-thanh-ra-dau-thu-3620449.html> (Accessed 13 November 2021)

Bao Ve Phap Luat News. “Sáng Nay, Tòa Tuyên Án Bị Cáo Đình La Thăng Và 21 Đồng Phạm [This Morning, the Judges Made the Final Decision against Defendant Dinh La Thang and 21 Other Accomplices]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2018a. <https://baovephapluat.vn/phap-dinh/toa-tuyen-an/sang-nay-toa-tuyen-an-bi-cau-dinh-la-thang-va-21-dong-pham-48995.html> (Accessed 1 May 2021)

Bao Ve Phap Luat News. “Bị Cáo Trịnh Xuân Thanh Bị Tuyên Phạt Chung Thân Cho Cả 2 Tội Danh [Defendant Trinh Xuan Thanh Got the Sentence of Life Imprisonment for Both Crimes]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2018b. <https://baovephapluat.vn/phap-dinh/toa-tuyen-an/bi-cau-trinh-xuan-thanh-bi-tuyen-phat-chung-than-cho-ca-2-toi-danh-49005.html> (Accessed 1 May 2021)

Bao Ve Phap Luat News. “Xét Xử Phúc Thảm Đối Với Bị Cáo Đinh La Thăng Và Đồng Phạm [Court of Appeal against Defendant Dinh La Thang and His Accomplices]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2018c. <https://tapchitoaan.vn/bai-viet/xet-xu-xet-xu/xet-xu-phuc-tham-doi-voi-bi-cau-dinh-la-thang-va-dong-pham> (Accessed 10 May 2021)

BH. “Đã Có Ít Nhất 3 Luật Sư Nhận Bào Chữa Cho Ông Trịnh Xuân Thanh [at Least 3 Lawyers Have Accepted to Defend Trinh Xuan Thanh]” *Vietnam Lawyer Journal*, Vietnam Bar Federation, VBF, Hanoi, Vietnam, 2017. <https://lsvn.vn/da-co-it-nhat-3-luat-su-nhan-bao-chua-cho-ong-trinh-xuan-thanh.html> (Accessed 10 May 2021)

Central Committee for Internal Affairs of Communist Party of Vietnam. “Vụ Án Huỳnh Ngọc Sĩ [Huynh Ngoc Si Casefile]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2012. <https://noichinh.vn/ho-so-tu-lieu/201206/vu-an-huynh-ngoc-si-291047/> (Accessed 1 May 2021)

Central Committee for Internal Affairs of Communist Party of Vietnam. “Ngày Đầu Tiên Phiên Tòa Xét Xử Sơ Thảm Vụ Án Dương Chí Dũng Và Đồng Phạm [the First Day of Duong Chi Dung and His Accomplices' Trial]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2013. <https://noichinh.vn/cong-tac-phong-chong-tham-nhung/201312/ngay-dau-tien-phiên-toa-xet-xu-so-tham-vu-an-duong-chi-dung-va-dong-pham-293287/> (Accessed 1 May 2021)

Central Inspection Commission of Communist Party of Vietnam. “Thông Cáo Báo Chí Kỳ Hội Thứ 8 Ủy Ban Kiểm Tra Trung Ương [Press Release of the 8th Session of the Central Inspection Committee]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2016.

https://ubkttw.vn/web/guest/hoat-ong-cua-ubkt-trung-uong/-/asset_publisher/bHGXXiPdpRC/content/thong-cao-bao-chi-ky-hop-thu-8-uy-ban-kiem-tra-trung-uong (Accessed 1 May 2021)

Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam. “Bắt Đầu Xét Xử Phúc Thảm Vụ Án Tham Ô Tài Sản Tại PVP Land [Starting the Appellate Court on the Property Embezzlement Case at PVP Land]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2018.

<http://www.tuyengiao.vn/van-hoa-xa-hoi/xa-hoi/bat-dau-xet-xu-phuc-tham-vu-an-tham-o-tai-san-tai-pvp-land-112511> (Accessed 15 May 2021)

Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam. “Đại Hội Đại Biểu Toàn Quốc Lần Thứ XIII Của Đảng Cộng Sản Việt Nam [the 13th National Congress of the Communist Party of Vietnam]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2021a.

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/dai-hoi-dang/lan-thu-xiii/dai-hoi-dai-bieu-toan-quoc-lan-thu-xiii-cua-dang-cong-san-viet-nam-3660> (Accessed 1 May 2021)

Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam. “Bộ Chính Trị Khóa XII [12th Politburo]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2021b.

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/bo-chinh-tri/khoa-xii>

Central Propaganda Department of Communist Party of Vietnam. “Bộ Chính Trị Khóa XIII [13th Politburo]” Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2021c.

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/bo-chinh-tri/khoa->

xiii (Accessed 1 May 2021)

Chau, Q. H. “Điều Tra Tội Phạm Nhận Hối Lộ Theo Thẩm Quyền Của Cơ Quan Cảnh Sát Điều Tra [the Power of Police in Investigating Bribes Crime]” *PhD thesis in Law*, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2016.

Chi Hieu. “Bộ Công Thương Yêu Cầu Đính Chính Thông Tin ‘Siêu Biệt Thự’ Của Bộ Trưởng (Ministry of Industry and Trade Requested to Correct the Minister's 'Super Villa' Relevant Information).” *Thanh Nien Online Newspaper*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2018. <https://thanhvien.vn/bo-cong-thuong-yeu-cau-dinh-chinh-thong-tin-sieu-biet-thu-cua-bo-truong-post758120.html> (Accessed 1 May 2021)

Chinh Nhan. “Những Bài Học Không Chỉ Cho Riêng Ai [Lessons That Are Not Just for Someone]” *Cong An Nhan Dan Online Newspaper*, Ministry of Public Security, Hanoi, Vietnam, 2008. <https://cand.com.vn/Su-kien-Binh-luan-thoi-su/Nhung-bai-hoc-khong-chi-cho-rieng-ai-i134306/> (Accessed 20 April 2021)

Cuu Quoc News. “Nhân Vụ Án Trần Dự Châu [Discussion of the Case of Tran Du Chau]” Vietnam Doc Lap Dong Minh (Vietnam Independence League), Hanoi, Vietnam, 1950.

D. Ngoc. “Người Phát Ngôn Bộ Ngoại Giao Lên Tiếng Về Trịnh Xuân Thanh Và Quan Hệ Việt - Đức [Ministry of Foreign Affairs Spokeswoman Spoke About Trinh Xuan Thanh and Germany–Vietnam Relations]” *Nguoi Lao Dong Online Newspaper*, Ho Chi Minh City Committee of the Communist Party of Vietnam, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2018. <https://nld.com.vn/thoi-su/nguoi-phat-ngon-bo-ngoai-giao-len-tieng-ve-trinh-xuan-thanh-va-quan-he-viet-duc-20181108164957251.htm> (Accessed 10 May 2021)

Dan Viet News. “Infographic: Tài Sản Trịnh Xuân Thanh Đã Đi Đâu? [Infographic: Where Did Trinh Xuan Thanh's Assets Go?]” *Dan Viet Newspaper*, Vietnam Farmer's Union, Hanoi,

Vietnam, 2017. <https://danviet.vn/infographic-tai-san-trinh-xuan-thanh-da-di-dau-7777794787.htm> (Accessed 2 February 2021)

Dang, T. V. C. “Một Vài Nét Về Báo Chí Việt Nam Thời Thuộc Địa (1862-1945) [Features of Vietnamese Journalism During the Colonial Period (1862-1945)]” In (eds) *Giảng Dạy, Nghiên Cứu Việt Nam Học Và Tiếng Việt: Những Vấn Đề Lý Luận Và Thực Tiễn (Teaching and Research in Vietnamese Studies and Language: Theoretical and Practical Issues)*, Faculty of Vietnamese Studies, University of Social Sciences and Humanities – Vietnam National University Ho Chi Minh City and Faculty of Vietnamese Studies and Language, University of Social Sciences and Humanities – Vietnam National University Hanoi, Ho Chi Minh City National University Publishing House, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2016, pp. 50-67.

Dinh, K. T. “Lời Giới Thiệu [Introduction]” In Nha Nam Jsc. (ed) *Hoàng Việt Hình Luật [Hoang Viet Criminal Code]* Nha Nam Jsc., Hong Duc Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2021, pp. 13-16.

Dinh, V. M. “Một Số Vấn Đề Về Tệ Nạn Tham Nhũng Và Những Nội Dung Cơ Bản Của Luật Phòng, Chống Tham Nhũng Năm 2005 [Issues on Corruption – a Social Evil and the Basic Contents of the Anti-Corruption Law 2005]” Labor Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2005.

Dinh, V. M. “Một Số Vấn Đề Về Tham Nhũng Và Những Nội Dung Cơ Bản Của Luật Phòng, Chống Tham Nhũng Năm 2018 [Issues on Corruption and the Basic Contents of the Anti-Corruption Law 2018]” Labor and Social Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2019.

Do, T. T. H. “Pháp Luật Về Thu Hồi Tài Sản Tham Nhũng Ở Việt Nam [Legal Framework for Asset Recovery in Vietnam]” *PhD thesis in Law*, Hanoi, Vietnam, 2018.

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Tài Liệu Bồi Dưỡng Về Phòng, Chống Tham Nhũng: Dành Cho Giáo Viên Các Trường Trung Học Phổ Thông [Textbook on Anti-Corruption: For High School Teachers]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011a.

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Tài Liệu Bồi Dưỡng Về Phòng, Chống Tham Nhũng: Dành Cho Giáo Viên, Giảng Viên Các Trường Đại Học, Cao Đẳng, Trung Cấp [Textbook on Anti-Corruption: For Teachers, Lecturers at Universities, Colleges, and Intermediate Schools]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011b.

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Tài Liệu Bồi Dưỡng Về Phòng, Chống Tham Nhũng: Dành Cho Giảng Viên, Giáo Viên Các Trường Hành Chính, Quản Lý Nghiệp Vụ Thuộc Tổ Chức Đảng, Cơ Quan Nhà Nước; Trường Thuộc Lực Lượng Vũ Trang, Thuộc Tổ Chức Chính Trị, Xã Hội [Textbook on Anti-Corruption: For Lecturers, Teachers of Professional Schools for Managing Party Organizations and State Agencies; Schools Belong to the Armed Forces, and Schools Belong to Others Political and Social Organizations]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam., 2011c.

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Lịch Sử Phát Triển [History of Development]”

Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2011d.

<https://thanhtra.gov.vn/web/guest/lich-su-phat-trien> (Accessed 10 February 2021)

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Corruption from the Perspective of Citizens, Firms, and Public Officials.” Second ed., National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2013.

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Bộ Công an Thông Báo Vụ Thiệt Hại 9 Nghìn Tỷ Tại Ngân Hàng Xây Dựng [the Ministry of Public Security Announced a 9 Trillion Loss at the Construction Bank]” Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2015.

<https://thanhtra.com.vn/kinh-te/tai-chinh-ngan-hang/Bo-Cong-an-thong-bao-vu-thiet-hai-9->

nghin-ty-tai-Ngan-hang-Xay-dung-97102.html (Accessed 19 May 2021)

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Báo Cáo Sơ Kết Công Tác Thanh Tra 6 Tháng Đầu Năm 2016 Và Phương Hướng, Nhiệm Vụ Công Tác 6 Tháng Cuối Năm 2016 [Preliminary Report on Inspections in the First 6 Months of 2016 and Tasks for the Last 6 Months]” Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2016. https://thanhtra.gov.vn/xem-chi-tiet-tin-tuc/-/asset_publisher/Content/bao-cao-so-ket-cong-tac-thanh-tra-6-thang-au-nam-2016-va-phuong-huong-nhiem-vu-cong-tac-6-thang-cuoi-nam-2016?6000075 (Accessed 10 November 2020)

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Thông Báo Kết Luận Thanh Tra Một Số Nội Dung Đối Với Dự Án Nhà Máy Nhiệt Điện Thái Bình 2 Và Việc Chuyển Nhượng Quyền Sử Dụng Đất Và Tài Sản Trên Đất Tại Số 69 Nguyễn Du, Quận Hai Bà Trưng, Thành Phố Hà Nội [Inspection Conclusion on Thai Binh 2 Thermal Power Plant Project and the Transfer of Land Use Rights and Properties on Land at 69 Nguyen Du, Hai Ba Trung District, Hanoi City]” . Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2020a. https://thanhtra.gov.vn/xem-chi-tiet-tin-tuc/-/asset_publisher/Content/thong-bao-ket-luan-thanh-tra-mot-so-noi-dung-oi-voi-du-an-nha-may-nhiet-ien-thai-binh-2-va-viec-chuyen-nhuong-quyen-su-dung-at-va-tai-san-tren-at-tai-?5980292 (Accessed 1 May 2021)

Government Inspectorate of Vietnam, GIV “Thông Báo Kết Luận Thanh Tra Toàn Diện Dự Án Tổng Công Ty Viễn Thông Mobifone Mua 95% Cổ Phần Của Công Ty Cổ Phần Nghe Nhìn Toàn Cầu [Announcement Inspection Conclusion on the Project of Mobifone Telecommunications Corporation to Acquire 95% Shares of Global Audiovisual Joint Stock Company]” Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2020b. https://thanhtra.gov.vn/xem-chi-tiet-tin-tuc/-/asset_publisher/Content/thong-bao-ket-luan-thanh-tra-toan-dien-du-an-tong-cong-ty-vien-thong-mobifone-mua-95-co-phan-cua-cong-ty-

co-phan-nghe-nhin-toan-cau?5979406 (Accessed 1 May 2021)

H.P. “Báo MT&ĐT Cải Chính Tin Bộ Trưởng Có Biệt Thự 'Siêu Đẹp' [MT&DT Newspapers Rectifies News That the Minister Has a 'Super Nice' Villa]” *Tuoi Tre Online Newspapers*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2018.
<https://tuoitre.vn/bao-mt-dt-cai-chinh-tin-bo-truong-co-biet-thu-sieu-dep-20180518163712299.htm> (Accessed May 2021)

Ha Nhan. “Choáng Váng Với Số Tiền Không Lò Thu Hồi Từ Thương Vụ Mobifone Mua Avg [Stunned with the Immense Amount of Funds Recovered from the Mobifone-Avg Deal]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019a. <https://baovephapluat.vn/cong-to-kiem-sat-tu-phap/truy-to/choang-vang-voi-so-tien-khong-lo-thu-hoi-tu-thuong-vu-mobifone-mua-avg-78333.html> (Accessed 1 May 2021)

Ha Nhan. “Hai Cựu Bộ Trưởng Nguyễn Bắc Sơn Và Trương Minh Tuấn Hầu Tòa [Two Former Ministers Nguyen Bac Son and Truong Minh Tuan Appear in Court]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019b.
<https://baovephapluat.vn/phap-dinh/ky-an/hai-cuu-bo-truong-nguyen-bac-son-va-truong-minh-tuan-hau-toa-80040.html> (Accessed 1 May 2021)

Ha Nhan. “Xét Xử Vụ Án Mobifone Mua Avg: Cáo Trạng Của VKS Nêu Quan Điểm Về Giải Mật Tài Liệu Vụ Án [Trial on Mobifone-Avg Deal: The Indictment of the Procuratorate Gives a View on Declassifying the Case Documents]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019c.
<https://baovephapluat.vn/phap-dinh/xet-xu-vu-an-mobifone-mua-avg-cao-trang-cua-vks-neu-quan-diem-ve-giai-mat-tai-lieu-vu-an-80059.html> (Accessed 1 May 2021)

Ha Nhan. “Xét Xử Vụ Mobifone Mua Avg: VKS Cáo Buộc Các Bị Cáo Bất Chấp Pháp Luật, Tư Lợi Riêng [Trial on Mobifone-Avg Deal: VKS Accused the Defendants of Violating the Law for Private Gain]”, *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019d. <https://baovephapluat.vn/phap-dinh/ky-an/xet-xu-vu-mobifone-mua-avg-vks-cao-buoc-cac-bi-cao-bat-chap-phap-luat-tu-loi-rieng-80074.html> (Accessed 1 May 2021)

Ha Nhan. “Văn Bản 'Tối Mật' Vụ Mobifone Mua Avg Có Nội Dung Gì? [What Is the Content of the Top-Secret Document of Mobifone-Avg Deal]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019e. <https://baovephapluat.vn/phap-dinh/ky-an/van-ban-toi-mat-vu-mobifone-mua-avg-co-noi-dung-gi-80216.html> (Accessed 1 May 2021)

Ha Nhan. “Tuyên Án Đại Án Mobifone Mua Avg: Các Bị Cáo Được Áp Dụng Các Tình Tiết Giảm Nhẹ Nào? [Sentencing of Mobifone Purchase Avg Case: What Extenuating Circumstances Are Applied to the Defendants?]”, *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019f. <https://baovephapluat.vn/phap-dinh/toa-tuyen-an/tuyen-an-dai-an-mobifone-mua-avg-cac-bi-cao-duoc-ap-dung-cac-tinh-tiet-giam-nhe-nao-80753.html> (Accessed 1 May 2021)

Ha Nhan. “Bị Cáo Nguyễn Bắc Sơn Lĩnh Án Chung Thân [Defendant Nguyen Bac Son Is Sentenced to Life Imprisonment]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2019g. <https://baovephapluat.vn/phap-dinh/toa-tuyen-an/bi-cao-nguyen-bac-son-linh-an-chung-than-80746.html> (Accessed 1 May 2021)

Ho, C. M. “Hồ Chí Minh Toàn Tập [Complete Works by Ho Chi Minh]”. edited by National Political Publishing House, Third ed., vol. 4, National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011a.

- Ho, C. M. “Hồ Chí Minh Toàn Tập [Complete Works by Ho Chi Minh]” . edited by National Political Publishing House, Third ed., vol. 6, National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011b.
- Hoang, D. K. “Hệ Thống Pháp Luật Việt Nam Về Phòng, Chống Tham Nhũng [Vietnamese Legal System on Anti-Corruption]” *Workshop on Current Legal Issues in Fighting Corruption in Vietnam*, Irish Aid and Research Center of Information Science Inspection, School of Law (VNU-LS), Vietnam National University, Hanoi (VNU), Hanoi, Vietnam, 22 August 2019, pp. 15-21.
- Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Công Bố Bản Án Dành Cho Các Bị Cáo [Nam Cam Trial: Court Decisions to Defendants]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 5 June 2003a.
- Hoang, H. V. & Vo, K. “Ngày Thứ 5 Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Bị Cáo Dương Minh Ngọc Đã Làm Ăn Với Năm Cam Như Thế Nào [the Fifth Day of Nam Cam Trial: How the Defendant Duong Minh Ngoc Was Doing Business with Nam Cam]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 4 March 2003b.
- Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Gia Đình Năm Cam Đã Mua Đút Các Ông Trần Mai Hạnh, Phạm Sỹ Chiến... Như Thế Nào? [Nam Cam Trial: How Nam Cam Family Have Bribed Tran Mai Hanh, Pham Sy Chien, etc.]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 27 March 2003c.
- Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Thuyết 'Chăn Voi' Phạm Tội Gì? [Nam Cam Trial: What Crime Did Thuyet Chan Voi Commit?]” *Thanh*

Nien Daily News, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 5 May 2003d.

Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Những Kẻ Giết Anh Phan Lê Sơn Nói Gì? [Nam Cam Trial: What Did the Ones Who Killed Phan Le Son Say?]" *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 15 April 2003e.

Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Kịch Bản Cứu Con Cháu Nam Cam [Nam Cam Trial: Nam Cam's Scenario to Save Relatives]" *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 16 April 2003f.

Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Bị Cáo Phạm Sỹ Chiến Không Thể Chối Tội [Nam Cam Trial: Defendant Pham Sy Chien Cannot Deny the Crime]" *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 20 March 2003g.

Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Cơ Quan Công Tố Phán Bác Những Lời Bào Chữa Thiếu Căn Cứ Của Luật Sư [Nam Cam Trial: The Prosecutors Reprimand the Unfounded Pleas from the Lawyers]" *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 21 May 2003h.

Hoang, H. V. & Vo, K. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Nghiêm Khắc Và Khoan Dung [Nam Cam Trial: Lenient Vs Strict]" *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2 May 2003i.

Hoang, N. N. “Đêm Trắng Sau 15 Năm Trở Lại [White Night Come Back after 15 Years]" *Tien Phong Online Newspaper*, Central Committee of the Ho Chi Minh Communist Youth

Union, Hanoi, Vietnam, 2005. <https://tienphong.vn/dem-trang-sau-15-nam-tro-lai-post20542.tpo> (Accessed 20 April 2021)

Hong Ha. “55 Năm Nhìn Lại Vụ Án Trần Dụ Châu [a Looking Back 55 Years of Tran Du Chau Case]” *Cong An Nhan Dan Online Newspaper*, Ministry of Public Security, Hanoi, Vietnam, 2005. <http://cand.com.vn/Khoa-hoc-Quan-su/55-nam-nhin-lai-vu-an-Tran-Du-Chau-9093/> (Accessed 18 April 2021)

Huu Danh. “Ăn Cắp Hay Buôn Lậu [Stealing or Smuggling]” *Cuu Quoc Newspaper*, Issued on 15 May 1950, League for the Independence of Vietnam (Viet Minh), Hanoi, Vietnam, 1950.

Institute of Linguistics. “Từ Điển Tiếng Việt [Vietnamese Dictionary]” Da Nang Publishing House, Da Nang city, Vietnam, 2003.

Kieu, M. S. “Đại Tá Trần Dụ Châu & Bản Án Tử Hình Tội Tham Nhũng Đầu Tiên: [Bài I] 'Một Cái Ung Nhọt, Dầu Có Đau Cũng Phải Cắt Bỏ' [Colonel Tran Du Chau & the First Death Sentence for Corruption: [Lesson I] 'a Boil Must Be Removed, Even If It Is Painful']” , *Nong Nghiep Vietnam Online Newspaper*, Ministry of Agriculture and Rural Development, Hanoi, Vietnam, 2019. <https://nongnghiep.vn/dai-ta-tran-du-chau-ban-an-tu-hinh-toi-tham-nhung-dau-tien-bai-i-mot-cai-ung-nhot-dau-co-dau-cung-phai-cat-bo-d254738.html> (Accessed 20 April 2021)

Lao Dong News. “Ông Đinh La Thăng Thuê 3 Luật Sư, Trịnh Xuân Thanh 9 Luật Sư Cho Ngày 8.1.2018 [Dinh La Thang Hired 3 Lawyers, Trinh Xuan Thanh Hired 9 Lawyers for the First Trial on 8 January 2018]” , *Lao Dong Online Newspaper*, Vietnam General Confederation of Labor, Hanoi, Vietnam, 2017. <https://laodong.vn/phap-luat/ong-dinh-la-thang-thue-3-luat-su-trinh-xuan-thanh-9-luat-su-cho-ngay-812018-583722.ldo> (Accessed 10 May 2021)

Lao Dong News. “Sát Ngày Xử Án, 2 Luật Sư Bào Chữa Cho Trịnh Xuân Thanh Bất Ngờ Rút Lui

[Two of Lawyers Representing Trinh Xuan Thanh Suddenly Withdrawn on the Day before the Trial]” , *Lao Dong Online Newspaper*, Vietnam General Confederation of Labor, Hanoi, Vietnam, 2018. <https://laodong.vn/phap-luat/sat-ngay-xu-an-2-luat-su-bao-chua-cho-trinh-xuan-thanh-bat-ngo-rut-lui-585024.ldo> (Accessed 10 May 2021)

Le, C. “75 Năm Hình Thành, Phát Triển Của Hệ Thống Pháp Luật Hình Sự Việt Nam Và Định Hướng Tiếp Tục Hoàn Thiện (1945-2020) [75 Years of Formation and Development of Vietnamese Criminal Justice System and Future Orientation (1945-2020)]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2020.

Le, V. C. “Tham Nhũng Ở Nước Ta Hiện Nay Và Biện Pháp Khắc Phục [Corruption in Our Country and Remedies]” *PhD thesis in Philosophy*, Hanoi, Vietnam, 1993.

Ministry of Information and Communications, MIC “Tình Hình Phát Triển Lĩnh Vực Báo Chí Và Phát Thanh Truyền Hình Năm 2015 [the Development of Journalism and Broadcasting in 2015]” . Ministry of Information and Communications, Hanoi, Vietnam, 2015. <https://mic.gov.vn/solieubaocao/Pages/TinTuc/116095/Tinh-hinh-phat-trien-linh-vuc-bao-chi-va-phat-thanh-truyen-hinh-nam-2015.html> (Accessed 15 November 2020)

Ministry of Education and Training, MOET “Ngữ Văn 8 [Vietnamese Textbook for Grade 8]” Vietnam Education Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011.

Nguyen, B. T., Phan, D. T., Nguyen, D. K., Nguyen, T. H. & Phan, V. T. “Tổng Kết Một Số Vấn Đề Lý Luận - Thực Tiễn 30 Năm Đổi Mới (1986 - 2016) Về Tư Pháp - Nội Chính - Phòng, Chống Tham Nhũng, Lãng Phí [Summary of Theoretical and Practical Issues of 30 Years of Reform (1986 - 2016) on Justice - Internal Affairs - Prevention of Corruption and Waste]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2015.

Nguyen, D. B. “Xử Lý Hành Vi Vi Phạm Pháp Luật Về Phòng, Chống Tham Nhũng [Handling of

Violations of Anti-Corruption Law]” *Workshop on Current Legal Issues in Fighting Corruption in Vietnam*, Irish Aid and Research Center of Information Science Inspection, School of Law (VNU-LS), Vietnam National University, Hanoi (VNU), 22 August 2019, pp. 285-294.

Nguyen, D. D., Pham, H. T., Chu, H. T., Vu, C. G. & Vu, T. H. “Giáo Trình Lý Luận Và Pháp Luật Về Phòng, Chống Tham Nhũng [Anti-Corruption Theories and Legal Framework]” Publishing House of Vietnam National University in Hanoi, Hanoi, Vietnam, 2013.

Nguyen, H. P. “Hoạt Động Của Viện Kiểm Sát Nhân Dân Trong Đấu Tranh Phòng, Chống Tội Phạm Về Tham Nhũng Ở Việt Nam [Activities of the People's Procuracy in the Fight against Corruption Crimes in Vietnam]” *PhD thesis in Law*, Hanoi, Vietnam, 2008.

Nguyen, K. P. “Một Đám Cưới Năm 1950 [a Wedding in 1950]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2006.
<https://tuoitre.vn/mot-dam-cuoi-nam-1950-147909.htm> (Accessed 15 April 2021)

Nguyen, M. C., Nguyen, T. D., Nguyen, T. N. H., Nguyen, D. N. & Do, D. H. H. “Pháp Luật Về Phòng, Chống Tham Nhũng Và Xử Lý Các Hành Vi Phạm Tội [Laws on Anti-Corruption and Handling of Criminal Acts]” . Labor Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2019.

Nguyen, M. H. “Tìm Hiểu Pháp Luật Về Chống Tham Nhũng, Lợi Dụng Chức Vụ Xâm Phạm Lợi Ích Của Nhà Nước Và Quyền Lợi Công Dân [Understanding the Legal Framework on Anti-Corruption, and the Crime of Position Abuse to Infringe on the Interests of the State and Citizens' Interests]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 1992.

Nguyen, N. N., Le, T. A. & Tran, T. K. A. “Một Số Văn Bản Điển Chế Và Pháp Luật Việt Nam [Some Code of Law and Legal Framework of Vietnam]” vol. 1, Social Sciences Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2006.

- Nguyen, N. N. & Nguyen, T. N. “Luật Hình Triều Lê: Bản Dịch Quốc Ngữ Quốc Triều Hình Luật [Criminal Code of Le Dynasty: A Translation to Modern Vietnamese of Quoc Trieu Hinh Luat]” Ho Chi Minh City Publishing House, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2003.
- Nguyen, N. P. “Chuyên Án Z-501: Vụ Án Năm Cam Và Đồng Bọn [Z-501 Case File: Nam Cam and His Accomplices]” Public Security Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2003.
- Nguyen, P. T. “Quyết Tâm Ngăn Chặn Và Đẩy Lùi Tham Nhũng [Determination to Prevent and Repel Corruption]” edited by Pham, T. T., National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2019.
- Nguyen, Q. V. & Vu, C. G. “Phát Huy Vai Trò Của Xã Hội Trong Phòng Chống Tham Nhũng [Promoting the Role of Society in Combating Corruption]” Hong Duc Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2017.
- Nguyen Thao. “Chỉ Có 21 Đại Biểu Là Người Ngoài Đảng Trúng Cử Đại Biểu Quốc Hội [Only 21 Non-Communist Party Members Were Elected to the National Assembly]” Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://thanhtra.com.vn/chinh-tri/doi-noi/Chi-co-21-dai-bieu-la-nguoi-ngoai-Dang-trung-cu-dai-bieu-Quoc-hoi-104556.html> (Accessed 25 January 2021)
- Nguyen, T. T. N. “Cơ Quan Chuyên Trách Phòng, Chống Tham Nhũng [the Anti-Corruption Agency]” *Workshop on Current Legal Issues in Fighting Corruption in Vietnam*, Irish Aid and Research Center of Information Science Inspection, School of Law (VNU-LS), Vietnam National University, Hanoi (VNU), 2019, pp. 222-235.
- Nguyen, V. S. “Bảo Vệ Người Tố Cáo Hành Vi Tham Nhũng Ở Nước Ta Hiện Nay [Whistleblower’s Protection in Our Country Nowadays]” *PhD thesis in Law*, Hanoi, Vietnam, 2018.

Nguyen, X. T., Pham, N. H., Bui, M. T., Nguyen, N. M. & Nguyen, S. M. T. “Phòng, Chống Tham Nhũng Trong Các Tập Đoàn Kinh Tế Nhà Nước Ở Việt Nam Hiện Nay [Preventing and Combating Corruption in State-Owned Economic Groups Nowadays]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2016.

Nha Nam Jsc., (ed).Hoàng Việt Hình Luật [Hoang Viet Criminal Code]” . Nha Nam Jsc., Hong Duc Publishing House, Hanoi, Vietnam. 2021.

PetroVietnam Construction Joint Stock Corporation, P. “Khởi Công Nhà Máy Nhiệt Điện Thái Bình 2 [Starting the Construction of Thai Binh 2 Thermal Power Plant]” PetroVietnam Construction Joint Stock Corporation, PVC, Hanoi, Vietnam, 2011a.
<http://pvc.vn/tinchitiet/tabid/93/id/460/Khoi-cong-Nha-may-Nhiet-dien-Thai-Binh-2.aspx>.
(Accessed 16 May 2021).

PetroVietnam Construction Joint Stock Corporation, P. “Khởi Công Xây Dựng Nhà Máy Nhiệt Điện Quảng Trạch 1 [Starting the Construction of Quang Trach 1 Thermal Power Plant]” PetroVietnam Construction Joint Stock Corporation, PVC, Hanoi, Vietnam, 2011b.
<http://pvc.vn/tinchitiet/tabid/93/id/711/Khoi-cong-xay-dung-Nha-may-Nhiet-dien-Quang-Trach-1.aspx>).

Pham, T. H. “Phòng, Chống Tham Nhũng Trong Khu Vực Tư Ở Việt Nam Hiện Nay [Anti-Corruption in the Private Sector in Vietnam Today]” *PhD thesis in Law*, Hanoi, Vietnam, 2016.

Pham, T. T. H. “Bảo Vệ Người Tố Cáo Tham Nhũng Ở Việt Nam Hiện Nay [Whistleblower Protection in Vietnam Today]” *Workshop on Current Legal Issues in Fighting Corruption in Vietnam*, Irish Aid and Research Center of Information Science Inspection, School of Law (VNU-LS), Vietnam National University, Hanoi (VNU), 22 August 2019, pp. 215-221.

- Pham, V., Van, T. H., Tran, Q. T. & Ta, T. T. “Nhận Diện Và Giảm Thiểu Rủi Ro Dẫn Đến Tham Nhũng Trong Quản Lý Đất Đai Ở Việt Nam [Recognizing and Reducing Corruption Risks in Land Management in Vietnam]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011.
- Phan, H. C. “Lịch Triều Hiến Chương Loại Chí [the Categorized Records of the Institutions of Successive Dynasties]” translated by Vietnam Institute of History, vol. 1, Educational Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2007.
- Phan, N. L., Van, N. T., Bui, T. T. H., Le, H. C. & Do, H. T. “Biên Niên Sử Đảng [Annals of National Congress of the Communist Party of Vietnam]” Tu Dien Back Khoa Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2007.
- Phan, T. H. “Bút Ký Luật Sư [Records of a Lawyer]” Judicial Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2005.
- Phan, X. S., Pham, T. L., Hoang, C. B., Nguyen, V. H. & Luu, V. S. “Nhận Diện Tham Nhũng Và Các Giải Pháp Phòng, Chống Tham Nhũng Ở Việt Nam Hiện Nay [Corruption Recognition and Anti-Corruption Measures in Vietnam Nowadays]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2011.
- Phung, T., Bui, Q. M., Vu, V. T., Pham, T. B. N. & Doan, N. C. “ Tư Tưởng Hồ Chí Minh Về Phòng, Chống Tham Ô, Lãng Phí, Quan Liêu: Giá Trị Lý Luận Và Thực Tiễn [Ho Chi Minh's Thoughts on Anti-Corruption, Waste, Bureaucracy: Theoretical and Practical Value]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2019.
- Que Huong News. “Không Ngừng Nỗ Lực Đáp Ứng Tốt Hơn Nhu Cầu Thông Tin Của Kiều Bào [Constantly Striving to Better Meet the Information Needs of Expatriates]” *Que Huong Online Newspaper*, State Committee for Overseas Vietnamese Affairs, Ministry of Foreign

Affairs, 2013. <http://quehuongonline.vn/bai-viet-tra-loi-phong-van/tap-chi-que-huong-khong-ngung-no-luc-dap-ung-tot-hon-nhu-cau-thong-tin-cua-kieu-bao-33495.htm>

(Accessed 12 December 2020)

Quoc, A. “Góp Phần Tìm Hiểu Lịch Sử Báo Chí Việt-Nam Từ 'Đại Nam Đồng Văn Nhật Báo' Đến 'Đăng Cổ Tùng Báo'. [Learning the History of Vietnamese Journalism from 'Dai Nam Dong Van' Daily Newspaper to 'Dang Co Tung Bao' Newspaper]” *Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử [Journal of Historical Studies]*, vol. 164, Vietnam Academy of Social Sciences, Hanoi, Vietnam, 1975, pp. 33-38.

Quynh Trung. “Bộ Ngoại Giao Lấy Làm Tiếc Về Phát Biểu Của Đức Vụ Trịnh Xuân Thanh [the Ministry of Foreign Affairs Feel Regret over the Statement of Germany Concerning the Case of Trinh Xuan Thanh]” *Tuoi Tre Online Newspapers*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2017. <https://tuoitre.vn/bo-ngoai-giao-lay-lam-tiec-ve-phat-bieu-cua-duc-vu-trinh-xuan-thanh-1363180.htm> (Accessed 15 May 2021)

T.S.-M. H. “Xe Tư Nhân Gắn Biển Xanh Và 'Di Sản' Của Phó Chủ Tịch Tỉnh Hậu Giang [Private Car with Green Plate and 'Heritage' of Vice President of Hau Giang Province]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 3 June 2016.

Thai Son. “Ủy Ban Kiểm Tra Tư Kiến Nghị: Không Công Nhận Tư Cách Đại Biểu QH Của Ông Trịnh Xuân Thanh [the Central Inspection Committee Recommends: Do Not Recognize Mr. Trinh Xuan Thanh's Status as a National Assembly Representative]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 12 July 2016.

Thai Son & Vu Han. “Xét Xử Vụ Mobifone Mua Avg: Cựu Bộ Trưởng Nguyễn Bắc Sơn Đối Diện Án Tử [Trial Surrounding the M&A Transaction between Mobifone and Avg: Former Minister Nguyen Bac Son Faces the Death Penalty]” *Thanh nien Online Newspaper*,

Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2019. <https://thanhvien.vn/thoi-su/xet-xu-vu-mobifone-mua-avg-cuu-bo-truong-nguyen-bac-son-doi-dien-an-tu-1161966.html> (Accessed 20 May 2021)

Thanh Hoang. “Truy Tố Cựu Bộ Trưởng Nguyễn Bắc Sơn Nhận Hối Lộ 3 Triệu USD [Prosecution of Former Minister Nguyen Bac Son in Charge of Receiving 3 Million USD in Bribes]” *Tuoi Tre Online Newspapers*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2019. <https://tuoitre.vn/truy-to-cuu-bo-truong-nguyen-bac-son-nhan-hoi-lo-3-trieu-usd-20191019094357839.htm> (Accessed 20 May 2021)

Thanh Nien News. “Phá Đường Dây Cờ Bạc Lớn Nhất Tại Thành Phố Hồ Chí Minh: Trùm Casino Năm Cam Sa Lưới [Breaking Down the Largest Gambling Chain in Ho Chi Minh City: Arrest Casino Boss Nam Cam Sa Net]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 13 June 1995.

Thanh Nien News. “Dư Luận Đòi Hỏi Phải Xử Lý Kiên Quyết Bọn Tội Phạm Trong Tổ Chức Năm Cam Và Những Cá Nhân, Cơ Quan Đồng Lỏa Với Tội Ác [Citizens Demands a Trial against Nam Cam Criminal Organization and Individuals and Organizations Complicit in Crimes]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 25 June 1996.

Thanh Nien News. “Sẽ Làm Rõ Và Công Bố Tên Những Cán Bộ “Bảo Kê” [Clarifying and Publicizing the Name of Officials Who “Protect” the Criminals]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 15 December 2001a.

Thanh Nien News. “Công Bố Lời Khai Của Nam Cam Và Đồng Bọn [Publish the Testimony of Nam Cam and His Accomplices]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 25 December 2001b.

Thanh Nien News. “Nam Cam Và Guồng Máy “Tín Dụng Đen” Giữa Sài Gòn [Nam Cam and the “Black Credit” Chain in Sai Gon]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 26 December 2001c.

Thanh Nien News. “Ngày Đầu Tiên Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Những Kẻ Phạm Tội Phải Bị Trừng Phạt, Bất Kể Ở Cường Vị Nào! [the First Day of Nam Cam' Trial: Guilty Men Must Be Punished Regardless of Their Position]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 26 February 2003a.

Thanh Nien News. “Kết Thúc Phiên Tòa Sơ Thẩm Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Hình Phạt Cho 155 Bị Cáo [Ending of the Trial Court of Nam Cam: Sentences for 155 Defendants]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 6 June 2003b.

Thanh Nien News. “Tại Phiên Tòa Xét Xử Vụ Án 'Năm Cam Và Đồng Bọn': Những Cựu Sĩ Quan Công an 'Ăn Lương' Của Năm Cam [Nam Cam Trial: Former Police Officers Who Received 'Salary' from Nam Cam]” *Thanh Nien Daily News*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 19 March 2003c.

Thanh Nien News. “Phá Đường Dây Tội Ác Lớn Nhất Việt Nam: Vụ Án Năm Cam Và Đồng Bọn [Smashing Vietnam's Largest Criminal Networks: Case of Nam Cam and His Accomplices]” Youth Publishing House, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2005.

The Lu. “Vụ Án Trần Dụ Châu: Còn Nguyên Giá Trị Trong Phòng, Chống Tham Nhũng [Tran Du Chau Case and Its Value in the Fight against Corruption Today]” Government Inspectorate of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://thanhtra.com.vn/thanh-tra/hoat-dong-nganh/Vu-an-Tran-Du-Chau-Con-nguyen-gia-tri-trong-phong-chong-tham-nhung-112322.html>
(Accessed 15 April 2021)

- Thieu Chau. “Hán-Việt Tự Điển : 漢越辭書 [Han-Viet Dictionary]” Ho Chi Minh City Publishing House, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2000.
- To, L. “Tham Nhũng Và Hoạt Động Của Công an Nhân Dân Trong Đấu Tranh Phòng, Chống Tham Nhũng Ở Việt Nam [Corruption and the Fight against Corruption of Vietnamese Police]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2019.
- Tran, H. L. “Giới Thiệu Lịch Sử Báo Chí Việt Nam [Introduction to the History of Vietnamese Journalism]” *Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử [Journal of Historical Studies]* vol. 1, Vietnam Academy of Social Sciences, Hanoi, Vietnam, 1959, pp. 8-26.
- Tran, Q. C. “Dư Luận Nhất Trí Cao Với Thông Báo Kết Luận Của Ủy Ban Kiểm Tra Trung Ương Liên Quan Đến Ông Trịnh Xuân Thanh [Citizens Highly Agrees with the Notice of Conclusions of the Central Inspection Committee Regarding Mr. Trinh Xuan Thanh]” *Dang Cong San Viet Nam Online Newspaper*, Communist Party of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://dangcongsan.vn/ban-doc/y-kien-ban-doc/du-luan-nhat-tri-cao-voi-thong-bao-ket-luan-cua-uy-ban-kiem-tra-trung-uong-lien-quan-den-ong-trinh-xuan-thanh-398150.html>)
- Tran, Q. N., Pham, T., Hoang, H. V., Do, N. T. & Le, X. D. “Nâng Cao Hiệu Quả Của Báo Chí Trong Đấu Tranh Chống Quan Liêu Tham Nhũng Ở Nước Ta Hiện Nay [Enhance the Efficiency of the Media in the Fight against Bureaucracy and Corruption in Our Country]” National Political Publishing House, Hanoi, Vietnam, 2005.
- Tran Tam. “Vksndtc Ban Hành Cáo Trạng Truy Tố Trịnh Xuân Thanh Và Đồng Phạm [the Supreme People's Procuracy Issues an Indictment against Trinh Xuan Thanh and His Accomplices]” *Bao Ve Phap Luat Online Newspaper*, Supreme People's Procuracy of Vietnam, Hanoi, Vietnam, 2017. <https://baovephapluat.vn/cong-to-kiem-sat-tu-phap/theo->

dong/vi-sao-pvc-chua-chinh-thuc-la-nha-thau-da-nhan-tien-tam-ung-khung-48485.html

(Accessed 10 May 2021)

Tran Thuong. “Trình Xuân Thanh: Tôi Về Đầu Thú Để Đối Diện Với Sự Thật [Trinh Xuan Thanh: I Turned Myself in to Police to Face the Truth]” *Vietnamnet Online Newspapers*, Ministry of Information and Communications, Hanoi, Vietnam, 2017. <https://vietnamnet.vn/vn/thoi-su/clip-nong/trinh-xuan-thanh-toi-ve-dau-thu-de-doi-dien-voi-su-that-388372.html>

(Accessed 12 May 2021)

Tran, V. L. “Quyền Được Thông Tin Của Công Dân Trong Phòng, Chống Tham Nhũng Ở Nước Ta Hiện Nay [Citizens' Right to Access to Anti-Corruption Information in Our Country Today]” *PhD thesis in Law*, Hanoi, Vietnam, 2016.

Tuoi Tre News. “Hai Nhà Báo Chuyên Viết Đấu Tranh Chống Tham Nhũng Bị Bắt [Two Journalists Specializing in Anti-Corruption Work Arrested]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2008a. <https://tuoitre.vn/hai-nha-bao-chuyen-viet-dau-tranh-chong-tham-nhung-bi-bat-257288.htm>

(Accessed 10 May 2021)

Tuoi Tre News. “Tuyên Phạt Ông Phạm Xuân Quắc Mức Cảnh Cáo [Pham Xuan Quac Received Warning Sentence]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2008b. <https://tuoitre.vn/tuyen-phat-ong-pham-xuan-quac-muc-can-cao-283327.htm> (Accessed 10 May 2021)

Tuoi Tre News. “CSGT Ngang Nhiên Thò Tay Lấy Tiền Từ Ví Người Đi Đường [Traffic Police Blatantly Take Money from Passersby's Wallets]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2017a.

<https://www.youtube.com/watch?v=qAAv6PH7Zko> (Accessed 15 May 2021)

- Tuoi Tre News. “Tượng Đài Và Những Đồng Tiền Vô Bỏ [Monuments, Memorials and Wasted Money]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2017b. <https://tuoitre.vn/tuong-dai-va-nhung-dong-tien-vo-bo-1375489.htm> (Accessed 12 January 2021)
- Tuoi Tre News. “Quy Trình Khép Kín [Closing Process]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2017c. <https://tuoitre.vn/quy-trinh-khep-kin-1348891.htm> (Accessed 12 January 2021)
- Tuoi Tre News. “Trình Xuân Thanh Đầu Thù Sau Gần 1 Năm Bị Truy Nã [Trinh Xuan Thanh Surrendered after Nearly a Year Being Wanted by Police]” *Tuoi Tre Online Newspaper*, Ho Chi Minh Communist Youth Union, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2017d. <https://tuoitre.vn/trinh-xuan-thanh-dau-thu-sau-gan-1-nam-bi-truy-na-1361524.h> (Accessed 10 May 2021)
- Uong, C. L., Nguyen, Q. V., Nguyen, C. H., Vo, V. T., Nguyen, D. T. V. & Thanh, T. “Các Tội Tham Nhũng, Ma Tuý Và Các Tội Phạm Về Tình Dục Đối Với Người Chưa Thành Niên [Crimes of Corruption, Drug, and Child Sexual Abuse]” Judicial Publishing House, Hanoi, Vietnam, 1997.
- Vietnam Association of Financial Investors, VAFI “Người Quản Lý Mobifone Có Được Phép Miễn Công Bố Giá Trị Thương Vụ Mua Avg Hay Không? [Do Mobifone Manager Eligible for Exemption from Public the Value of the Deal with Avg?]” Vietnam Association of Financial Investors, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://www.vafi.org.vn/2006/news.php?id=1770> (Accessed 15 May 2021)
- Van Tinh. “Hà Tĩnh: Khởi Tố Hai Thanh Tra Giao Thông Nhận Tiền Hối Lộ [Ha Tinh: Prosecuting Two Traffic Inspectors of Bribery Offences]” *Cong An Thanh Pho Ho Chi Minh Online*

Newspaper, Ho Chi Minh City Police Department, Ho Chi Minh City, Vietnam, 2016.
http://congan.com.vn/vu-an/khoi-to-hai-thanh-tra-giao-thong-nhan-tien-hoi-lo_25125.html
(Accessed 7 Jan 2021)

Vietnamese Fatherland Front, VFF “Đại Hội IX (2019) [9th Congress]” Vietnamese Fatherland Front (VFF), Hanoi, Vietnam, 2020. <http://mattran.org.vn/cac-ky-dai-hoi/dai-hoi-ix-2019-32536.html> (Accessed 1 May 2021)

Viet Ha. “Đêm Trắng - Tiếng Nói Trực Diện Chống Tham Nhũng [White Night- a Direct Voice against Corruption]” , *Cong An Nhan Dan Online Newspaper*, Ministry of Public Security, Hanoi, Vietnam, 2021. <https://cand.com.vn/doi-song-van-hoa/Dem-trang-tieng-noi-truc-dien-chong-tham-nhung-i595154/> (Accessed 20 May 2021)

Vietnam Report JSC. “Vnr500 – Top 500 Company.” Vietnam Report JSC, Hanoi, Vietnam, 2021. <https://www.vnr500.com.vn/Thong-tin-doanh-nghiep/TAP-DOAN-DAU-KHI-VIET-NAM-Chart--891-2008.html> (Accessed 10 May 2021)

Vinaresearch. “Báo Cáo Nghiên Cứu Thói Quen Sử Dụng Mạng Xã Hội Của Người Việt Nam 2018 [Report on Vietnamese Social Network Habits 2018]” Macromill Southeast Asia Vietnam JSC, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2018. <https://vinaresearch.net/public/news/2201-bao-cao-nghien-cuu-thoi-quen-su-dung-mang-xa-hoi-cua-nguoi-viet-nam-2018.vnrs> (Accessed 30 May 2020)

Voice of Vietnam, VOV “Báo Tuổi Trẻ Online Bị Đình Bản 3 Tháng, Phạt 220 Triệu Đồng [Tuoi Tre Online Newspaper Was Suspended for 3 Months, Fined 220 Million VND]” Voice of Vietnam Hanoi, Vietnam, 2018. <https://vov.vn/xa-hoi/bao-tuoi-tre-online-bi-dinh-ban-3-thang-phat-220-trieu-dong-788216.vov> (Accessed 15 March 2021)

VTC Now. “Ông Nguyễn Bắc Sơn Phủ Nhận Lời Khai Nhận 3 Triệu USD [Mr. Nguyen Bac Son

Denied His Previous Confession of Receiving 3 Million USD]” Vietnam Multimedia Corporation, VTC, Hanoi, Vietnam, 2019.

<https://www.youtube.com/watch?v=PFW9OTopCzE> (Accessed 15 May 2021)

VTV24h. “Thủ Đoạn Nhận Hối Lộ Của Thanh Tra Giao Thông Cần Thơ [the Bribery Route of Can Tho Traffic Inspectors]” *VTV Online Newspaper*, Vietnam Television, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://vtv.vn/chuyen-dong-24h/thu-doan-nhan-hoi-lo-cua-thanh-tra-giao-thong-can-tho-20160722185356167.htm> (Accessed 7 Jan 2021)

VTV News. “Ông Trịnh Xuân Thanh: 'Tôi Đã Ra Đầu Thú' [Mr. Trinh Xuan Thanh: 'I Turned Myself in to Investigators']” *VTV Online Newspaper*, Vietnam Television, Hanoi, Vietnam, 2017. <https://vtv.vn/trong-nuoc/ong-trinh-xuan-thanh-toi-da-ra-dau-thu-20170803190749407.htm> (Accessed 15 May 2021)

Vu, D. H. “Truyền Thông Hiện Đại Và Phòng, Chống Tham Nhũng [Modern Media and Anti-Corruption]” *Workshop on Current Legal Issues in Fighting Corruption in Vietnam*, Irish Aid and Research Center of Information Science Inspection, School of Law (VNU-LS), Vietnam National University, Hanoi (VNU), 2019, pp. 163-172.

Vu Han. “Bộ Ngoại Giao Lên Tiếng Về Tin Đồn Đàm Phán Với Đức Về Trịnh Xuân Thanh [the Ministry of Foreign Affairs Spoke out About Rumors of Negotiations with Germany About Trinh Xuan Thanh]” *Thanh Nien Online Newspaper*, Vietnam United Youth League, Ho Chi Minh city, Vietnam, 2017. <https://thanhnien.vn/thoi-su/bo-ngoai-giao-len-tieng-ve-tin-don-dam-phan-voi-duc-ve-trinh-xuan-thanh-1021490.html> (Accessed 15 May 2021)

Xuan Ba. “Người Khai Mào Khui Vụ Tham Nhũng Trần Dụ Châu [the First One Who Revealed Tran Du Chau Corruption Case]” *Tien Phong Online Newspaper*, Central Committee of the Ho Chi Minh Communist Youth Union, Hanoi, Vietnam, 2016. <https://tienphong.vn/nguoi-khai-mao-khui-vu-tham-nhung-tran-du-chau>

khoi-mao-khui-vu-tham-nhung-tran-du-chau-post872922.tpo (Accessed 29 March 2021)

Xuan Khu. “Chánh Thanh Tra Xét Khiếu Tố Lĩnh Án 20 Năm Tù Vì Nhận Hối Lộ [a Chief Inspector Is Charged a 20-Year Sentence for Bribery Offence]” *Vietnam Plus Online Newspaper*, Vietnam News Agency, Hanoi, Vietnam, 2020.
<https://www.vietnamplus.vn/chanh-thanh-tra-xet-khieu-to-linh-an-20-nam-tu-vi-nhan-hoi-lo/630817.vnp> (Accessed 7 Jan 2021)

Yen Chi. “Thêm Thành Viên Đoàn Thanh Tra Bộ Xây Dựng Nhận Hối Lộ Bị Bắt [Another Member of the Ministry of Construction’s Inspection Team Was Arrested on Suspicion of Bribery Offences]” *Giao Thong Online Newspaper*, Ministry of Transport, Hanoi, Vietnam, 2020a. <https://www.baogiaothong.vn/them-thanh-vien-doan-thanh-tra-bo-xay-dung-nhan-hoi-lo-bi-bat-d466001.html> (Accessed 7 Jan 2021)

Yen Chi. “Vụ Án Trần Dụ Châu [Phần 1]: Bản Án Tử Hình Đầu Tiên Về Tội Tham Nhũng [Tran Du Chau Case [Part 1]: First Death Penalty for Corruption]” *Vietnam Lawyer Journal*, Vietnam Bar Federation, VBF, Hanoi, Vietnam, 2020b. <https://lsvn.vn/vu-an-tran-du-chau-phan-1-ban-an-tu-hinh-dau-tien-ve-toi-tham-nhung.html> (Accessed 29 March 2021)

図表目次

[図]

図 1 ベトナム共産党（CPV）の組織図.....	9
図 2 ベトナム政府機関の構成図.....	13
図 3 ベトナム祖国戦線（VFF）の組織図.....	15
図 4 ベトナムの汚職認識度指数（CPI）スコアの比較（1998-2011年）.....	18
図 5 公有部門における市民が公務員に対して支払った賄賂の割合.....	20
図 6 各機関の腐敗度に対する市民の認知度.....	21
図 7 ベトナム公務員に対する企業の贈賄状況.....	23
図 8 賄賂支払い可能状況とその意見に同意した若者の割合.....	30
図 9 汚職との闘いにおける政府政策の有効性に関する認識.....	34
図 1-1 ベトナム国内における汚職・腐敗に関する文献の数.....	54
図 1-2 ベトナム国内における汚職・腐敗に関する出版文献の内容.....	55
図 2-1 ベトナム法制度のピラミッド.....	70
図 3-1 不正行為取締機関の制度（1945-1949年）.....	95
図 3-2 特別監察局の編成過程.....	98
図 3-3 汚職事件の処理プロセス（1950-2004年）.....	99
図 3-4 今日のベトナム政府の汚職取締機関の制度.....	103
図 3-5 2006-2019年における汚職事件に関する統計.....	113
図 3-6 執行猶予判決の割合.....	115
図 3-7 ベトナム汚職抑制指数（2000-2020年）.....	116
図 4-1 ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおけるマスメディアの貢献.....	123
図 4-2 マスメディアが提供する汚職・腐敗事件の情報に対する信頼度.....	123
図 4-3 新聞での有名人描きタブー.....	129
図 4-4 ベトナムの汚職・腐敗との闘いにおけるオンラインメディア業界の発展.....	133
図 4-5 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用する理由.....	134
図 4-6 オンラインメディアに投稿されている公判の様子.....	135
図 4-7 YouTube にアップロードされた賄賂を受け取る交通警察官の画像.....	136
図 4-8 ベトナム国内における汚職関連オンライン記事の内容（2012-2020年）.....	136

図 4-9 汚職・腐敗関連記事の内容と表現の多様化.....	138
図 4-10 ベトナムのインターネット利用者数の推移（2011-2019年）	142
図 5-1 Tran Du Chau 事件の経緯.....	162
図 5-2 Nam Cam 事件の経緯.....	168
図 5-3 PVN 汚職事件の経緯.....	181
図 5-4 Trinh Xuan Thanh の昇進経歴	190
図 5-5 Trinh Xuan Thanh の拉致事件を巡る海外新聞記事（『Vietjo』、『朝日新聞』、『The Guardian』、『BBCNews』、『Reuters』）	191
図 5-6 Trinh Xuan Thanh の出頭に関する国内新聞記事	192
図 5-7 ドイツ政府の批判とベトナム政府の返答に関する国内新聞記事.....	193
図 5-8 MobiFone 会社の株式売却事業における政治腐敗事件の経緯.....	194
図 5-9 AVG 会社に対する株式評価結果.....	196
図 5-10 被告人の関係および汚職行為	198
図 6-1 ベトナムの汚職取締機関の制度	207

[表]

表 1 ベトナム共産党（CPV）の政治局の構成（第13期と第12期）	10
表 2 ベトナム汚職認識度指数（CPI）のスコアと順位（1997-2020年）	16
表 3 ベトナム各公有部門に対する市民の賄賂の平均額	19
表 4 公有部門においてどの程度汚職に関与していると思いますか？	22
表 5 ベトナムの若者が贈賄する理由	30
表 2-1 ベトナムの汚職対策の法的枠組み.....	71
表 2-2 ベトナム汚職防止法一覧.....	76
表 2-3 現行の汚職防止法上の汚職行為（第2条）	78
表 2-4 刑法に定められている汚職・腐敗の罪名と刑罰の変化.....	81
表 3-1 汚職防止中央指導委員会（CSCA）の改編.....	105
表 3-2 今日の監察制度.....	107
表 3-3 政府監察官の活動に関する基本的な法的文書.....	108
表 3-4 政府監察院附属の汚職取締機関の変遷	109
表 3-5 ベトナム捜査機関組織	111
表 3-6 政府の汚職取締機関の実績（2016-2020年）	114

表 4-1 オンライン新聞社の反汚職活動推進要因	141
表 4-2 報道の質の評価基準	145
表 4-3 オンラインメディアに対する新たな評価基準.....	146
表 4-4 有限会社 Towards Transparency (TT) の会社概要.....	154
表 5-1 Nam Cam 事件に関与した者の刑罰	166
表 5-2 Nam Cam 事件における殺人犯とその刑罰 (1999 年刑法第 93 条)	172
表 5-3 Nam Cam 事件における職務関係犯罪とその刑罰.....	179
表 5-4 ベトナム国営石油ガスグループ (PVN) における犯罪および刑罰.....	184
表 5-5 PVN 政治腐敗事件における犯罪と刑罰.....	199
表 5-6 市民の政府に対する批判コメント内容	201

[コラム]

コラム 4-1 Tran Du Chau 汚職事件に対する批判記事.....	126
コラム 4-2 『Thanh Nien 新聞』の新聞記者調査シリーズ (抜粋)	128
コラム 4-3 PMU18 汚職事件における新聞記者の逮捕を巡る議論 (抜粋)	130
コラム 5-1 『皇越刑律』に規定されている罪名	160
コラム 5-2 Tran Du Chau 事件に関する記事.....	163
コラム 5-3 ベトナム 1999 年刑法における収賄罪	174
コラム 5-4 Nam Cam 事件を巡る『Thanh Nien 新聞』の記事(抜粋).....	176
コラム 5-5 ベトナム 1999 年刑法と 2015 年刑法における横領罪の比較.....	186

ANNEXE

1. 新聞記者に対するアンケート調査票（ベトナム語）

1.1. 調査の概要

- 調査期間：2019年8月
- 場所：ベトナムハノイ市内
- 調査目的：反汚職におけるマスメディアの活動の現状を考察するため。
- 調査対象者：ベトナム祖国戦線、ベトナム記者協会およびベトナム国営テレビ放送局が共催した第一次「汚職・腐敗・浪費との闘いにおけるマスメディア」大会（2017年1月4日～2018年1月2日まで）に受賞した記者
- 調査方法：メール配信
- 配信数：31件
- 回収率：約71%

1.2. 調査票

PHIẾU ĐIỀU TRA VỀ HOẠT ĐỘNG CỦA BÁO CHÍ TRUYỀN THÔNG TẠI VIỆT NAM

Mục đích phỏng vấn/trao đổi:

Tìm hiểu về tình hình chung về tác nghiệp chuyên môn, những khó khăn và thuận lợi trong quá trình tác nghiệp của các ký giả (phóng viên, nhà báo,...), phục vụ cho nghiên cứu của Luận án TS về Kinh tế-chính trị.

※ Những thông tin thu thập trong phiếu điều tra này chỉ để phục vụ mục đích nghiên cứu học thuật của NCS.

* Required

1. Xin cho biết độ tuổi của anh/chị? *

Mark only one oval.

Dưới 20 tuổi

20~30 tuổi

30~40 tuổi

40~50 tuổi

Trên 50 tuổi

2. Xin cho biết nghề nghiệp hiện tại của anh/chị? *

3. Xin cho biết chức vụ và nơi công tác của anh/chị? *

4. Xin cho biết trình độ học vấn của anh/chị? *

Mark only one oval.

- Tiến sĩ
- Thạc sĩ
- Cử nhân
- Other: _____

5. Xin cho biết chuyên ngành đào tạo của anh/chị?

6. Xin cho biết công việc và lĩnh vực hoạt động hiện nay của anh/chị? *

7. Anh/chị đã làm công việc này bao lâu rồi? *

8. Xin cho biết những thuận lợi trong quá trình tác nghiệp chuyên môn?

9. Xin hãy cho biết một vài khó khăn trong quá trình tác nghiệp chuyên môn?

10. Xin hãy mô tả ngắn gọn quy trình từ khi thu thập được thông tin, viết và đăng bài đến khi bài báo đến được với độc giả?

11. Anh/chị có biết về sự thay đổi luật báo chí gần đây không?

Mark only one oval.

Có

Không

12. Xin cho biết cảm nghĩ của anh/chị về những thay đổi này?

13. Xin hãy đánh giá mức độ ảnh hưởng của sự thay đổi luật này đến hoạt động tác nghiệp của anh/chị? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Không có thay đổi gì	<input type="radio"/>	Thay đổi rất nhiều				

14. Có ý kiến cho rằng Luật báo chí mới tạo điều kiện thuận lợi cho các phóng viên khi tác nghiệp, anh/chị có đồng ý với quan điểm này không? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Rất không đồng ý với ý kiến trên	<input type="radio"/>	Rất đồng ý với ý kiến trên				

15. Xin cho biết đánh giá của anh/chị về hoạt động quản lý báo chí tại Việt Nam hiện nay? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Rất chặt chẽ	<input type="radio"/>	Rất lỏng lẻo				

16. Hoạt động quản lý báo chí này có ảnh hưởng đến hoạt động tác nghiệp của anh/chị? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Ảnh hưởng rất ít	<input type="radio"/>	Ảnh hưởng rất nhiều				

17. Xin mô tả cụ thể hơn những ảnh hưởng chính này?

18. Anh/chị đã từng viết và đăng bài viết về tham nhũng, lãng phí hoặc tố cáo sai phạm hay chưa? Nếu có thì đã từng đăng bao nhiêu bài?

Mark only one oval.

- Chưa từng *Skip to question 25*
- Đã từng đăng từ 1 đến 5 bài *Skip to question 19*
- Đã từng đăng từ 5 đến 10 bài *Skip to question 19*
- Đã từng đăng từ 10 đến 20 bài *Skip to question 19*
- Đã từng đăng trên 20 bài *Skip to question 19*

Câu hỏi về bài viết về sai phạm

19. Bài viết đầu tiên của anh/chị về các sai phạm được đăng vào năm nào?

20. Bài viết về các sai phạm của anh/chị được đăng tại tập trung chủ yếu vào năm nào?

21. Anh/chị có cảm thấy việc cho đăng bài về các sai phạm trở nên dễ dàng hơn trong những năm gần đây hay không?

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Rất không đồng ý	<input type="radio"/>	Rất đồng ý				

22. Anh/chị thường viết về nội dung gì?

Mark only one oval.

- Tố cáo sai phạm
- Truyền đạt chính sách
- Đưa tin về các cuộc điều tra và xét xử
- Other: _____

23. Anh/chị thường sử dụng từ khóa nào nhiều nhất trong bài viết về sai phạm?

Mark only one oval.

- Sai phạm
- Tham nhũng
- Tham ô
- Lãng phí
- Other: _____

24. Vì sao anh/chị thường dùng từ khóa này?

Về hoạt động của báo điện tử

25. Xin cho biết một vài lợi thế của báo điện tử hiện nay?

26. Theo anh/chị, các vấn đề chính của báo điện tử hiện nay là gì?

27. Từ năm 2015 đến nay, số lượng tin bài về các vụ sai phạm tăng lên rất nhiều, đặc biệt trên các báo điện tử. Theo anh/chị, nguyên nhân chủ yếu là do đâu?

1: Ảnh hưởng rất ít ~ 5: Ảnh hưởng rất nhiều

Mark only one oval per row.

	1	2	3	4	5
Sự thay đổi trong chủ trương chính sách của Đảng và Nhà nước	<input type="radio"/>				
Sự phát triển của khoa học công nghệ	<input type="radio"/>				
Sự thay đổi trong thói quen và văn hóa đọc của người Việt	<input type="radio"/>				
Sự thay đổi trong tư duy và nhận thức của nhà báo	<input type="radio"/>				

28. Theo anh/chị, có nguyên nhân nào khác dẫn đến hiện tượng này hay không?

29. Anh/chị có hay tìm đọc và chia sẻ thông tin hoặc viết bài về vấn đề này hay không?

*

Check all that apply.

- Rất thường xuyên
- Chỉ những sự kiện quan trọng, được quan tâm
- Không bao giờ

30. Nếu có, anh/chị hay chia sẻ trên phương tiện gì? *

Mark only one oval.

- Gặp mặt trực tiếp và nói chuyện với bạn bè.
- Chia sẻ trên mạng xã hội như facebook
- Nói chuyện với bạn bè qua mạng internet như facebook hoặc các phần mềm chat như Zalo...
- Other: _____

31. Anh/chị có biết về cuộc thi "Báo chí với công tác đấu tranh phòng chống tham nhũng, lãng phí" hay không?

Mark only one oval.

- Có
- Không

32. Anh/chị đã từng gửi bài hoặc có ý định gửi bài tham dự cuộc thi này hay không?

Mark only one oval.

- Có
- Không
- Cũng có thể

33. Vì sao anh/chị có quyết định này?

34. Anh/chị đánh giá như thế nào về những cuộc thi như vậy?

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Không cần thiết lắm	<input type="radio"/>	Nên nhân rộng				

Câu hỏi về hoạt động của các tổ chức phi chính phủ tại Việt Nam

35. Anh/chị đã từng công tác, làm việc hoặc biết về tổ chức phi chính phủ tại Việt Nam bao giờ hay chưa?

Mark only one oval.

- Thường xuyên
- Một vài lần
- Chưa bao giờ

36. Xin cho biết tên tổ chức anh/chị đã từng làm việc cùng

Mark only one oval.

- Tôi chưa bao giờ làm việc với tổ chức phi chính phủ
- Other: _____

37. Xin vui lòng cho biết thêm về hoạt động của họ mà anh/chị tham gia đưa tin, viết bài?

38. Sau cùng, theo anh/chị, những tồn tại chính và giải pháp nào là cần thiết để cuộc chiến chống tham nhũng trở nên hiệu quả hơn nữa?

This content is neither created nor endorsed by Google.

Google Forms

2. ベトナム人留学生に対するアンケート調査票（ベトナム語）

2.1. 調査の概要

- 調査期間：2020年11月16日
- 場所：京都市内にある日本語学校
- 調査目的：ベトナムの若者の汚職に関する体験およびベトナム国内ニュースの
取得方法について考察するため
- 調査対象者：20代前半のベトナム人留学生
- 調査方法：直接配布
- 参加者の数：70人
- 回収率：約80%

2.2. 調査票

BẢNG KHẢO SÁT VỀ QUẢN LÝ XÃ HỘI VÀ DỊCH VỤ CÔNG TẠI VIỆT NAM

Anh/chị đang được mời tham gia nghiên cứu cá nhân nhằm tìm hiểu nhận thức, thái độ, hành vi và trải nghiệm cá nhân về dịch vụ công, quản lý xã hội và tiếp cận thông tin tại Việt Nam hiện nay.

Các câu trả lời của anh/chị sẽ được giữ kín và chỉ được sử dụng cho mục đích nghiên cứu khoa học. Các thông tin cá nhân của anh/chị sẽ không được tiết lộ trong bất cứ tài liệu nào sử dụng kết quả nghiên cứu này.

* Required

1. Xin hãy cho biết năm sinh của anh/chị *

2. Xin hãy cho biết giới tính của anh/chị. *

Mark only one oval.

Nam

Nữ

3. Xin hãy cho biết nơi ở tại Việt Nam của anh/chị. (Xin vui lòng điền tỉnh và thành phố) *

4. Xin hãy cho biết nơi ở hiện tại của anh/chị. (Xin vui lòng điền tỉnh và thành phố) *

5. Xin hãy cho biết trình độ học vấn của anh/chị. *

Mark only one oval.

- Tốt nghiệp cấp 3
- Tốt nghiệp đại học
- Tốt nghiệp Thạc sĩ
- Tốt nghiệp Tiến sĩ và trên Tiến sĩ

6. Xin hãy cho biết công việc hiện tại của anh/chị. *

Mark only one oval.

- Du học sinh trường tiếng Nhật
- Du học sinh trường Chuyên môn
- Du học sinh trường Đại học và Cao đẳng
- Nghiên cứu sinh sau đại học
- Người đang đi làm trong công ty có nhiều liên hệ với Việt Nam
- Người đang đi làm trong công ty ít có liên hệ với Việt Nam

7. Xin hãy cho biết chuyên ngành học của anh/chị. *

Mark only one oval.

- Tôi là học sinh trường tiếng Nhật và chưa từng được đào tạo chuyên ngành.
- Giáo dục
- Ngôn ngữ
- Kinh tế
- Chính trị và xã hội
- Kỹ thuật
- Mỹ thuật
- Nấu ăn
- Thiết kế và Xây dựng
- Other: _____

8. Anh/chị sang Nhật được bao lâu rồi? *

Mark only one oval.

- Dưới 6 tháng
- Từ 6 tháng đến dưới 1 năm
- Từ 1 năm đến 3 năm
- Từ 3 năm đến 5 năm
- Trên 5 năm

Câu hỏi về trải nghiệm
sử dụng dịch vụ công
tại Việt Nam

Sau đây là các câu hỏi về trải nghiệm sử dụng dịch vụ công của anh/chị.
Ví dụ như xin giấy tờ của nhà nước, làm chứng minh thư, làm hộ chiếu
trong nước...

9. Lần gần nhất anh/chị sử dụng dịch vụ công tại Việt Nam là khi nào? *

Mark only one oval.

- Trong vòng 6 tháng trở lại đây
- Từ 6 tháng đến 1 năm trước
- Từ 1 năm đến 2 năm trước
- Hơn 2 năm trước
- Trước lúc sang Nhật lần đầu tiên

10. Anh/chị đã sử dụng dịch vụ gì khi đó? *

Check all that apply.

- Làm lại/xin cấp mới chứng minh thư
- Làm lại/xin cấp mới hộ chiếu
- Xin các giấy tờ chứng minh nhân thân, chứng minh công việc, chứng minh thu nhập...
- Thi lấy bằng lái
- Xin công chứng

Other: _____

11. Anh/chị đã sử dụng dịch vụ tại cơ quan nào? *

Mark only one oval.

- Ủy ban nhân dân
- Cơ quan công an
- Cơ quan cấp bằng và các loại chứng chỉ
- Other: _____

12. Anh/chị đã sử dụng dịch vụ tại địa phương nào? (Đề nghị ghi quận (huyện), thành phố (tỉnh). *

13. Anh/chị đánh giá thế nào về thái độ phục vụ của công chức nhà nước khi đó? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Rất kém	<input type="radio"/>	Rất tốt				

14. Anh/chị đánh giá thế nào về sự thay đổi của dịch vụ công của Việt Nam trong lần sử dụng gần nhất so với trước đó? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Kém hơn lần trước	<input type="radio"/>	Tốt hơn lần trước				

15. Khi thực hiện thủ tục ở các cơ quan dịch vụ công này, anh/chị có được đề nghị trả thêm phí bên ngoài để được giải quyết sớm hơn hay không? *

Mark only one oval.

- Tôi không được đề nghị như vậy. *Skip to question 18*
- Tôi được đề nghị nhưng đã từ chối. *Skip to question 18*
- Tôi được đề nghị và đã chi trả theo đề nghị đó. *Skip to question 16*

Câu hỏi về trải nghiệm sử dụng dịch vụ công tại Việt Nam

16. Nhân tố nào dẫn đến quyết định này của anh chị?

Check all that apply.

- Vì tôi lo lắng sẽ bị gây khó khăn nếu không nộp thêm phí ngoài.
- Vì tôi đang cần gấp.
- Vì bảo đảm chắc chắn được xử lý kịp thời.
- Vì số tiền không quá lớn so với kết quả nó mang lại.
- Vì mọi người đều làm như vậy.

Other: _____

17. Anh/chị đã chi trả bao nhiêu để được giải quyết nhanh hơn? *

Mark only one oval.

- Dưới 50.000 đồng
- Từ 50.000 đồng đến 100.000 đồng
- từ 100.000 đồng đến 500.000 đồng
- Trên 500.000 đồng

Câu hỏi về trải nghiệm sử dụng dịch vụ công tại Việt Nam

18. Anh/chị có cảm nhận thế nào về việc phải nộp thêm tiền ngoài quy định để nhận giấy tờ nhanh hơn? *

Mark only one oval.

- Đây là hành vi trái luật và không thể chấp nhận được.
- Đề nghị này là bình thường nhưng tôi cảm thấy trả thêm như vậy là lãng phí.
- Nếu trả thêm một chút để nhận được giấy tờ nhanh hơn thì trả thêm cũng được.

19. Anh/chị sẵn sàng trả thêm bao nhiêu để nhận được giấy tờ nhanh hơn? *

Mark only one oval.

- Tôi sẽ không trả thêm tiền.
- Dưới 50.000 đồng
- Từ 50.000 đồng đến dưới 100.000 đồng
- Trên 100.000 trở lên cũng được nếu đó là giấy tờ tôi cần gấp.

20. Trong quá khứ, anh chị đã từng đưa tiền hoặc quà tặng để xử lý công việc bao giờ hay chưa? Nếu có thì thực hiện trong lĩnh vực nào? *

Mark only one oval.

- Tôi chưa bao giờ làm như vậy.
- Tôi từng làm như vậy để được điểm cao trong môn học.
- Tôi từng làm như vậy để thi đỗ chứng chỉ.
- Tôi từng làm như vậy để được giải quyết vấn đề nhanh hơn.
- Tôi từng làm như vậy để được trị liệu y tế tốt hơn.
- Tôi từng làm như vậy để được nhận vào công ty
- Tôi từng làm như vậy để được thăng chức
- Other: _____

Câu hỏi về tiếp cận thông tin từ nước ngoài

21. Anh/chị có thường xuyên quan tâm đến các tin tức trong nước không? *

Mark only one oval.

	1	2	3	4	5	
Không quan tâm	<input type="radio"/>	Rất quan tâm				

22. Anh/chị thường quan tâm và xem nội dung nào? *

Mark only one oval.

- Tin tức kinh tế
- Tin tức thời sự, chính sách
- Các chương trình gameshow và chương trình giải trí
- Phim truyện
- Other: _____

23. Anh/chị thường tiếp cận thông tin qua phương tiện nào? *

Mark only one oval.

- Điện thoại di động kết nối internet
- Laptop, máy tính bàn, máy tính bảng
- Tivi
- Other: _____

24. Anh/chị thường xem thông tin trên trang mạng nào? *

Check all that apply.

VNexpress.net

Dantri.com

vietnamnet

youtube

facebook

instagram

line

Other: _____

25. Anh/chị có hay xem thông tin liên quan đến tham nhũng và hối lộ hay không? *

Mark only one oval.

Tôi không xem tin tức về vấn đề này.

Tôi chỉ xem những tin bạn bè chia sẻ.

Tôi thường xuyên chủ động cập nhật tin tức về vấn đề này.

26. Xin hãy đánh giá mức độ thành công của các chính sách chống tham nhũng của chính phủ hiện nay. *

Mark only one oval.

1 2 3 4 5

Rất kém Rất tốt

27. Anh/chị có cảm thấy công tác phòng, chống tham nhũng của chính phủ Việt Nam trong năm nay đã có tiến bộ hay không? *

Mark only one oval.

1 2 3 4 5

Thụt lùi nhiều so với năm trước Có tiến bộ nhiều so với năm trước

28. Anh/chị có thường xuyên thảo luận về các vấn đề chính sách của nhà nước hay không? *

Mark only one oval.

1 2 3 4 5

Không bao giờ thảo luận Rất thường xuyên

29. Anh/chị thường thảo luận với bạn bè về chính sách của nhà nước qua phương tiện nào? *

Check all that apply.

- Tôi không thảo luận các vấn đề chính sách.
 Qua trang mạng xã hội của cá nhân như Facebook, Instagram...
 Qua điện thoại.
 Gặp mặt trò chuyện trực tiếp.

Other: _____

This content is neither created nor endorsed by Google.

Google Forms

謝 辞

本論文はベトナム汚職に関する研究成果である。筆者がこのテーマを選んだ 2016 年の春にはベトナム国内の状況は現在のように（反汚職制度の）未来が明るいものではなかった。汚職はタブー視されたと言っても過言ではない。汚職に関する研究はなされていないわけでもないが監察官および検察官など「内部の人の領域」と暗黙に決められ、研究成果もさほど公開されていなかった。筆者が汚職について研究すると決めた時、家族と周りのベトナムの友人の心配そうな様子はまだ記憶に新しい。実際研究する際に、関連情報の集計も容易ではなかった。汚職どころか不正行為について尋ねるとすぐにインタビューやアンケート調査を断られた場面は何度もあった。一般市民もそうであるが反汚職分野で活動している人々はなおさら慎重な姿勢を示していた。乗り越えられない壁が目の前にあったと思い、あきらめそうになった時期はあった。

ここまでたどり着いたのは、もちろんベトナム国内の変化の要因もあるが何より、指導教官である小山田先生のご指導のおかげである。私の研究を信じてくださり、私が今に至るまで歩んできた一步一步を見守ってくださった小山田先生に謝辞を述べたい。専門知識以外に研究者としての経験をいろいろ教えていただいた。先生の「研究は研究者の作品で Art のようなものである。」というお言葉には非常に感銘を受け、特に印象深く、今でも心に残っています。

さらに、同志社大学グローバルスタディーズ研究科の先生方に深謝の意を表したい。研究経験はまだ浅い私にいろいろなご指導をいただき、学术论文を書くたびに、新しいことを先生方から学ぶことができた。そして、日々お世話してくださるグローバルスタディーズ研究科の事務の方にも感謝の意を表す。外国に留学している私にとって、皆様のいつも笑顔で親切なご対応は新生活でも心強い味方になった。

また、本論文の完成には日本語の面に関していろいろ教えていただき、修正していただいた方に謝辞を述べたい。渡辺さん、橋本さん、井手口さん、古城さん、そして森さん、私の研究を理解していただき、日本語を細かいところまで見てくださり、感謝の意を表す。そして、英語の論文についていろいろ助けてもらった Armand Christopher C. Rolan にも感謝を述べたい。

外国留学することは大変でさまざまな困難に直面した。その中でも、財政的援助は非常に重要であった。本研究のために行ったフィールドワークは同志社大学グローバルスタディーズ研究科の旅費補助をいただいたことで現場調査を終えることが出来た。そして、私のことを信じてくださり、奨学金を与えてくださったロータリー米山記念奨学会、お世話になった南ロータリークラブの方々に深い感謝を述べたい。

最後に、両親に本論文を捧げたい。常に両親は私を支えてくれ、その応援が私の力になった。特に、新型コロナウイルスの影響で2年間連続現場調査を行うことができず、必要な情報をなかなか手に入れられなかった時期は、両親が調査面でもサポートしてくれた。いつも明るく、温かい応援をしてくれた母と厳格な言葉で背中を押してくれた父に心から感謝している。

本論文は改善すべきところがまだあるが、多くの人々の助けにより完成することができた。ここに至るまでに、多くの人々との関わりが心に残っている。これからも感謝とともに研究者として前に進み続け、受けた御恩を世界に還元したいと思っている。

2021年11月末 京都にて

グエン・タン・フエン